

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年8月8日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 144-8581

住 所 東京都大田区南蒲田2-16-2

法人名 山一電機株式会社

代表者 亀谷 淳一

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-3734-0110

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	山一電機株式会社 佐倉事業所		
事業場の所在地	千葉県佐倉市大作1-4-1		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類： 製造業	中分類：	電子部品・デバイス・電子回路製造業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額： 33.9億円		
③従業員数	208人		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	燃えやすい廃油・汚泥→焼却 廃酸→中和 廃アルカリ→焼却・中和		

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

佐倉環境管理委員会→廃棄物管理統括責任者（佐倉事業所長）→特別管理産業廃棄物管理責任者（有資格者）→各部門（製造・評価・技術・総務管理）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）
	排出量	942.64 t	1273.58 t
	（これまでに実施した取組） なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）
	排出量	1300 t	1700 t
	（今後実施する予定の取組） なし		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） なし
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
	なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		
	なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		
なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）
	全処理委託量	942.64 t	1273.58 t
	優良認定処理業者への処理委託量	942.64 t	62.06 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組） なし			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）
	全処理委託量	1300 t	1700 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1300 t	100 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) なし			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		2229.03 t
	(今後実施する予定の取組等) 全量・全件について電子マニフェストを使用している		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を超える有害物質）	燃えやすい廃油						
	排出量	12.56 t	0.254 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	を超える有害物質	燃えやすい廃油						
	排出量	0 t	0.4 t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	を超える有害物質	燃えやすい廃油						
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	を超える有害物質	燃えやすい廃油						
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	を超える有害物質	燃えやすい廃油						
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	を超える有害物質	燃えやすい廃油						
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	を超える有害物質	燃えやすい廃油						
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	を超える有害物質	燃えやすい廃油						
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	を超える有害物質	燃えやすい廃油						
	全処理委託量	12.56 t	0.254 t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	12.56 t	0.254 t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	を超える有害物質	燃えやすい廃油						
	全処理委託量	0 t	0.4 t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0.4 t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t	

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年8月8日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 144-8581

住所 東京都大田区南蒲田2-16-2

法人名 山一電機株式会社

代表者 亀谷 淳一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3734-0110

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	山一電機株式会社 佐倉事業所		
事業場の所在地	千葉県佐倉市大作1-4-1		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 電子部品・デバイス・電子回路製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2550.4 t	全処理委託量	2550.4 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	1000.4 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

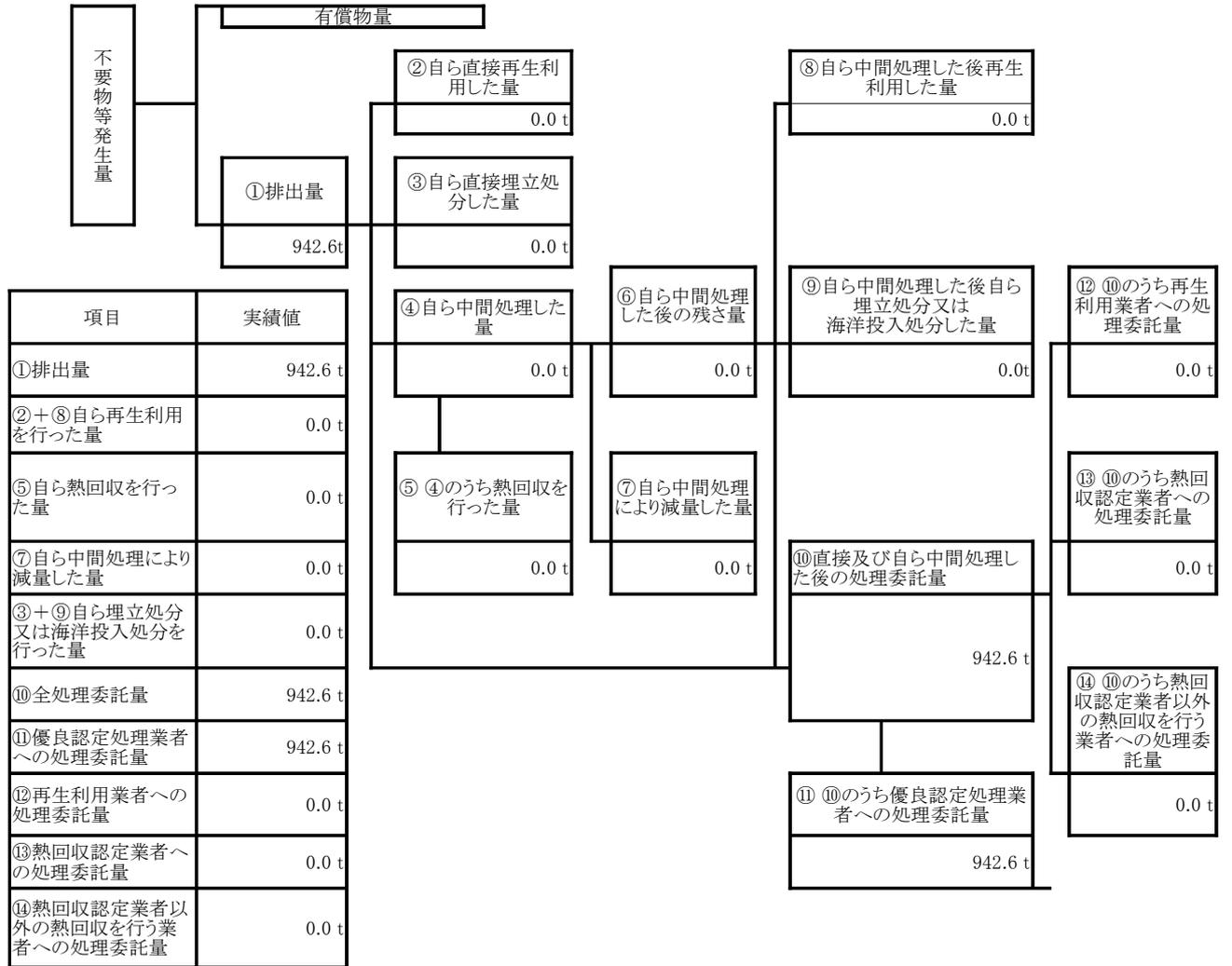
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	1575.4 t
	前年度(令和6年度)	2229 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 電子マニフェスト導入済		

(日本産業規格 A列4番)

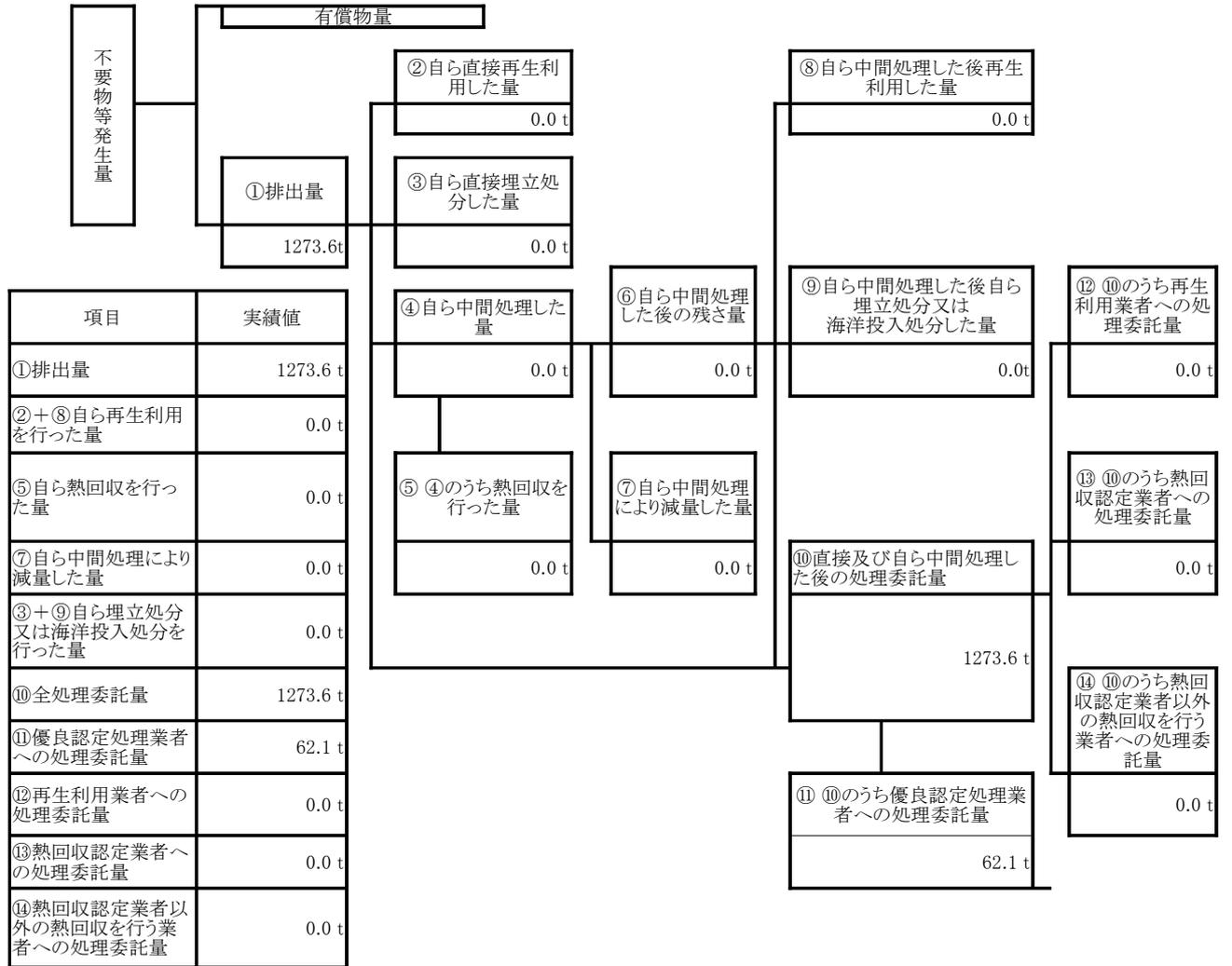
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: pH2.0以下の廃酸)



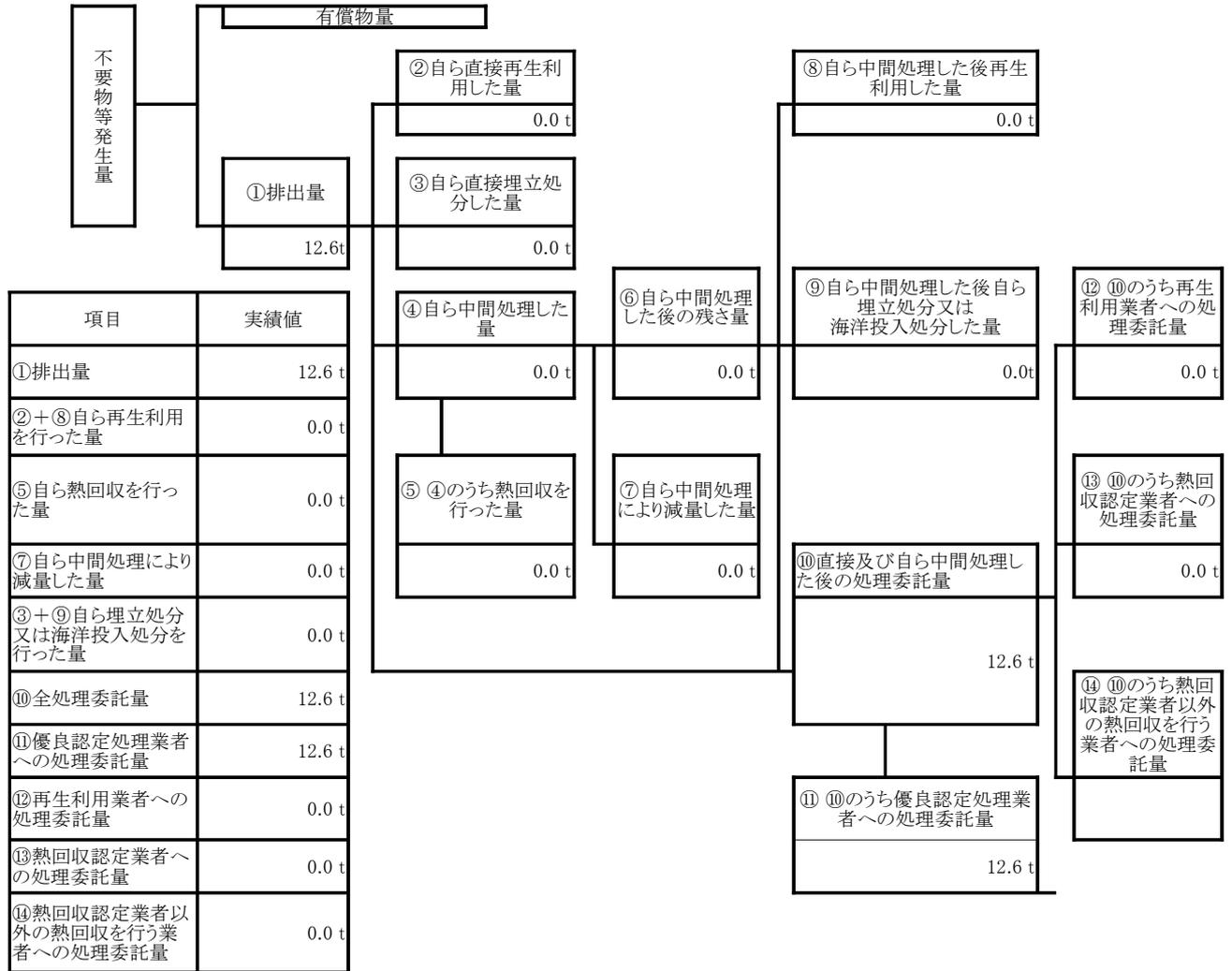
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(基準値を超える有害))



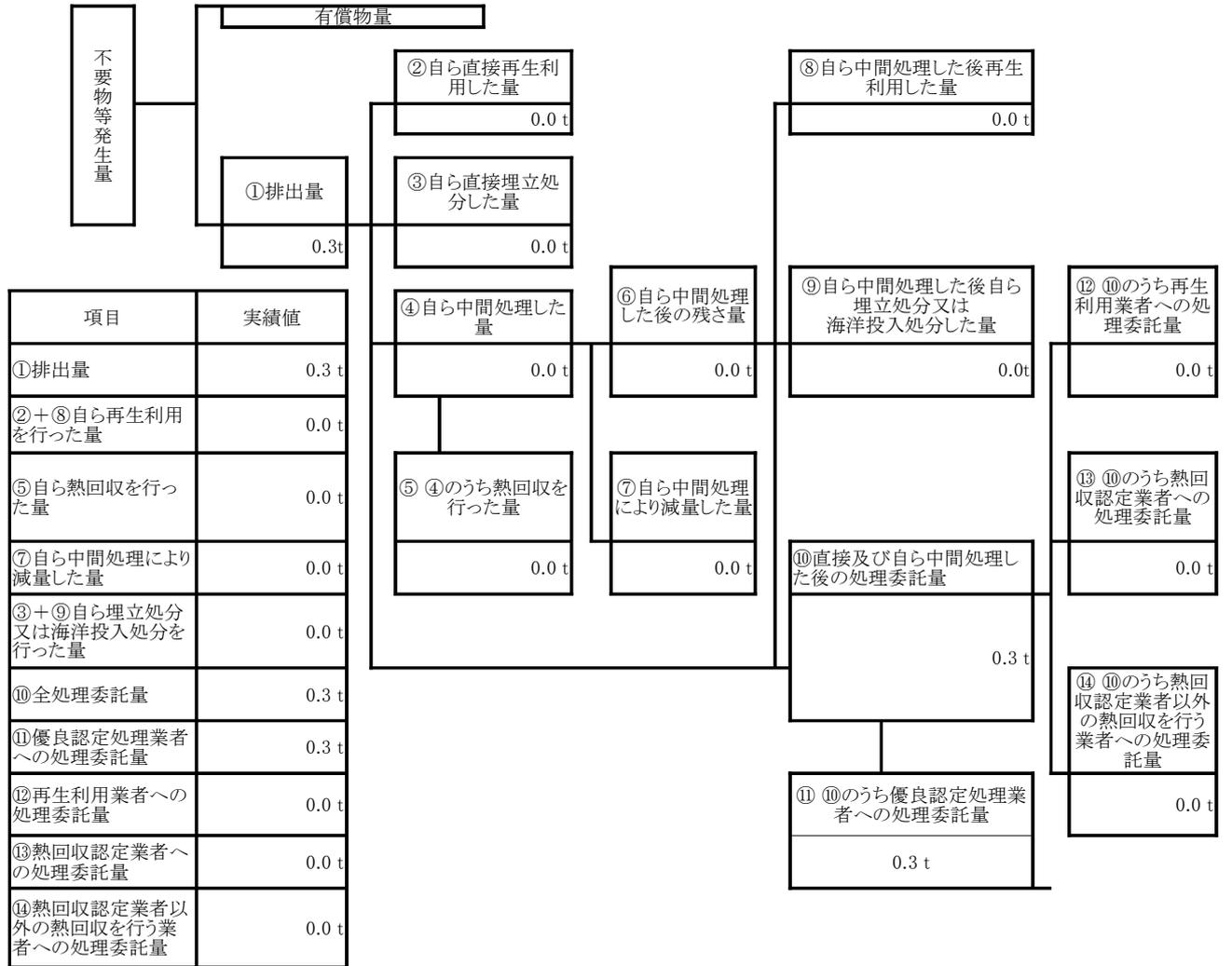
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 基準値を超える有害物質を含む)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 燃えやすい廃油)



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2025年 4月28日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒299-0107

住 所 千葉県市原市姉崎海岸 1 1 2 番地

氏 名 ヤマカ建材工業株式会社 市原工場

代表取締役 笠原 啓二

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-61-5012

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

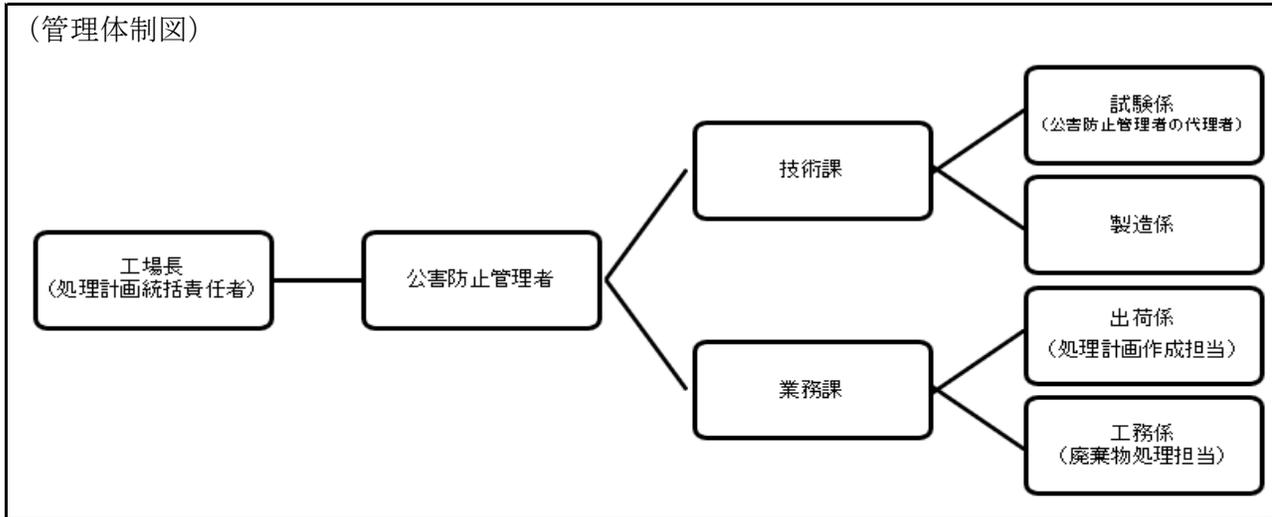
事業場の名称	ヤマカ建材工業株式会社 市原工場
事業場の所在地	千葉県市原市姉崎海岸 1 1 2 番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E21-窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷量-55,000m ³
③ 従業員数	25人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>注) 余剰コンクリート=残コン</p>

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	排出量	4,036 t	310 t
	(これまでに実施した取組) 当社関連工場にある破砕機で処理を行い、路盤材料（RC砕石）等の用途として売却。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	排出量	3,500 t	250 t
	(今後実施する予定の取組) ①これまで通り当社関連工場にある破砕機で処理を行い、路盤材料等（RC砕石）の用途として売却。 ②出荷の際、購入者との打ち合わせを徹底し、戻りコン及び残コンの削減に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートくず及び脱水ケーキを混ぜて関連工場にある破砕機にて処理。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートくず及び建設汚泥及び脱水ケーキ。 コンクリートくずと脱水ケーキは今までと通りですが、建設汚泥は極力減らし再生利用業者に委託する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	全処理委託量	4,036 t	310 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	4,036 t	310 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 残コンに関しては、輸送係及び購入者との連絡を密に行い、削減に努めている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	全処理委託量	3,500 t	250 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	3,500 t	250 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今まで通り輸送係及び購入者との連絡を徹底し、戻りコン・残コンの削減に努める。また、残コンに対しても処理費用が発生する旨を購入者に周知していく。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年 4月28日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒299-0107

住 所 千葉県市原市姉崎海岸112

氏 名 ヤマカ建材工業株式会社 市原工場

代表取締役 笠原 啓二

電話番号 0436-61-5012

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	ヤマカ建材工業株式会社 市原工場
事業場の所在地	千葉県市原市姉崎海岸112
事業の種類	E21-窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

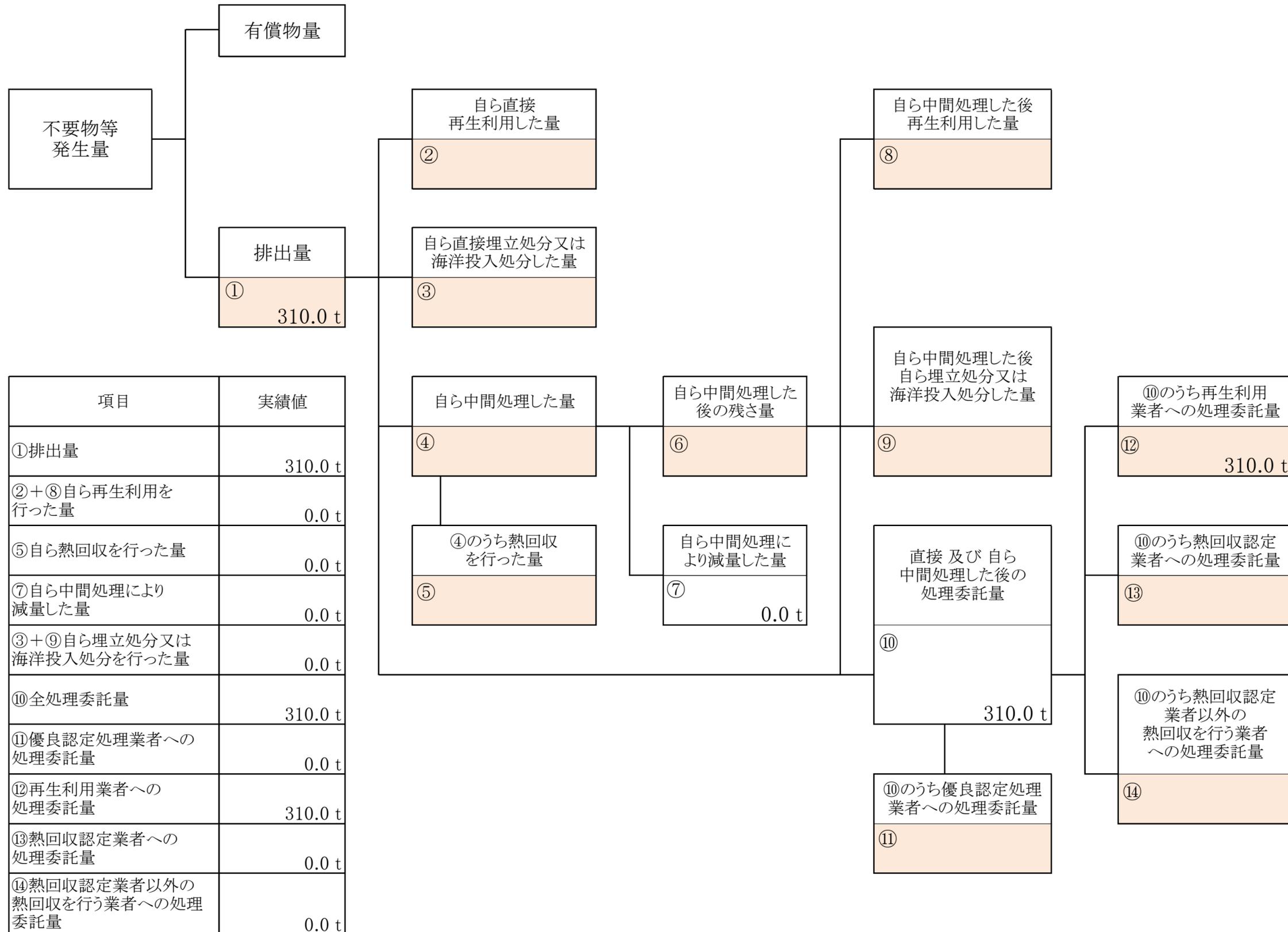
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	3500.0 t	全 処 理 委 託 量	3000.0 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	500.0 t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		再生利用業者への 処 理 委 託 量	3000.0 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	

※事務処理欄

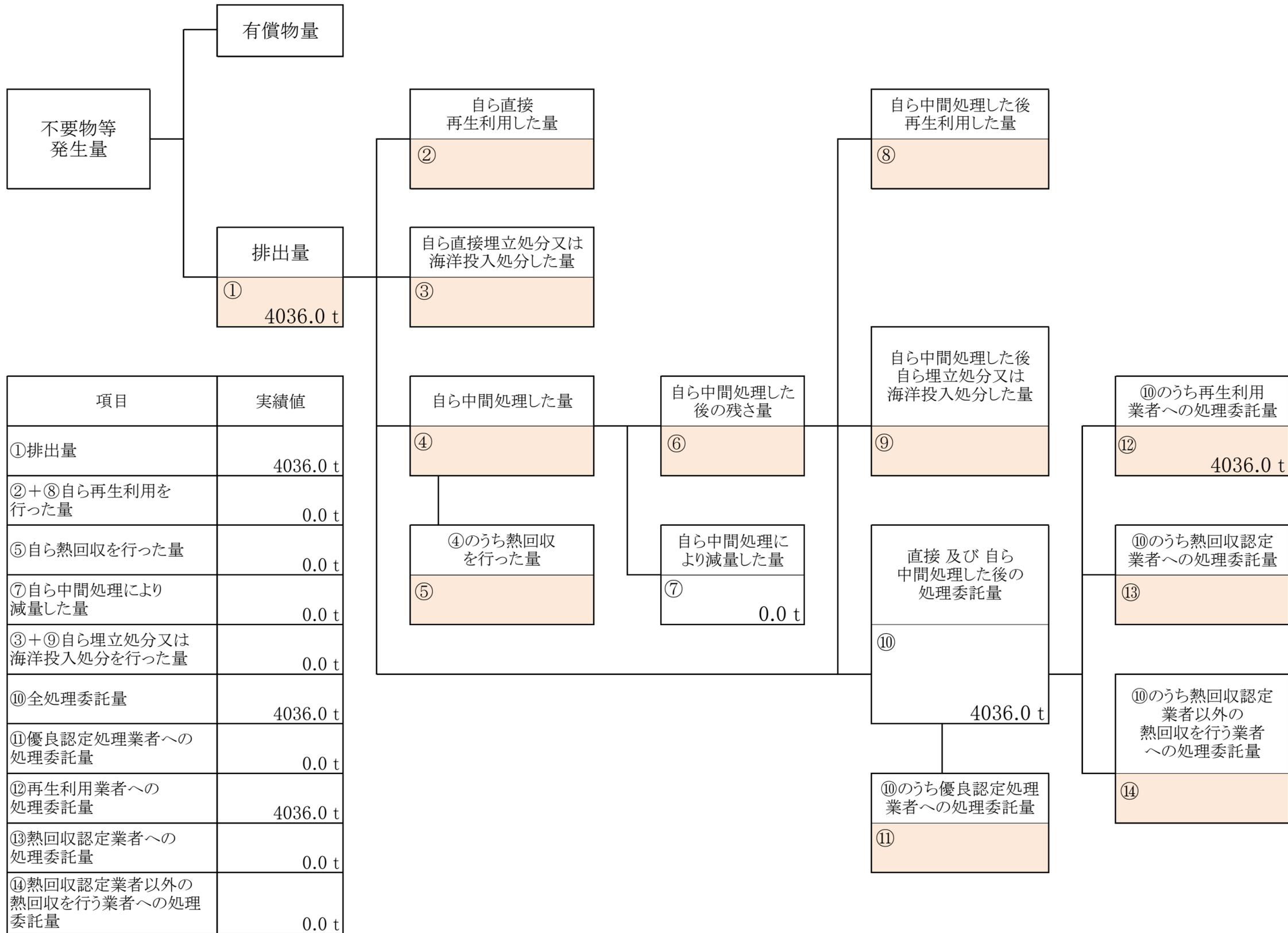
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **汚泥**)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **コンクリートくず**)



項目	実績値
①排出量	4036.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	4036.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用者への処理委託量	4036.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 26日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒271-8580

住 所 千葉県松戸市南花島向町319

氏 名 執行役員工場長 今川 政弘

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-364-1231

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	山崎製パン株式会社松戸工場
事業場の所在地	千葉県松戸市南花島向町319
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

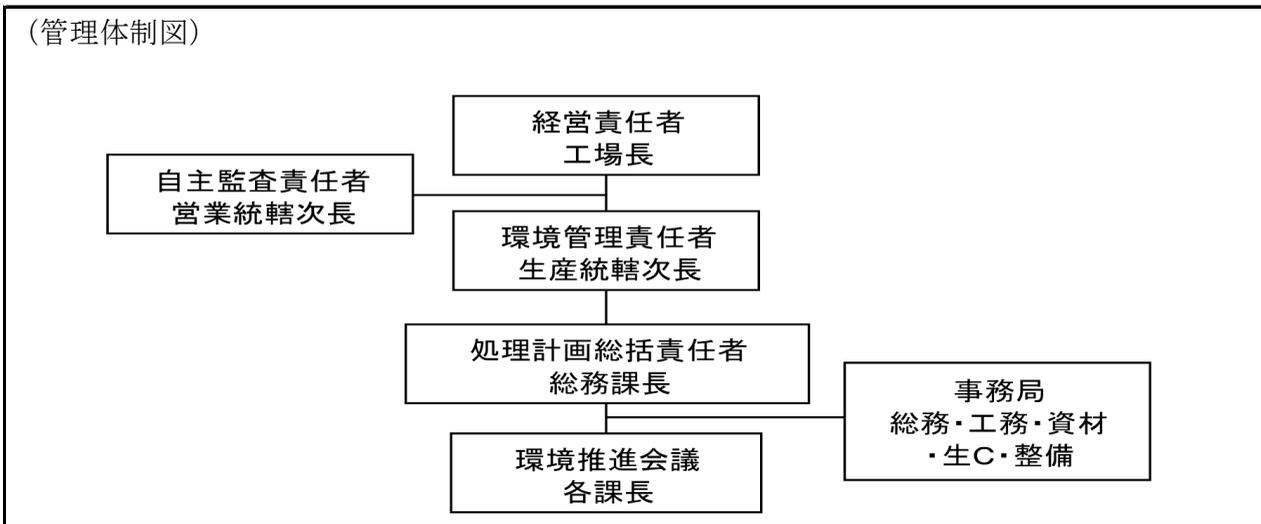
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E09-食料品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 397.9億円
③ 従業員数	1,416名

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>産業廃棄物の一連の処理の行程</p> <pre> graph LR A[製品製造工程] --> B[有償物] A --> C[動植物性残さ 廃プラスチック 汚泥] A --> D[廃油] B --> E[委託処理 (再生利用業者で処理)] C --> F[委託処理 (再生利用業者で処理)] C --> G[委託処理 (熱回収業者で焼却処理)] D --> H[委託処理 (焼却処理)] I[工場設備等] --> J[金属くず・その他] J --> K[有償物] J --> L[委託処理 (再生利用業者で処理・最終処分)] </pre>
------------------	--

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	排出量	1157.5 t	20425.8 t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底と処理を見直し、一部有償物としての売却を行い、廃棄物の排出量を抑制。 毎月の管理職会議の資料にて廃棄物状況報告を行い、分別強化の啓蒙活動を徹底する。 使用している蛍光灯をLEDに変更。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	排出量	1130 t	20000 t
	(今後実施する予定の取組) 動植物性残さにつきましては製品製造時におけるフィリング類を最後まで使い切ることを徹底させ、総重量を削減する。 廃プラスチック類につきましては、原料袋・粉袋を紙資源として活用できるものを極力分別し、有償化を進めるとともに総重量を減らす。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類：未使用包材を分別し有償物として売却 動植物性残さ：有償物として売却できるものを分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の取り組みを引き続き継続して行う。 分別の見直しをさらに図り、有償化を進め、排出物の抑制を図るとともに質の高いリサイクル方法を検討していく。 掲示物、社内教育により分別意識を向上させる。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	18943.5 t
(これまでに実施した取組)			
汚泥の脱水処理。 クリーム、フィリングの分別廃棄。 水回りにフィリング分別を呼びかける掲示物を設置。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	18550 t
(今後実施する予定の取組)			
工場全体の節水を強化し、水の流入量を減らす。 器具を洗う前にフィリング・油類のふき取りを実施し、良い水質の状態を保つ。 社内教育を実施し、節水推進・水質改善に努める。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	全処理委託量	1157.5 t	1482.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	380 t	t
	再生利用業者への処理委託量	380 t	1482.3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	777.4 t	t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底による排出量の削減。 産業廃棄物から一部有償物へ移行。 優良認定処理業者へ委託変更。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	全処理委託量	1130 t	1450 t
	優良認定処理業者への処理委託量	370 t	t
	再生利用業者への処理委託量	370 t	1450 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	760 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後も同様の取り組みを継続する。 環境への負荷がより小さい処理方法へ切り替えていく。 廃プラスチックについては、処理方法を熱回収から固形燃料化への割合を増やしていく。 動植物性残渣については、焼却処理を減らし飼料化や肥料化、メタン発酵等の処理方法を検討していく。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	混合廃棄物	廃油	蛍光灯	乾電池	ガラス・陶器		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	混合廃棄物	廃油	蛍光灯	乾電池	ガラス・陶器		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	混合廃棄物	廃油	蛍光灯	乾電池	ガラス・陶器		
	全処理委託量	1070.4 t	100.7 t	0 t	0.3 t	0.3 t	7.2 t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	528.6 t	100.7 t	t	0.3 t	0.3 t	7.2 t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	528.6 t	100.7 t	t	0.3 t	0.3 t	7.2 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	541.8 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	混合廃棄物	廃油	蛍光灯	乾電池	ガラス・陶器		
	全処理委託量	1045 t	95 t	0.5 t	0.25 t	0.25 t	7 t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	515 t	95 t	0.5 t	0.25 t	0.25 t	7 t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	515 t	95 t	t	0.25 t	0.25 t	7 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	530 t	t	0.5 t	t	t	t	t	t

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒271-8580

住 所 千葉県松戸市南花島向町319

氏 名 執行役員工場長 今川 政弘

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

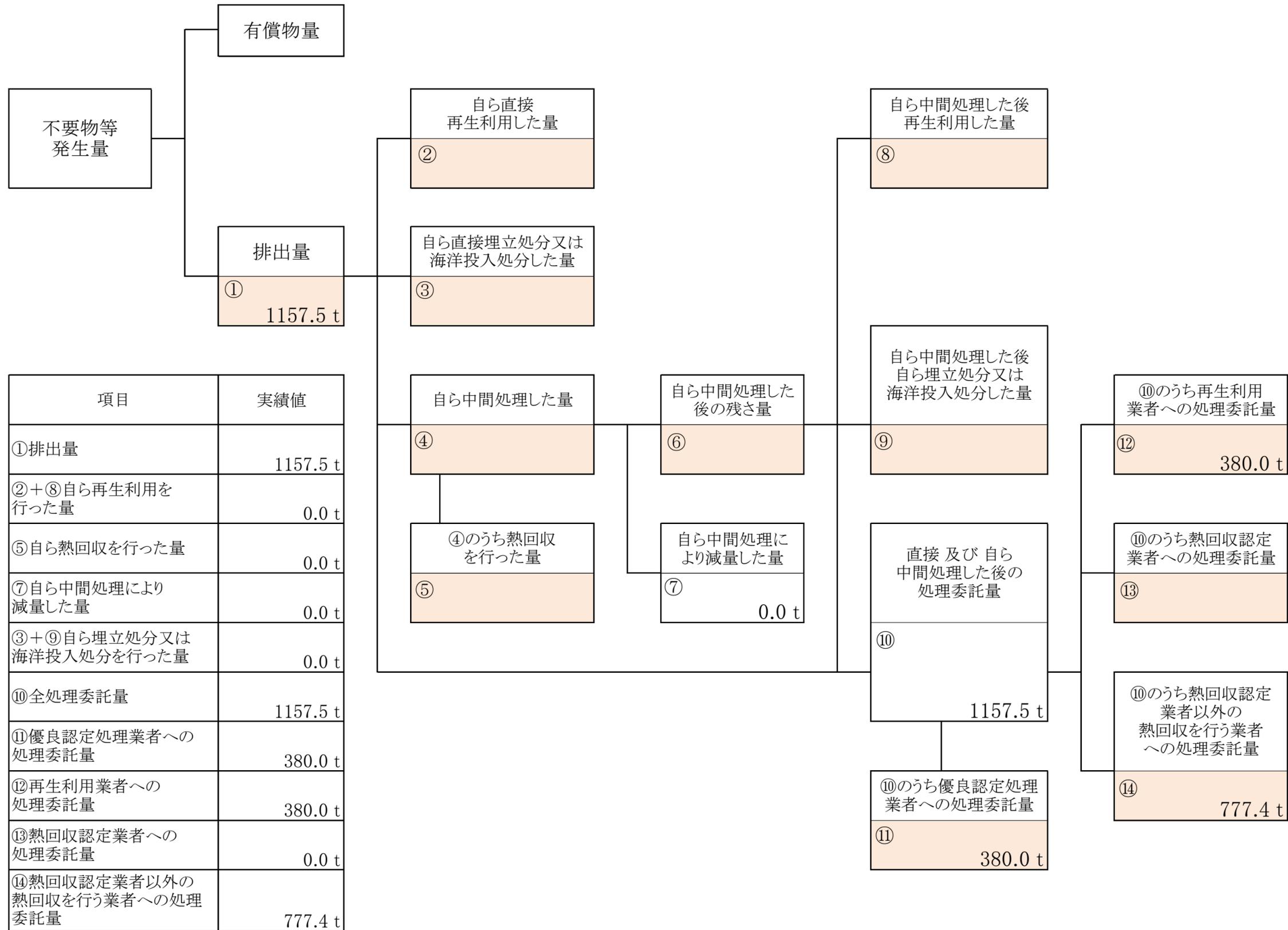
電話番号 047-364-1231

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	山崎製パン株式会社松戸工場		
事業場の所在地	千葉県松戸市南花島向町319		
事業の種類	E09-食料品製造業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	24143.7 t	全処理委託量	3649.7 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	-	優良認定処理業者への処理委託量	1115.7 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	-	再生利用業者への処理委託量	2520.5 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	20494.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	-
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1127.2 t
※事務処理欄			

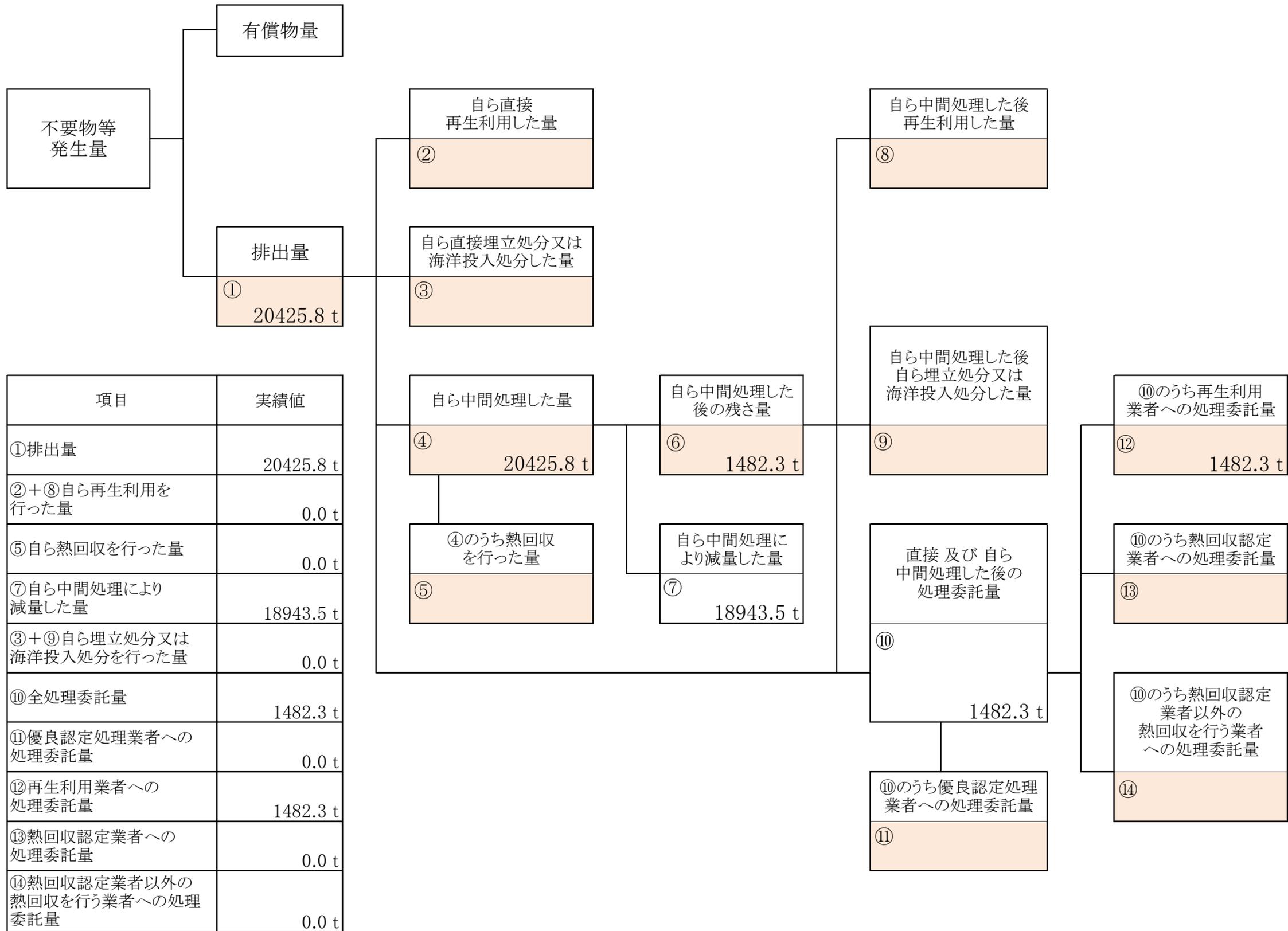
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **動植物性残渣**)



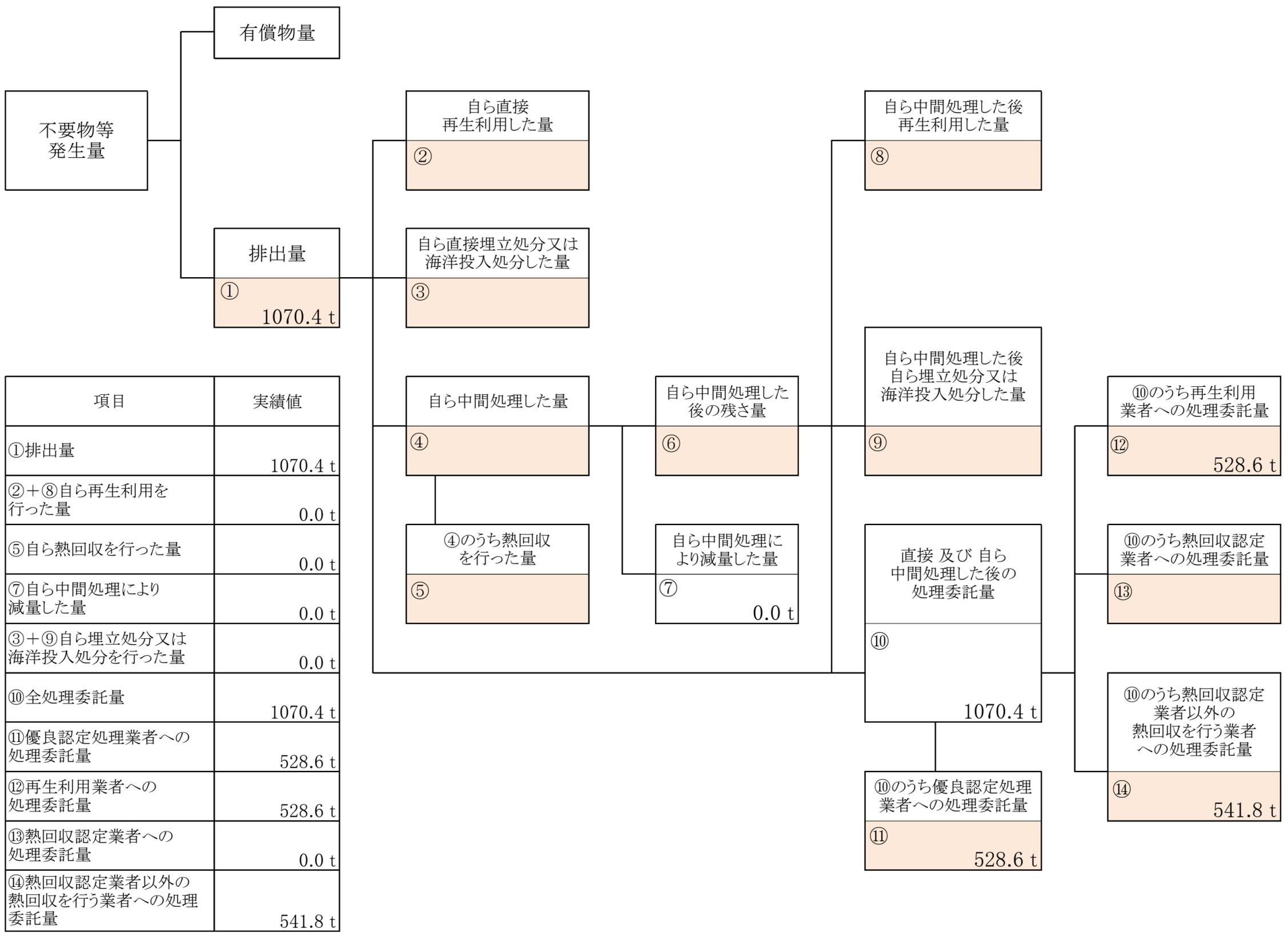
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **汚泥**)



計画の実施状況

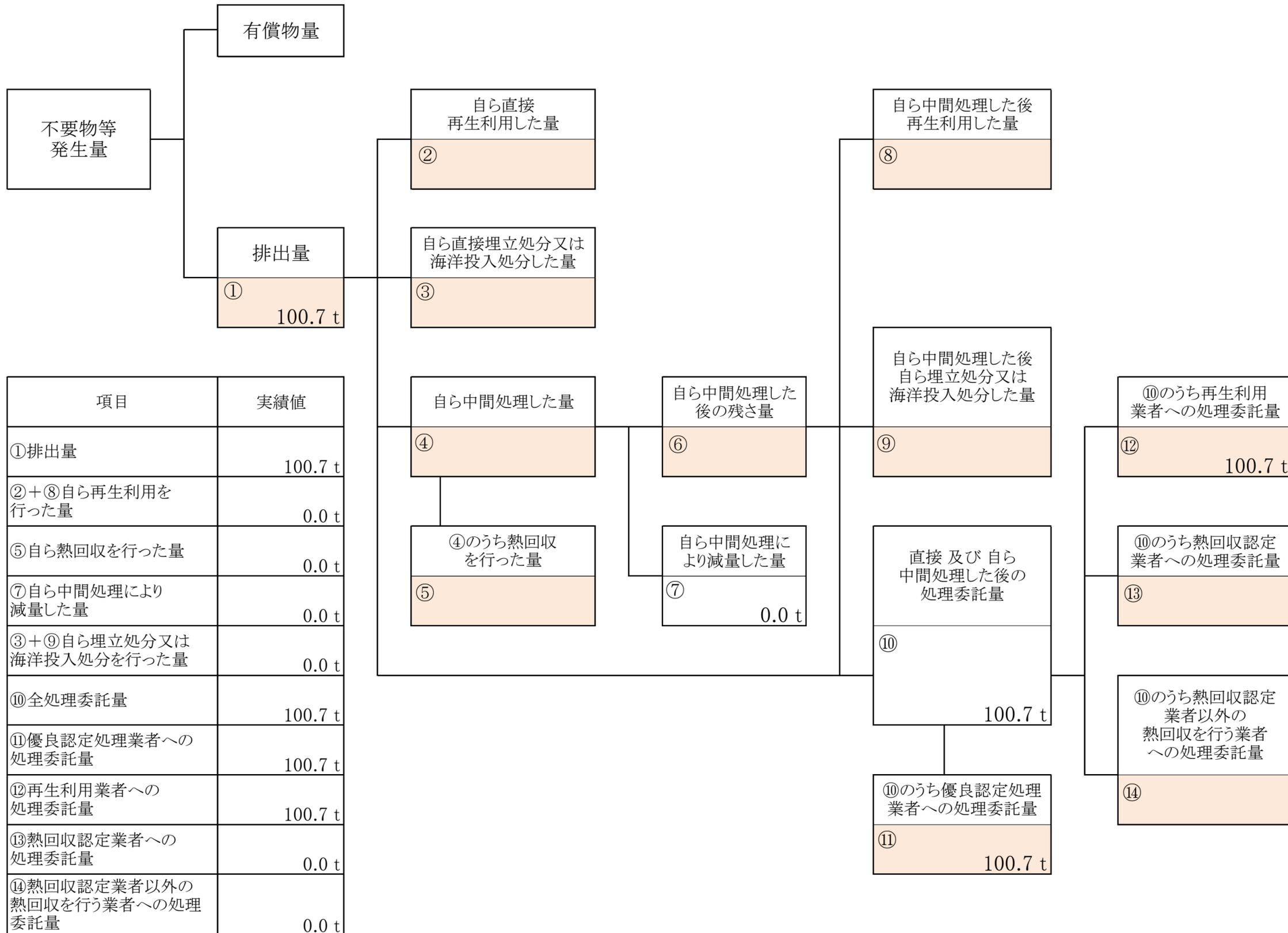
(産業廃棄物の種類: **廃プラスチック類**)



項目	実績値
①排出量	1070.4 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1070.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	528.6 t
⑫再生利用者への処理委託量	528.6 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	541.8 t

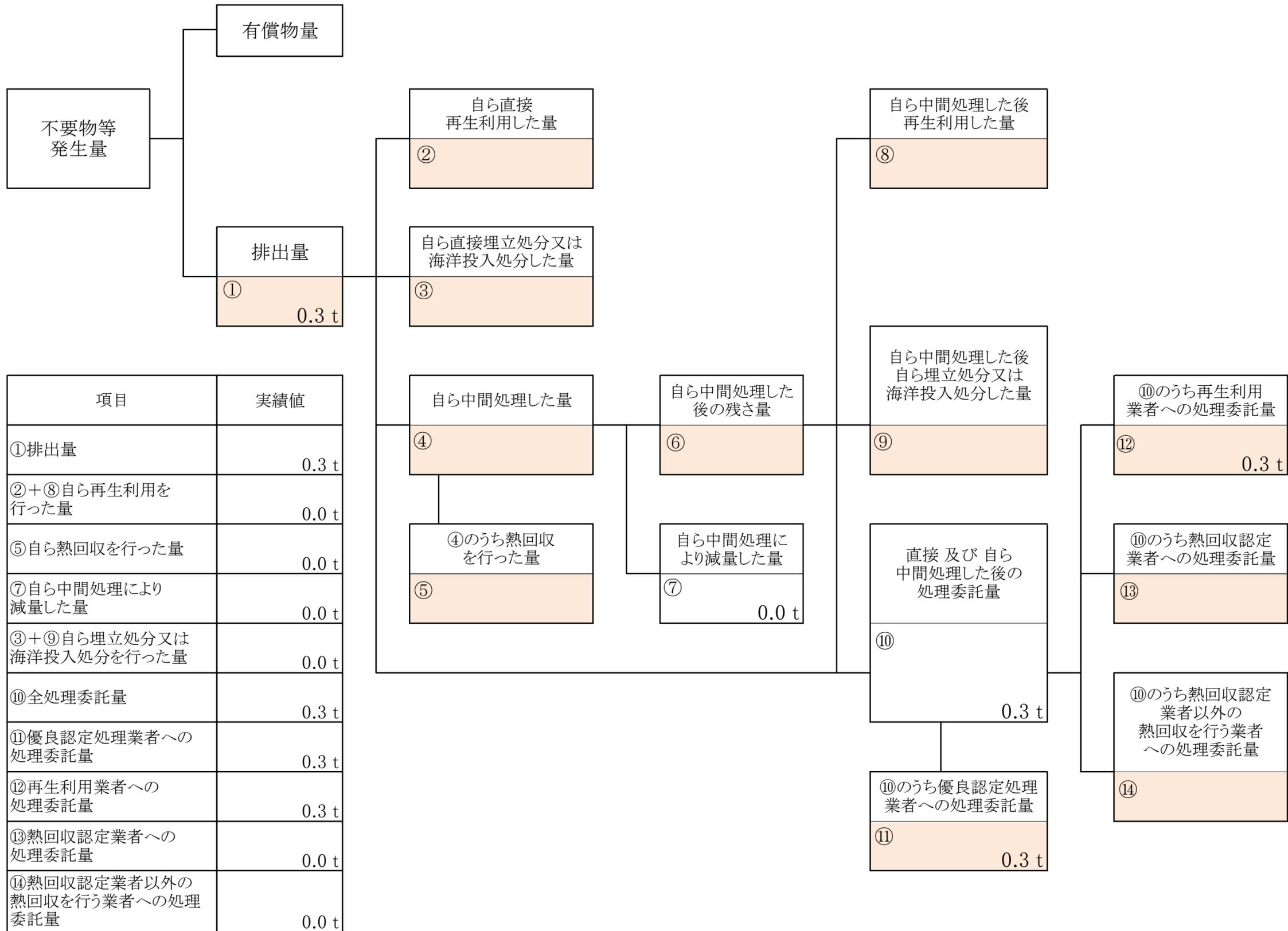
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **混合廃棄物**)



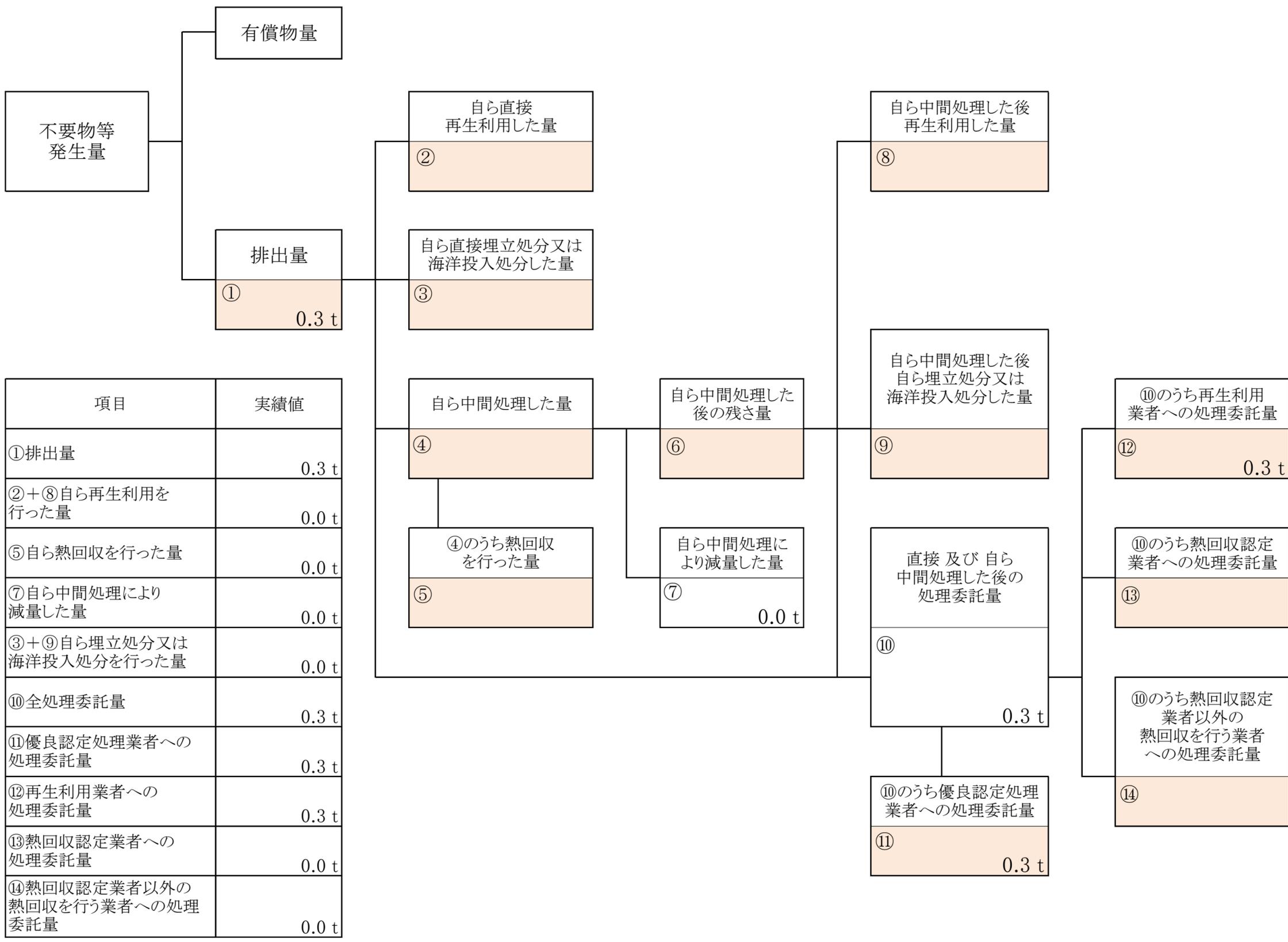
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **蛍光灯**)



計画の実施状況

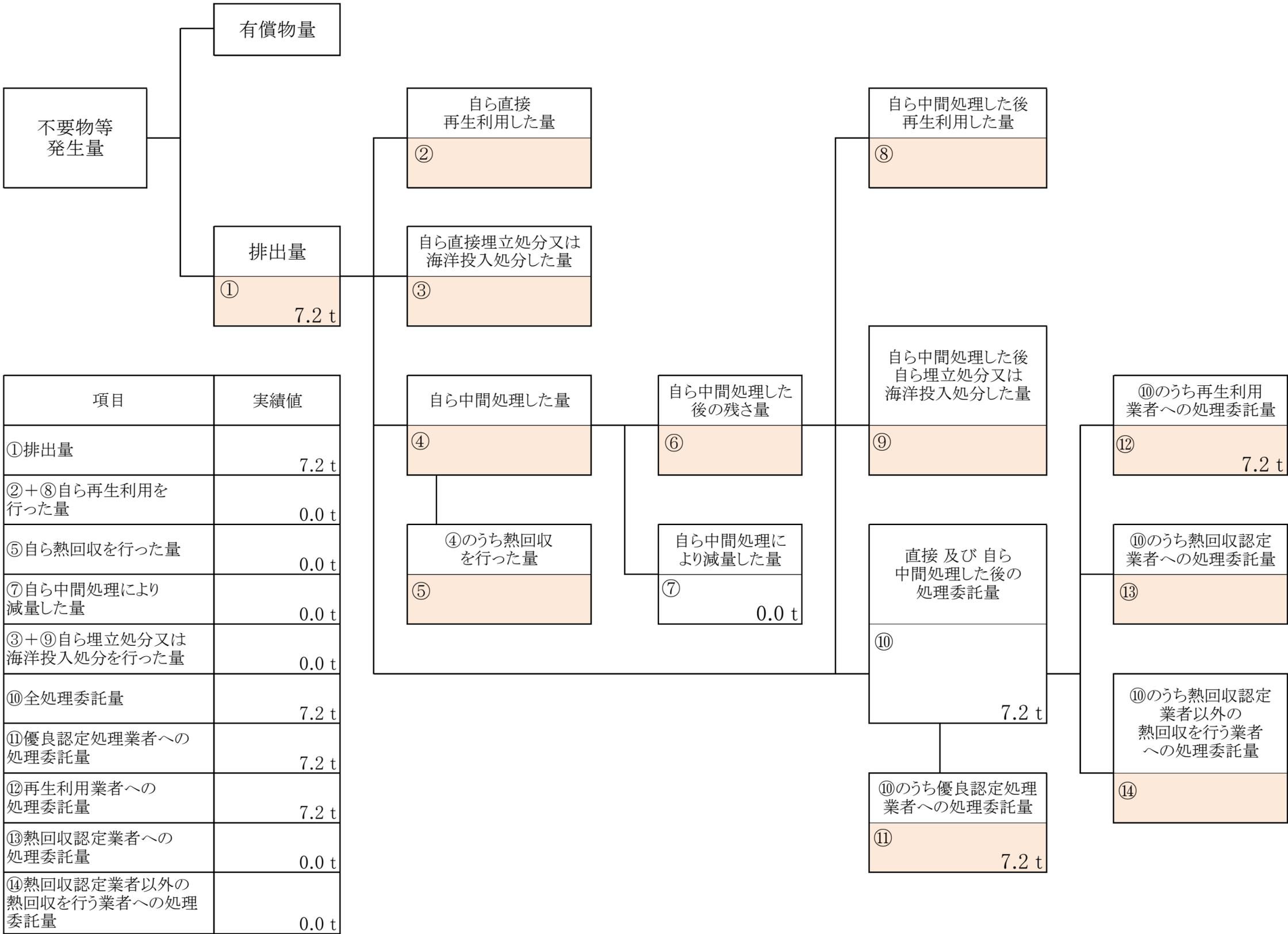
(産業廃棄物の種類: **乾電池**)



項目	実績値
①排出量	0.3 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.3 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.3 t
⑫再生利用者への処理委託量	0.3 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

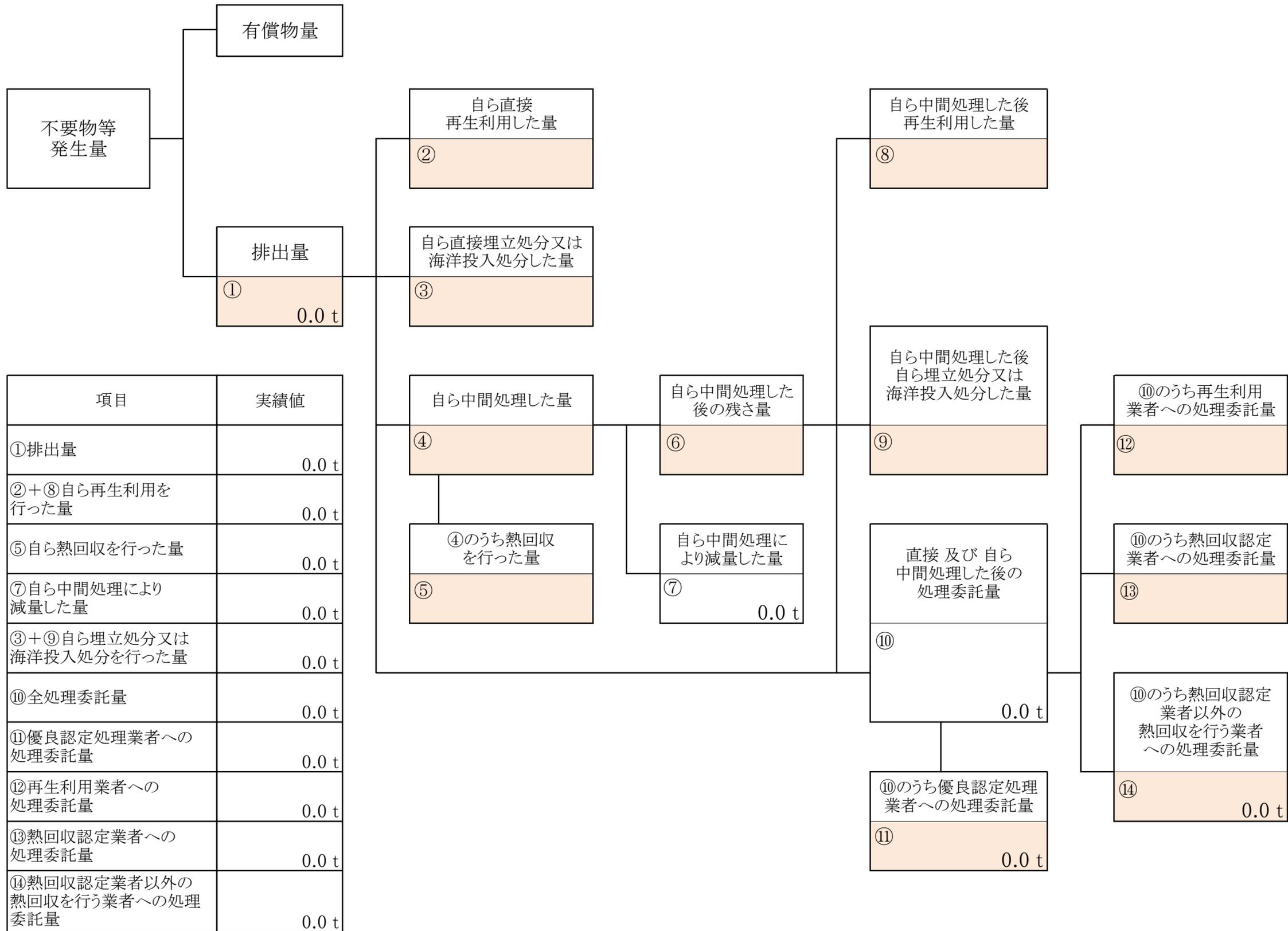
(産業廃棄物の種類: **ガラス・陶磁器**)



項目	実績値
①排出量	7.2 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	7.2 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	7.2 t
⑫再生利用業者への処理委託量	7.2 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃油**)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月17日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 288-0056

住 所 千葉県銚子市新生町2丁目10番地の1

法人名 ヤマサ醤油株式会社

代表者 石橋 直幸

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0479-22-0095

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ヤマサ醤油株式会社			
事業場の所在地	千葉県銚子市新生町2丁目10番地の1			
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項				
①事業の種類	大分類：	製造業	中分類：	食料品製造業
②事業の規模	643億円（2024年12月期）			
③従業員数	879名（2024年12月期）			
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）			

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) トップマネジメント (社長) 環境責任者 (製造本部長) 環境管理者 (環境保全室長) (処理計画書作成担当) すべての管理者 (各部署長)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	37718 t	445 t
	(これまでに実施した取組) ・醤油やつゆ等の商品を定期的にフードバンクへ提供することで、廃酸の排出を抑制し、食品ロス削減につなげている。 ・2024年8月より汚泥脱水機の更新を行い、運転管理を行っている。 ・排水処理の適切な運転管理により、汚泥の発生抑制を図っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	42652 t	406 t
	(今後実施する予定の取組) ・残液の付着した廃プラスチック類を洗浄し、有価物化を検討する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 社員のリサイクル意識を高めて、分別の徹底を行っている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 社員のリサイクル意識を高めて、引き続き分別の徹底を継続していく。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	424 t
	（これまでに実施した取組） ・ボイラー燃料として利用できなかった不純物の多い醬油油を、ろ過等を行い自家処理できるようにしている。 ・醬油油は売却分以外はボイラー燃料として再利用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	406 t
	（今後実施する予定の取組） ボイラー燃料として利用できなかった不純物の多い醬油油を、ろ過等を行い自家処理量を増やせるようにし、CO2削減を図る。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	35405 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	39979 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 脱水助剤等を利用して汚泥含水率の低減を図る。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	2313 t	21 t
	優良認定処理業者への処理委託量	646 t	21 t
	再生利用業者への処理委託量	1814 t	21 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理を委託する前に、該当する処分場において産業廃棄物が適正に処理できるか確認を行っている。契約後も産業廃棄物処分場の監査（一部文書監査）を定期的に監査を行っている。 ・優良認定業者と優先して契約を締結する。 ・監査記録とチェックリストを保管している。 		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	2673 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	904 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	2404 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水汚泥のリサイクル処理可能な業者の探索を行う。 ・残液の付着した廃プラスチック類の洗浄による有価物化、脱水助剤による含水率の低減化を実施していく。 			
※事務処理欄			

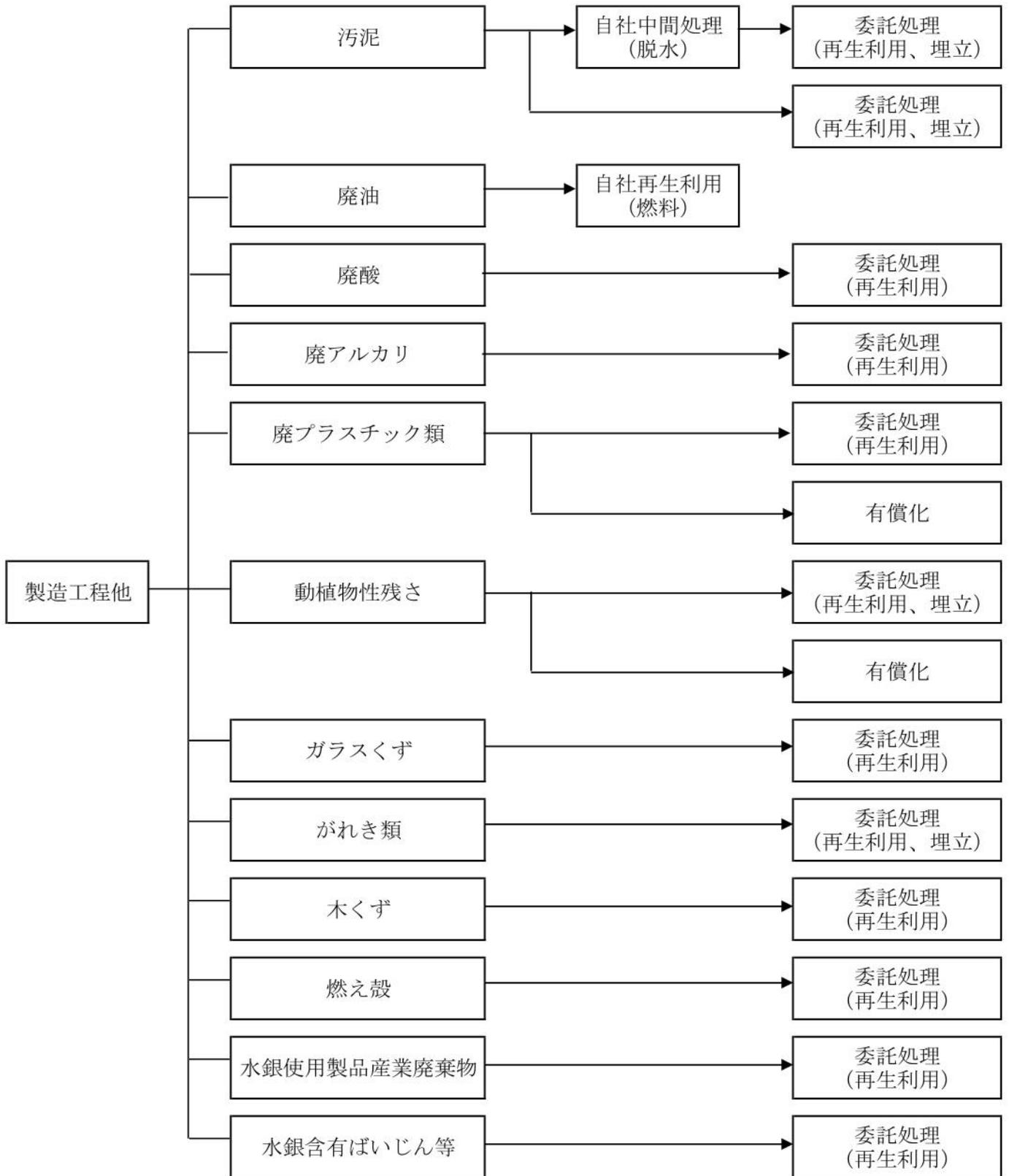
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)

産業廃棄物の一連の処理の工程



(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月17日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 288-0056

住所 千葉県銚子市新生町2丁目10番地の1

法人名 ヤマサ醤油株式会社

代表者 石橋 直幸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0479-22-0095

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	ヤマサ醤油株式会社		
事業場の所在地	千葉県銚子市新生町2丁目10番地の1		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 食料品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

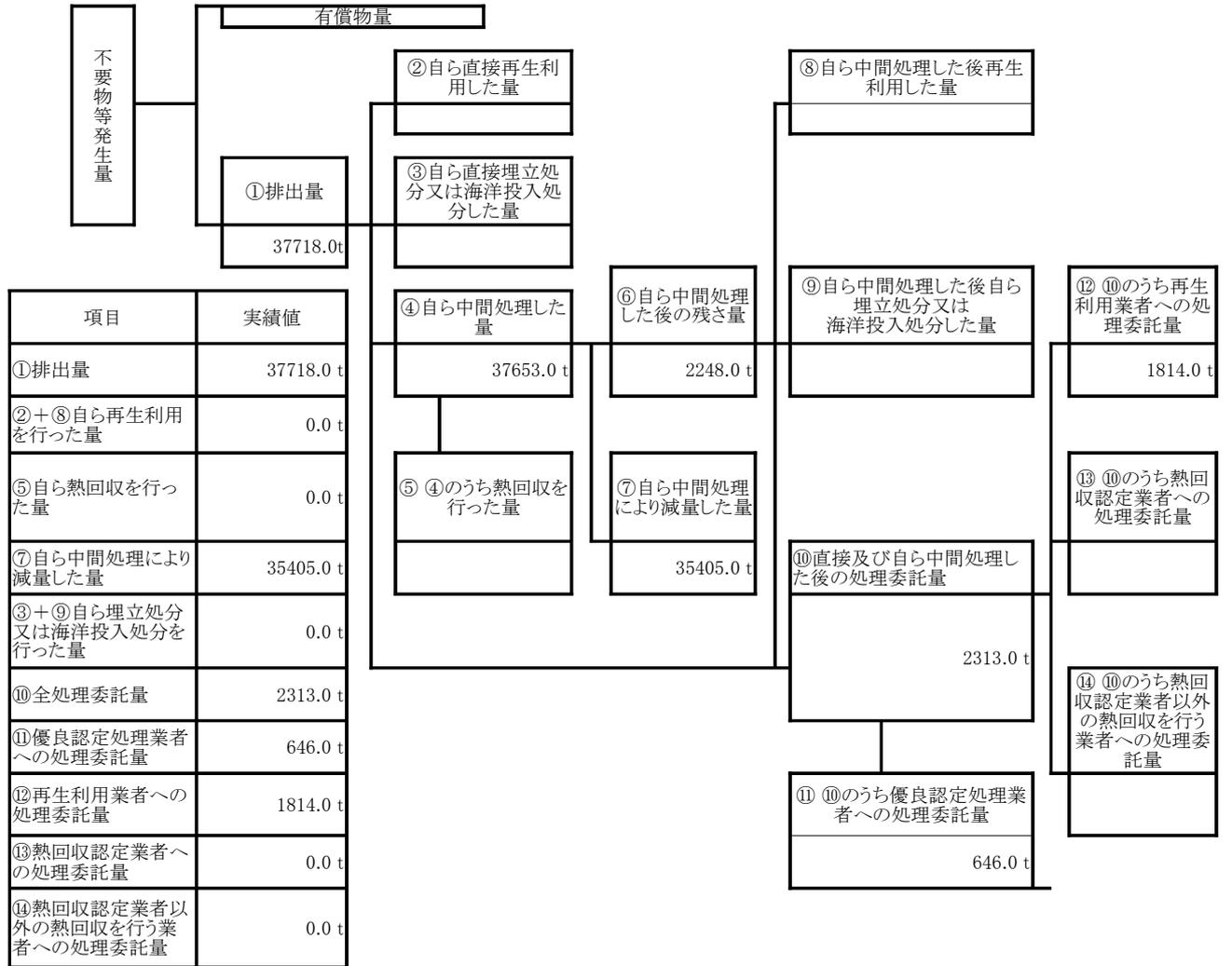
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	37059.8 t	全処理委託量	3558.8 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	330 t	優良認定処理業者への処理委託量	613.8 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	3478.4 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	33171 t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

(日本産業規格 A列4番)

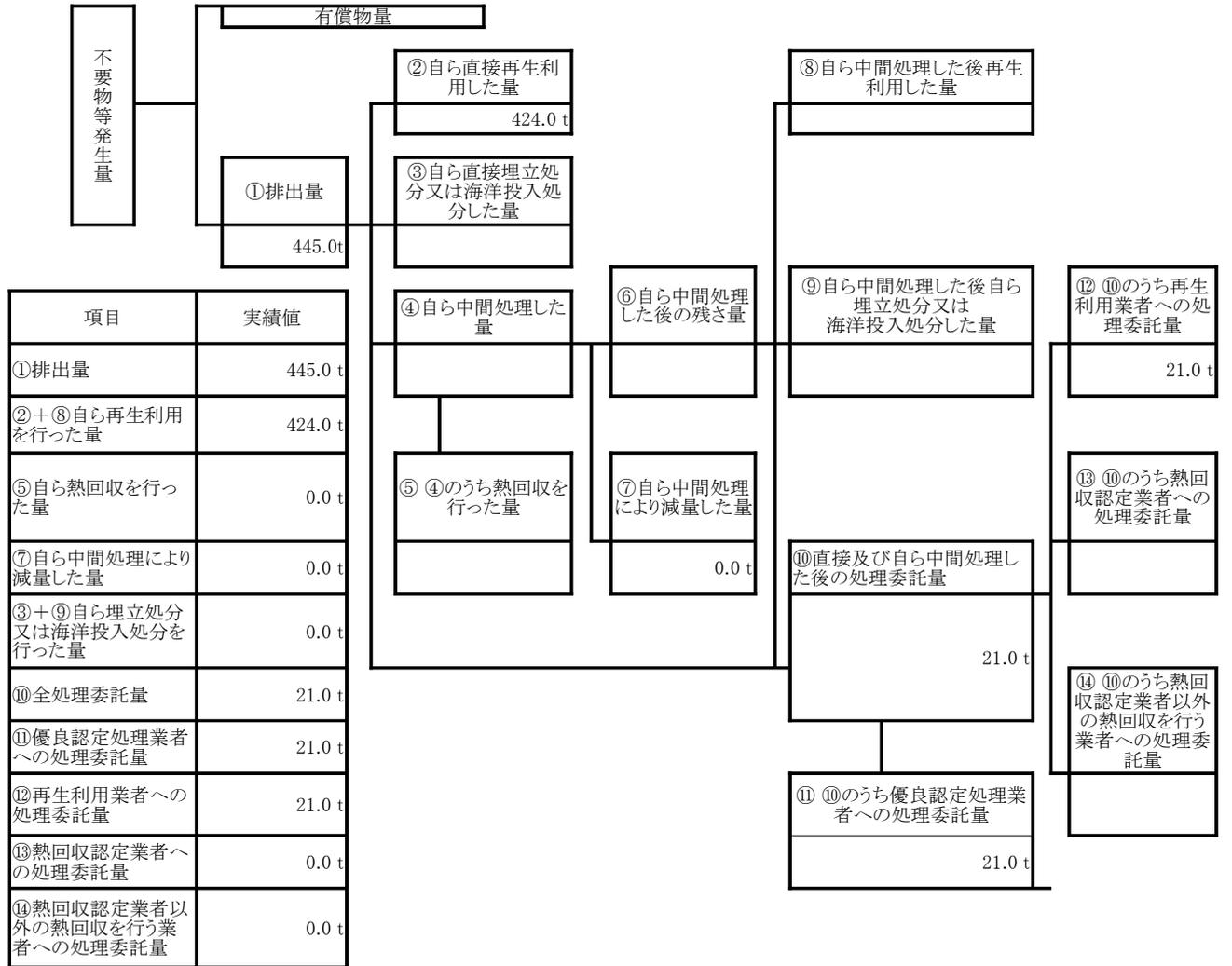
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



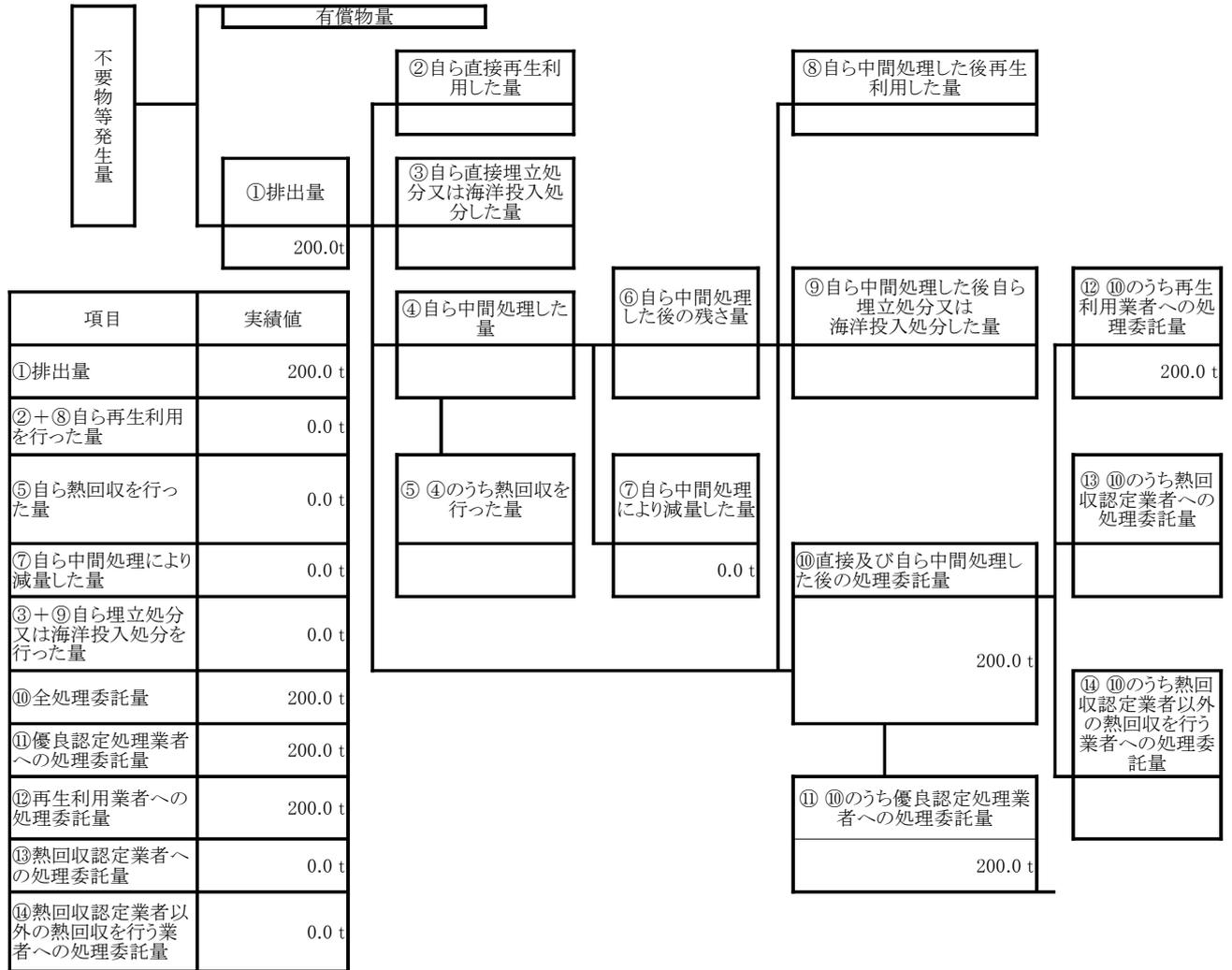
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



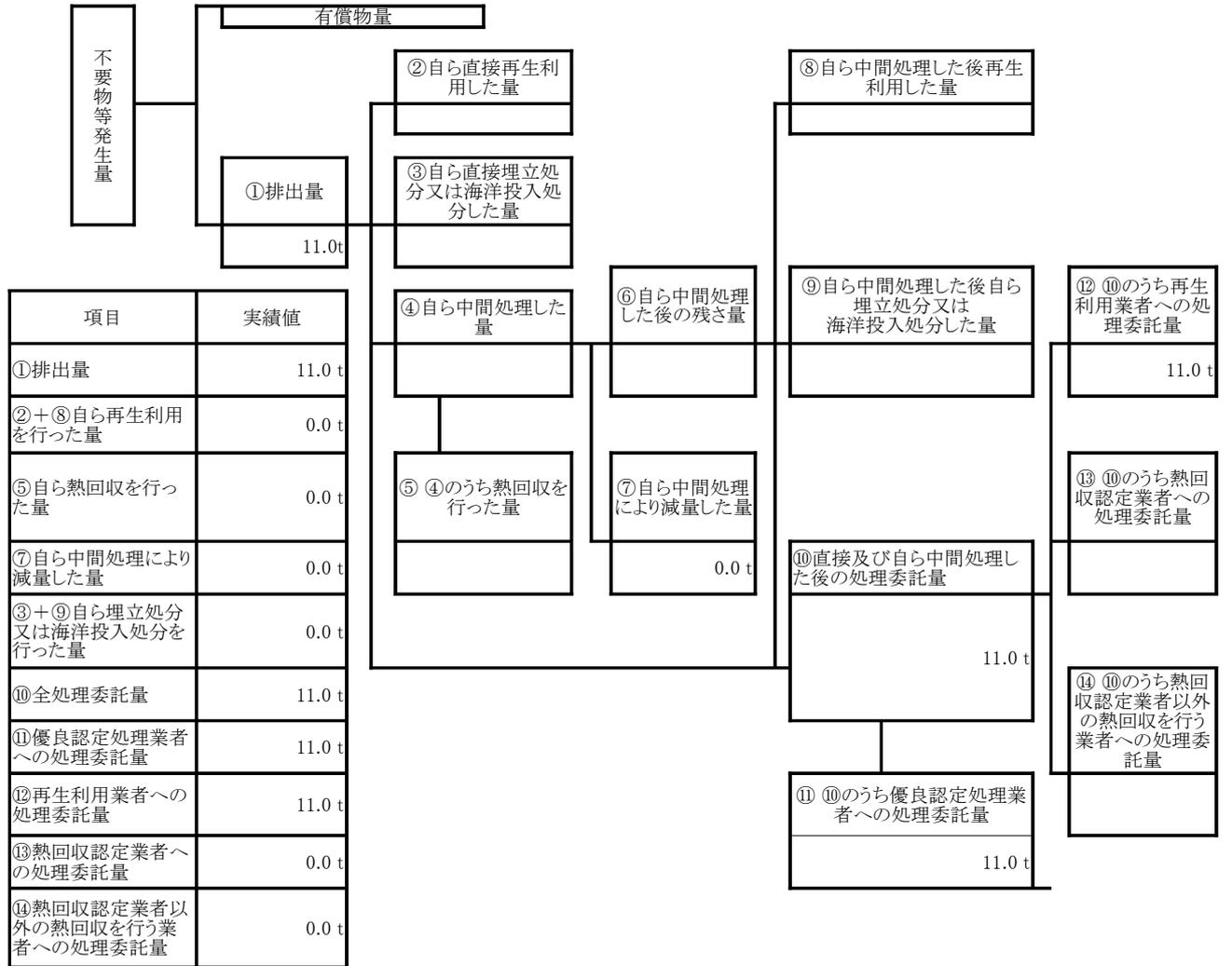
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



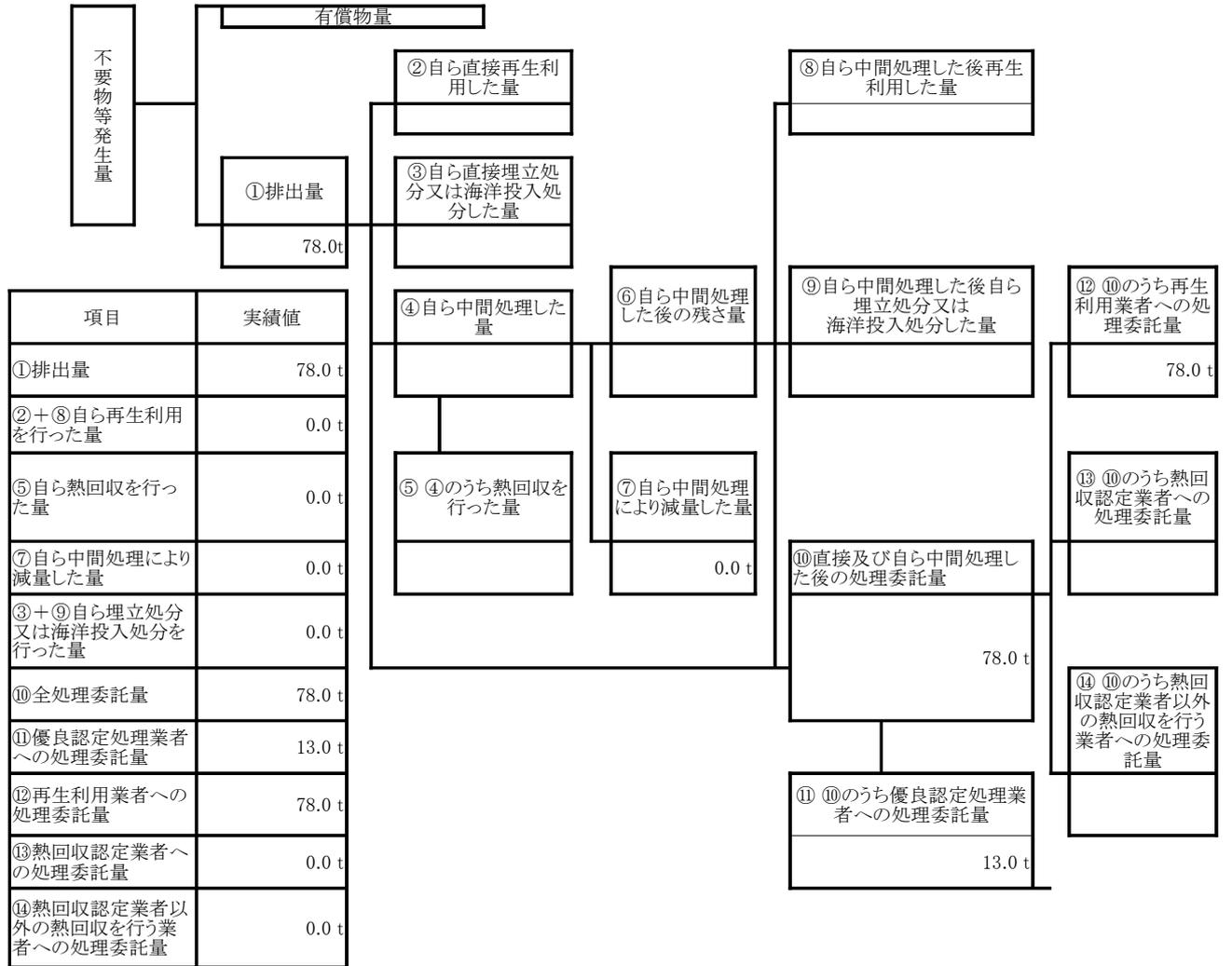
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



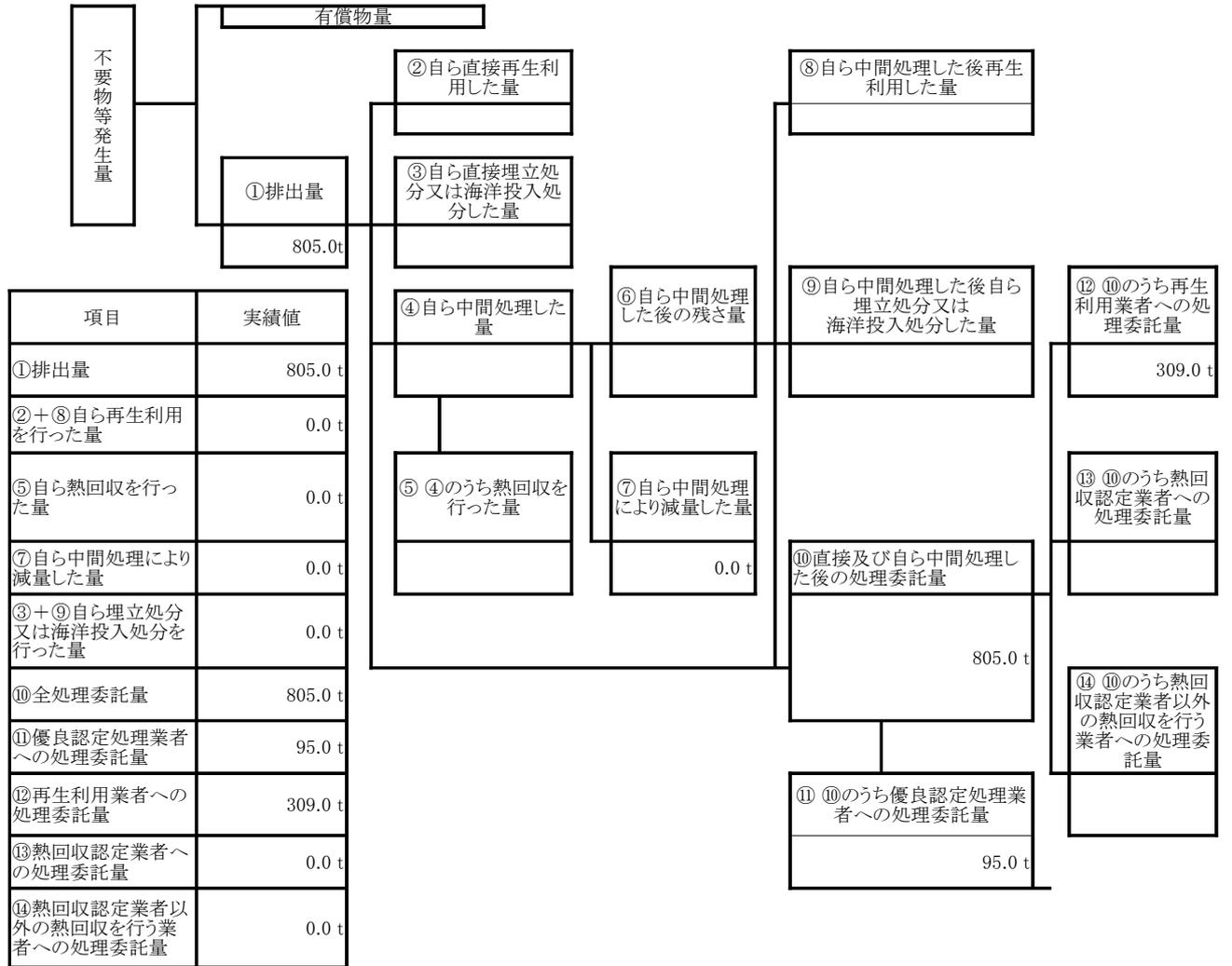
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 動植物性残さ)

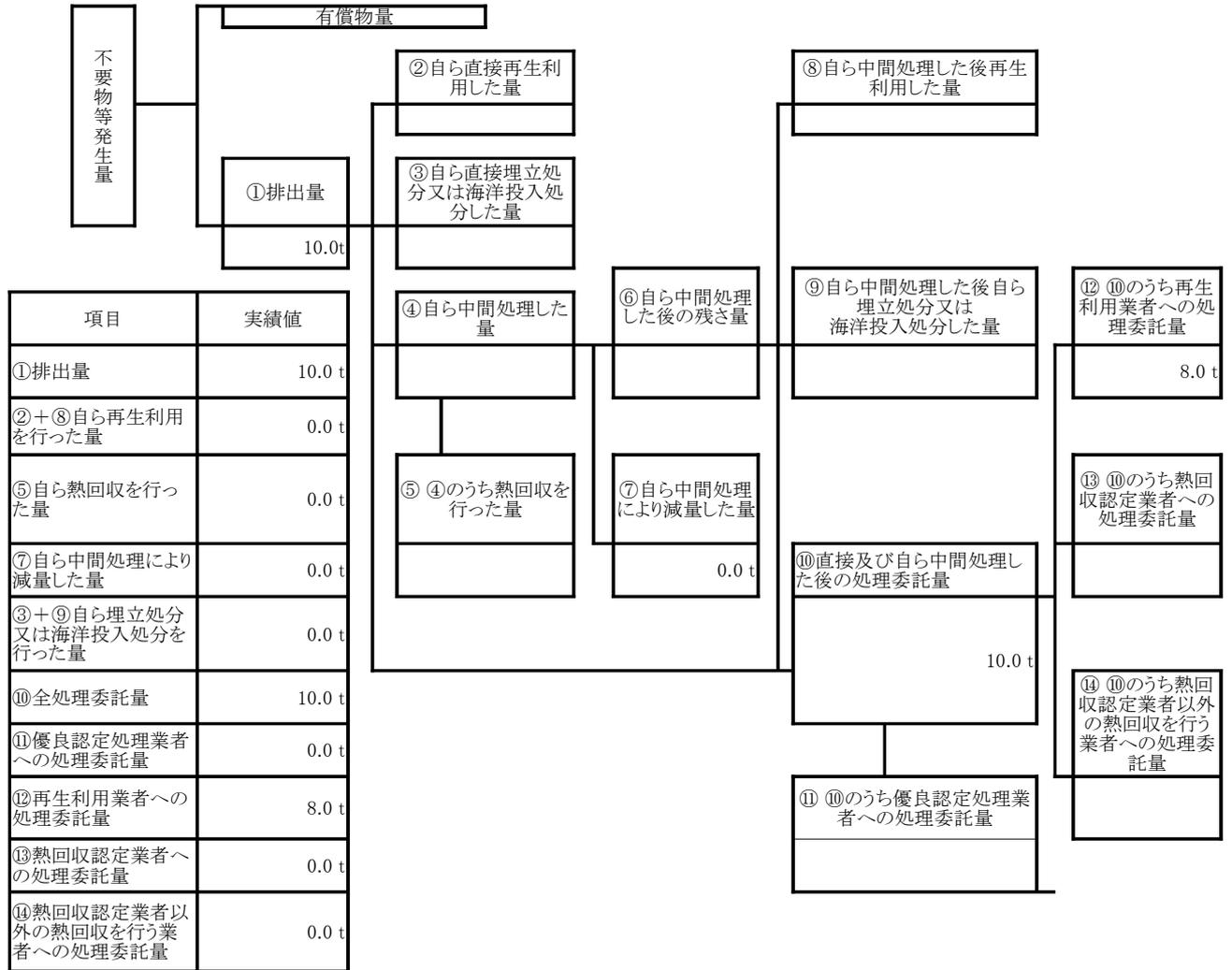
※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況

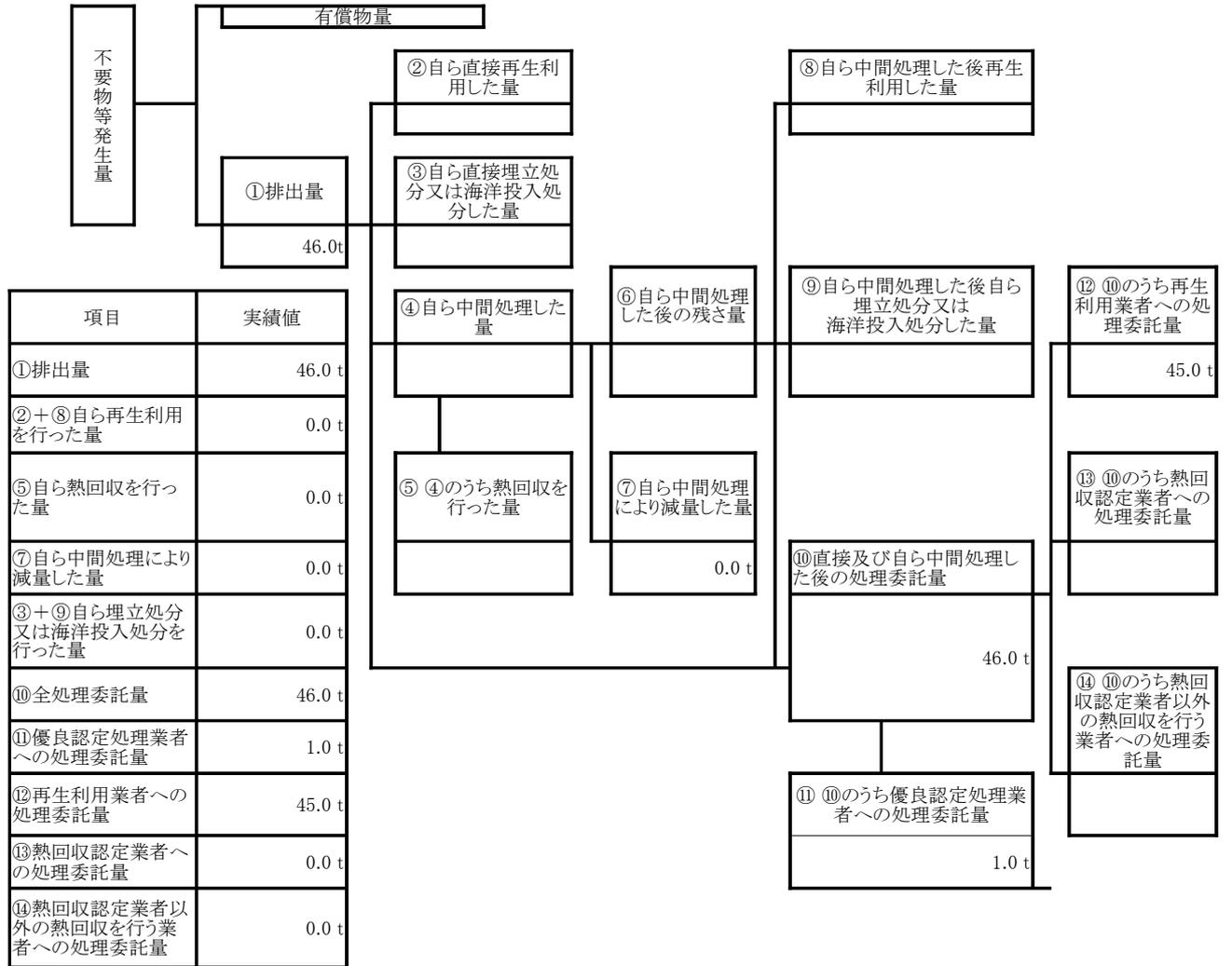
(産業廃棄物の種類: くず、コンクリートくず及び陶磁器)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



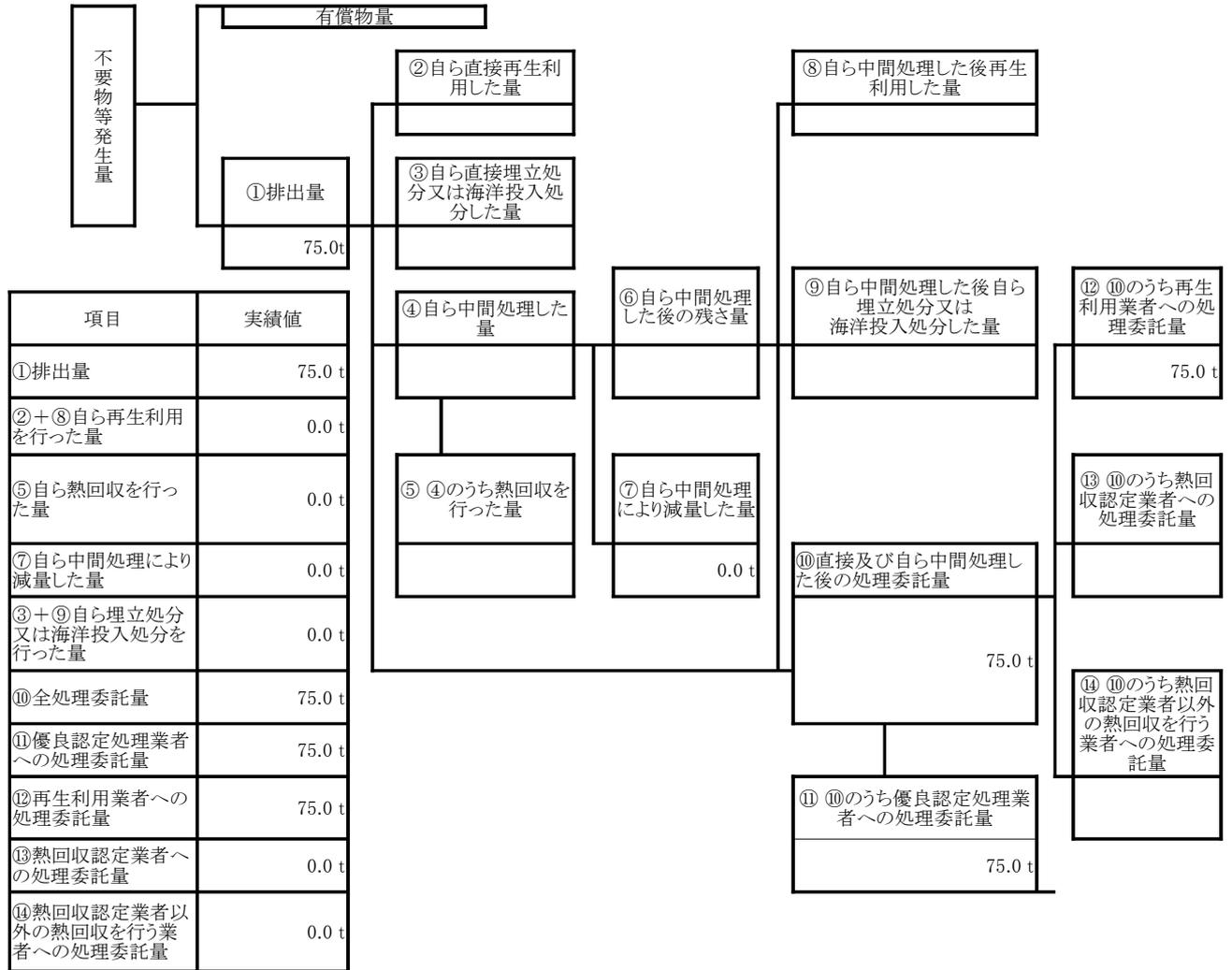
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: がれき類)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属くず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。

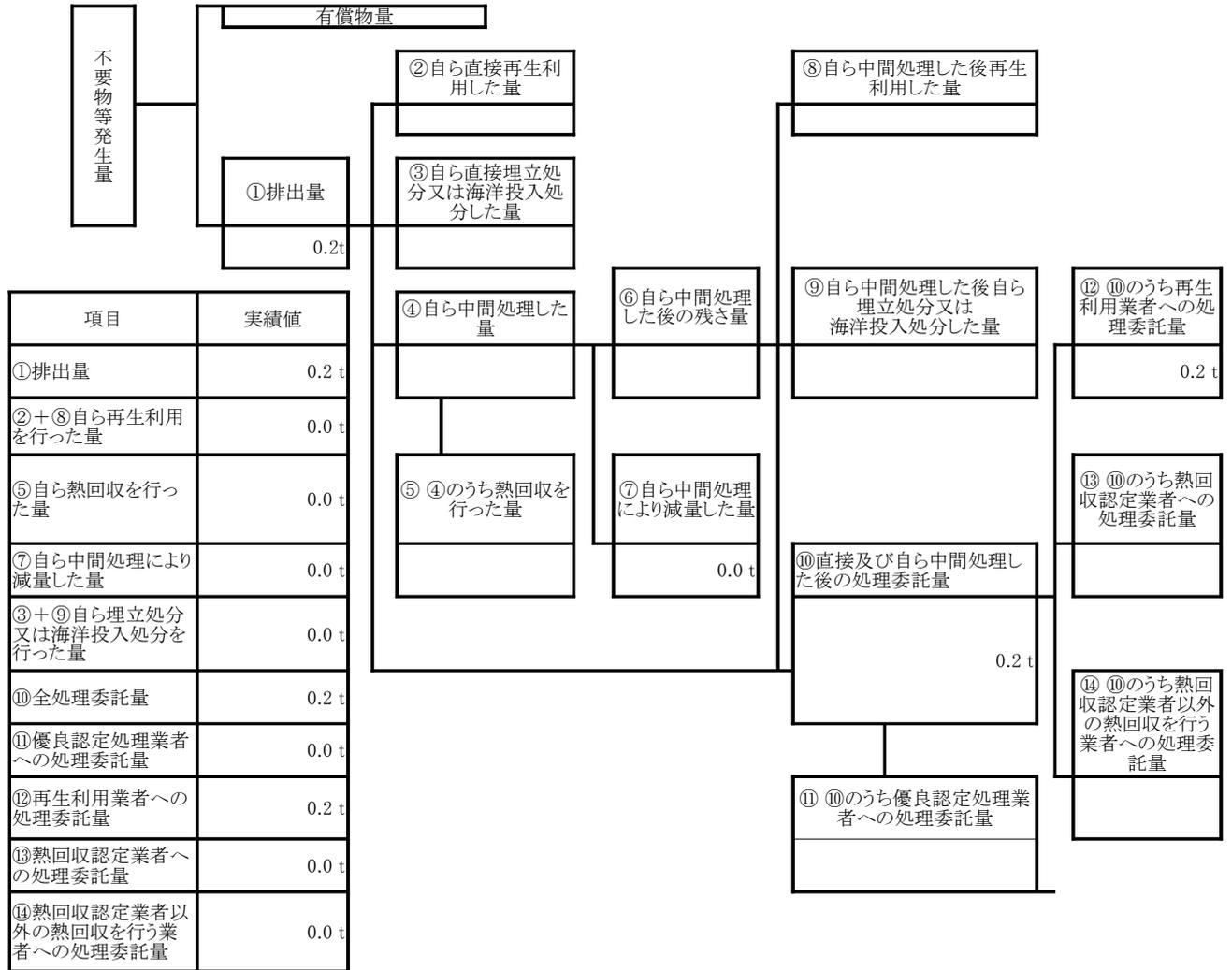


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

水銀使用製品産業廃棄物)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。

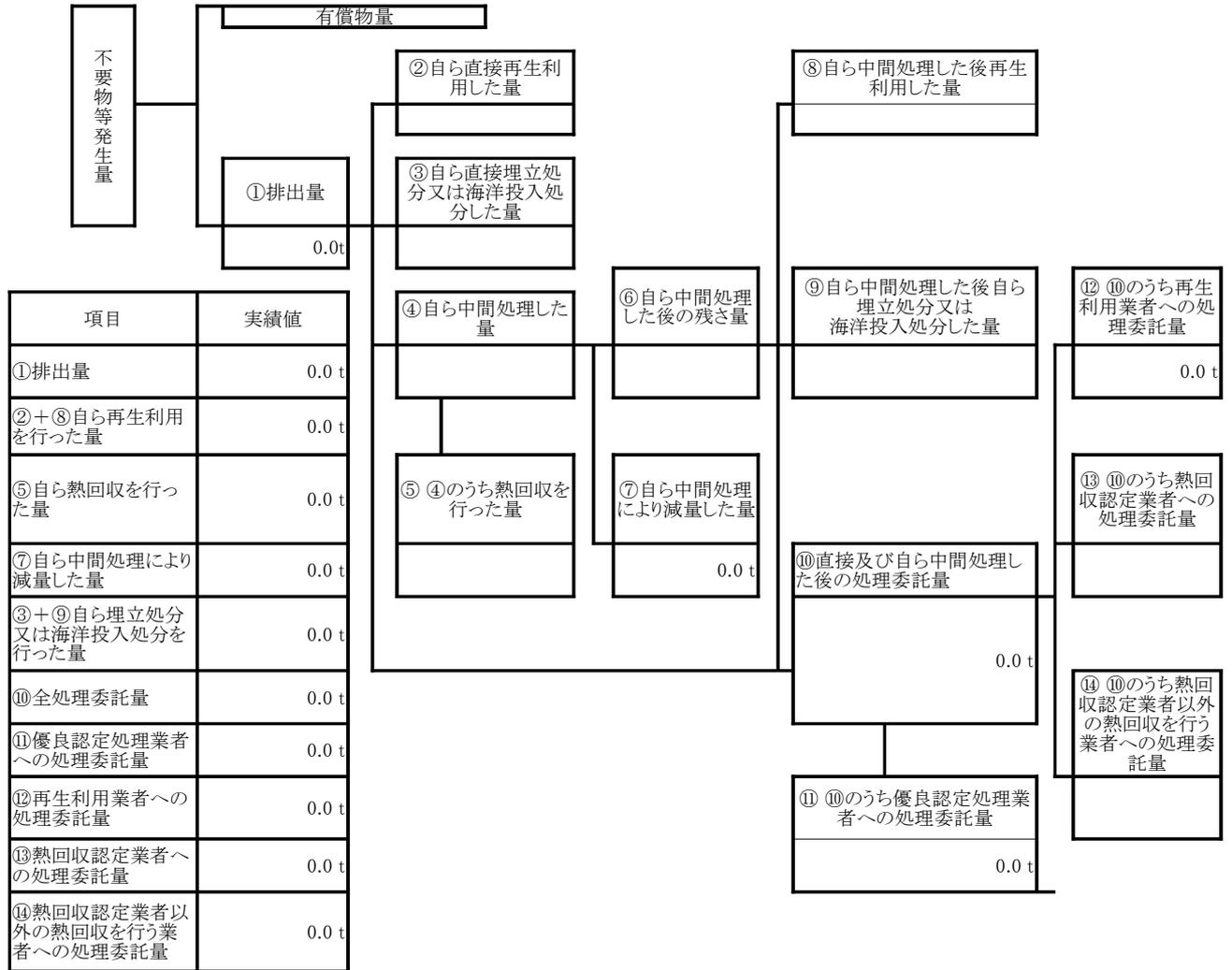


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

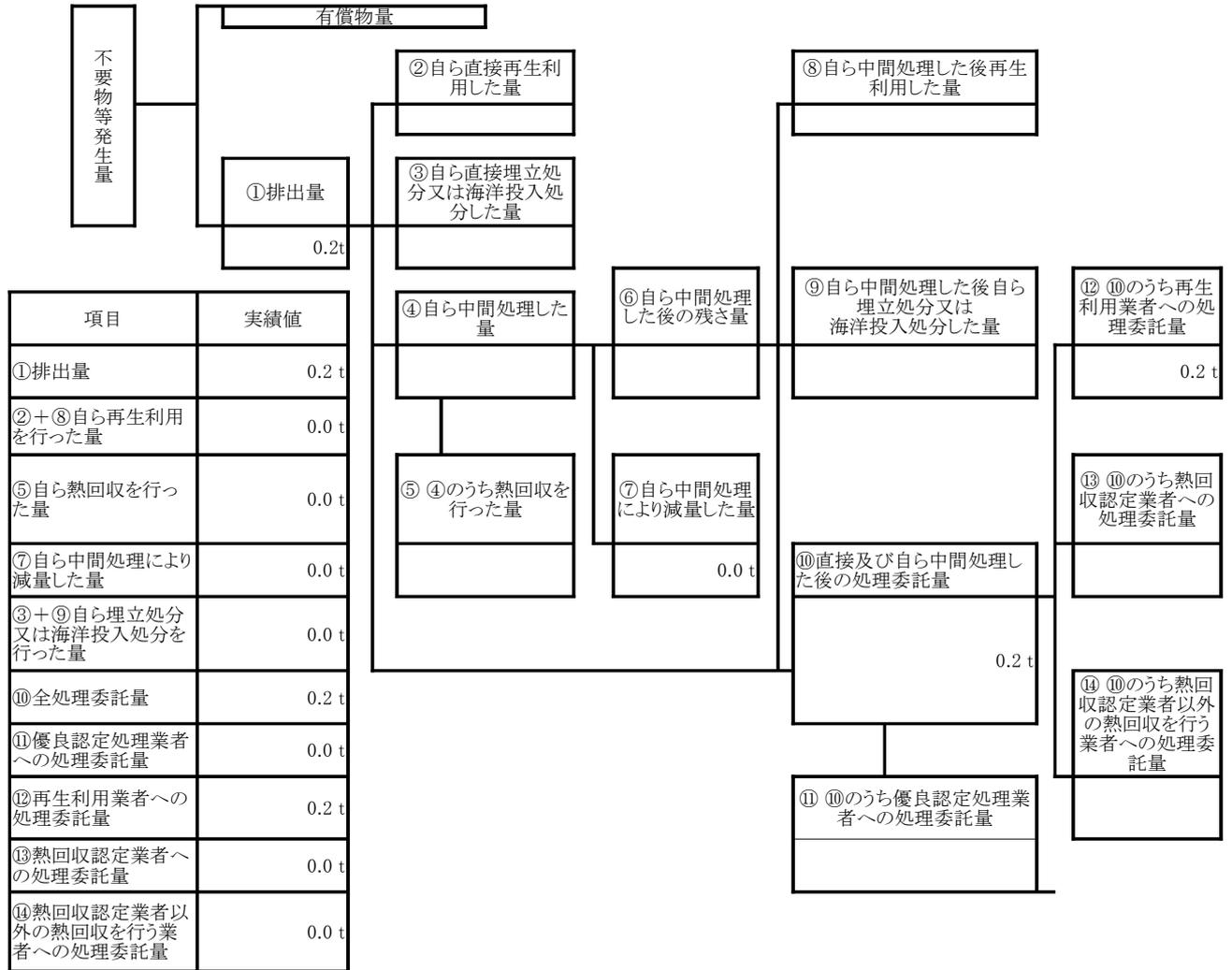
廃酸(水銀含有ばいじん等))

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 安定型混合廃棄物)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月17日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 288-0056

住 所 千葉県銚子市新生町2丁目10番地の1

法人名 ヤマサ醤油株式会社

代表者 石橋 直幸

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0479-22-0095

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ヤマサ醤油株式会社
事業場の所在地	千葉県銚子市新生町2丁目10番地の1
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 食料品製造業
②事業の規模	643億円（2024年12月期）
③従業員数	879名（2024年12月期）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
トップマネジメント (社長)	
環境責任者 (製造本部長)	
環境管理者 (環境保全室長) (処理計画書作成担当)	
すべての管理者 (各部署長)	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (有害)	燃えやすい廃油
	排出量	311 t	13 t
	(これまでに実施した取組) 有価物化の検討を行った。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (有害)	燃えやすい廃油
	排出量	400 t	5 t
	(今後実施する予定の取組) 有価物回収業者の探索を行う予定である。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油 (有害) から廃アルコールを分離し、売却できるようになった。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
	【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
	全処理委託量	311 t	13 t
	優良認定処理業者への処理委託量	311 t	13 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	13 t
	認定熱回収業者への処理委託量	101 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	210 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特別管理産業廃棄物処理委託業者の査察（文書監査）を行い、管理状況等についてチェックを行った。査察記録を保存している。		

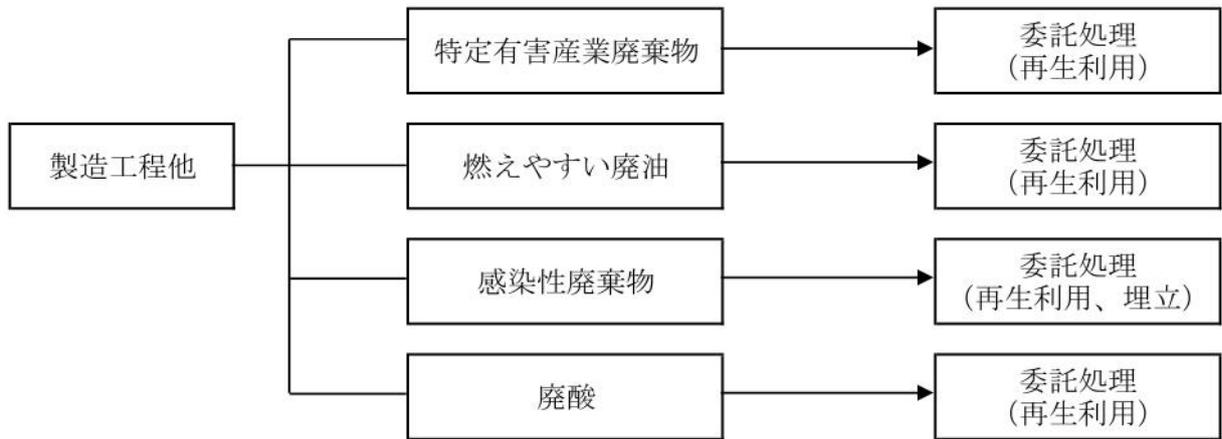
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	燃えやすい廃油
	全 処 理 委 託 量	400 t	5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	400 t	5 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	127 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	273 t	0 t
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>特別管理産業廃棄物処理委託業者の査察（現地監査または文書監査）の実施と査察記録の蓄積を継続する。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）		324.68 t
<p>（今後実施する予定の取組等）</p> <p>全ての特別管理産業廃棄物で電子マニフェストの運用を実施している。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

(別紙)

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



セルが足りない場合は右側に追加をお願いします。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）			
	排出量	0.5 t	0.008 t	0.002 t	0.09 t	0.08 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）			
	排出量	0.5 t	0.005 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）			
	自ら中間処理を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）			
	自ら中間処理を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月17日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 288-0056

住所 千葉県銚子市新生町2丁目10番地の1

法人名 ヤマサ醤油株式会社

代表者 石橋 直幸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0479-22-0095

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	ヤマサ醤油株式会社
事業場の所在地	千葉県銚子市新生町2丁目10番地の1
事業の種類	大分類 製造業 中分類 食料品製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	394.1 t	全処理委託量	394.1 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	361.1 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	23.1 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	83 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	288 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度) 486 t 前年度(令和6年度) 324.68 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 全ての特別管理産業廃棄物に対して、電子情報処理組織の使用を実施済み	

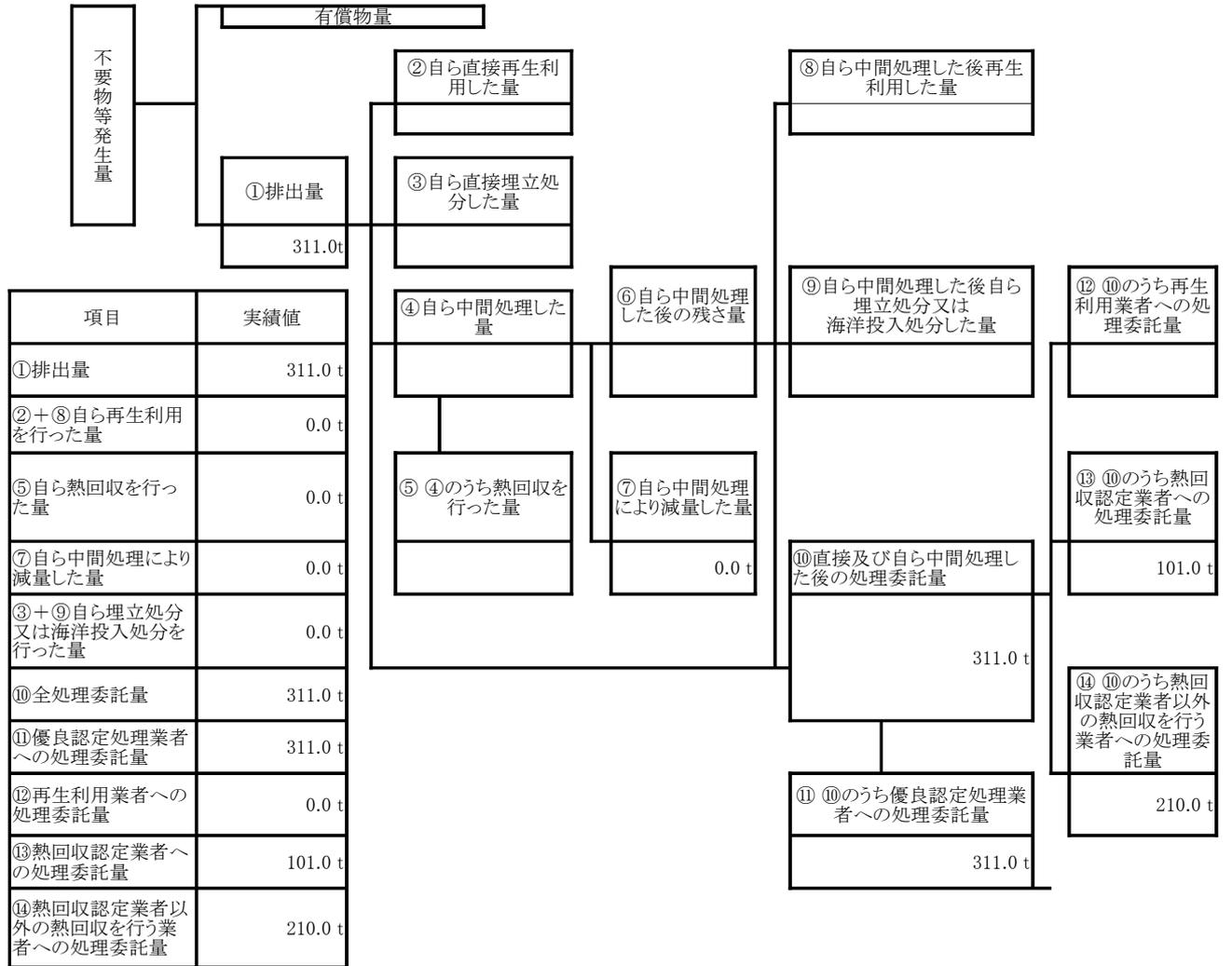
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

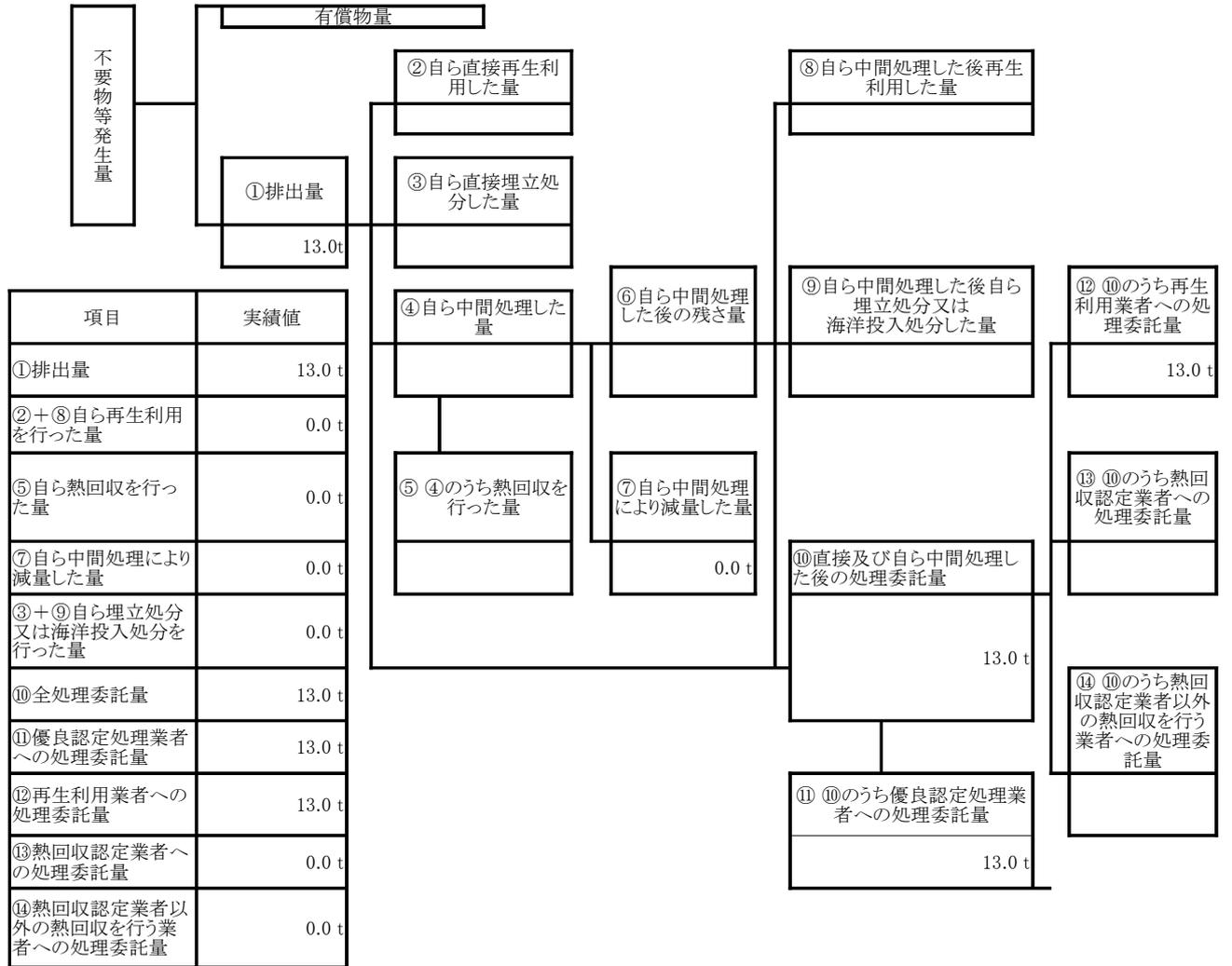
廃油(有害)

)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 燃えやすい廃油)

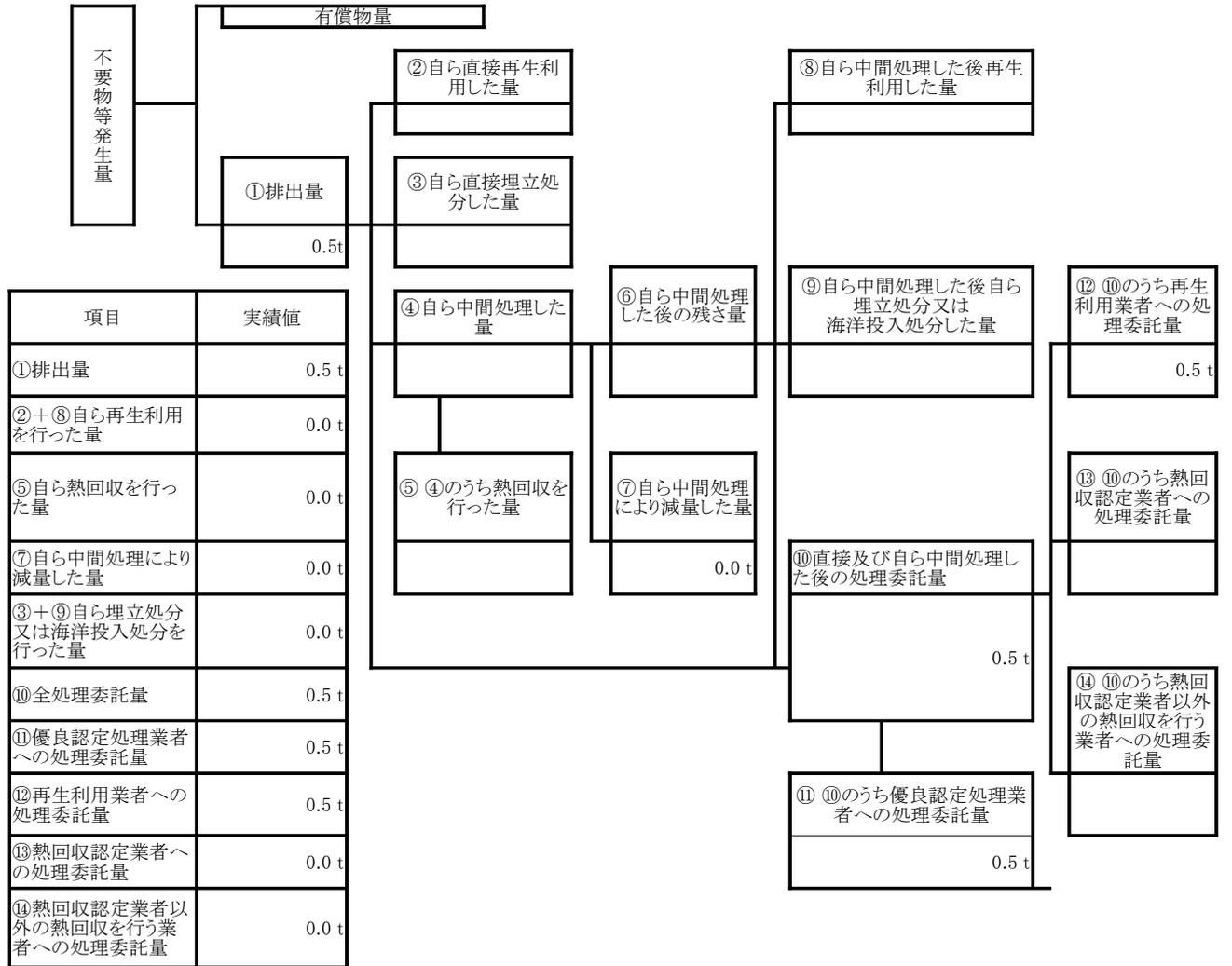


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

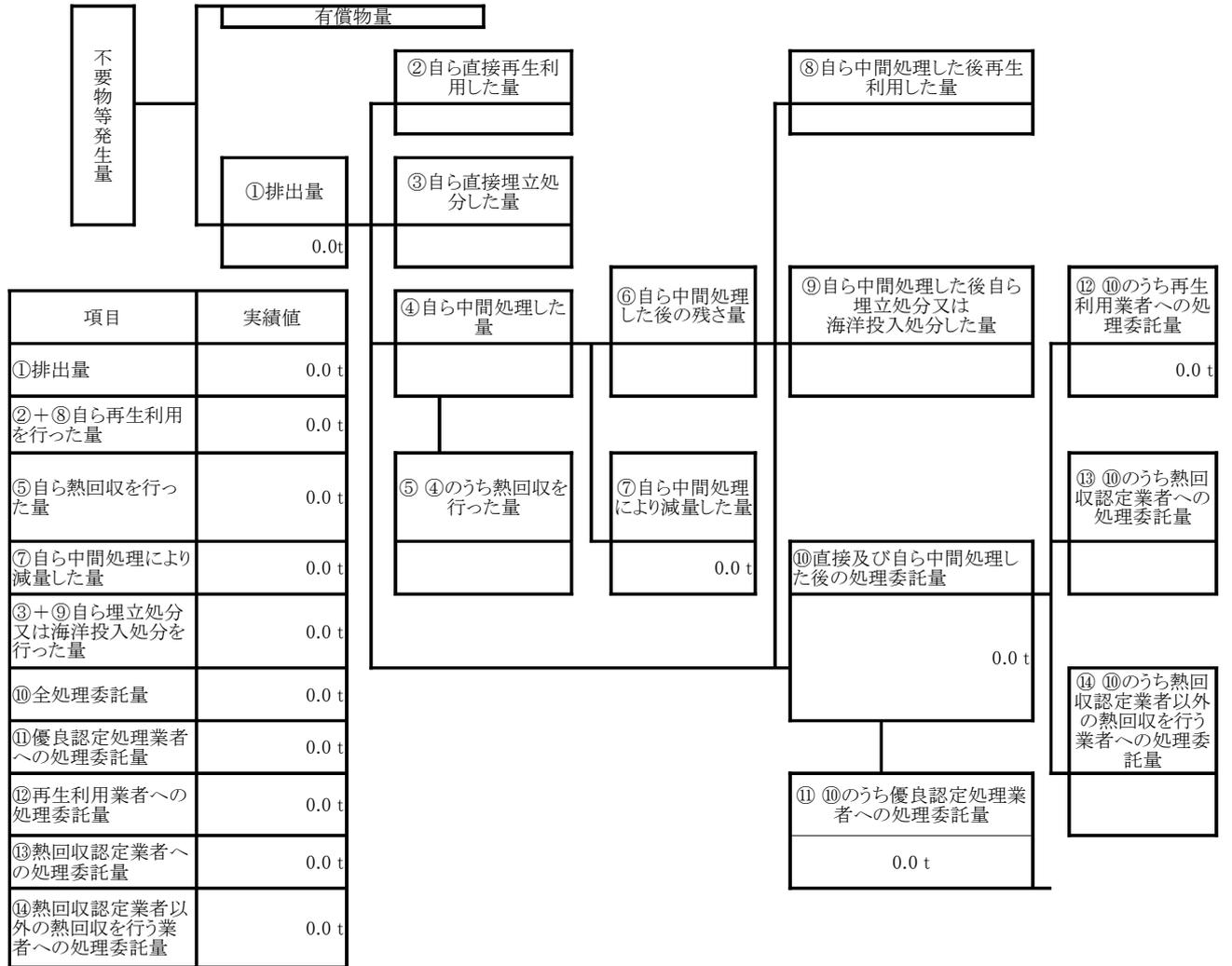
感染性廃棄物

)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸)

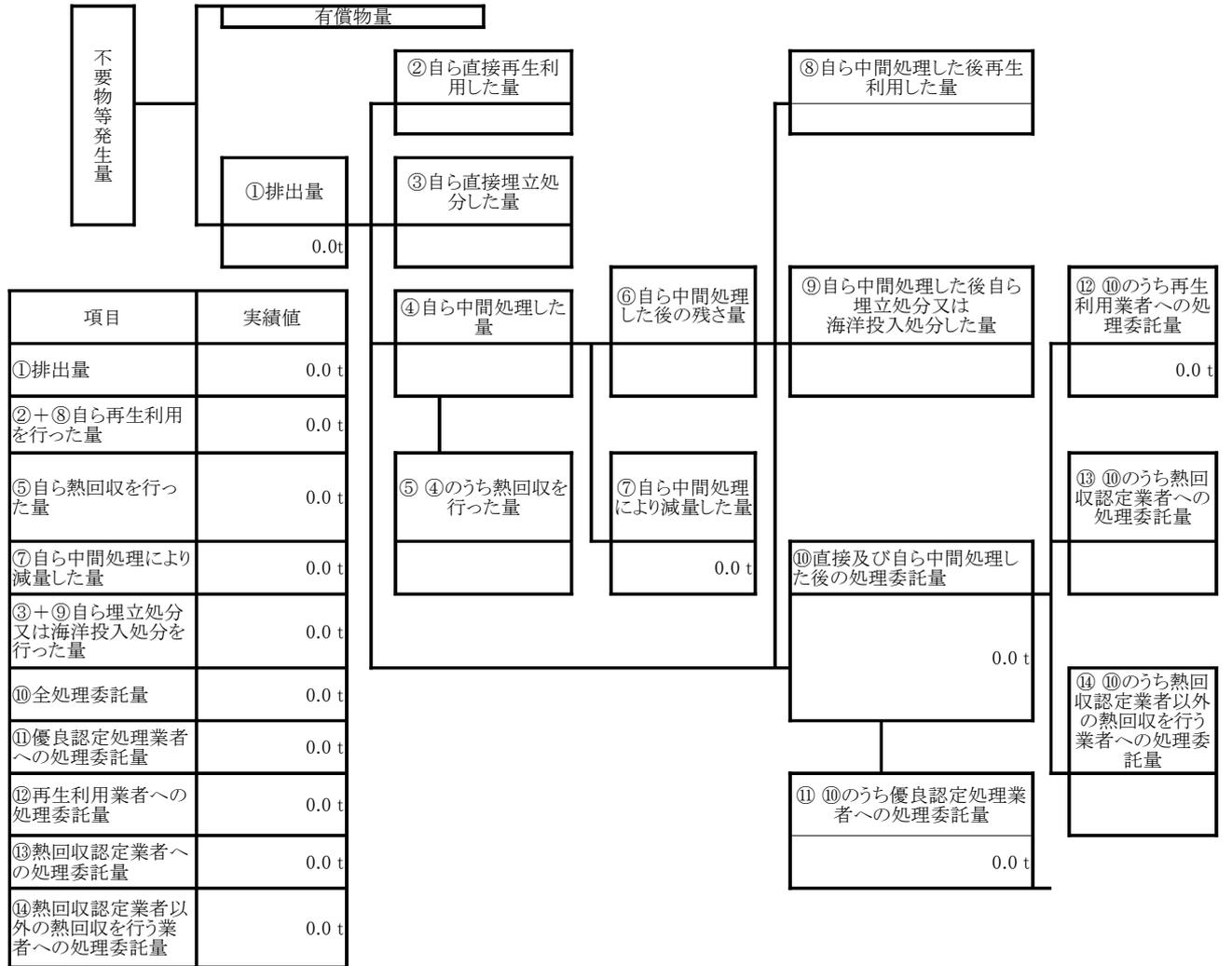


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

汚泥(有害)

)

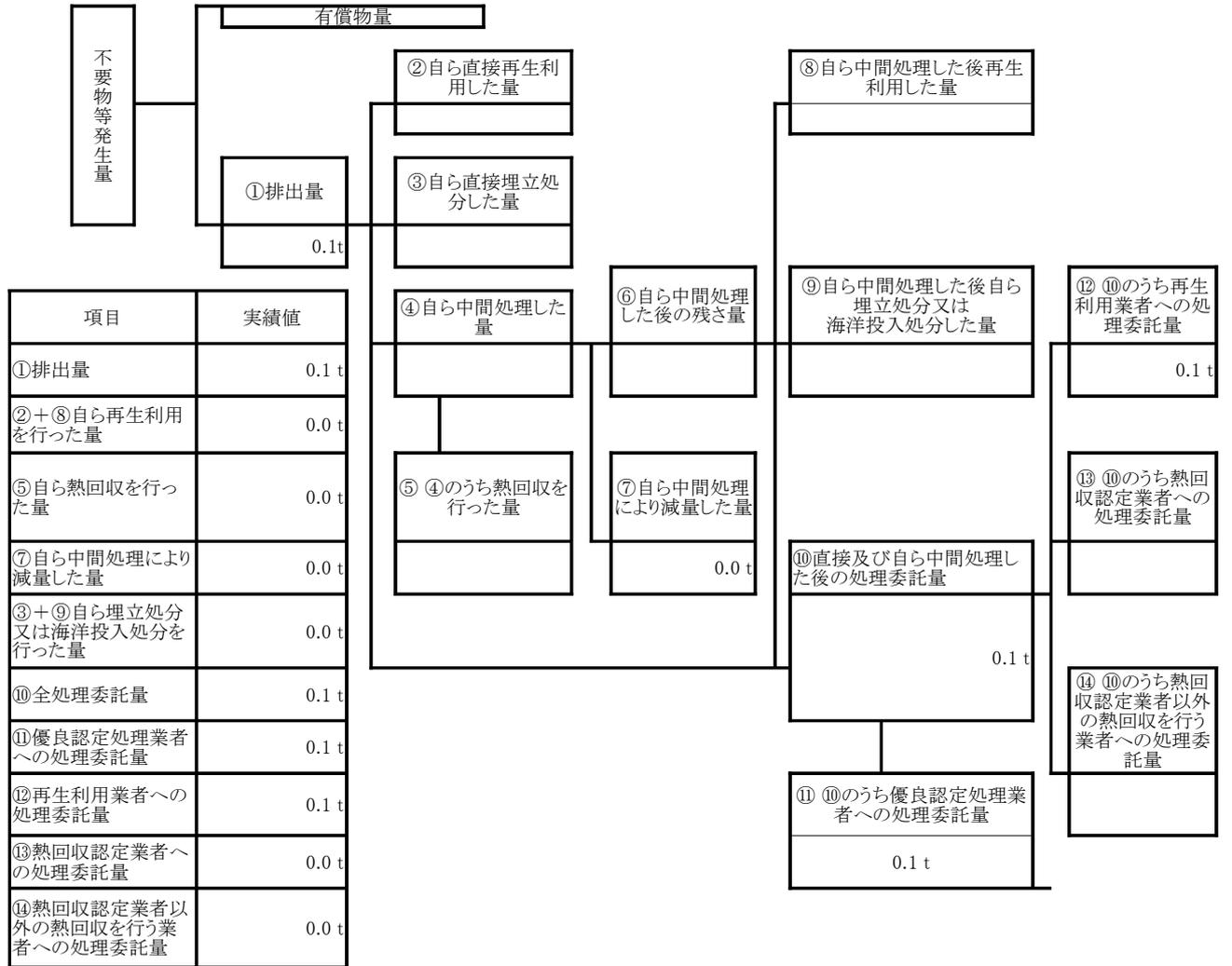


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

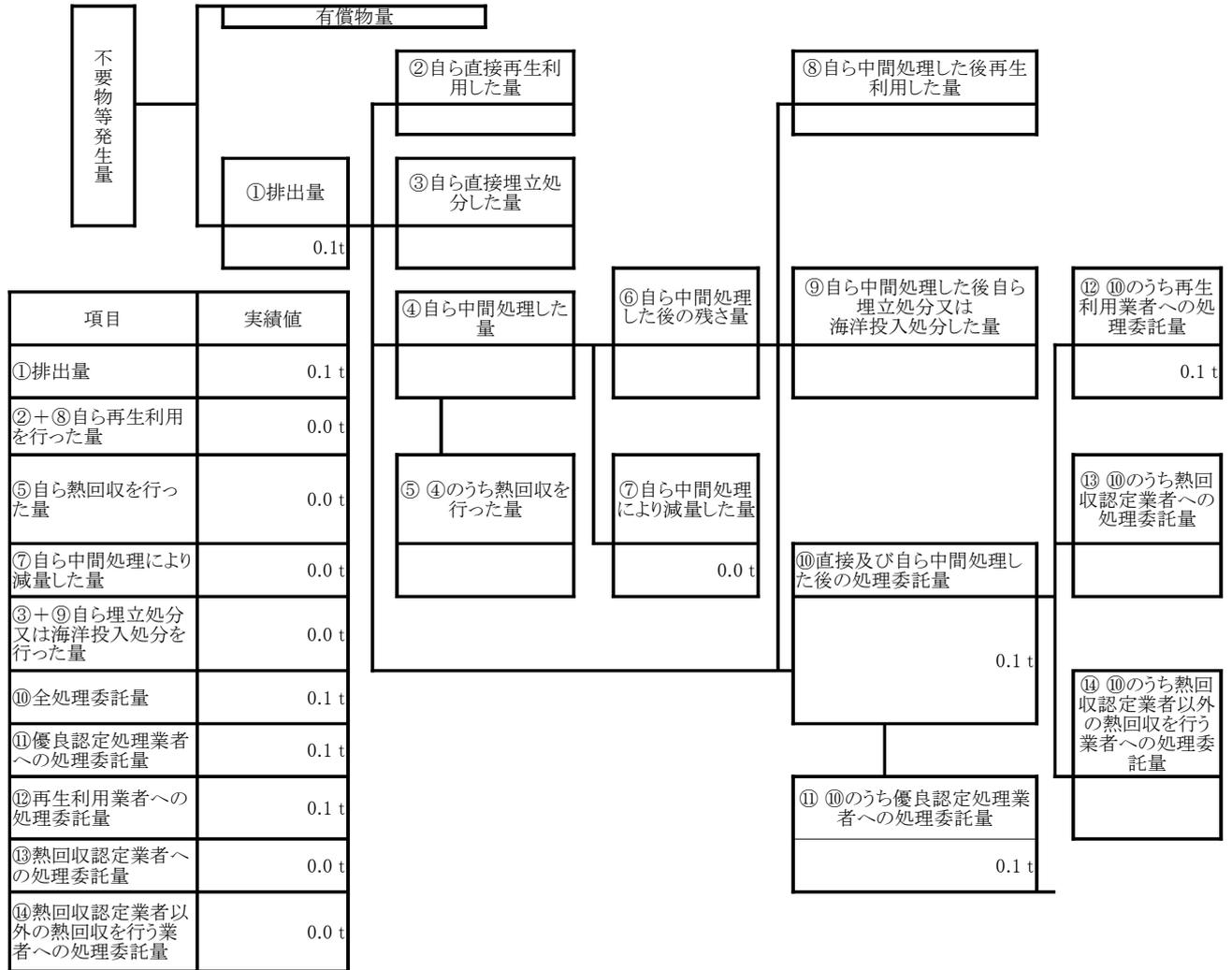
廃酸(有害)

)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(有害))



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年4月30日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 287-0206

住 所 千葉県成田市浅間452番地5

法人名 株式会社ヤマサ成田工場

代表者 岩切 拓美

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0476-49-0095

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ヤマサ成田工場
事業場の所在地	千葉県成田市浅間452番地5
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 食料品製造業
②事業の規模	前年度の売上額 11億円 （ヤマサ醤油株式会社の業務委託契約）
③従業員数	87名（令和7年4月現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 工場長 生産課課長 各マネージャー その他のすべての従業員等			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	残渣
	排出量	10737 t	318.8 t
	(これまでに実施した取組) 動植物性残渣（だし抽出残渣）を売却可能な新規業者の探索をおこなった。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	残渣
	排出量	10683 t	317 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、動植物性残渣（だし抽出残渣）を売却可能な新規業者の探索を行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類において残渣の付着と残渣の付着がないものを、一部分別している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、廃プラスチック類において残渣の付着と残渣の付着がないものを分別する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	残渣
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	残渣
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	残渣
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	9617 t	t
	(これまでに実施した取組) 自社の汚泥脱水機により減量を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	残渣
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	9569 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自社の汚泥脱水機による減量を継続して実施		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	残渣
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	残渣
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	残渣
	全処理委託量	1120 t	318.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1120 t	318.8 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物処理委託業者の施設を定期的に査察して管理状況等についてチェックを行い、査察記録とチェックリストを保存している。（親会社であるヤマサ醤油株式会社の担当部門による）		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	残渣
	全処理委託量	1114 t	317 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1114 t	317 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物処理委託業者の施設の定期的な査察と査察記録の蓄積 (親会社であるヤマ醤油株式会社の担当部門による)		
※事務処理欄			

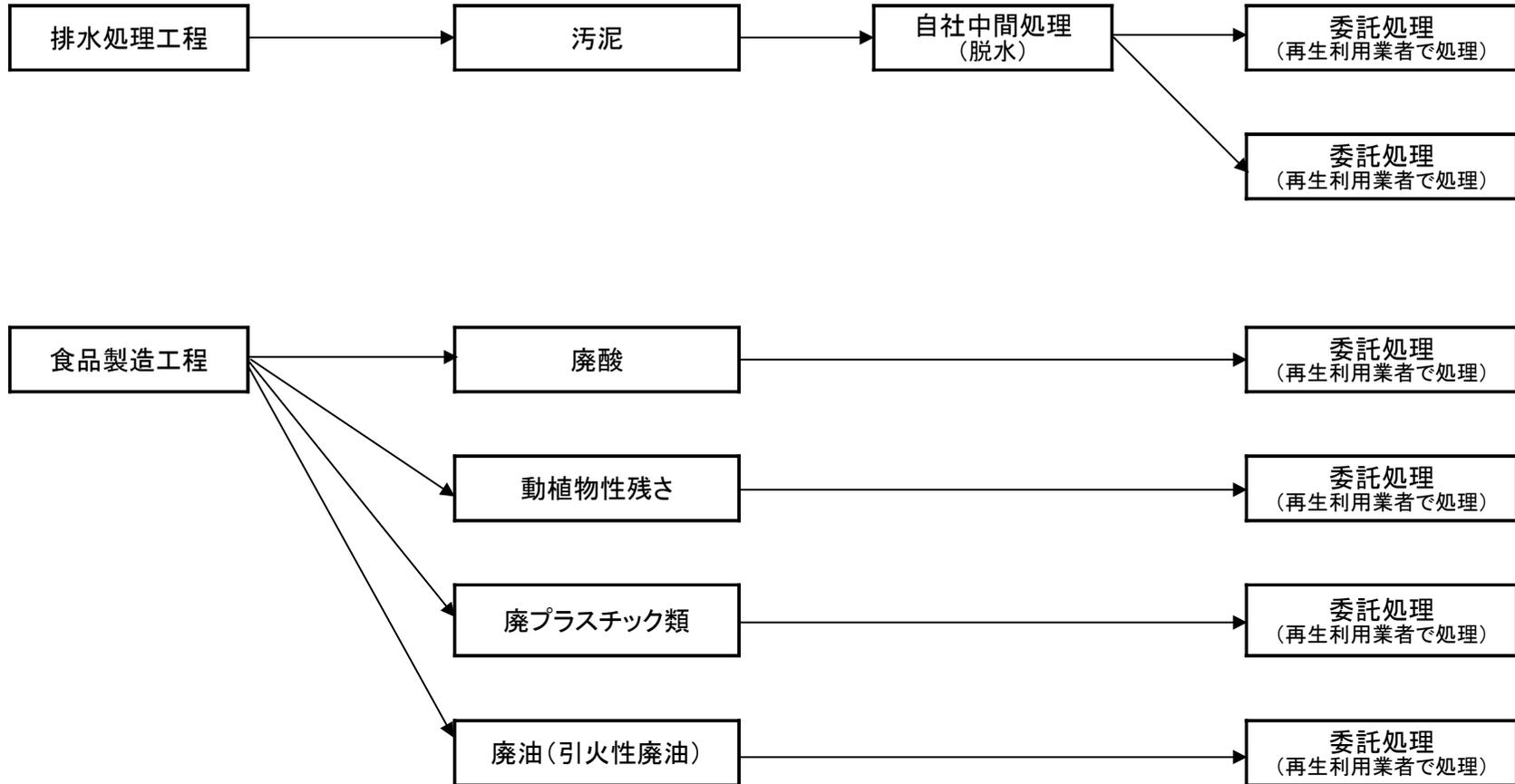
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙1)

産業廃棄物の処理工程



(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年4月29日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 287-0206

住所 千葉県成田市浅間452番地5

法人名 株式会社ヤマサ成田工場

代表者 安部 卓朗

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0476-49-0095

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	ヤマサ成田工場		
事業場の所在地	千葉県成田市浅間452番地5		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 食料品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

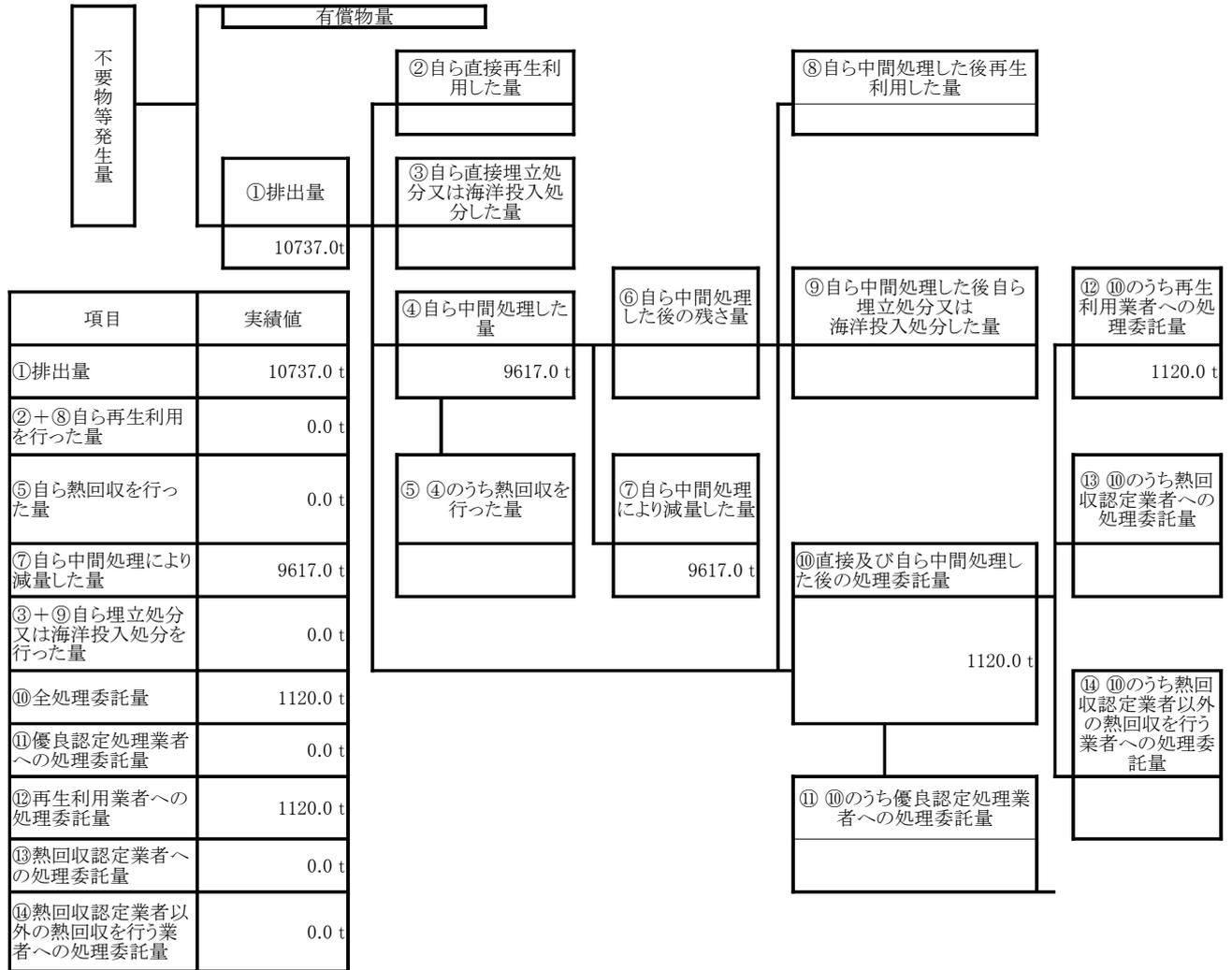
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	10777 t	全処理委託量	1160 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1160 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	9617 t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

(日本産業規格 A列4番)

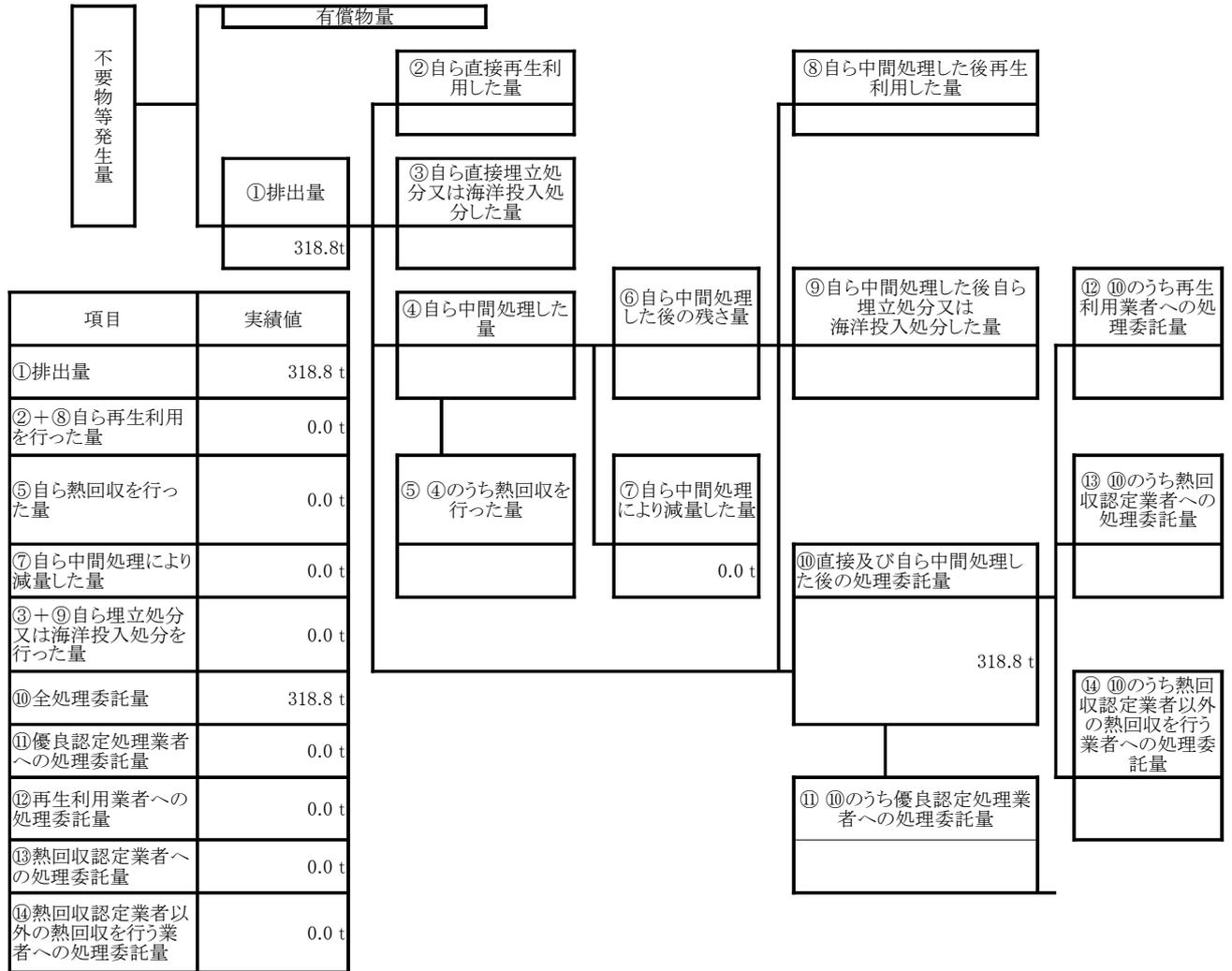
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



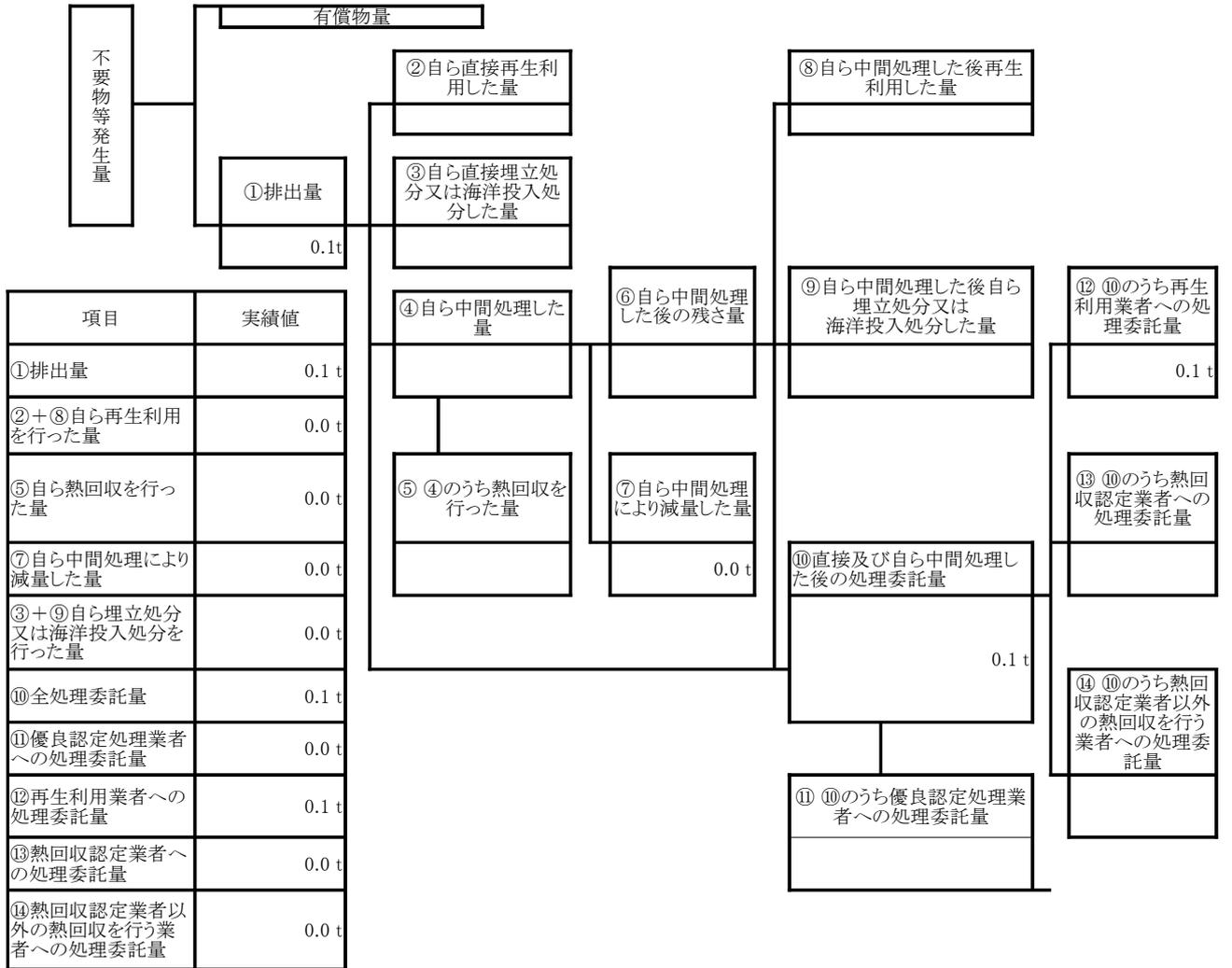
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 残渣)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



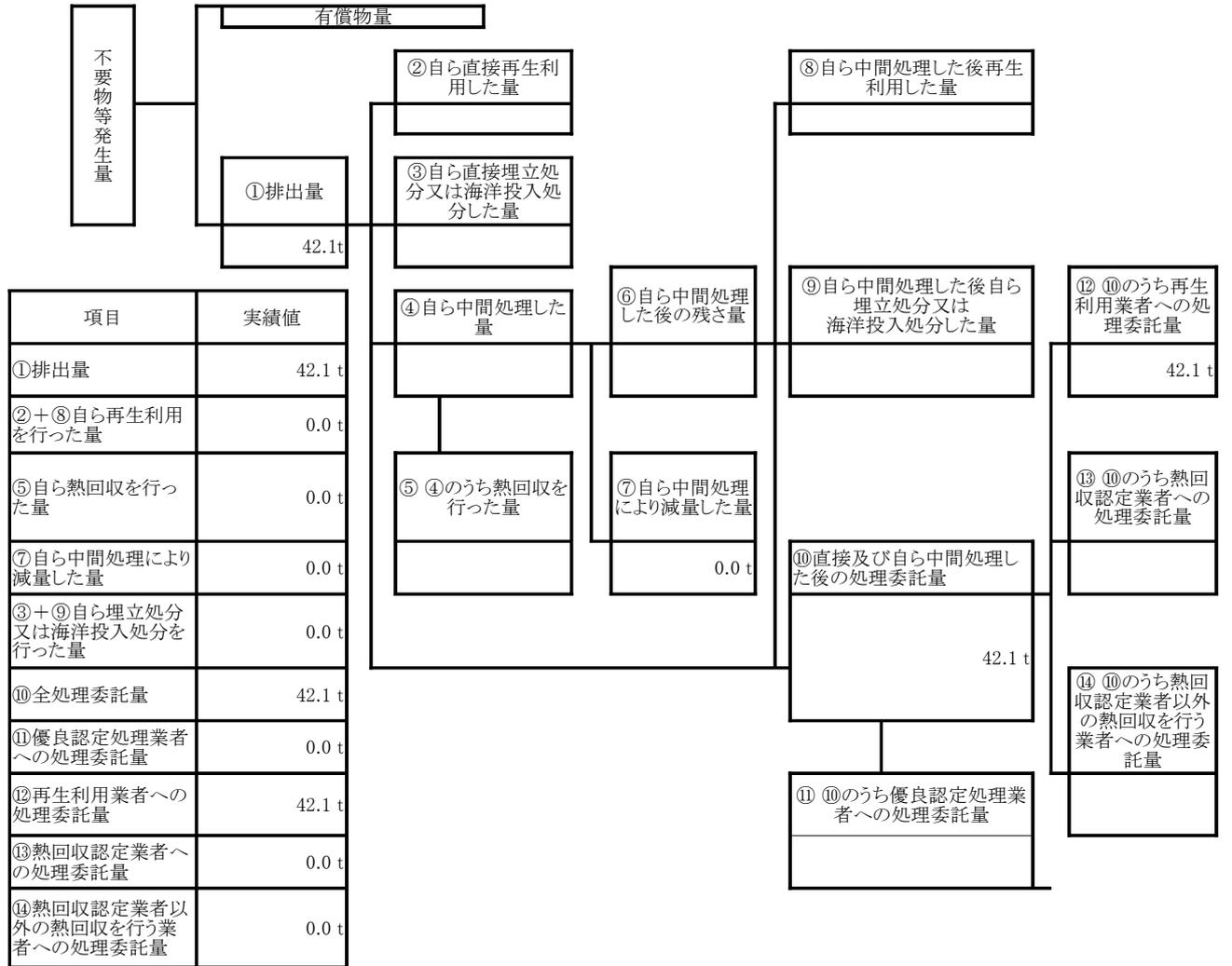
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月10日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 290-8550

住 所 千葉県市原市五井南海岸8番地1

法人名 UBEエラストマー株式会社千葉工場

代表者 取締役工場長 長田 泰治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-23-5116

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	UBEエラストマー株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸8番地1
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度の製品出荷額 335億円
③従業員数	220人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 添付「管理体制図」のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1111 t	125 t
	(これまでに実施した取組) 廃プラスチック類は再生できるものは分別売却し、再生不可廃プラスチック類については製品不良率を下げ発生量を抑える努力を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1100 t	180 t
	(今後実施する予定の取組) 廃油、汚泥に関しては、自ら燃料消費や中間処理して減量する量を増やす努力を行う。また、廃プラスチック類に関しては製品不良率を下げ発生量を抑える。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各種廃棄物の分別方法についてのマニュアルを作成し、従業員へ周知、各職場にゴミステーション管理者を設定、分別の不具合発生時、社内ホームページに不具合事例を掲載して周知		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各職場への廃棄物分別方法についての研修会実施		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 廃油を自社ボイラーの燃料に利用した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、廃油のボイラー燃料への利用を進める。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1111 t	125 t
	優良認定処理業者への処理委託量	370 t	78 t
	再生利用業者への処理委託量	1111 t	64 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	61 t
	(これまでに実施した取組) リサイクル化を目指し、中間処理及び最終処分方法を考慮した再生利用業者を選定した。		

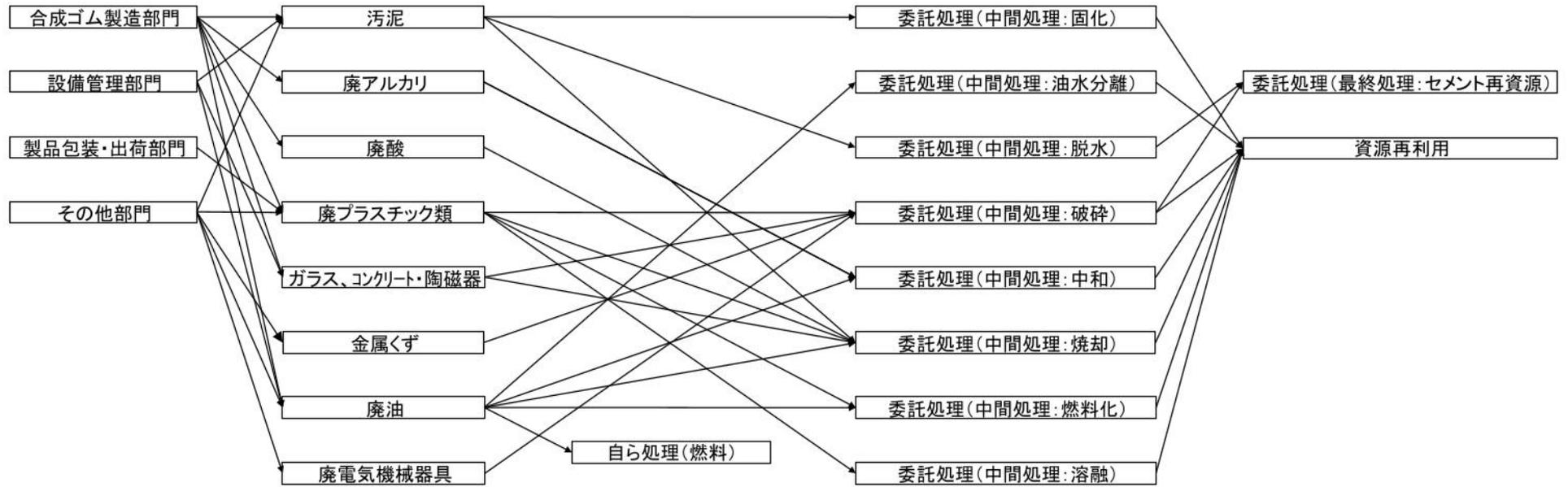
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1100 t	180 t
	優良認定処理業者への処理委託量	500 t	100 t
	再生利用業者への処理委託量	900 t	100 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	50 t	140 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続きリサイクル化を目指し、中間処理及び最終処分方法を考慮して処理業者の選定を進める。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

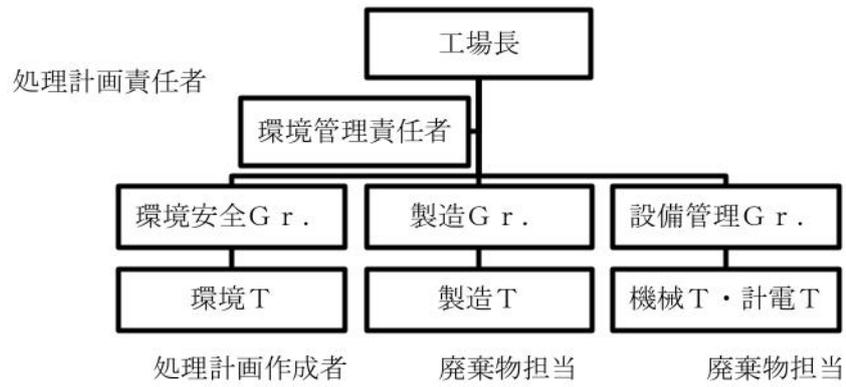
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙-1 (産業廃棄物の一連の処理の工程)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	木くず	廃油	廃アルカリ	金属くず	廃電気機器類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	木くず	廃油	廃アルカリ	金属くず	廃電気機器類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	木くず	廃油	廃アルカリ	金属くず	廃電気機器類		
	全処理委託量	3 t	1 t	42 t	40 t	0.04 t	0.1 t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	3 t	1 t	42 t	40 t	0.04 t	0.1 t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	3 t	1 t	42 t	3 t	0.04 t	0.1 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	3 t	0 t	0 t	37 t	0 t	0 t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	木くず	廃油	廃アルカリ	金属くず	廃電気機器類		
	全処理委託量	5 t	5 t	50 t	30 t	0.1 t	0 t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	5 t	5 t	50 t	30 t	0.1 t	0 t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	5 t	5 t	50 t	5 t	0.1 t	0 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	5 t	5 t	0 t	30 t	0 t	0 t	t	t

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月10日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 290-8550

住所 千葉県市原市五井南海岸8番地1

法人名 UBEエラストマー株式会社千葉工場

代表者 取締役工場長 長田 泰治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-23-5116

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	UBEエラストマー株式会社 千葉工場		
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸8番地1		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

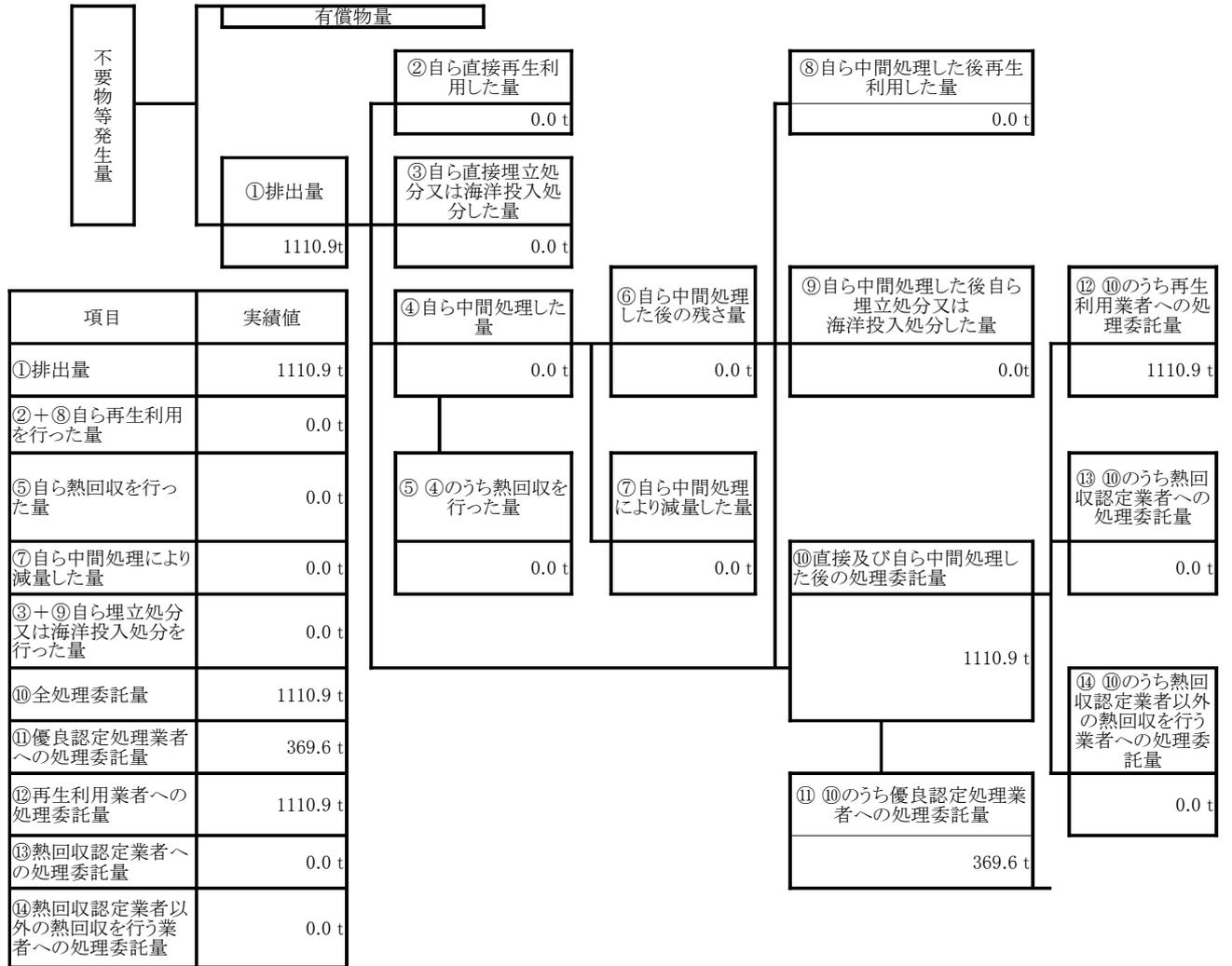
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1415.1 t	全処理委託量	1265.1 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	150 t	優良認定処理業者への処理委託量	685.1 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	1055.1 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	225 t

(日本産業規格 A列4番)

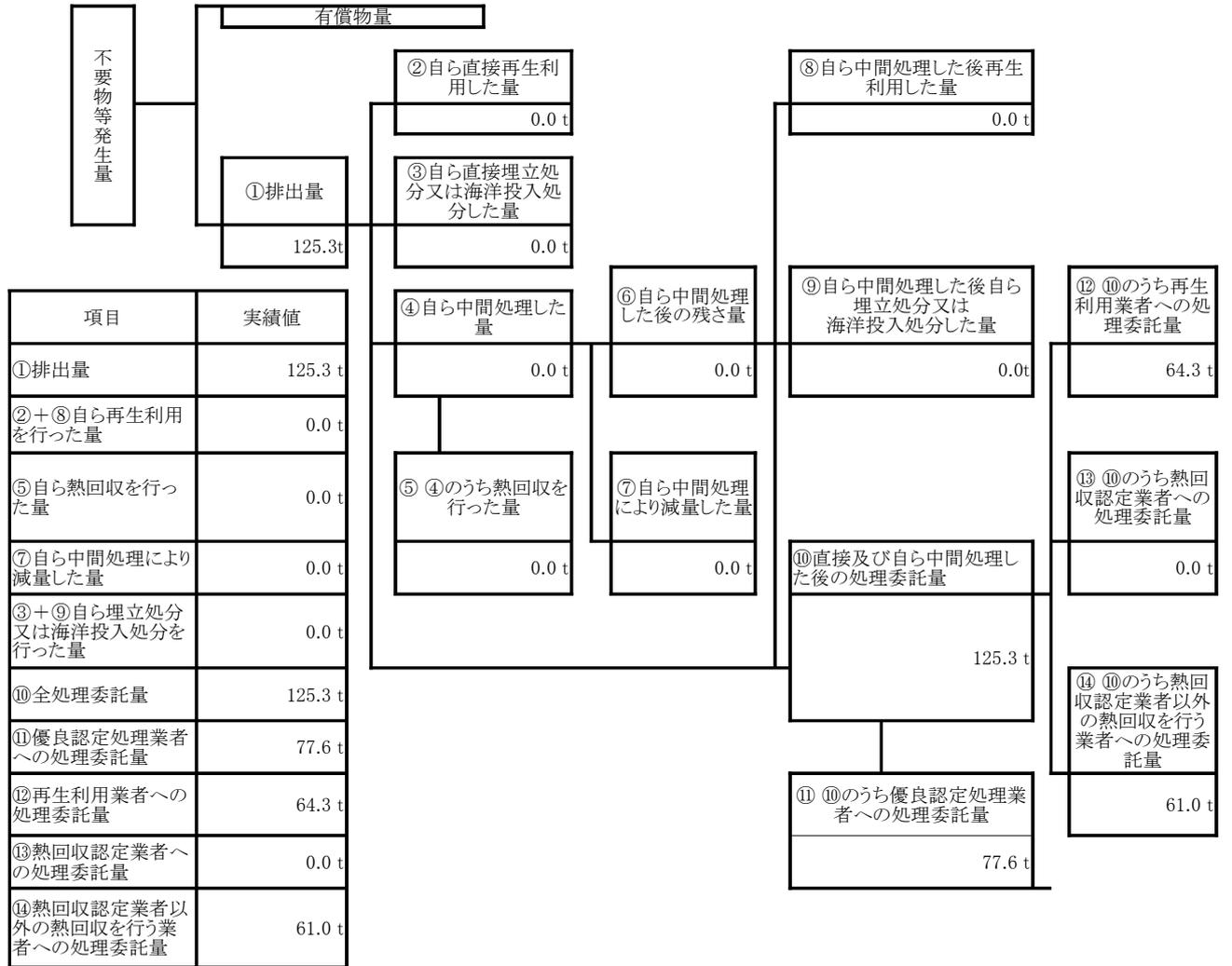
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



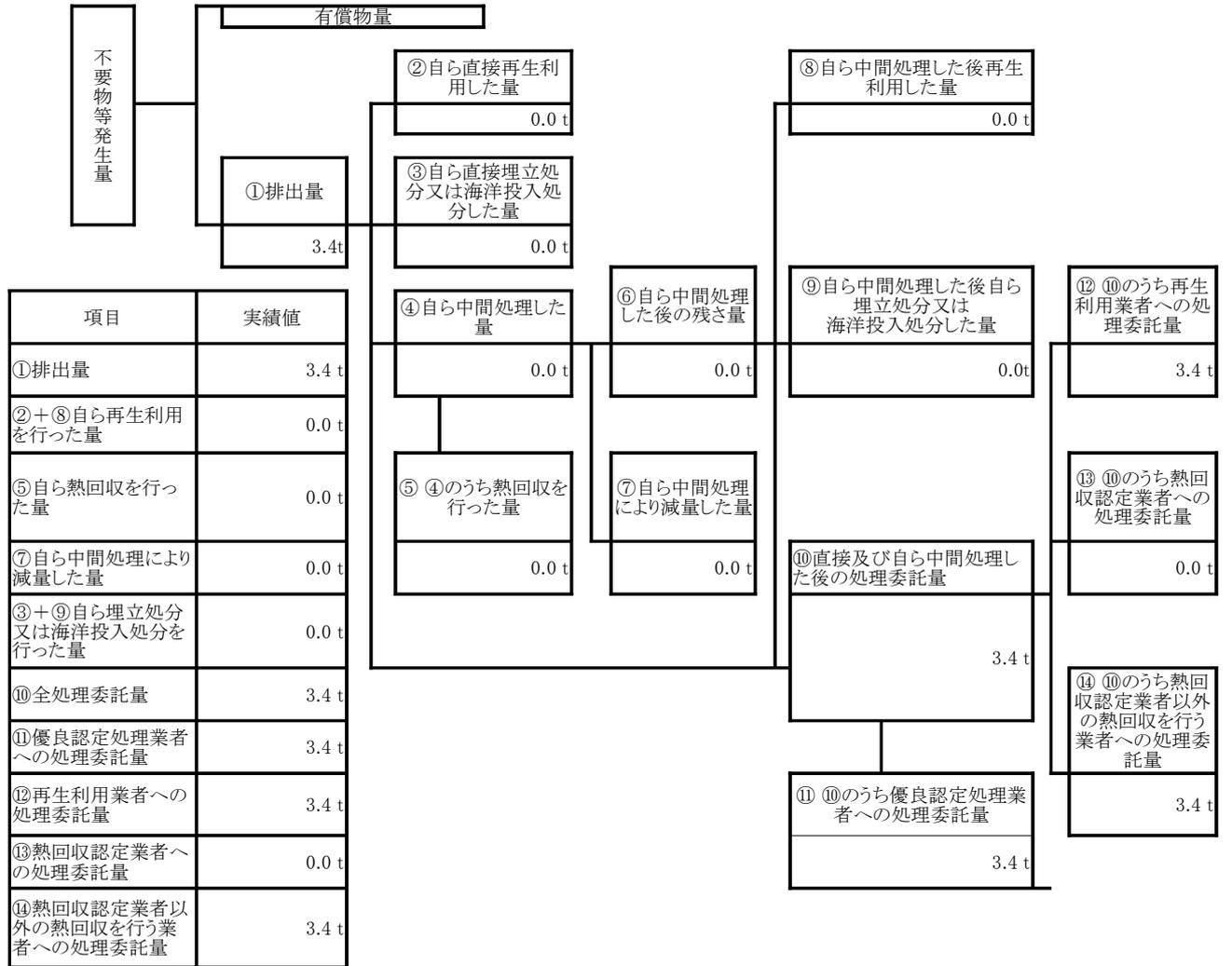
N0.3

(第2面)

計画の実施状況

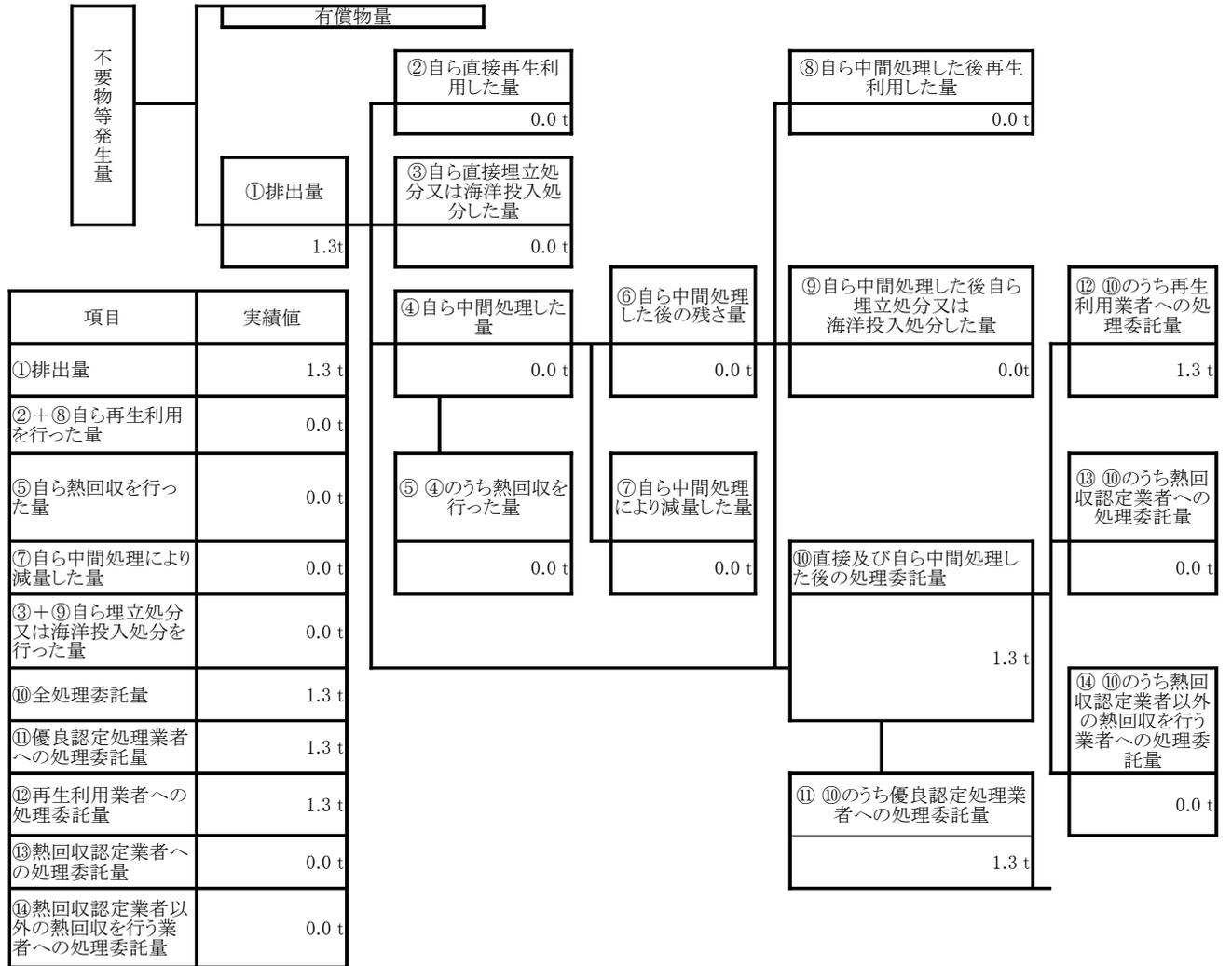
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



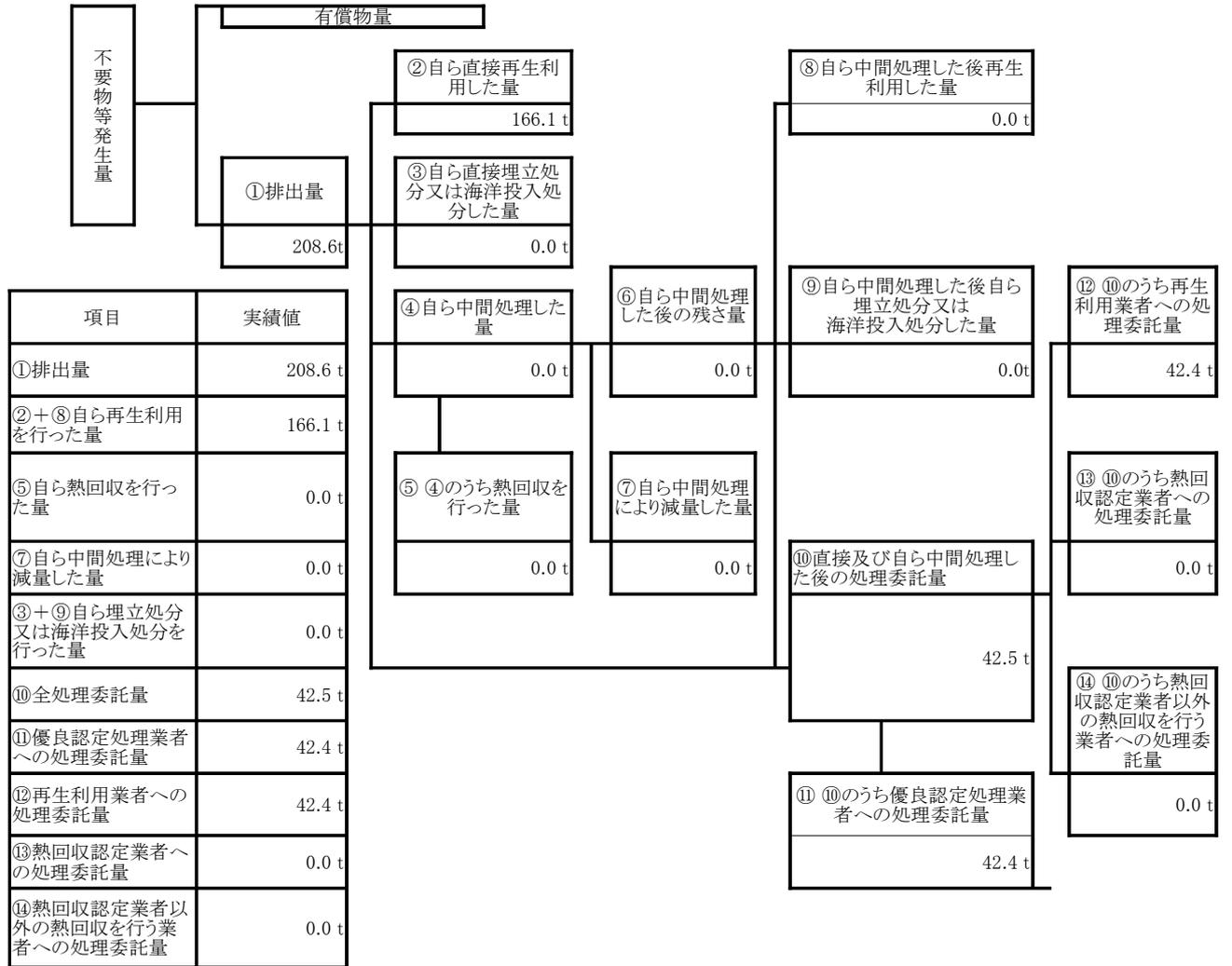
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



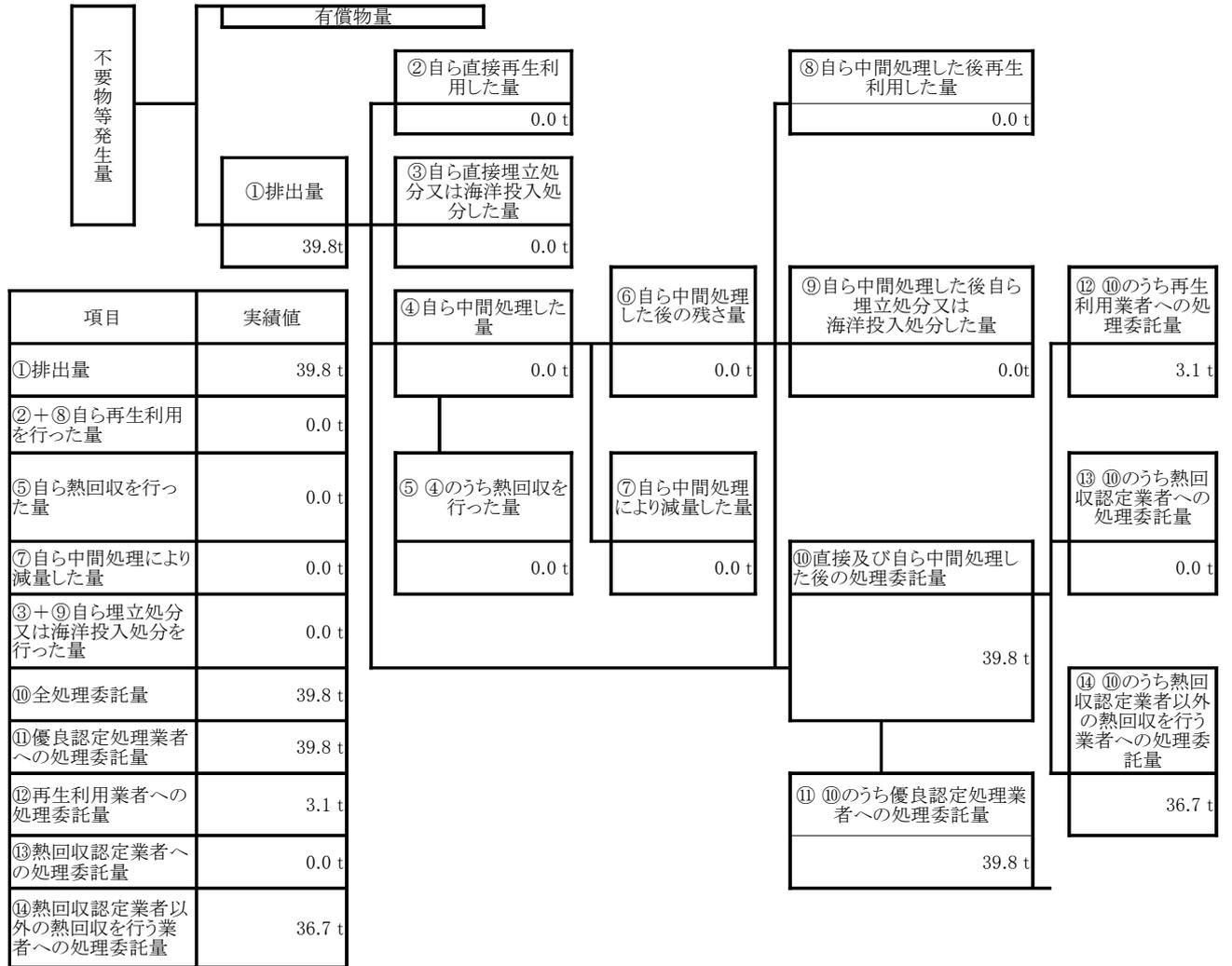
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



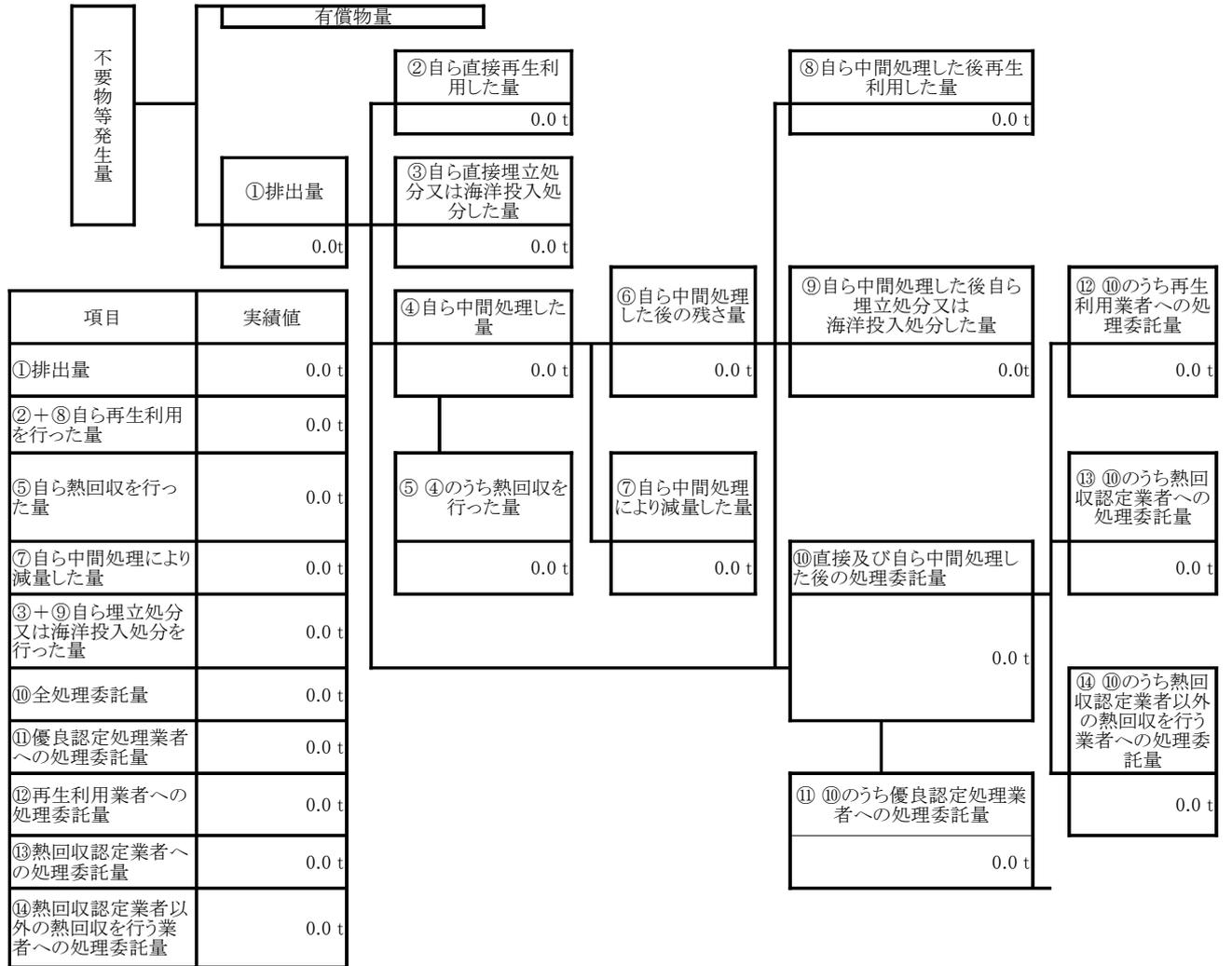
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



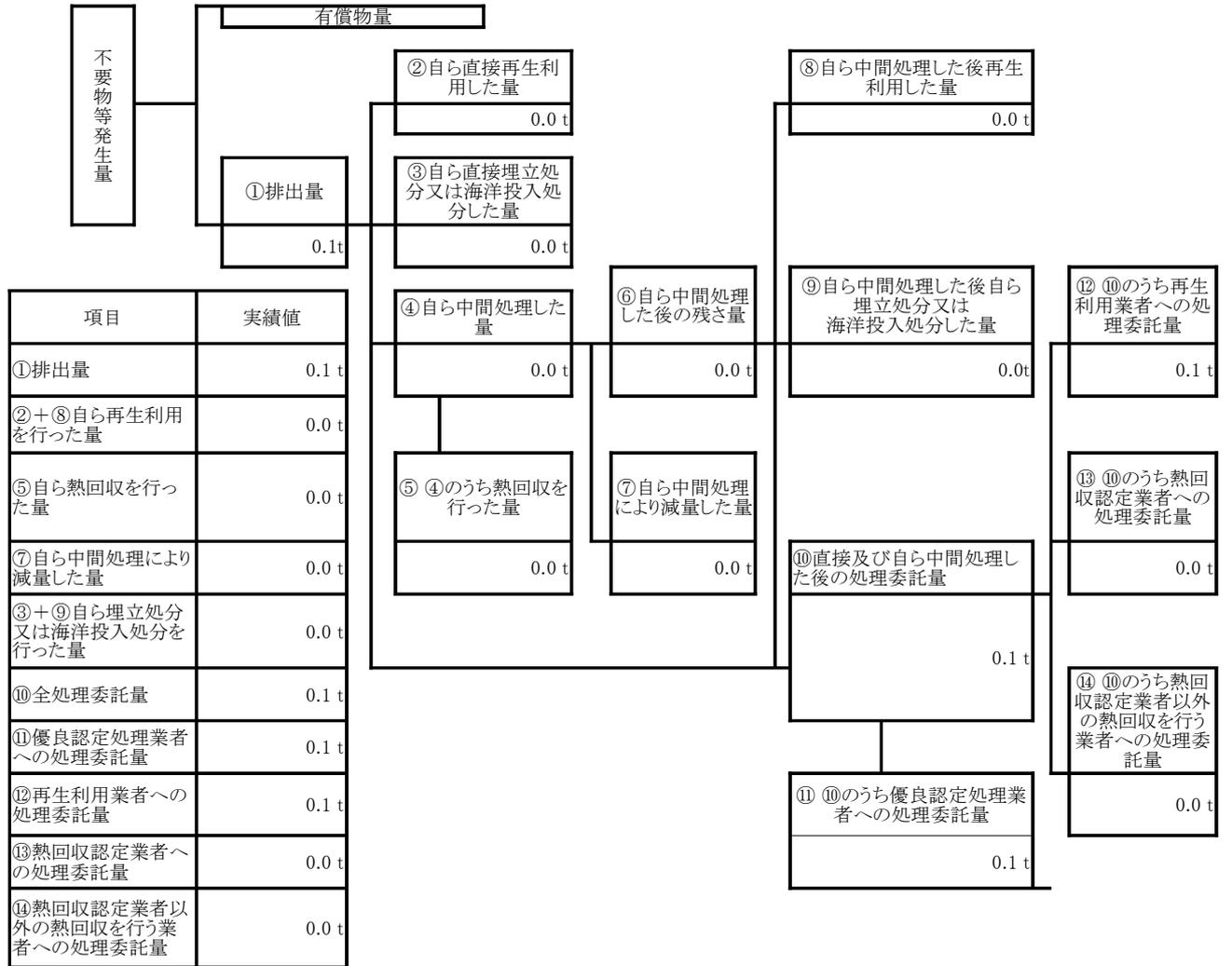
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属くず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃電気機械器具)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒278-0013

住 所 千葉県野田市上三ヶ尾字平井256-1

氏 名 雪印メグミルク株式会社
野田工場

渡邊 健司

電話番号 04-7122-1116

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	雪印メグミルク株式会社 野田工場
事業場の所在地	千葉県野田市上三ヶ尾字平井256-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

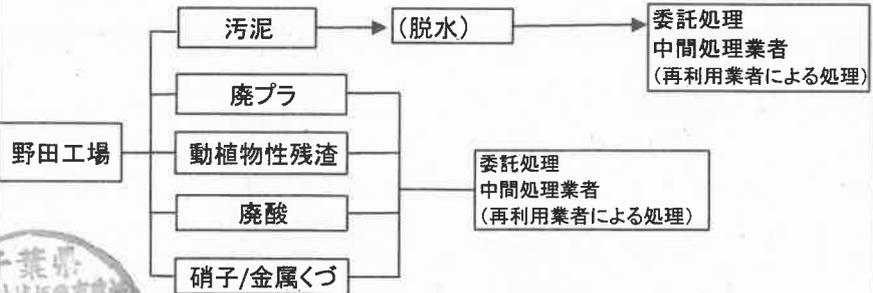
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類 E09-食料品製造業

② 事業の規模 前年度出荷額 19,484 百円

③ 従業員数 204人

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

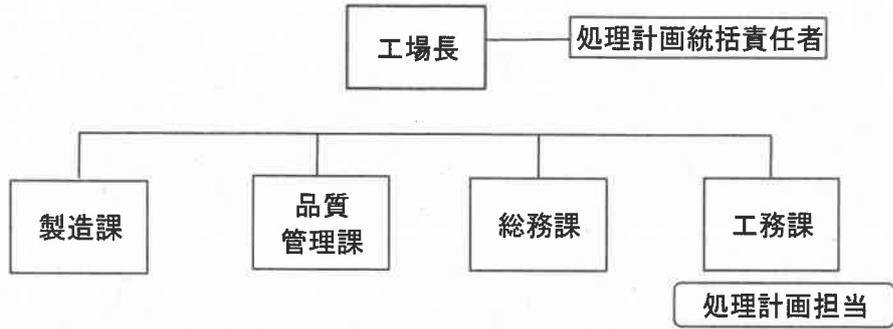


（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排出量	5287 t	157.06 t
	(これまでに実施した取組) 廃プラスチックの分別を実施し、有価物への転換を図っている		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排出量	5234.13 t	155.49 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、廃プラスチックの有価物への転換を進め、廃棄物削減を目指す		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ・紙類・焼却・金属屑・有価物等処分先毎に分別し、処理を実施している
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物から有機物への転換を進め、廃棄物の削減に引き続き取り組みを行う

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまで自社にて再利用を行った実績はない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、自社にて再利用を行う予定はない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	5287 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4856.7 t	0 t
(これまでに実施した取組) 汚泥処理減容化安定稼働を目指し、搬出削減を図っている			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	5234.13 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	4808.13 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 汚泥処理減容化設備の維持管理に努め、引き続き汚泥の削減を目指す			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	t	0 t
(これまでに実施した取組) これまで自社にて埋め立て処分・海洋投入処分を行っていない				
【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	t	0 t
(今後実施する予定の取組) 引き続き、自社にて処分を行う予定はない				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	
	全処理委託量	430.3	t	157.06 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0	t	54.87 t
	再生利用業者への処理委託量	430.3	t	102.19 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	0 t
(これまでに実施した取組) 廃プラスチックの分別を実施し、有価物の転換を図っている				

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	426 t	155.53 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	54.36 t
	再生利用業者への 処理委託量	426 t	101.17 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、廃プラスチックの有価物への転換を進め、廃棄物削減を目指す		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	ガラス屑	金属屑					
	排出量	68.9 t	4.36 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	ガラス屑	金属屑					
	排出量	68.21 t	4.32 t	0 t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	ガラス屑	金属屑					
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	ガラス屑	金属屑					
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	ガラス屑	金属屑					
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	ガラス屑	金属屑					
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	ガラス屑	金属屑					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	ガラス屑	金属屑					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	ガラス屑	金属屑					
	全処理委託量	68.9 t	4.36 t	0 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	68.9 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	4.36 t	0 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	ガラス屑	金属屑					
	全処理委託量	68.21 t	4.32 t	0 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	68.21 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	4.32 t	0 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒278-0013

住所 千葉県野田市上三ヶ尾字平井256-1

氏名 雪印メグミルク株式会社 野田工場

渡邊 健司

電話番号

04-7122-1116

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物

処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	雪印メグミルク株式会社
事業場の所在地	千葉県野田市上三ヶ尾字平井256-1
事業の種類	E09-食料品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	5319.7 t	全処理委託量	644.7 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	78.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	566.7 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	4675.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

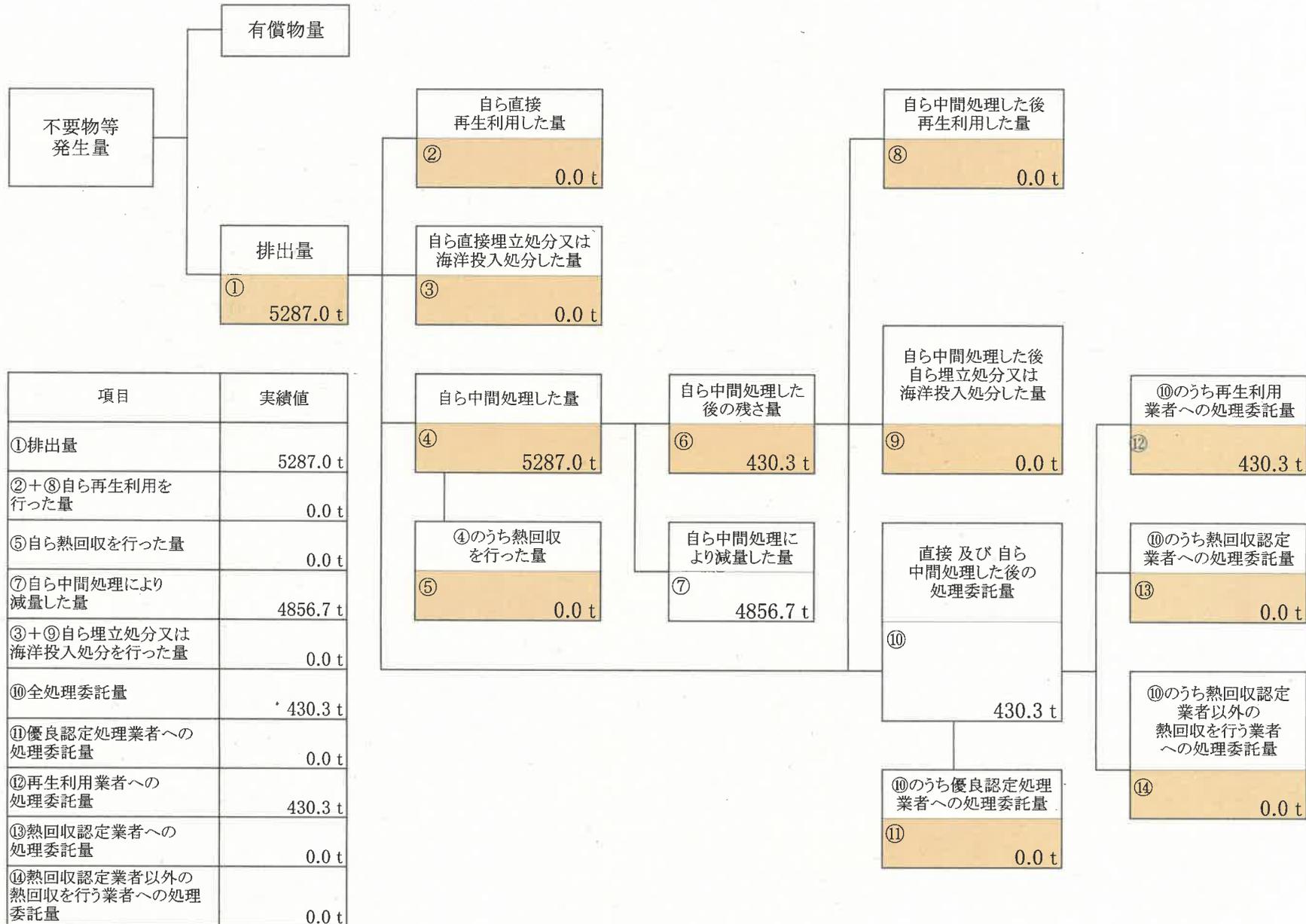
※事務処理欄



(日本産業規格 A列4番)

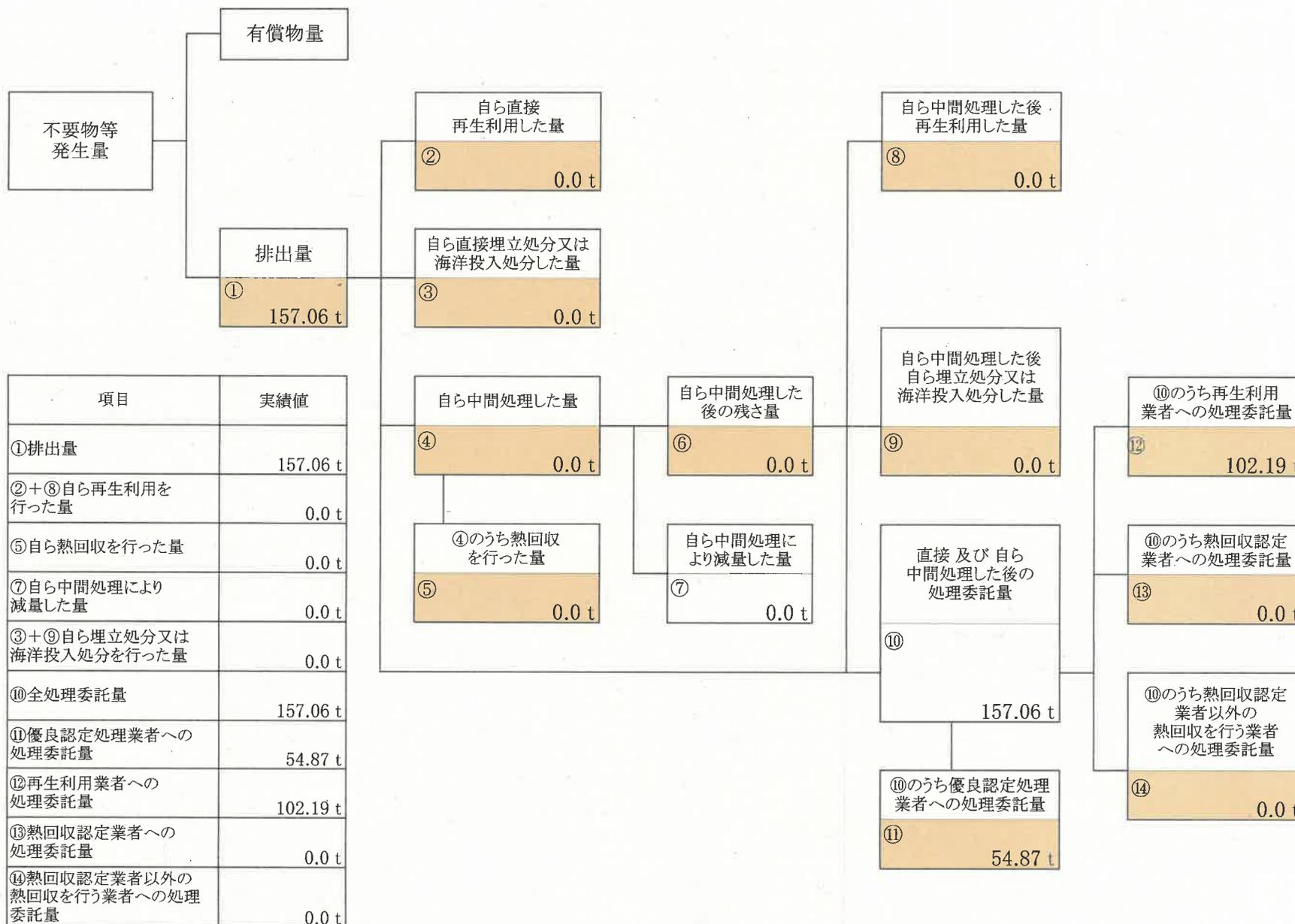
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **汚泥**)



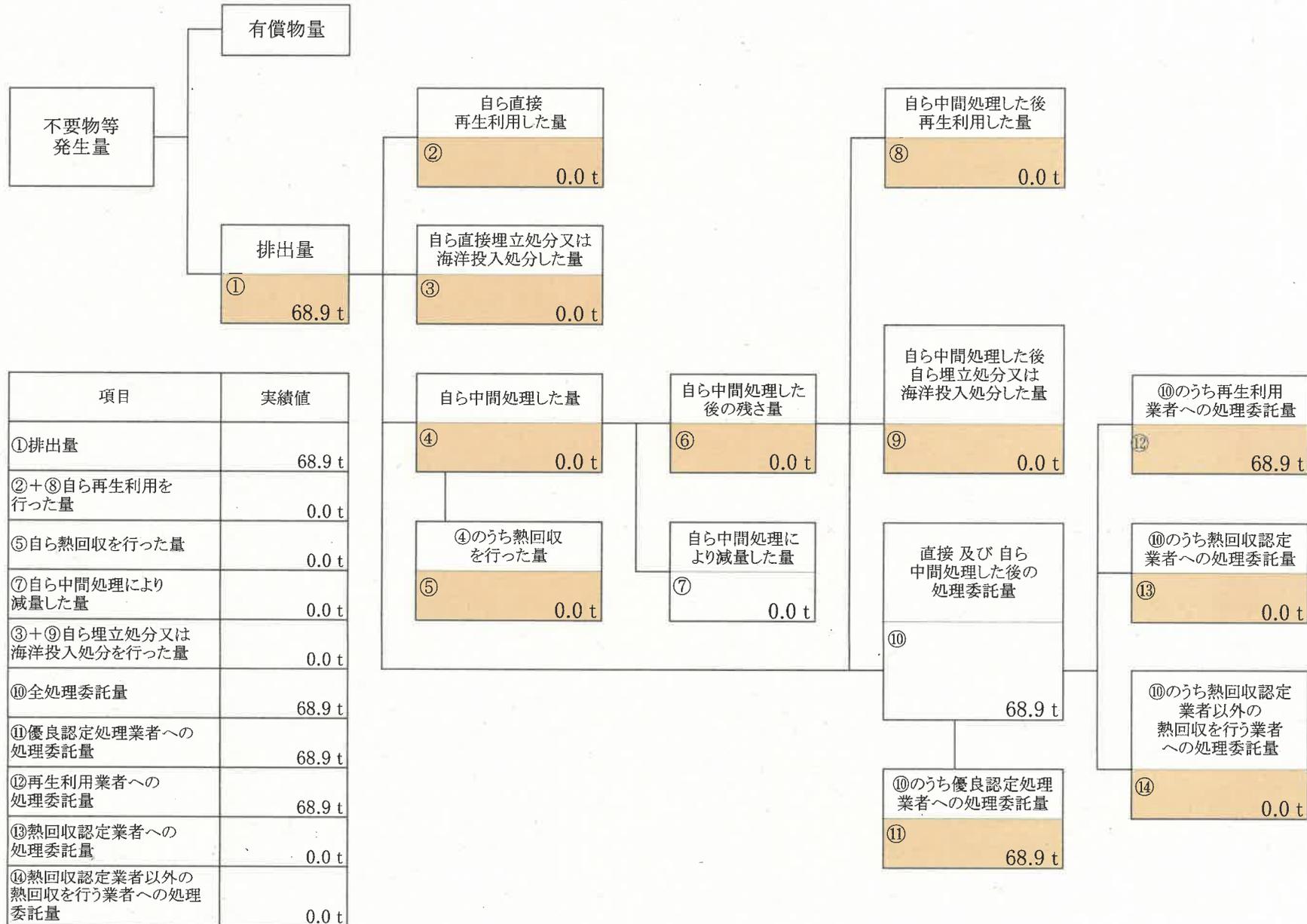
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃プラスチック**)



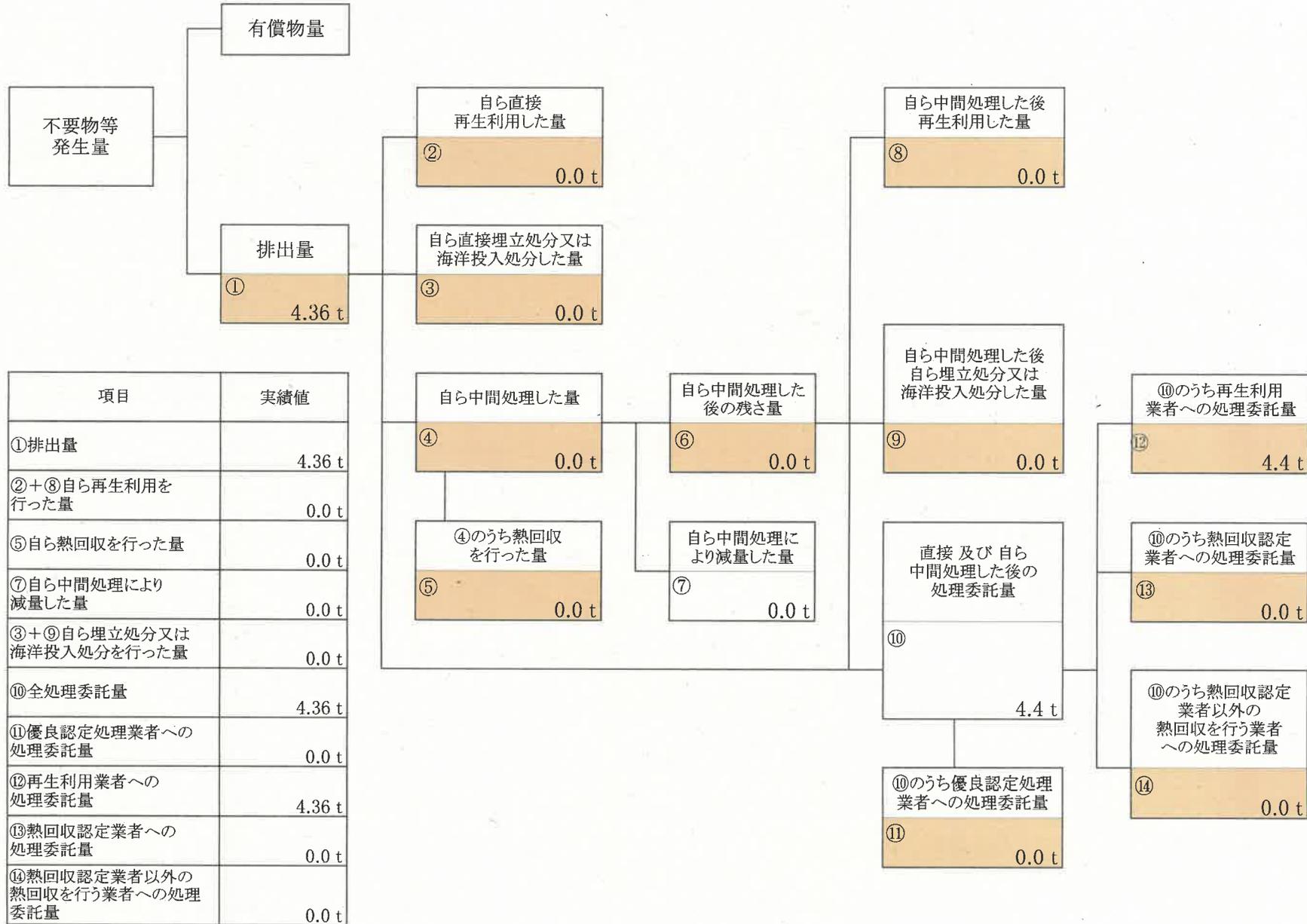
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃酸**)



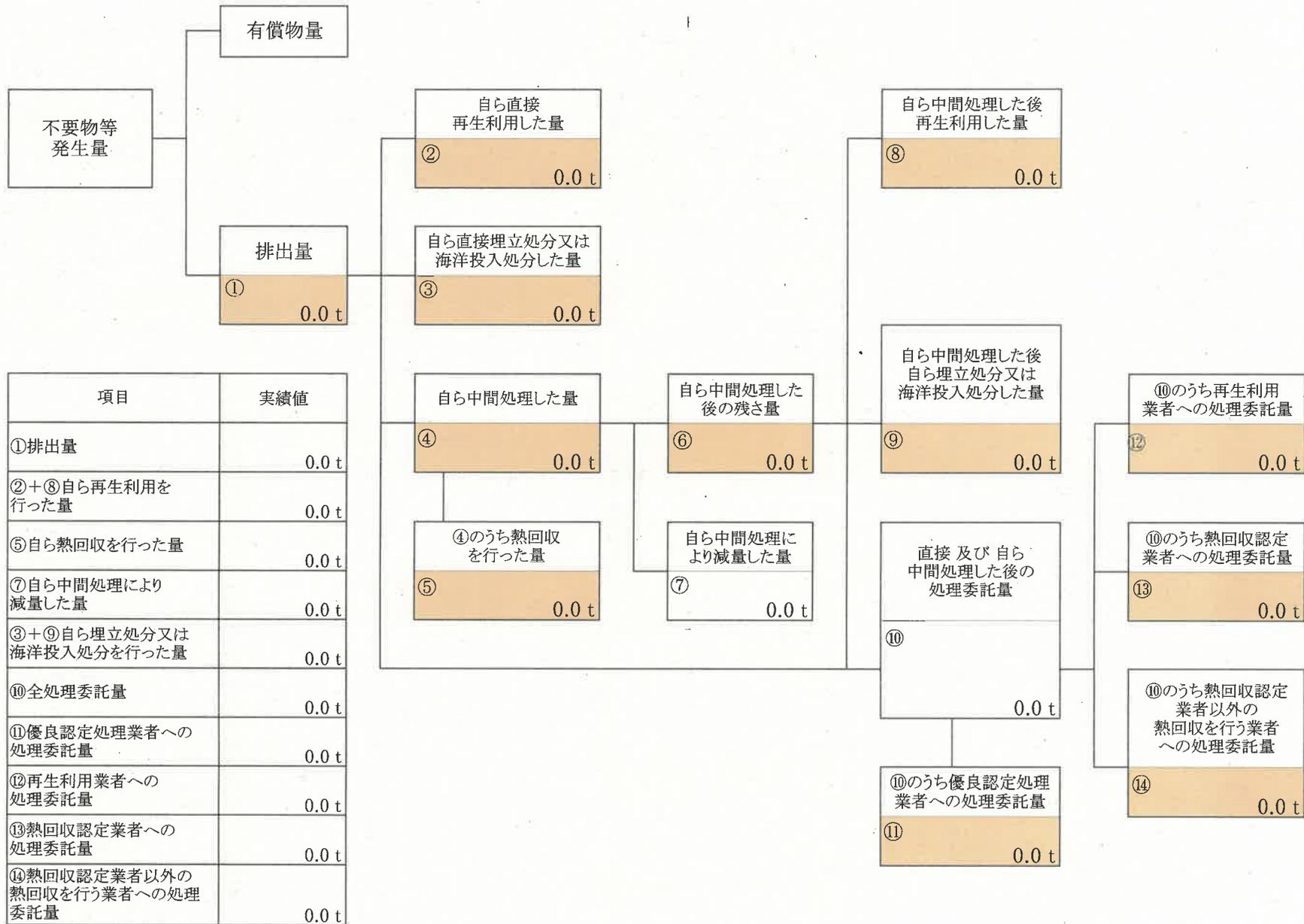
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **ガラス屑**)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **金属屑**)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年8月5日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒299-4333

住 所 千葉県長生郡長生村七井土1545-1

氏 名 ヨード・ファインケム株式会社
代表取締役社長 山本 喜博
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0475-32-5050

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ヨード・ファインケム株式会社千葉工場
事業場の所在地	〒299-4333 千葉県長生郡長生村七井土1365
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

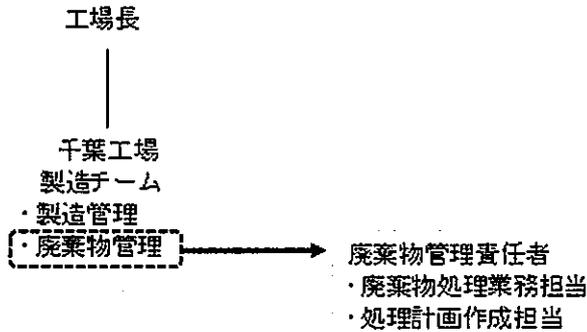
① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	製造品出荷額 3億4千万円
③ 従業員数	11人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照



(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	廃酸（pH2.0以下で基準値を超える有害物質を含むもの）
	排出量	45.5 t	10.2 t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物処理業者に処理を委託することにより事業所内の環境の保全に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	廃酸（pH2.0以下で基準値を超える有害物質を含むもの）
	排出量	45.5 t	4.2 t
	（今後実施する予定の取組） 製造の工程の見直し効率をあげるにより廃棄物の排出抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 各製品各製造工程ごとに分別を行うことにより産業廃棄物処理業者での処理がスムーズになるように努めている。全体排出量は廃棄物管理責任者が管理している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後も上記の取組を継続していく。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	廃酸（pH2.0以下で基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	廃酸（pH2.0以下で基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	廃酸（pH2.0以下で基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	廃酸（pH2.0以下で基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組）			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	廃酸（pH2.0以下で基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	廃酸（pH2.0以下で基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組）		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	廃酸（pH2.0以下で基準値を超える有害物質を含むもの）
	全処理委託量	45.5 t	10.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	45.5 t	10.2 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組） 優良認定処理業者へ委託している。			

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	廃酸 (pH2.0以下で基準値を超える有害物質を含むもの)
	全 処 理 委 託 量	45.5 t	4.2 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	45.5 t	4.2 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も優良認定処理業者へ委託していく。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和6年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	134.7	t
(今後実施する予定の取組等) 今後電子マニフェストを導入していく。(目標令和7年度中)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

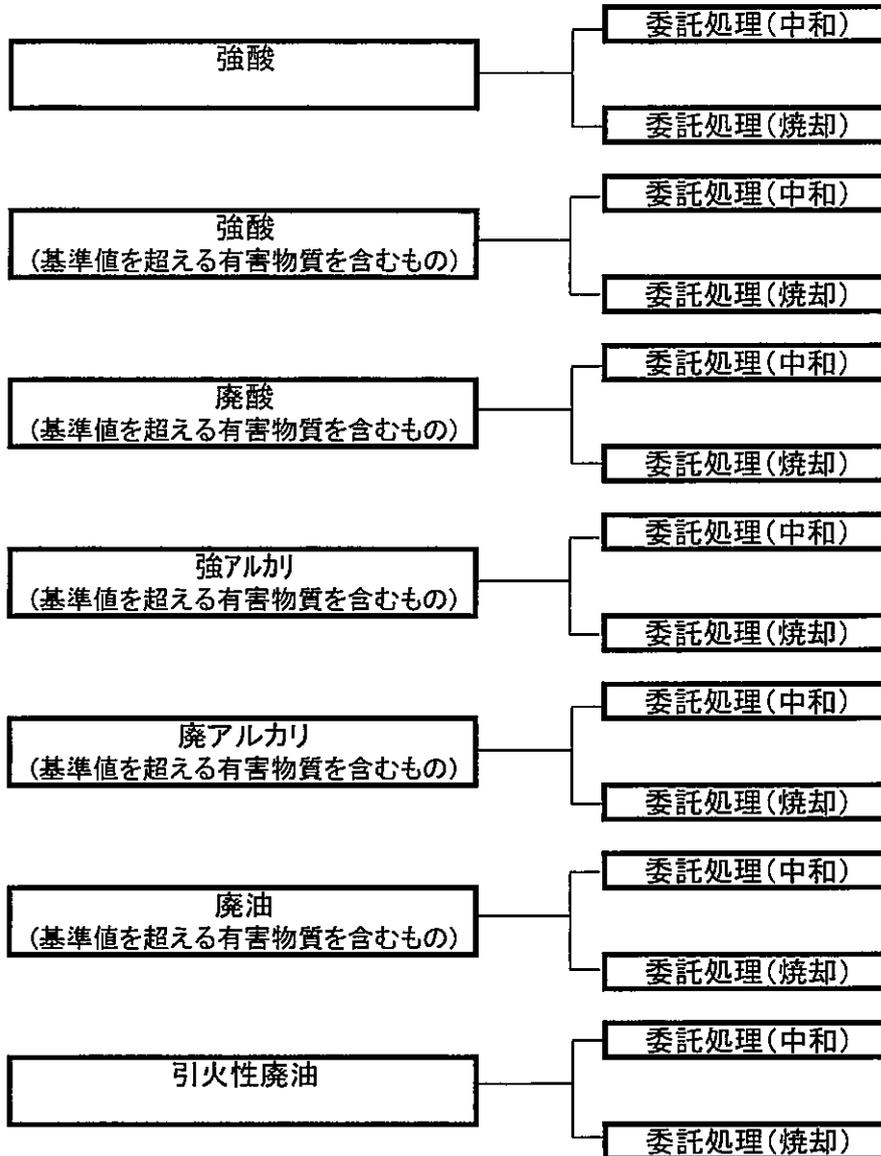
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】		特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以上の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	ph12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	ph12.5以下の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	引火性廃油		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t	-	t	-	t
【目標】		特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以上の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	ph12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	ph12.5以下の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	引火性廃油		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t	-	t	-	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】		特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以上の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	ph12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	ph12.5以下の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	引火性廃油						
①現状	全処理委託量		10.1	t	20.6	t	3.6	t	16.4	t	28.3	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		10.1	t	20.6	t	3.6	t	16.4	t	28.3	t	t
	再生利用業者への処理委託量			t		t		t		t		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量			t		t		t		t		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			t		t		t		t		t	t
【目標】		特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以上の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	ph12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	ph12.5以下の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	引火性廃油						
②計画	全処理委託量		10.1	t	20.6	t	3.6	t	16.4	t	28.3	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		10.1	t	20.6	t	3.6	t	16.4	t	28.3	t	t
	再生利用業者への処理委託量			t		t		t		t		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量			t		t		t		t		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			t		t		t		t		t	t

(別紙1) 特別管理産業廃棄物の一連の処理工程



様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年4月14日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 283-0114

住 所 千葉県山武郡九十九里町真亀2703

法人名 横浜容器工業株式会社 千葉工場

代表者 川戸 宏之

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0475-76-3561

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	横浜容器工業株式会社 千葉工場		
事業場の所在地	〒283-0114 千葉県山武郡九十九里町真亀2703		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類： E 製造業	中分類： 24	金属製品製造業
②事業の規模	前年度の製品出荷額 10億円		
③従業員数	33		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「処理工程」参照		

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙「管理体制図」参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	燃え殻（有害）
	排出量	136.8 t	83.3 t
	（これまでに実施した取組） 再生すべきドラム缶（原缶）を返却してもらうユーザーに対し、内容物残渣の減量願いを通達し、ドラム缶を密閉（締付）して返却してもらう事により、雨水侵入などによる廃棄物の増加の防止をしております。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	燃え殻（有害）
	排出量	150 t	100 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、ドラム缶（原缶）を返却してもらうユーザーに対し、内容物残渣の減量願いを通達し、ドラム缶を密閉（締付）して返却してもらう事により、雨水侵入などによる廃棄物の増加防止に努めてまいります。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 発生する特別管理産業廃棄物について、それぞれ適正な容器に保管し、密閉または雨水侵入防止を施し、異物混入を防止しております。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き、発生する特別管理産業廃棄物について、それぞれ適正な容器に保管し、密閉または雨水侵入防止を施し、異物混入を防止してまいります。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	燃え殻（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） これまで、自社による再生利用を行ったことはありません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	燃え殻（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 今後も、自社による再生利用を行う予定はありません。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	燃え殻（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） これまで、自社による中間処理を行ったことはありません。。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	燃え殻（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 今後も、自社による中間処理を行う予定はありません。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	燃え殻（有害）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） これまで、自社による埋立処分を行ったことはありません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	燃え殻（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 今後も、自社による埋立処分を行う予定はありません。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	燃え殻（有害）
	全処理委託量	136.8 t	83.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	104.9 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	31.9 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組） 廃油については、マテリアルリサイクル・サーマルリサイクルが可能な設備を持った委託先への排出を継続しており、資源・エネルギーの有効利用に優位な排出先を選択しています。			

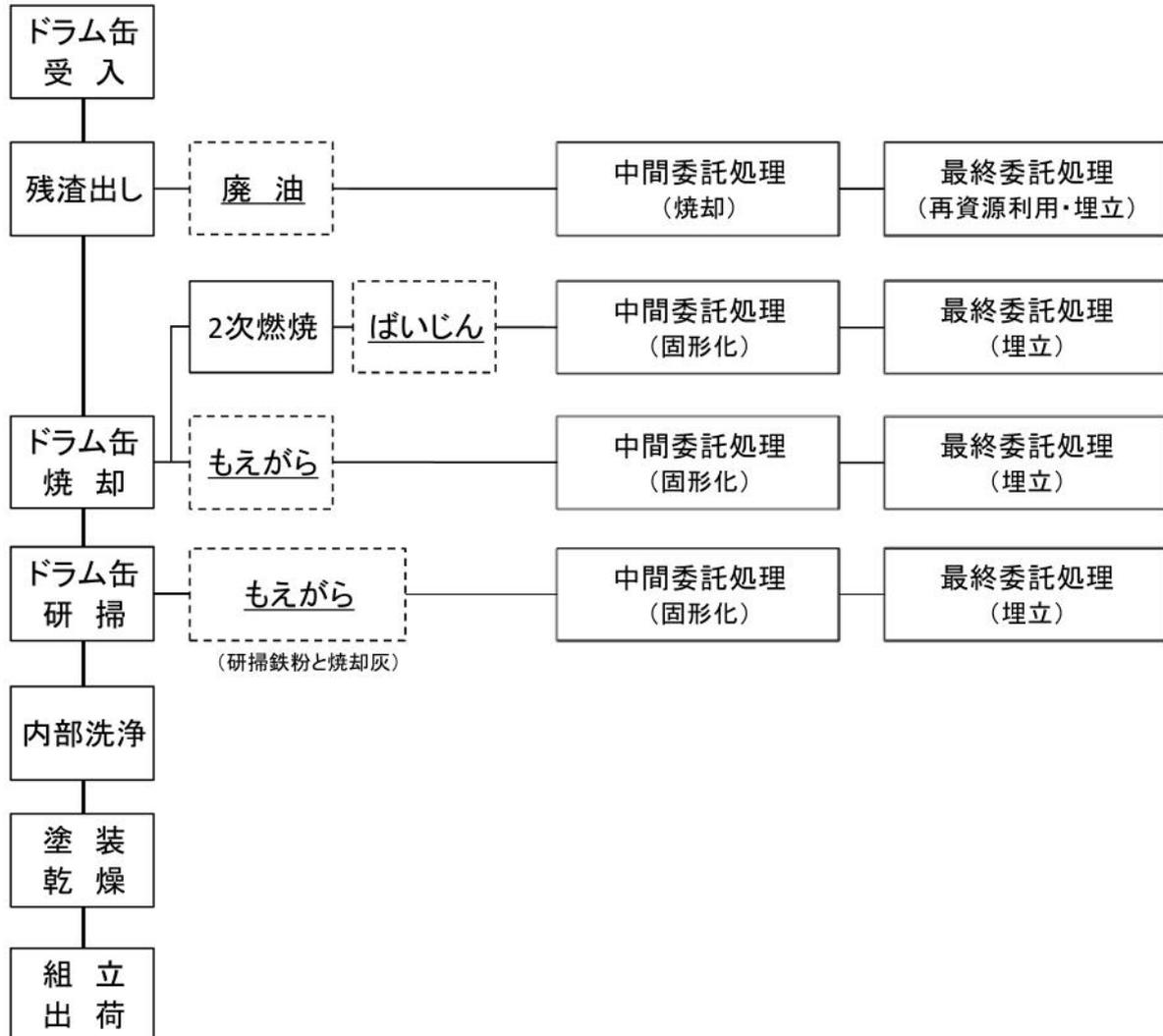
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	燃え殻（有害）
	全 処 理 委 託 量	150 t	100 t
	優良認定処理業者への処理委託量	80 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	70 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>引き続き、マテリアルリサイクル・サーマルリサイクルが可能な設備を持った委託先への排出を継続し、廃棄物の有効利用を図ります。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）		221.6 t
<p>（今後実施する予定の取組等）</p> <p>引き続き排出する全ての特別管理産業廃棄物について、電子 manifests を使用します。</p>			
※事務処理欄			

備考

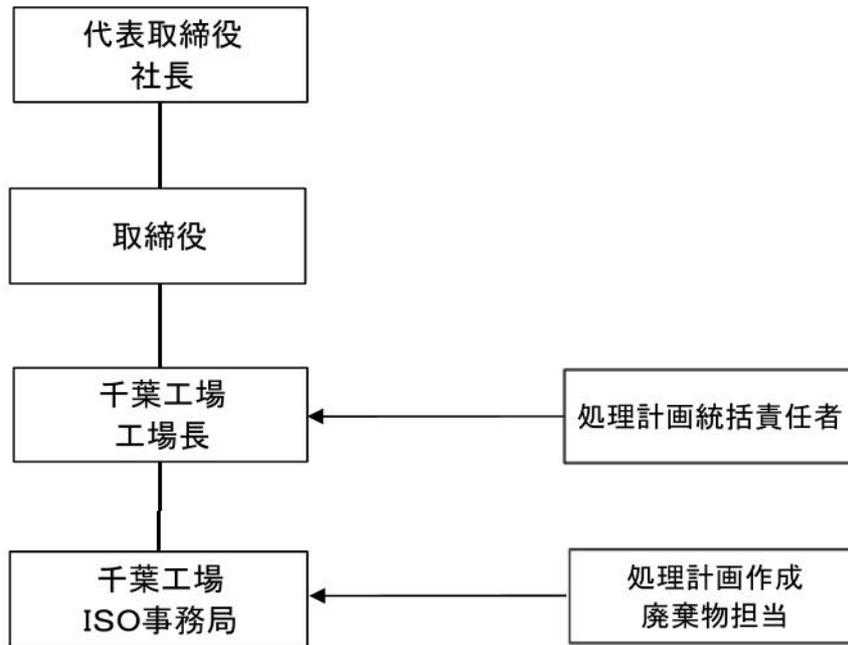
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

別紙 特別管理産業廃棄物 処理工程

ドラム缶更生工程



別紙 管理体制図



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）							
	排出量	1.5 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）							
	排出量	3 t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）							
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）							
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）							
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）							
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の種類	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）							
	全処理委託量	1.5 t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）							
	全処理委託量	3 t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年4月14日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 283-0114

住所 千葉県山武郡九十九里町真亀2703

法人名 横浜容器工業株式会社 千葉工場

代表者 川戸 宏之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0475-76-3561

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	横浜容器工業株式会社 千葉工場
事業場の所在地	〒283-0114 千葉県山武郡九十九里町真亀2703
事業の種類	大分類 E 製造業 中分類 24 金属製品製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	253 t	全処理委託量	253 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	80 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	70 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度) 196 t 前年度(令和6年度) 221.6 t
------------------------------------	---

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

昨年度に排出した全ての特別管理産業廃棄物について、電子マニフェストを使用しております。

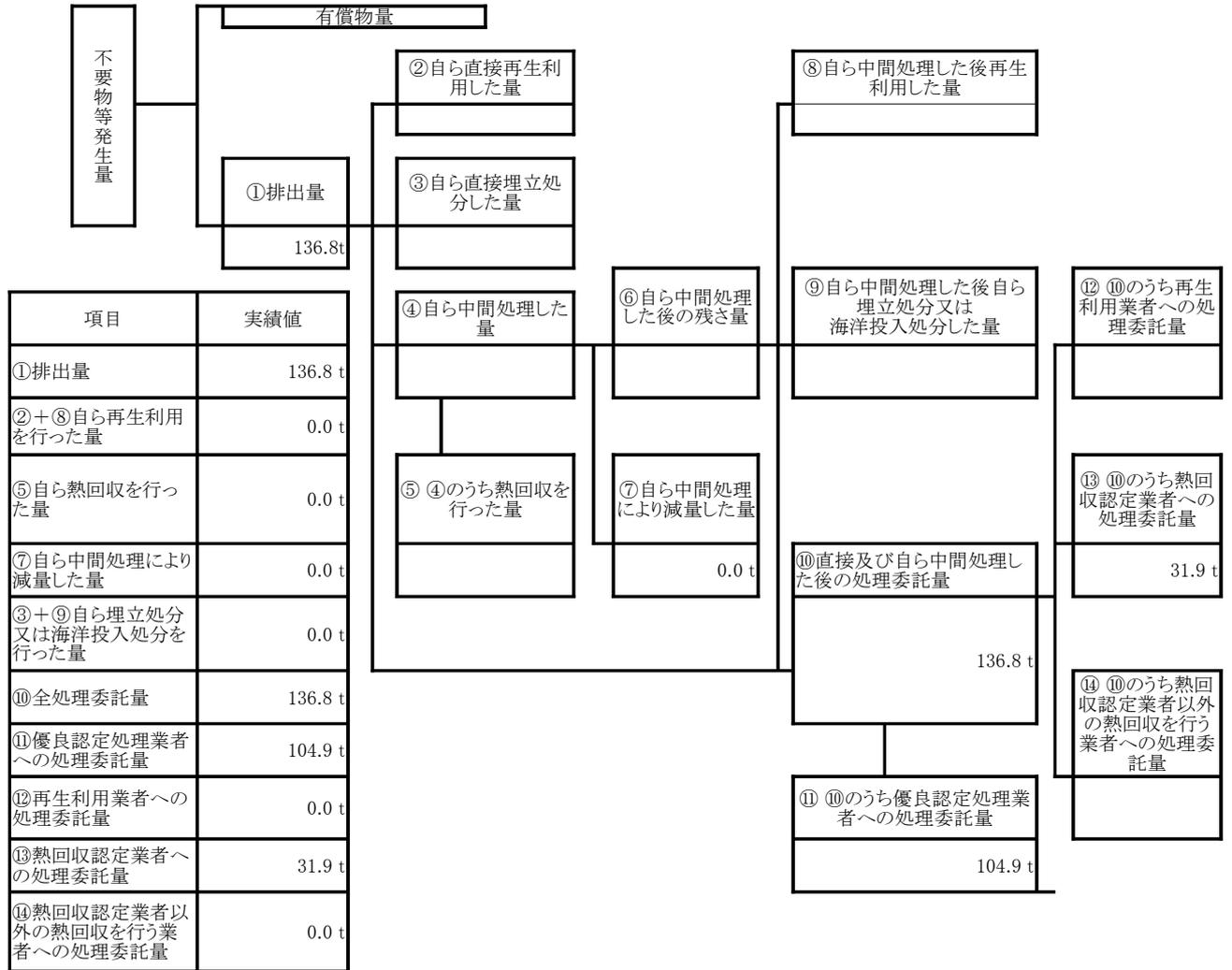
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油(引火性)

)

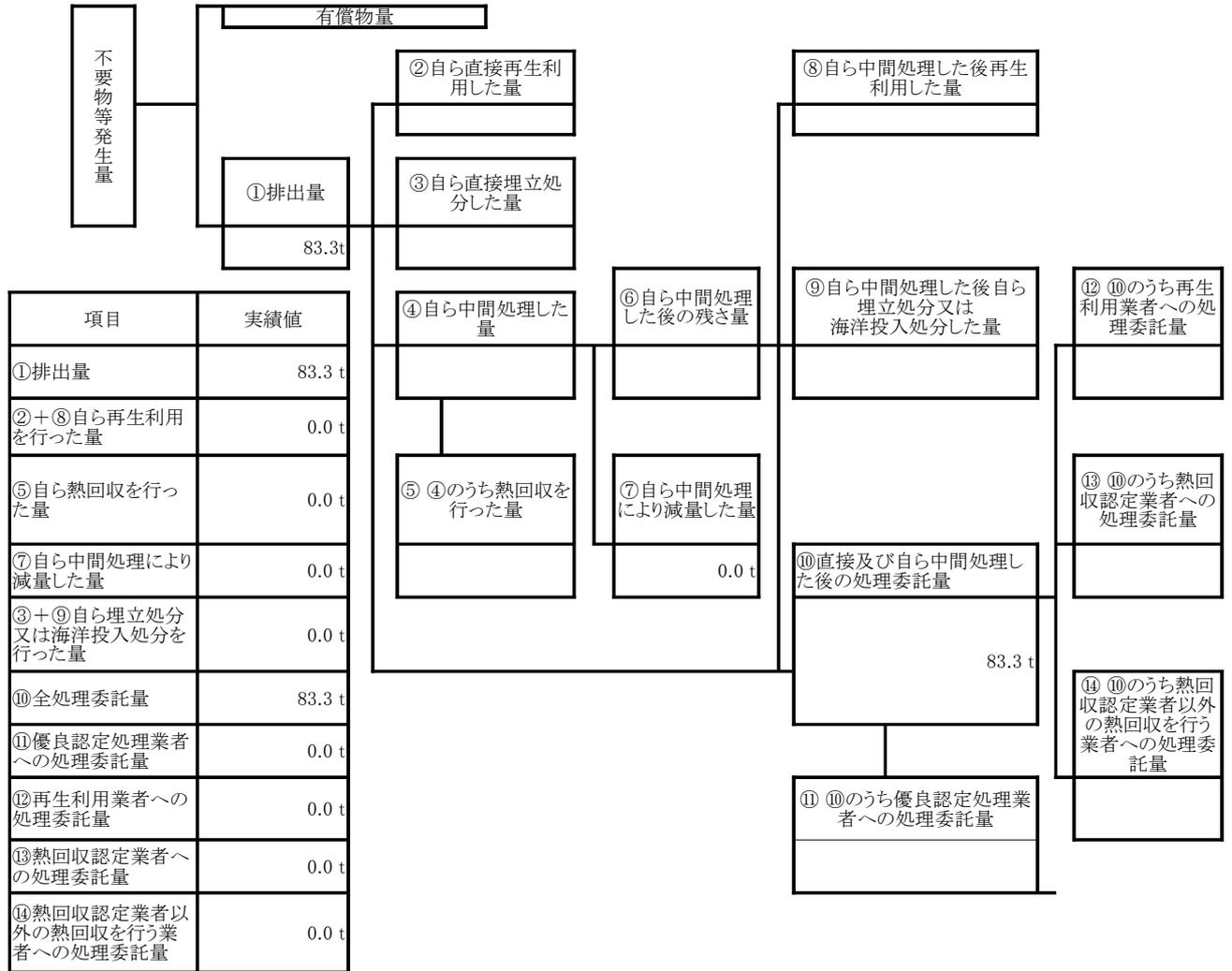


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

燃え殻(有害)

)

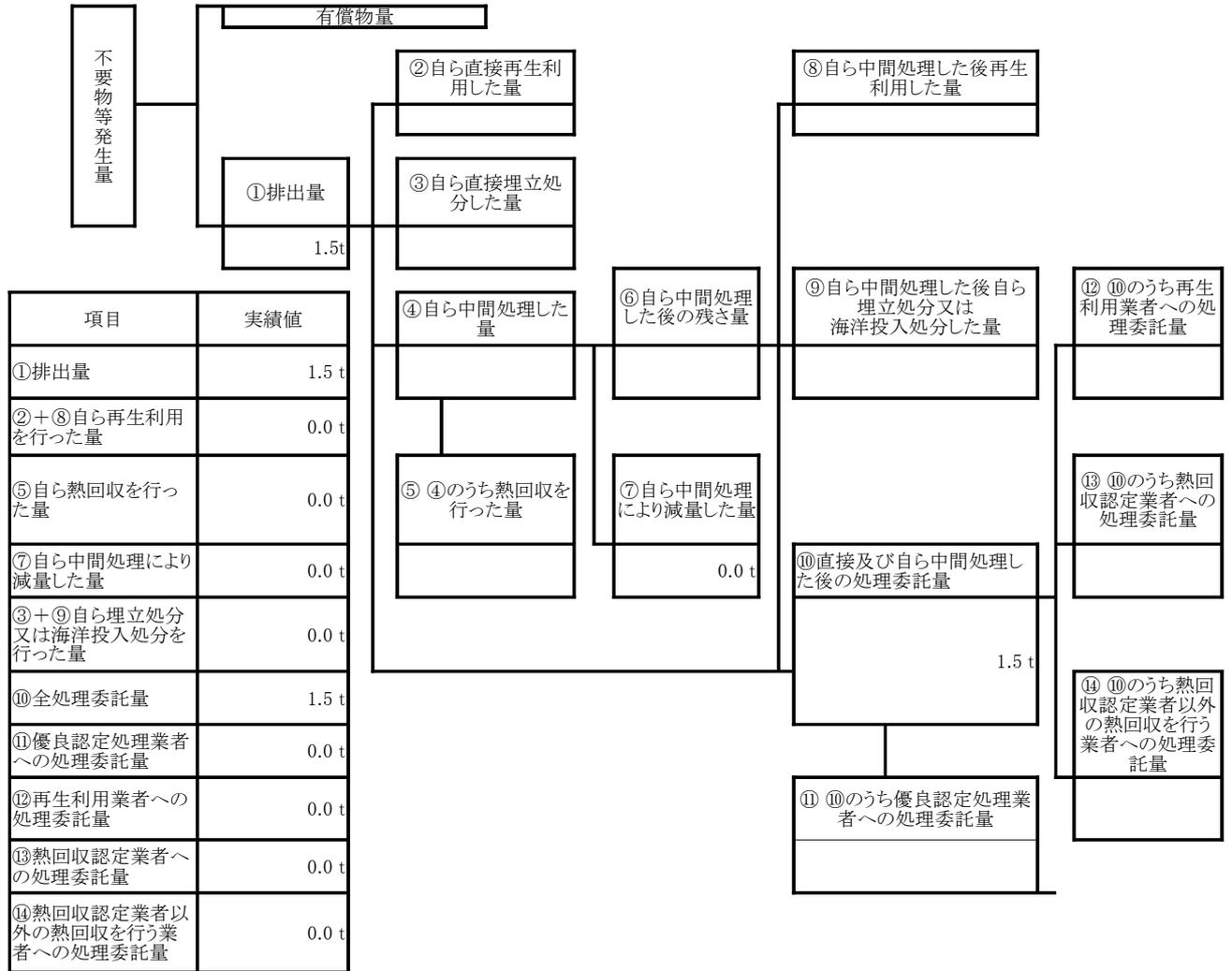


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

ばいじん(有害)

)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

産業廃棄物処理計画書

令和8年5月8日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

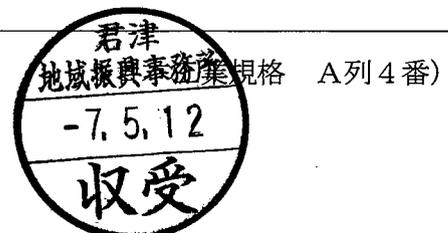
提出者 〒299-0266
住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖18番
氏 名 吉野石膏(株)千葉第一工場
工場長 山崎 正彦
電話番号 0438-62-3311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	吉野石膏株式会社 千葉第一工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖18番
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

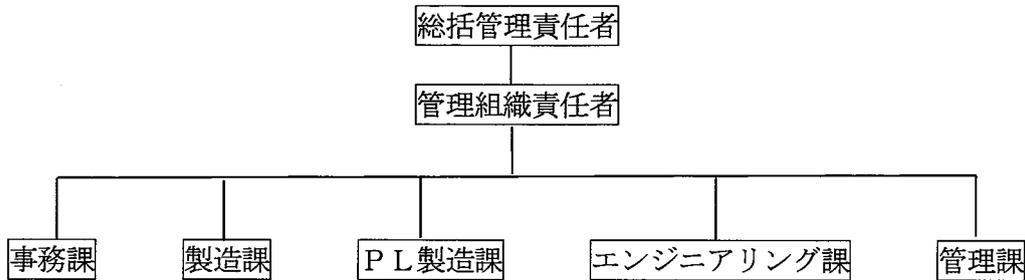
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額 54億円
③ 従業員数	82人 (正社員 40人、協力会社 42人)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR A[ボード製造工程] --> B[廃プラ等] C[製品出荷工程] --> B B --> D[委託処理] D --> E[焼却・燃料] F[ボイラー工程] --> G[燃え殻] G --> H[委託処理] H --> I[埋立] H --> J[再生] K[定期修理] --> L[汚泥] K --> M[廃ベルト] K --> N[その他混合廃棄物] L --> O[委託処理] M --> O N --> O </pre>



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	
	排出量	2,154 t	t
	（これまでに実施した取組） ・燃え殻に関しては、木屑ボイラーから発生する燃え殻の色や形を確認し、未燃分があるか判断し、燃焼空気量（O ₂ %）を管理している。燃料チップの品質が低下している為、未燃分が若干増加している。 ・火格子を定修毎に点検及び清掃を行い、不具合があれば交換を計画実施している。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	
	排出量	2,200 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・現在、熱灼減量が少ないため、現状を維持し経過を観察する。 ・燃焼空気の押込みダンパー調整による未燃分の低減。 ・蒸気配管の保温強化による燃焼効率の向上。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物種類は、燃え殻・その他混合廃棄物・一般ごみ・汚泥・廃プラスチック・がれき類・廃油・ガラス・コンクリート陶磁器に分類し再生資源化に努めている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記種類を再分類化及び設備部品等の延命化による減量化をめざす。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥
	排 出 量	11 t	71 t
	（これまでに実施した取組） その他混合廃棄物 ・ゴミの分別を徹底している。 汚泥 ・構内の埃が側溝等に流れない様に、随時清掃を実施している。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥
	排 出 量	6 t	75 t
	（今後実施する予定の取組） その他混合廃棄物 ・ムダの排除等、廃棄物を発生させない取り組みを行う。 ・ゴミの分別の強化を行う。 汚泥 ・構内清掃を強化する。		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	ベルト(廃プラスチック)
	排 出 量	6 t	4 t
	（これまでに実施した取組） 廃プラスチック ・ゴミの分別を徹底している。 廃ベルト ・ベルト設備の点検強化により、ベルトの延命を実施。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	ベルト(廃プラスチック)
	排 出 量	12 t	4 t
	（今後実施する予定の取組） 廃プラスチック ・ムダの排除等、廃棄物を発生させない取り組みを行う。 ・ゴミの分別の強化を行う。 廃ベルト ・ベルト設備の点検強化により、ベルトの延命を図る。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	排出量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・全て保管し、定期的に再生処理業者に委託。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・全て保管し、定期的に再生処理業者に委託。		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 (自ら再生利用を行った産業廃棄物はない)			
① 現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 (自ら再生利用を行った産業廃棄物はない)			
① 現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 (該当なし)			
① 現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	燃え殻		
	全処理委託量	2,154 t	0 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) 特になし			
	② 計画	【令和7年度目標】		
		産業廃棄物の種類	燃え殻	
全処理委託量		2,150 t	0 t	
優良認定処理業者への処理委託量		— t	— t	
再生利用業者への処理委託量		0 t	0 t	
認定熱回収業者への処理委託量		— t	— t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組) 特になし				
※事務処理欄				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥	
	全処理委託量	11 t	71 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) 特になし			
	② 計画	【令和7年度目標】		
		産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥
全処理委託量		10 t	75 t	
優良認定処理業者への処理委託量		— t	— t	
再生利用業者への処理委託量		0 t	0 t	
認定熱回収業者への処理委託量		— t	— t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組) 特になし				
※事務処理欄				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃ベルト
	全処理委託量	6 t	4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
② 計画	【令和7年度目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃ベルト
	全処理委託量	6 t	4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
※事務処理欄			

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年5月8日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒299-0266
住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖18番
氏 名 吉野石膏(株)千葉第一工場
工場長 山崎 正彦
電話番号 0438-62-3311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	吉野石膏株式会社 千葉第一工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖18番
事業の種類	大分類：製造業 中分類：窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,297 t	全処理委託量	2,297 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	— t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	4 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	— t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

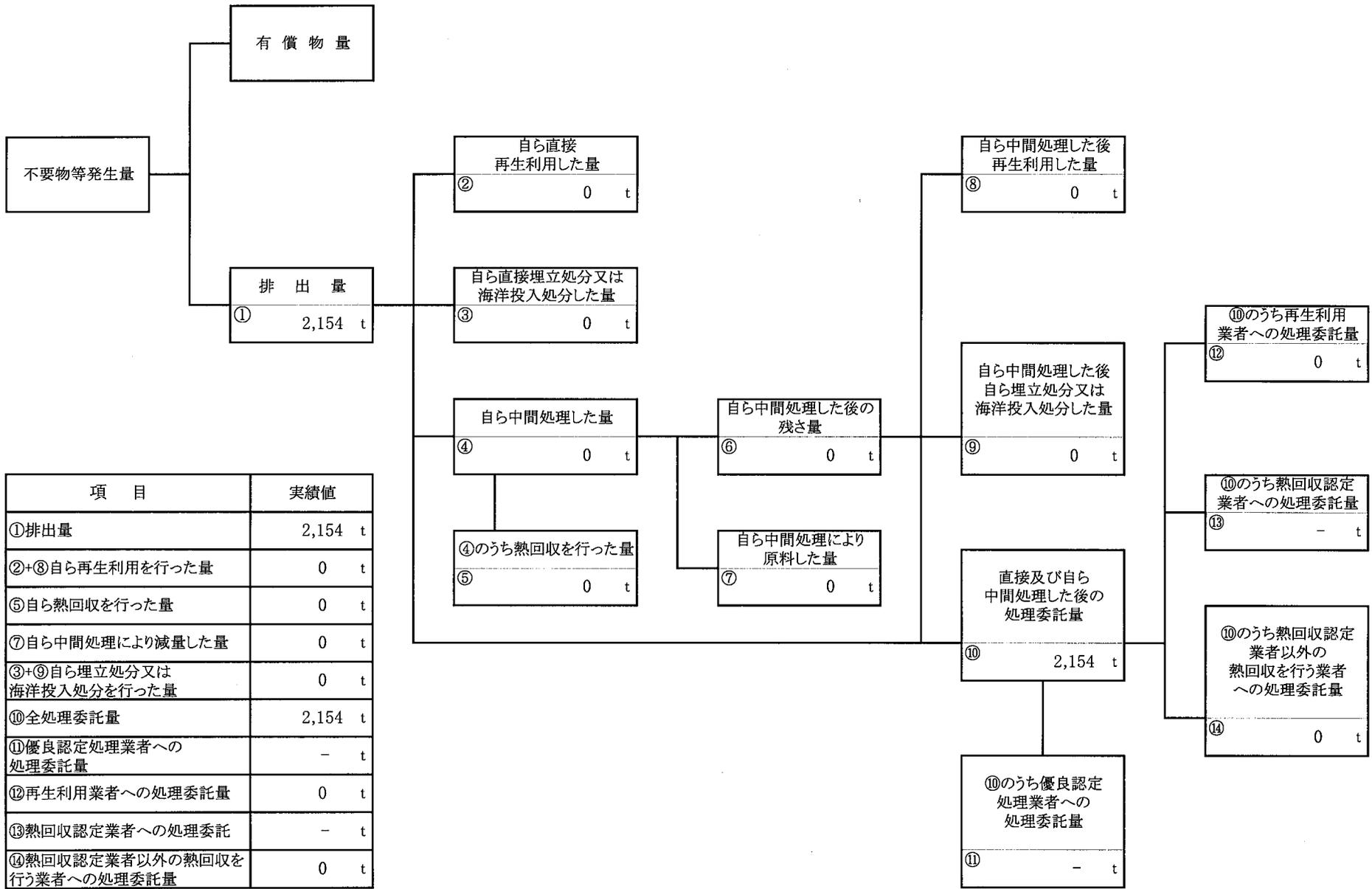
※事務処理欄



日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

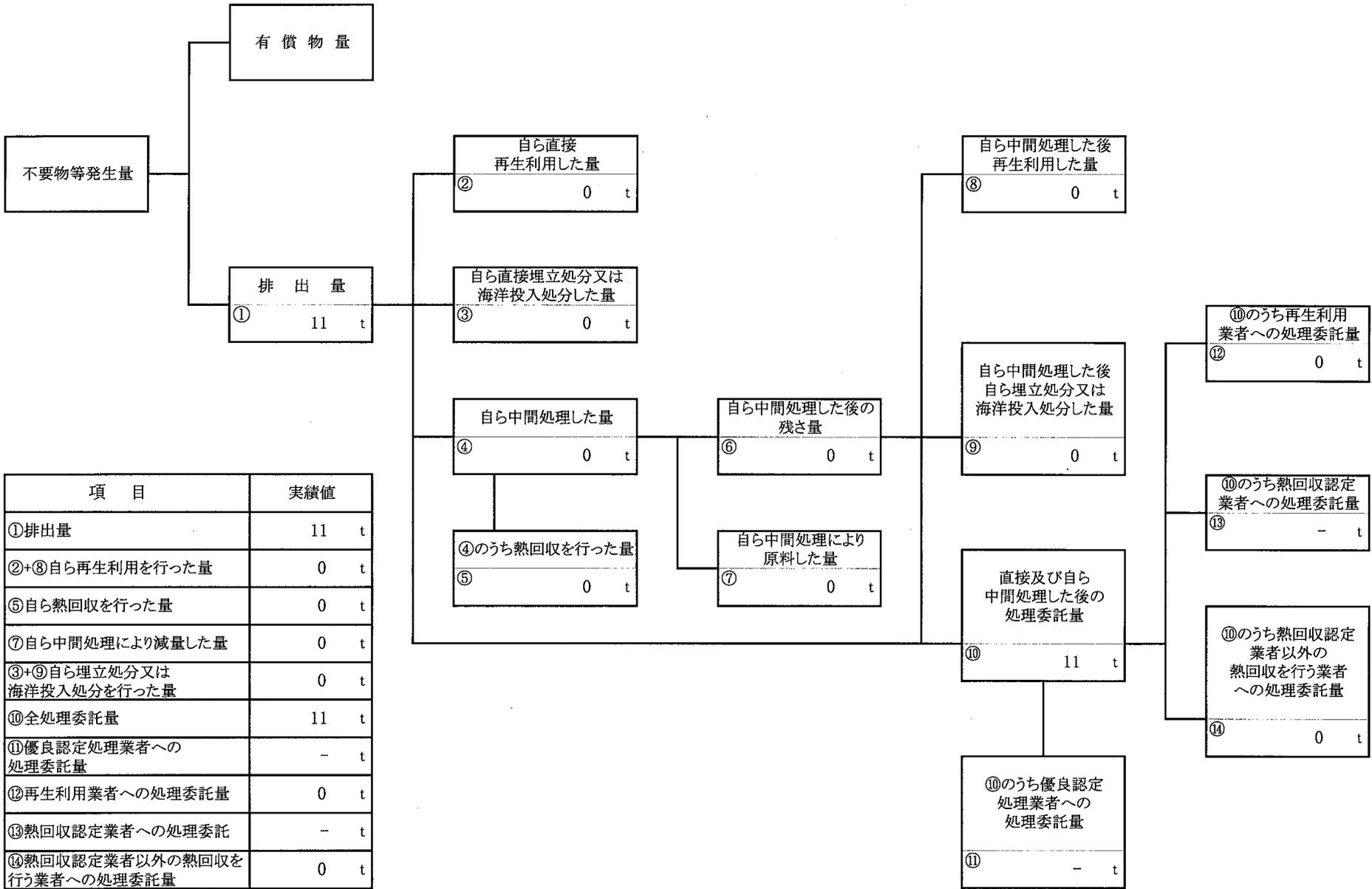
< 産業廃棄物の種類：燃え殻 >



項目	実績値
①排出量	2,154 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	2,154 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	- t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託	- t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

計画の実施状況

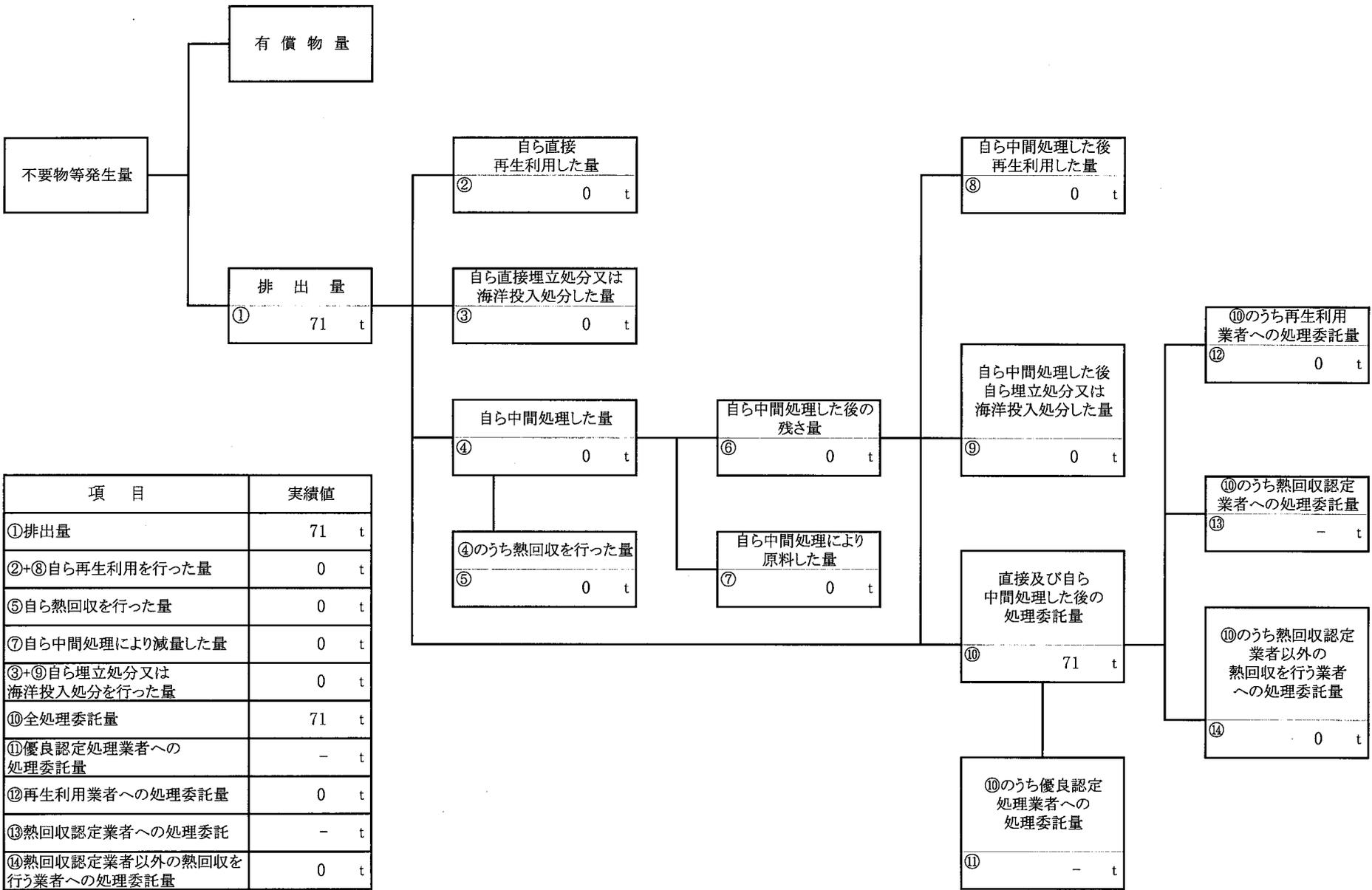
〈産業廃棄物の種類：その他混合廃棄物〉



項目	実績値
①排出量	11 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	11 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	- t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託	- t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

計画の実施状況

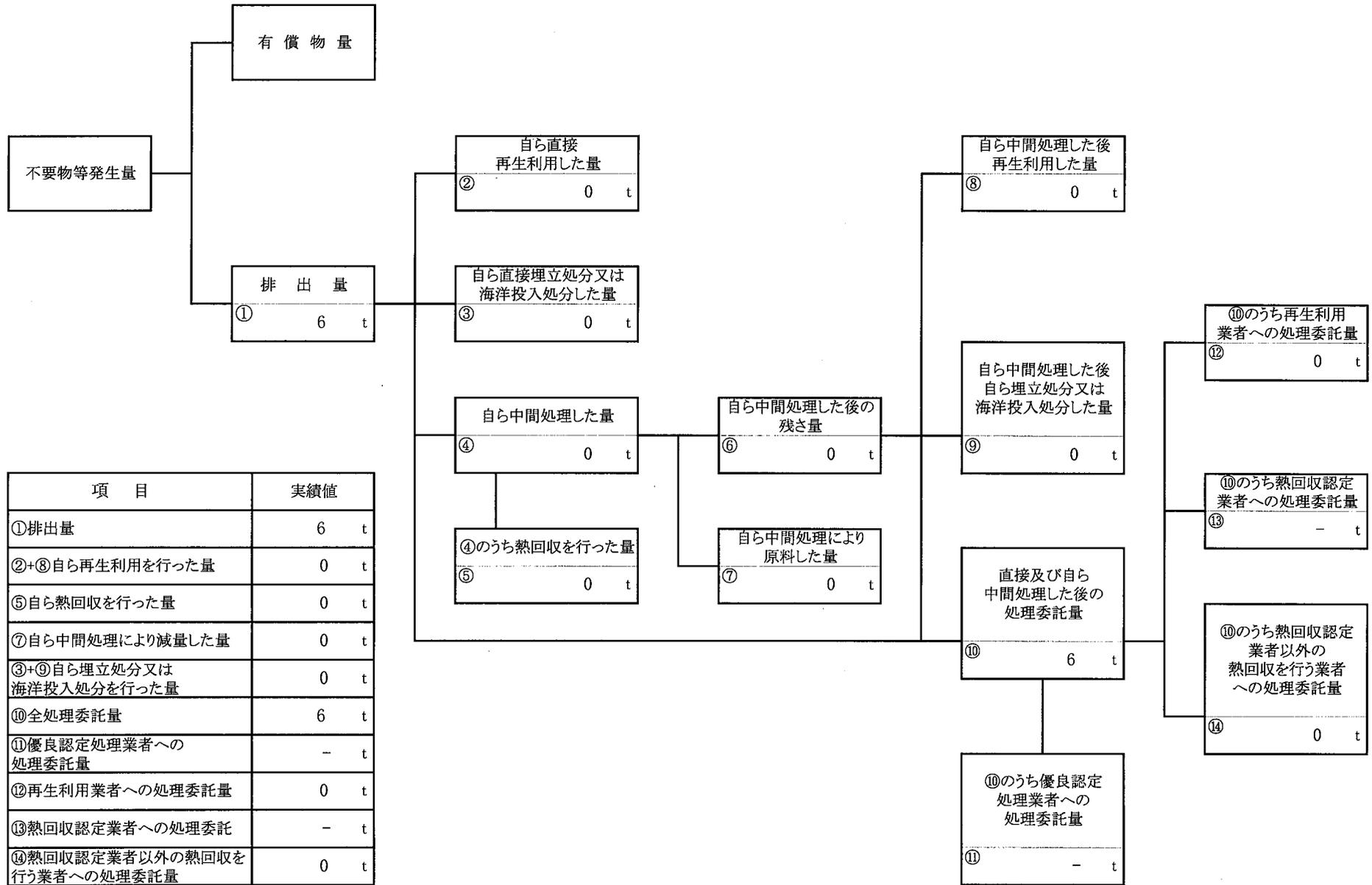
＜ 産業廃棄物の種類： 汚泥 ＞



項目	実績値
①排出量	71 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	71 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	- t
⑫再生利用者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託	- t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

計画の実施状況

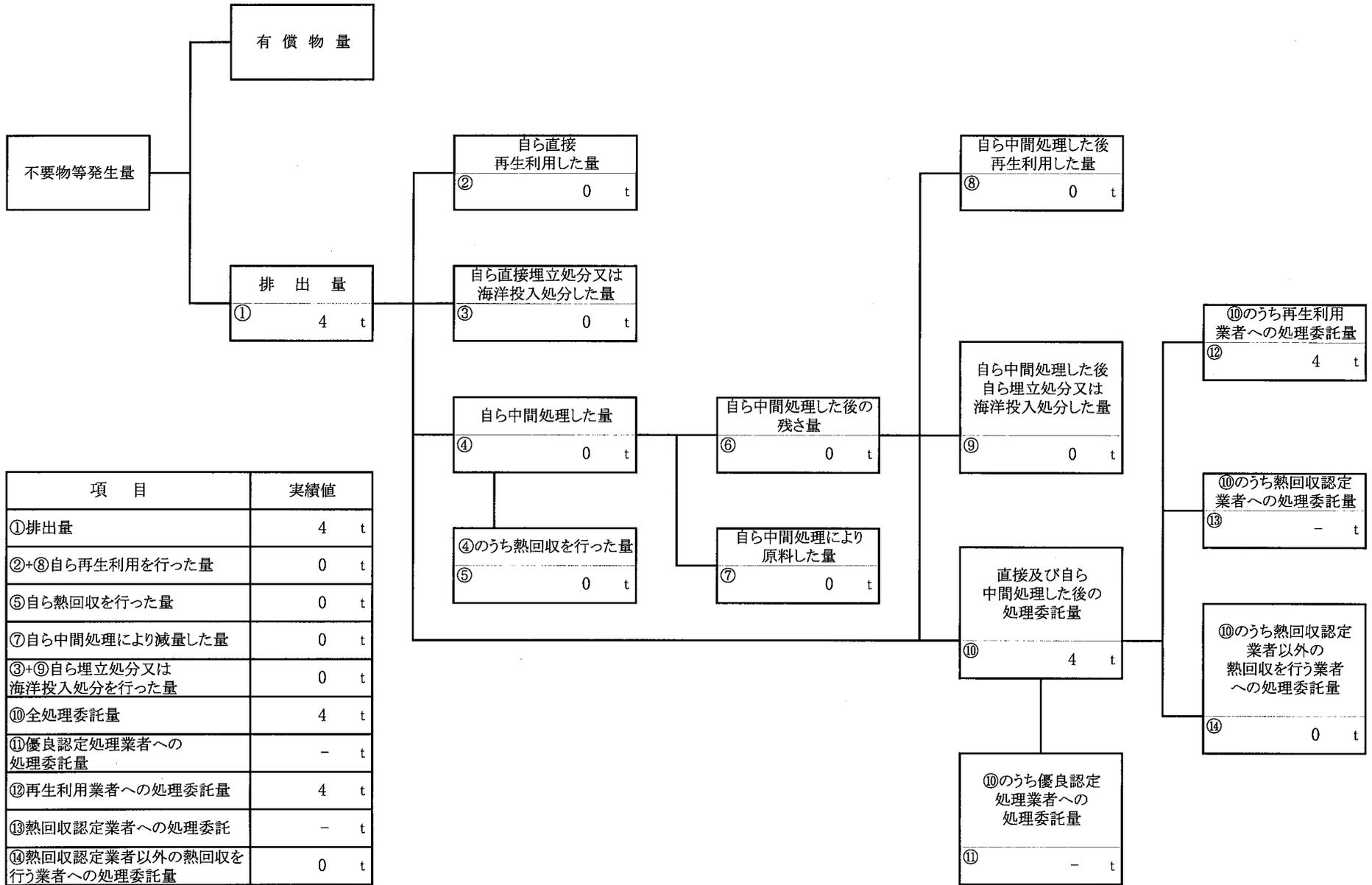
〈産業廃棄物の種類： 廃プラスチック〉



項目	実績値
①排出量	6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	- t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託	- t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

計画の実施状況

< 産業廃棄物の種類：ベルト(廃プラスチック)>



項目	実績値
①排出量	4 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	- t
⑫再生利用業者への処理委託量	4 t
⑬熱回収認定業者への処理委託	- t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 5月 23日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒299-0268

住 所 千葉県袖ヶ浦市南袖52番

氏 名 吉野石膏株式会社 千葉第二工場

工場長 菅沼 功

電話番号 0438-62-5901

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	吉野石膏株式会社 千葉第二工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市南袖52番
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

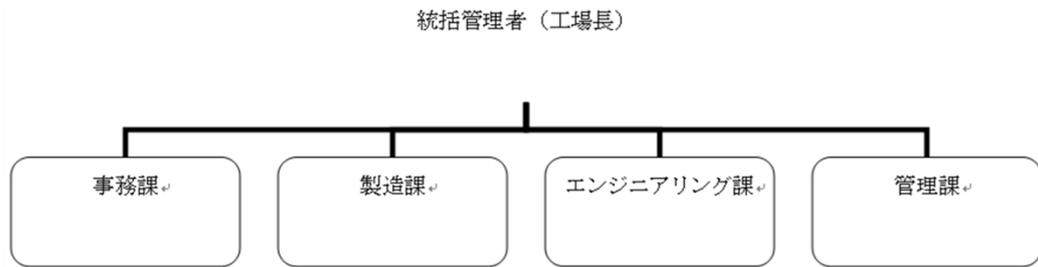
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E21—窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額 89億円
③ 従業員数	119人（正社員 58人、協力会社 61人）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR subgraph "Board Manufacturing and Shipping" A[ボード製造工程] --> B[製品出荷工程] end subgraph "Waste Types" C[廃プラスチック] D[ガラス・陶磁器くず] E[木くず・汚泥] end subgraph "Boiler Processes" F[ボイラー工程] --> G[燃え殻・はいじん] end subgraph "Treatment" H[委託処理 中間処理 埋立] I[委託処理 中間処理 再生] J[委託処理 中間処理 焼成] K[委託処理 中間処理 埋立] L[委託処理 中間処理 固化] end B --> C B --> D B --> E G --> K G --> L </pre>

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん（石炭灰）	燃え殻
	排出量	5978.7 t	193.6 t
	（これまでに実施した取組） 未燃分が含まれた石炭灰の再燃焼（リサイクル推進）を行っている。 また、石炭の湿分を把握し、効率的に燃焼できるようボイラー運転を制御している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん（石炭灰）	燃え殻
	排出量	5900 t	150 t
	（今後実施する予定の取組） 前年の取り組みを継続すると共に、石炭灰の再燃焼設備が故障や不具合が生じることなく正常な状態を維持できるよう「点検・保全・整備」を実施し、再燃焼率を上げ、石炭灰の排出を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物種類は、ばいじん・燃え殻・その他混合廃棄物・汚泥 廃プラスチック・がれき類・廃油・ガラス・コンクリート陶磁器・一般ごみ に分け、再生資源化（リサイクル）ができるように努めている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記のそれぞれを分別による再生資源化（リサイクル）を図る外、排出量を抑制する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん（石炭灰）	燃え殻
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん（石炭灰）	燃え殻
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん（石炭灰）	燃え殻
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん（石炭灰）	燃え殻
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん（石炭灰）	燃え殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん（石炭灰）	燃え殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん（石炭灰）	燃え殻
	全処理委託量	5978.7 t	193.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	12.2 t
	再生利用業者への処理委託量	5978.7 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 石炭灰は、セメント原料・路盤材として再資源化（リサイクル）ができる業者へ委託処理を図った。 燃え殻は、委託処理を経て埋立処分をした。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん (石炭灰)	燃え殻
	全処理委託量	5900 t	150 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	5900 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き、石炭灰は再資源化 (リサイクル) を図り、燃え殻は減量化に努める。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック	木くず	コンクリートがら			
	排出量	42.9 t	215.1 t	5 t	18.6 t	41.9 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック	木くず	コンクリートがら			
	排出量	40 t	240 t	5 t	20 t	40 t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック	木くず	コンクリートがら			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック	木くず	コンクリートがら			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック	木くず	コンクリートがら			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック	木くず	コンクリートがら			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック	木くず	コンクリートがら			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック	木くず	コンクリートがら			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック	木くず	コンクリートがら			
	全処理委託量	42.9 t	215.1 t	5 t	18.6 t	41.9 t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	42.9 t	24.4 t	0.4 t	18.6 t	41.9 t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	5 t	18.6 t	41.9 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック	木くず	コンクリートがら			
	全処理委託量	40 t	240 t	5 t	20 t	40 t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	40 t	20 t	0 t	20 t	40 t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	5 t	20 t	40 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 5月 23日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒299-0268

住所 千葉県袖ヶ浦市南袖52番

氏名 吉野石膏株式会社千葉第二工場

工場長 菅沼 功

電話番号 0438-62-5901

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	吉野石膏株式会社 千葉第二工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市南袖52番
事業の種類	E21-窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

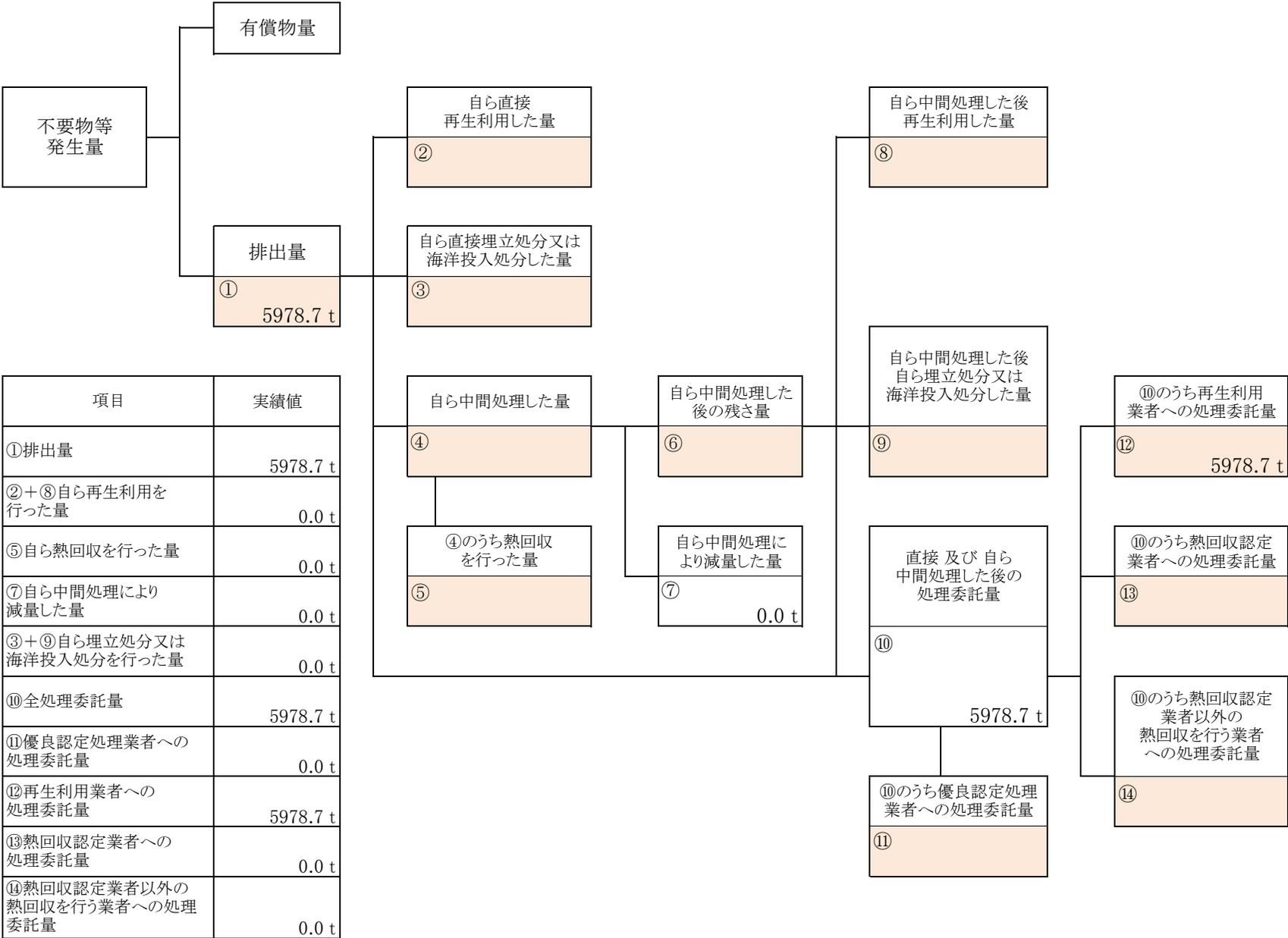
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	8822.1 t	全処理委託量	8822.1 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	42.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	8700.1 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

※事務処理欄

計画の実施状況

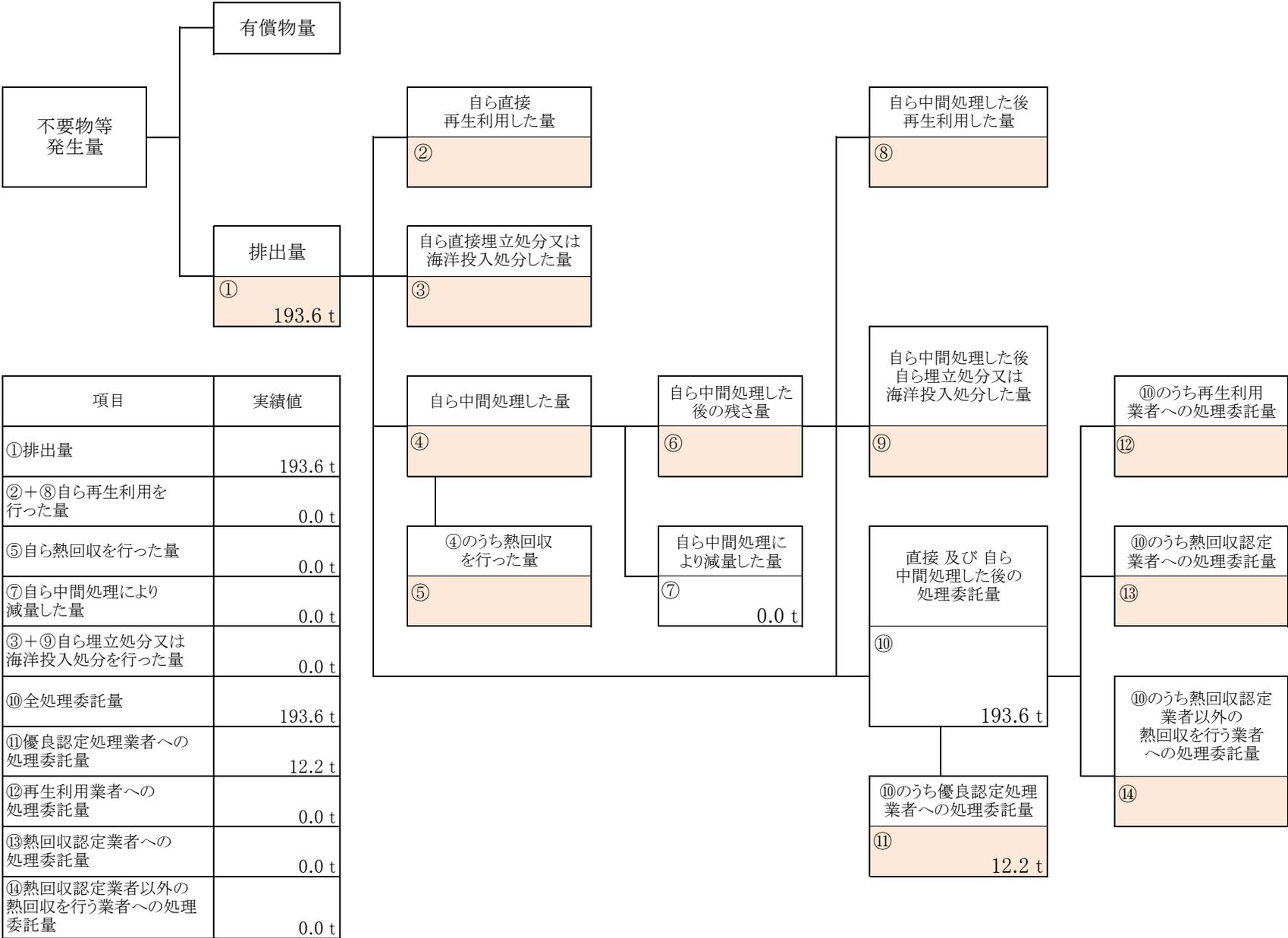
(産業廃棄物の種類: **ばいじん(石炭灰)**)



項目	実績値
①排出量	5978.7 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	5978.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	5978.7 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

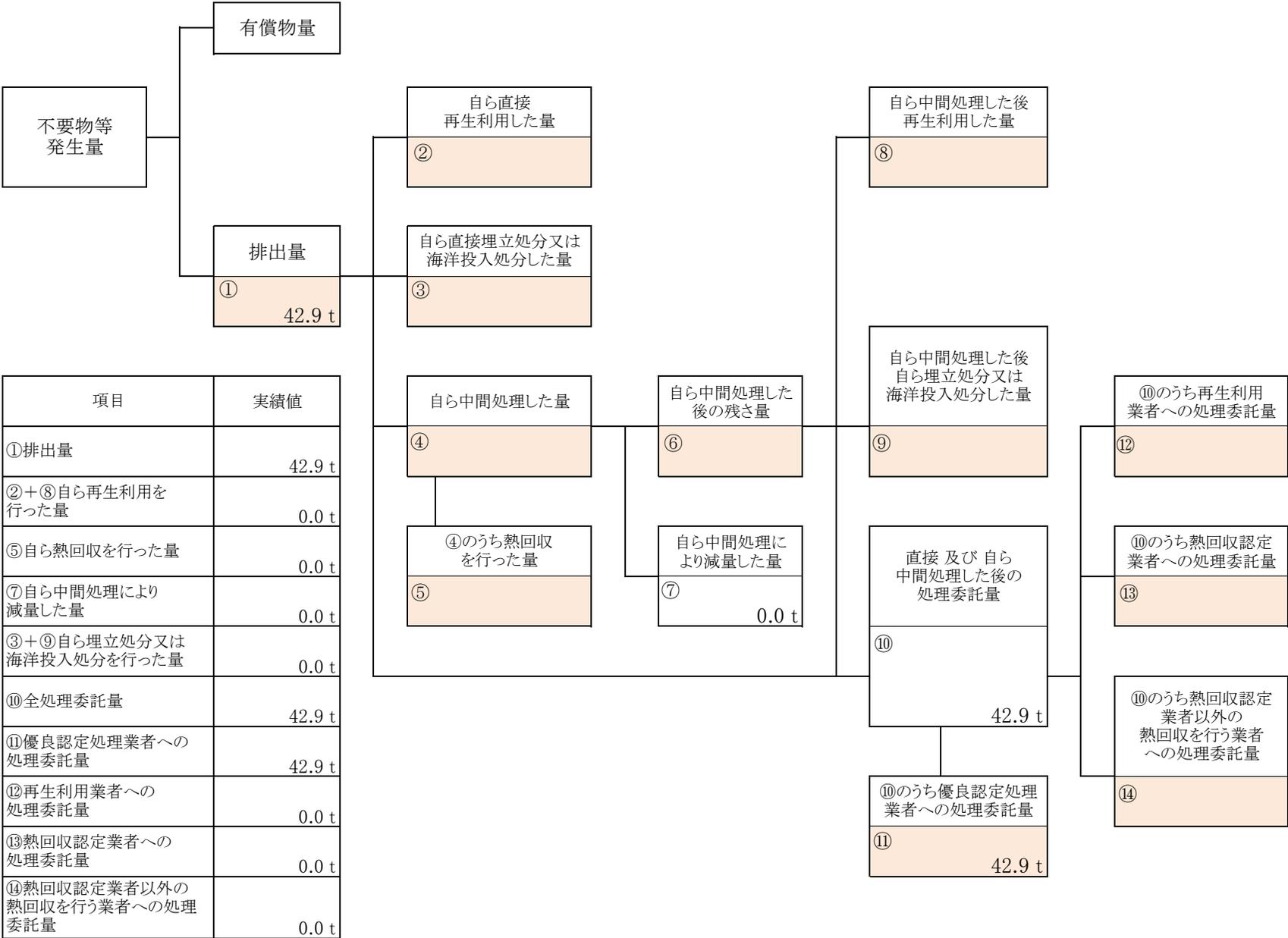
(産業廃棄物の種類: **燃え殻**)



項目	実績値
①排出量	193.6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	193.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	12.2 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

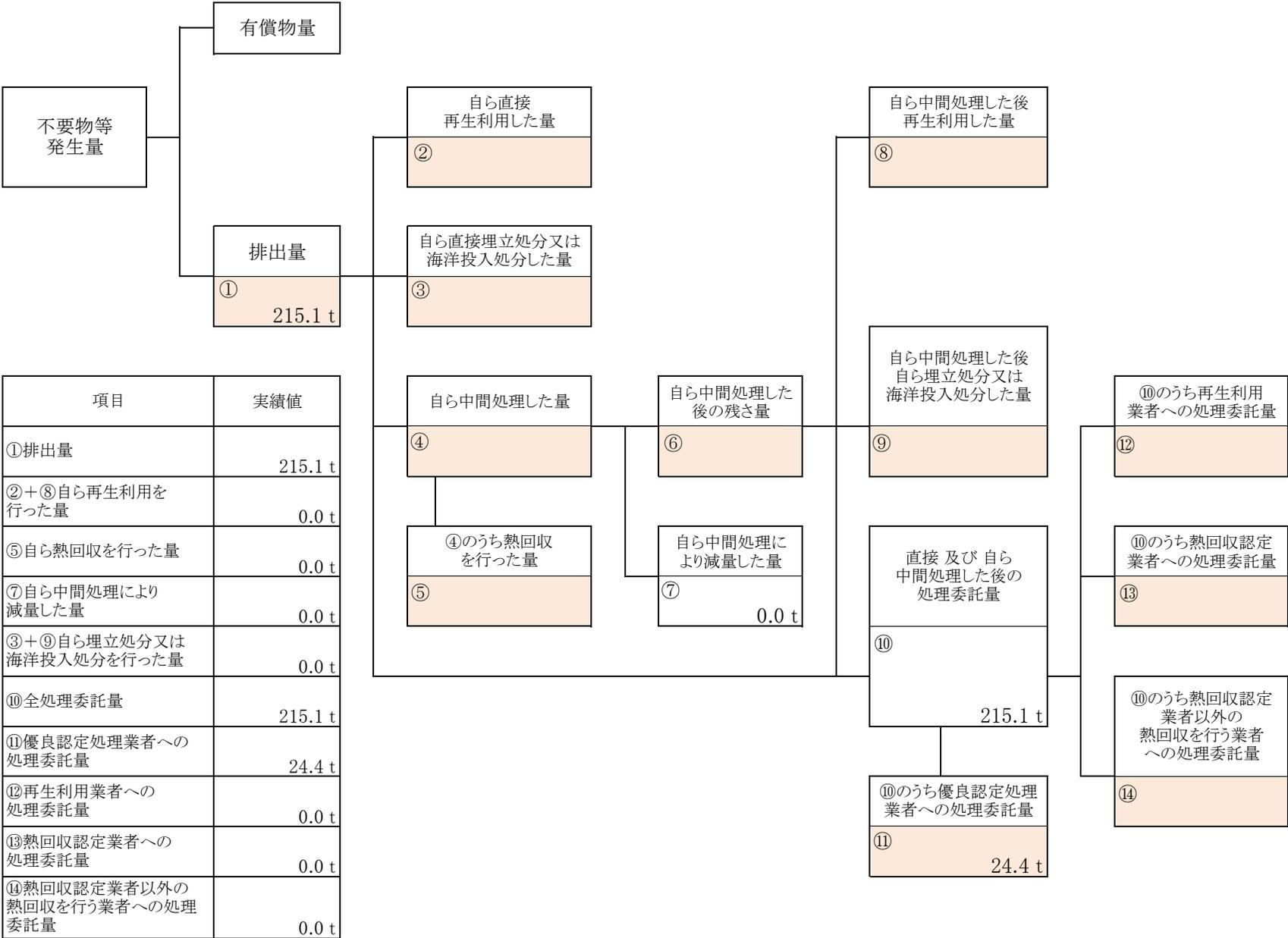
(産業廃棄物の種類: **その他混合廃棄物**)



項目	実績値
①排出量	42.9 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	42.9 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	42.9 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

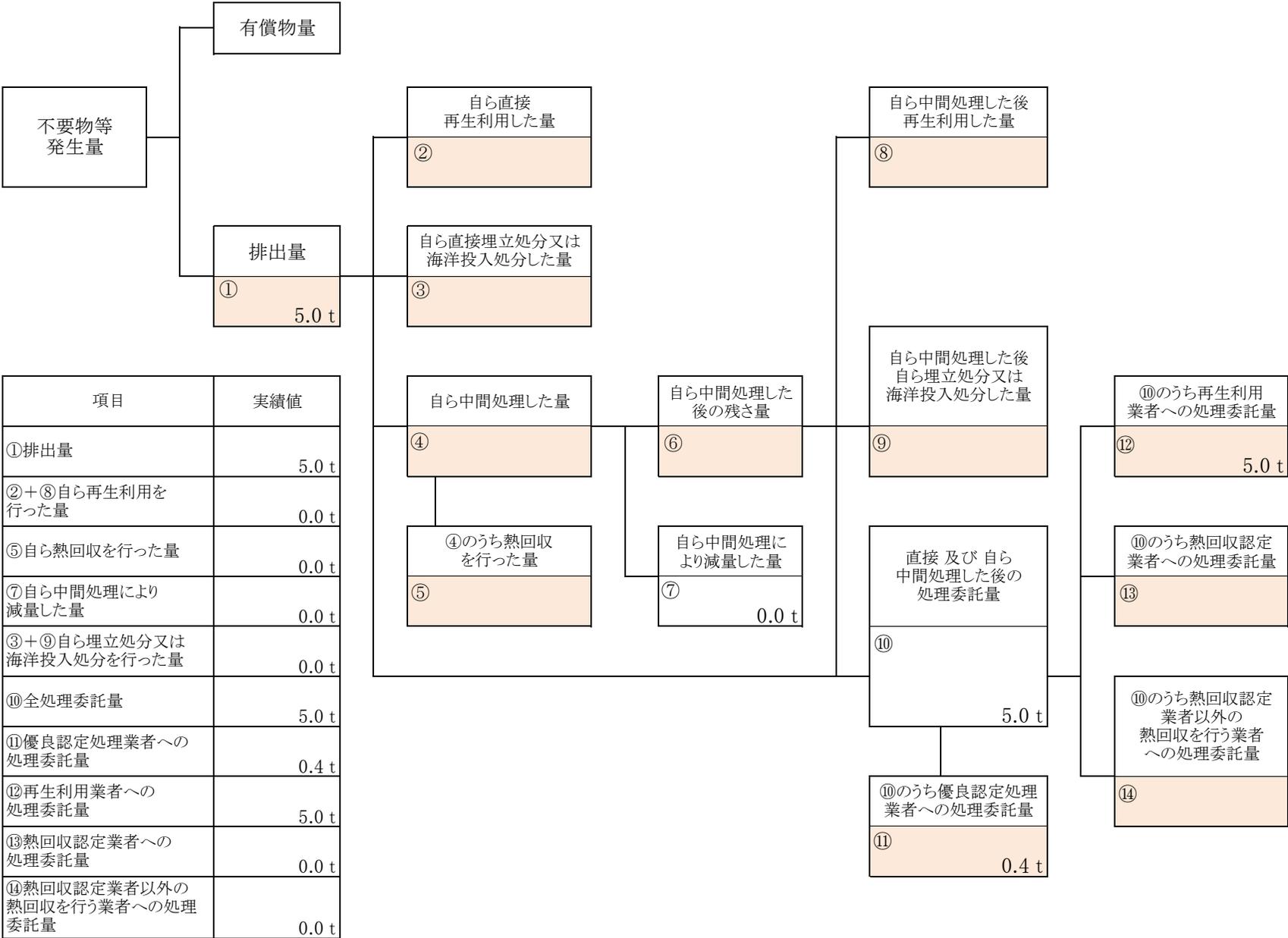
(産業廃棄物の種類: **汚泥**)



項目	実績値
①排出量	215.1 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	215.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	24.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

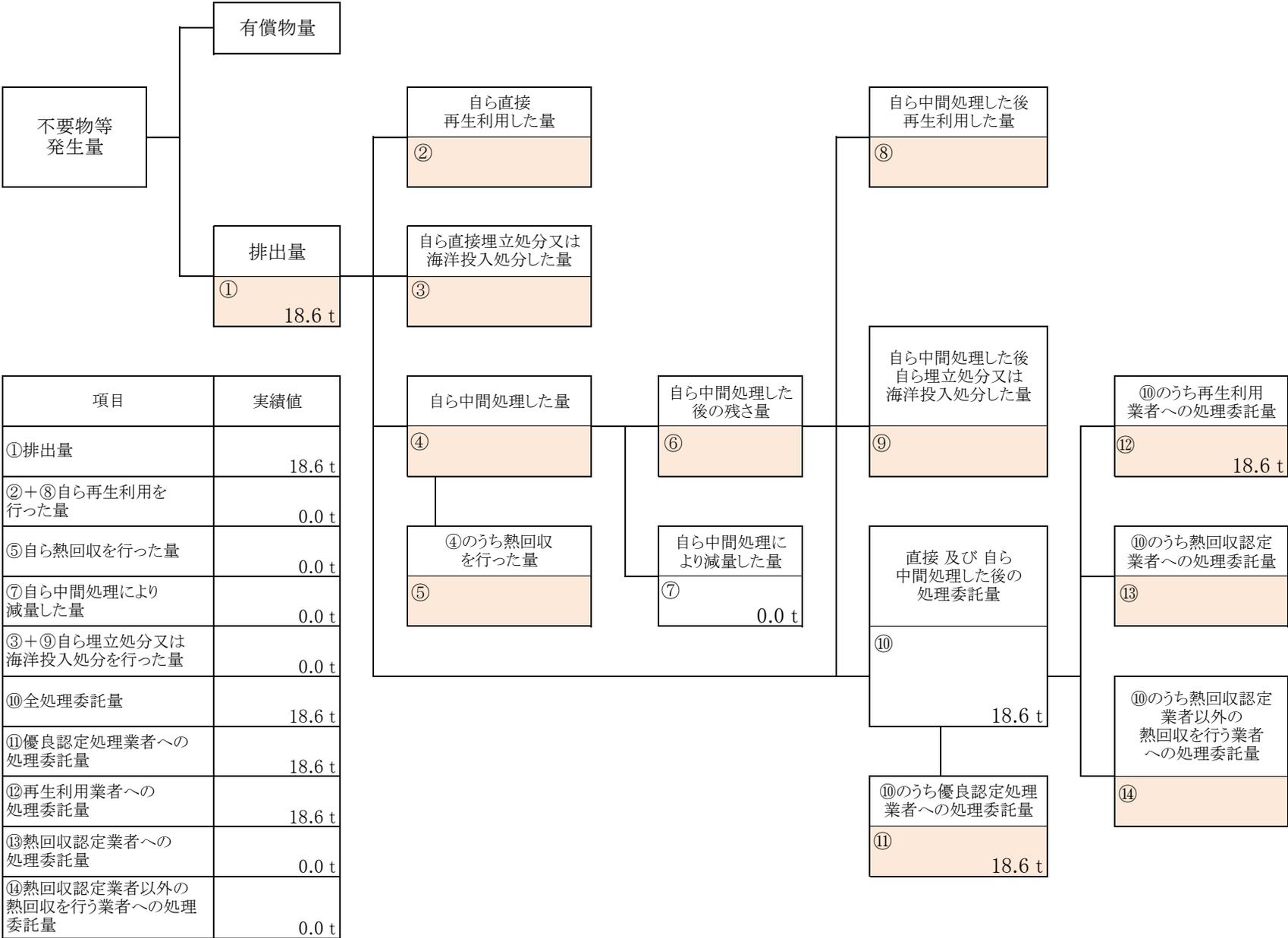
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃プラスチック**)



計画の実施状況

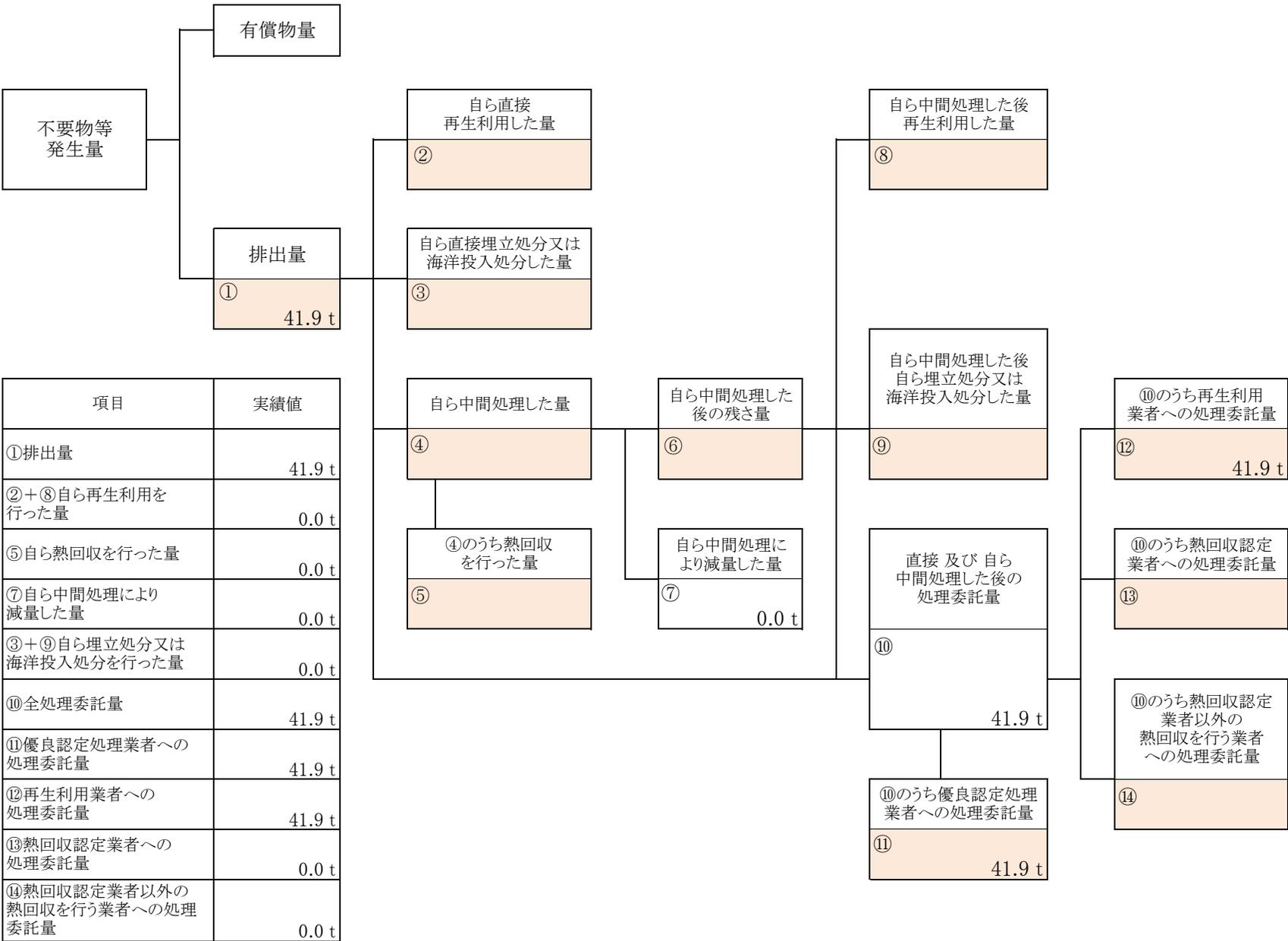
(産業廃棄物の種類: **木くず**)



項目	実績値
①排出量	18.6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	18.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	18.6 t
⑫再生利用業者への処理委託量	18.6 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

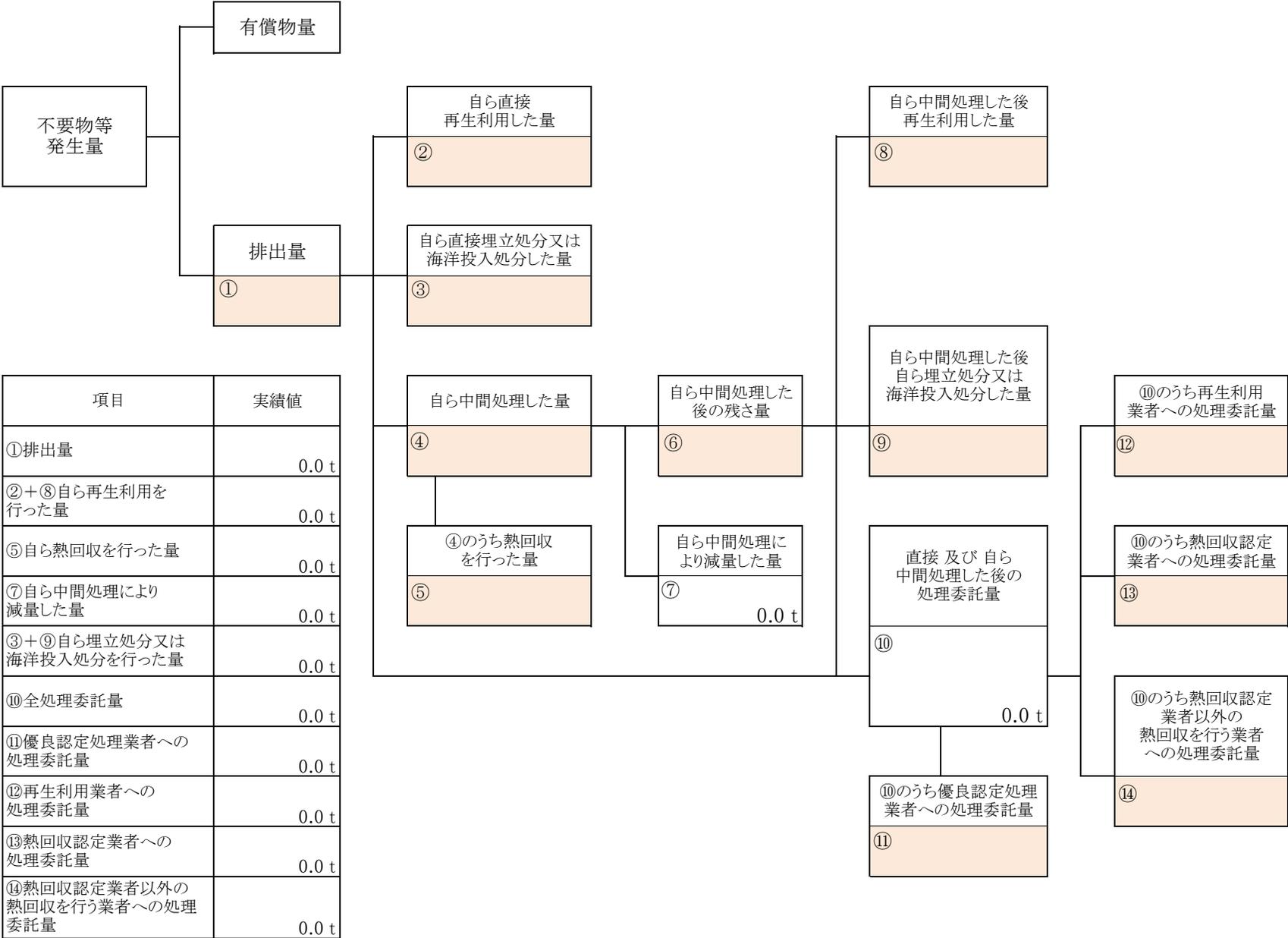
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **コンクリートがら**)



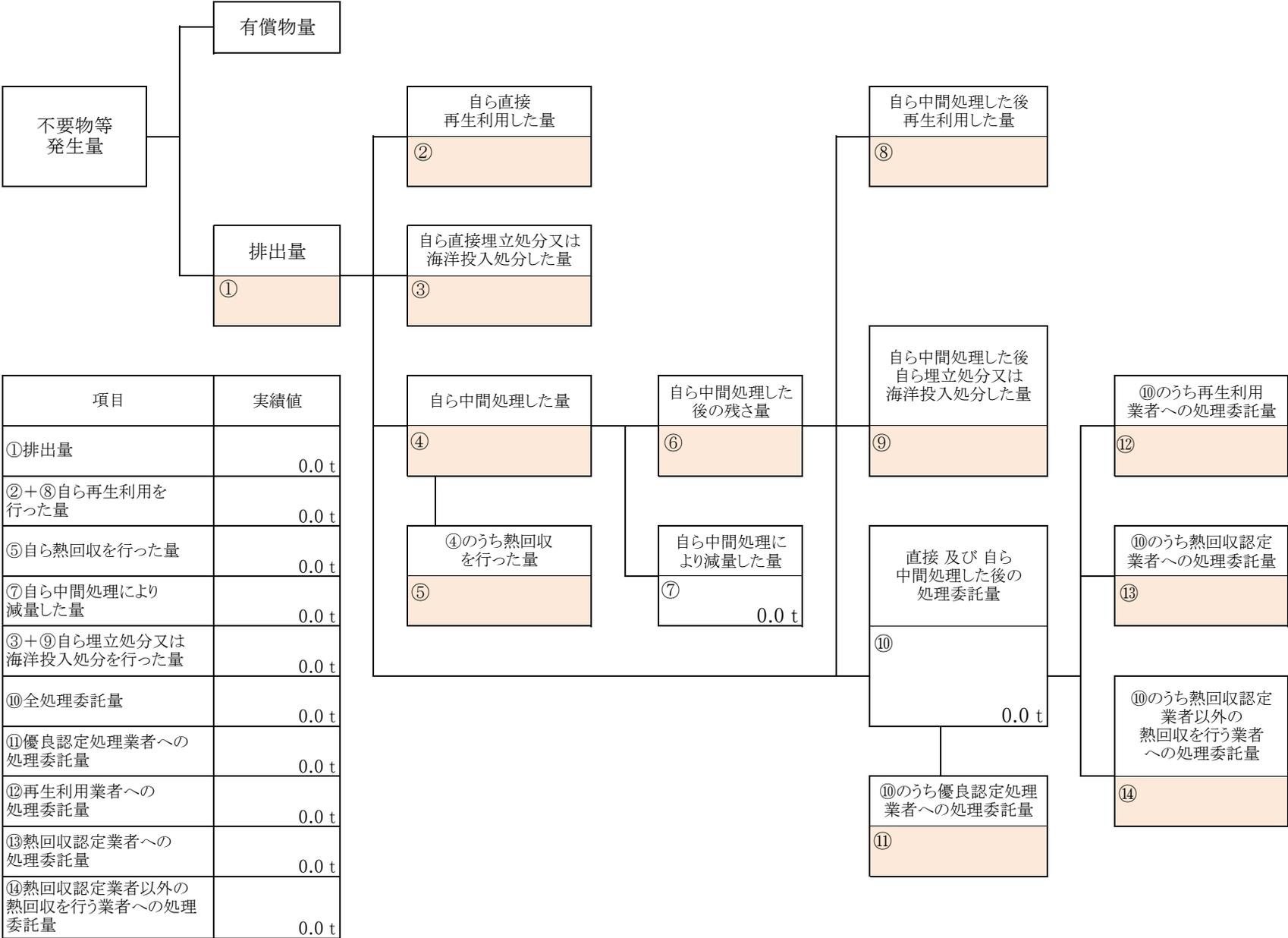
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:)



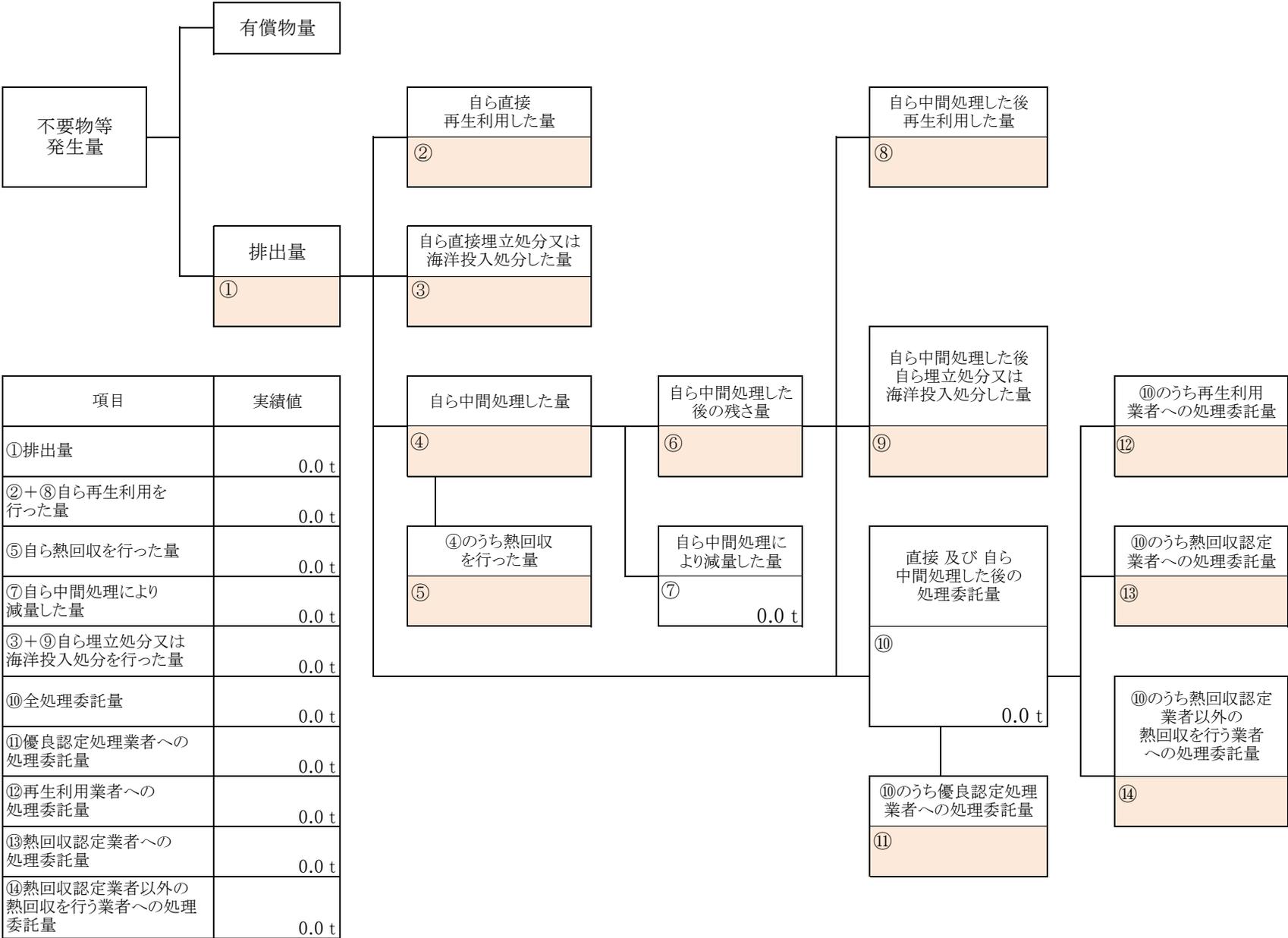
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年5月16日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 272-0011

住 所 千葉県市川市高谷新町5番地

法人名 株式会社淀川製鋼所 市川工場

代表者 久世 徹

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-328-1234

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社淀川製鋼所 市川工場
事業場の所在地	市川市 高谷新町5番地
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： E 製造業 中分類： 22 鉄鋼業
②事業の規模	前年度の製品出荷額 547億円
③従業員数	330人（正社員324人、契約社員4人 派遣社員2人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃アルカリ
	排出量	1.3 t	0.5 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥は排出時までには、含水率を下げ排出量を削減している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃アルカリ
	排出量	1 t	0.5 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き汚泥の含水率を下げ排出量を削減する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鉄くず、塗料缶は、分別し保管し、スクラップで引き取り可能なものは、有価物にする。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラは、分別を進めて、再生利用の中間処理が出来る業者へ処分を委託する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） これまでに、自ら産業廃棄物の再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、自ら産業廃棄物の再生利用を行う予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 引き続き、脱水汚泥の含水率を下げ、排出量を削減する。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃アルカリ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまでに、自ら埋立及び海洋投入処分は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃アルカリ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、自ら埋立及び海洋投入処分を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃アルカリ
	全処理委託量	1.3 t	0.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.3 t	0.5 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 鉄くず、塗料缶は再生利用業者へ委託処理をしている。 汚泥は、セメント原料や金属回収などの再生利用業者へ委託をしている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃アルカリ
	全処理委託量	1 t	0.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1 t	0.5 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>廃プラは分別を進め、再生利用可能な中間処理を行う業者への処分委託を増やす。</p>			
※事務処理欄			

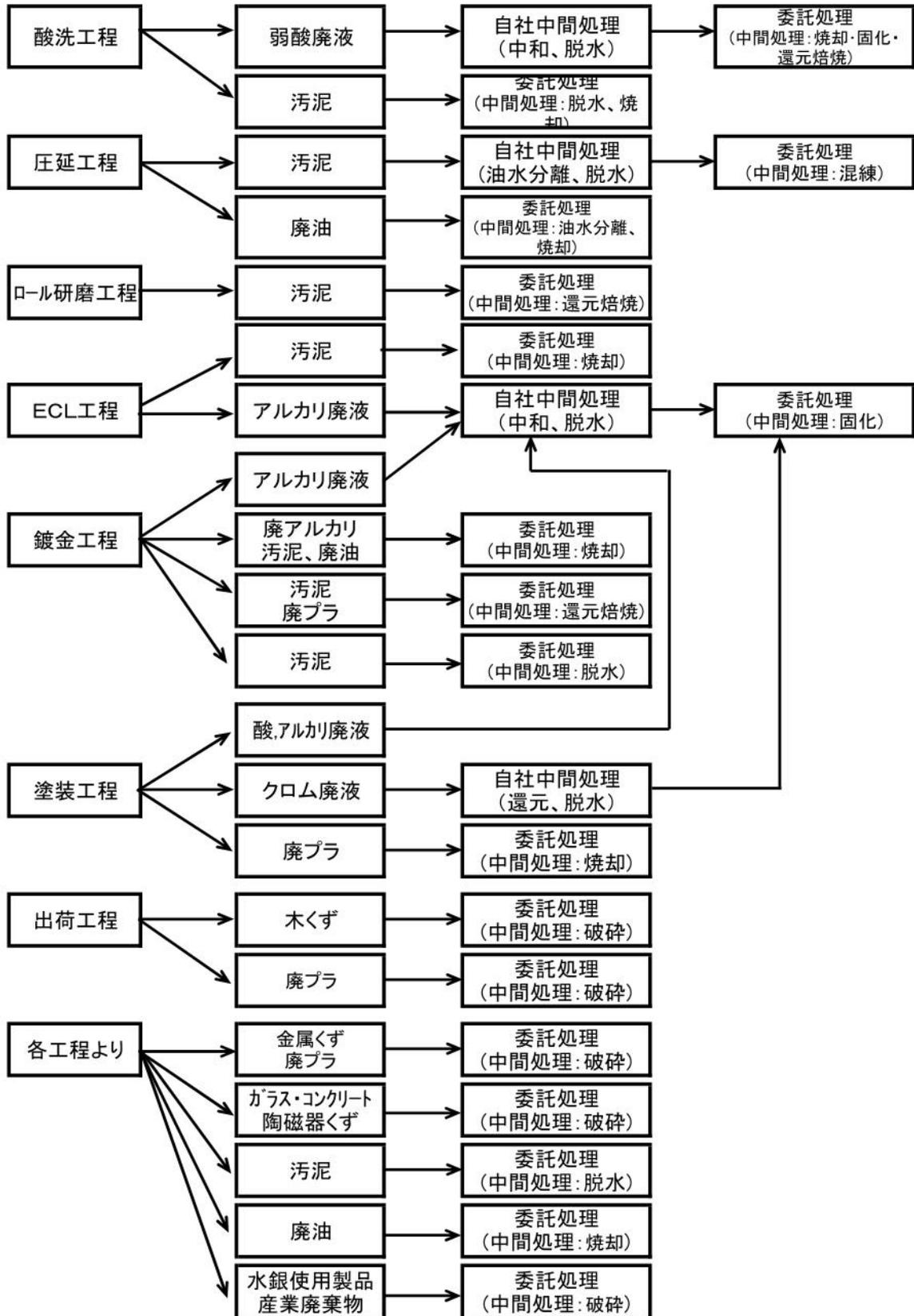
(第6面)

備考

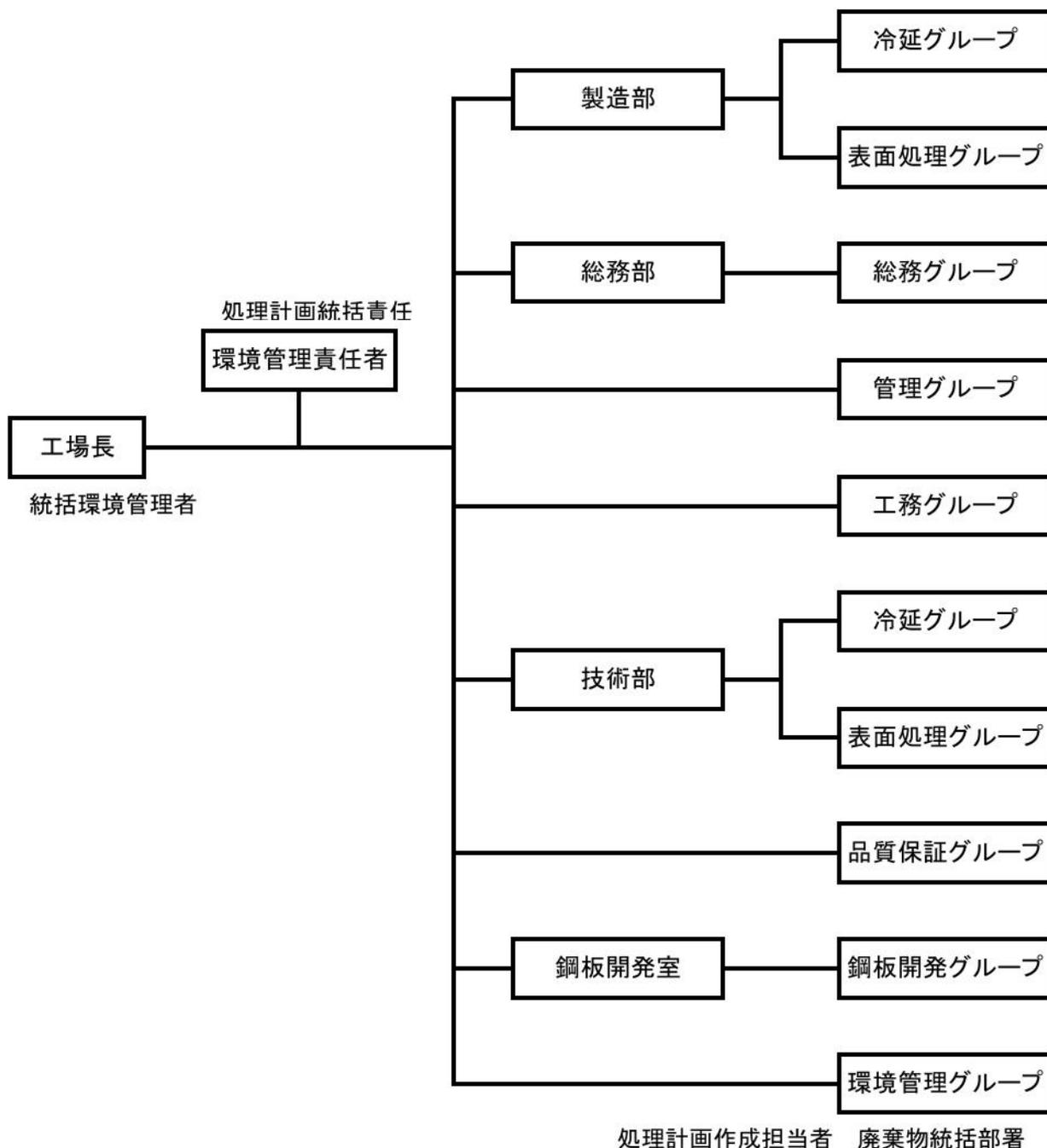
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

④産業廃棄物の一連の処理の工程



市川工場環境管理体制図



(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月16日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 272-0011

住所 千葉県市川市高谷新町5番地

法人名 株式会社淀川製鋼所 市川工場

代表者 久世 徹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-328-1234

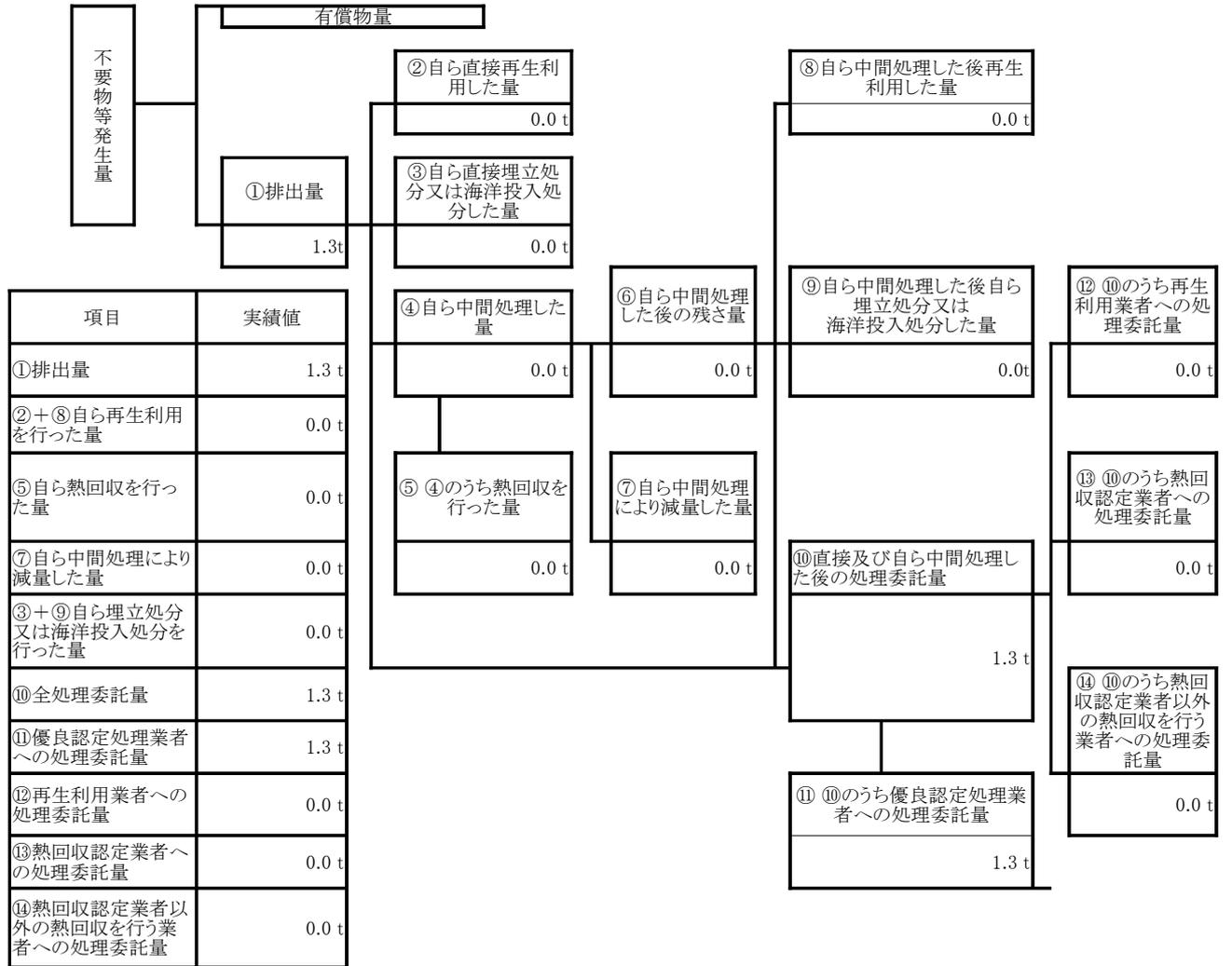
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社淀川製鋼所 市川工場		
事業場の所在地	市川市 高谷新町5番地		
事業の種類	大分類	E 製造業	中分類 22 鉄鋼業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	2483 t	全処理委託量	583 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	348 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	283 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1900 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

(日本産業規格 A列4番)

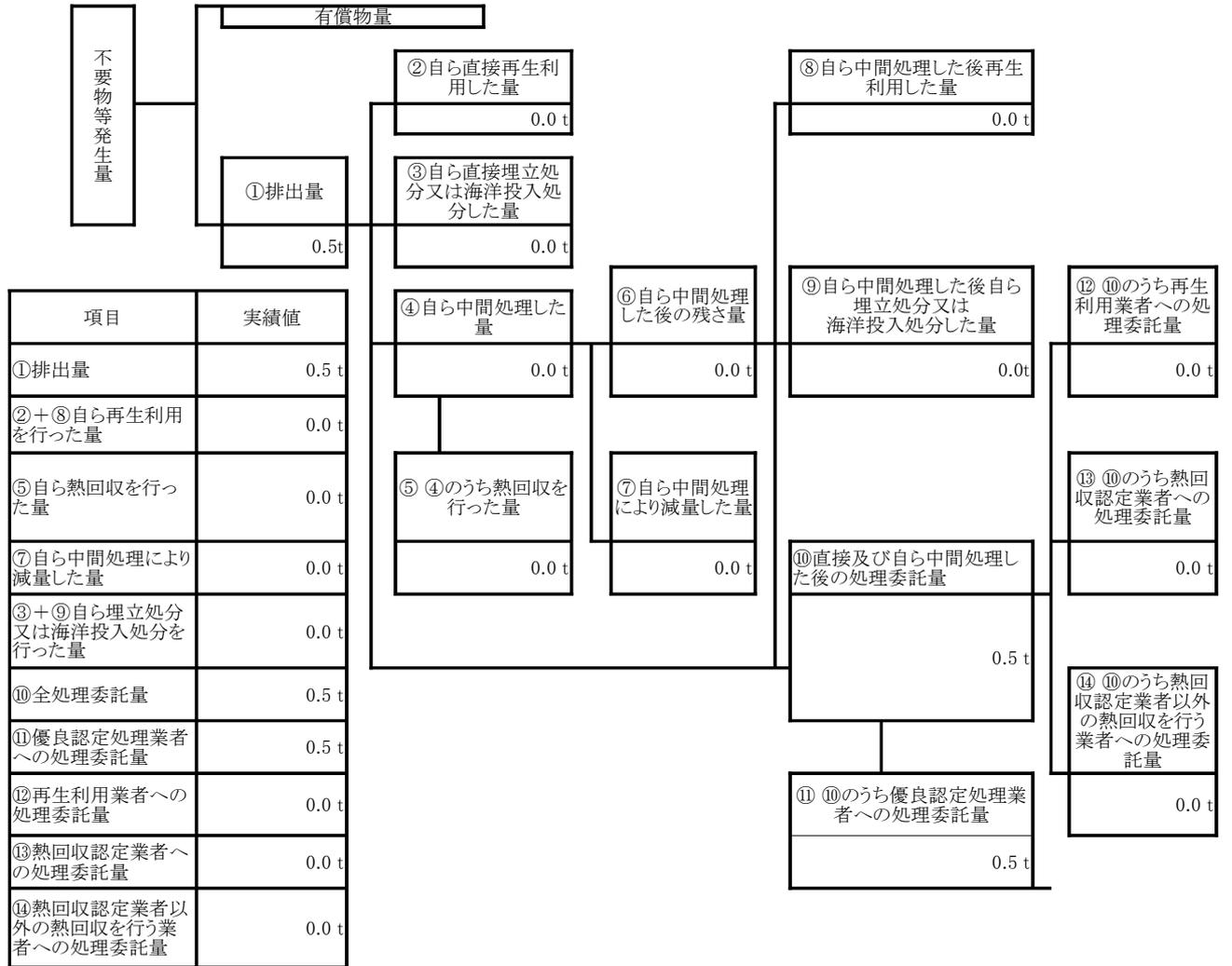
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属くず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



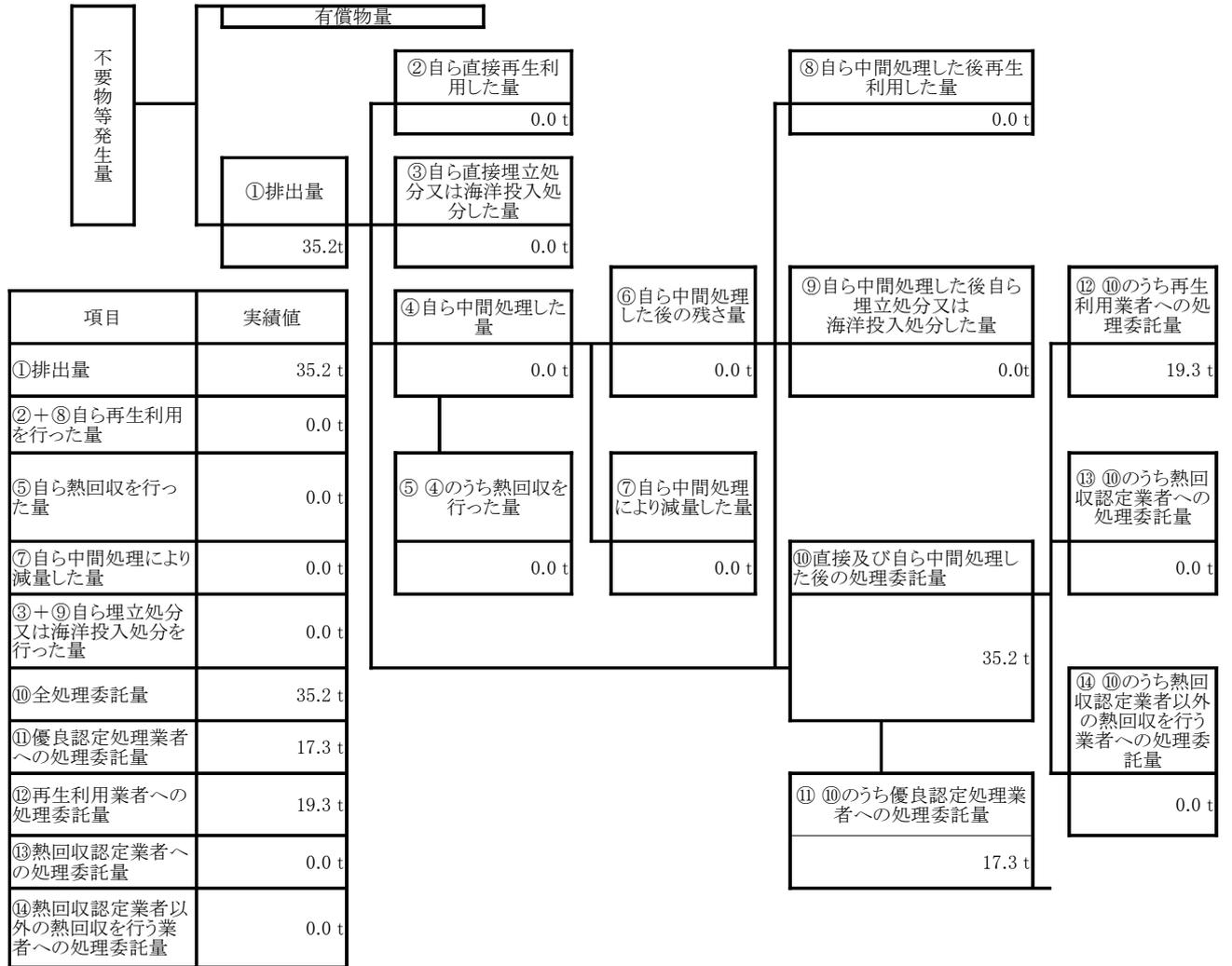
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



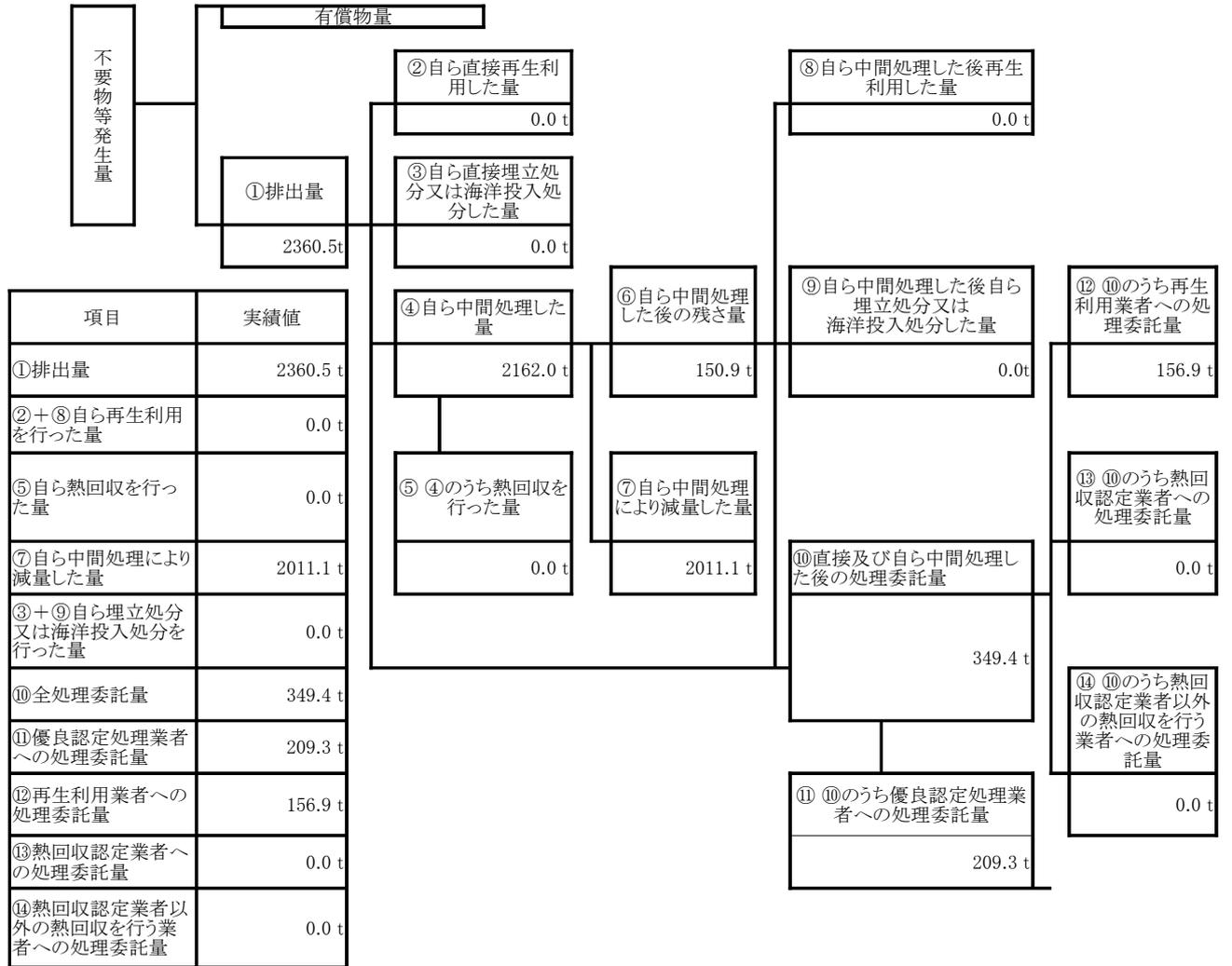
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



項目	実績値
①排出量	2360.5 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	2011.1 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	349.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	209.3 t
⑫再生利用業者への処理委託量	156.9 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

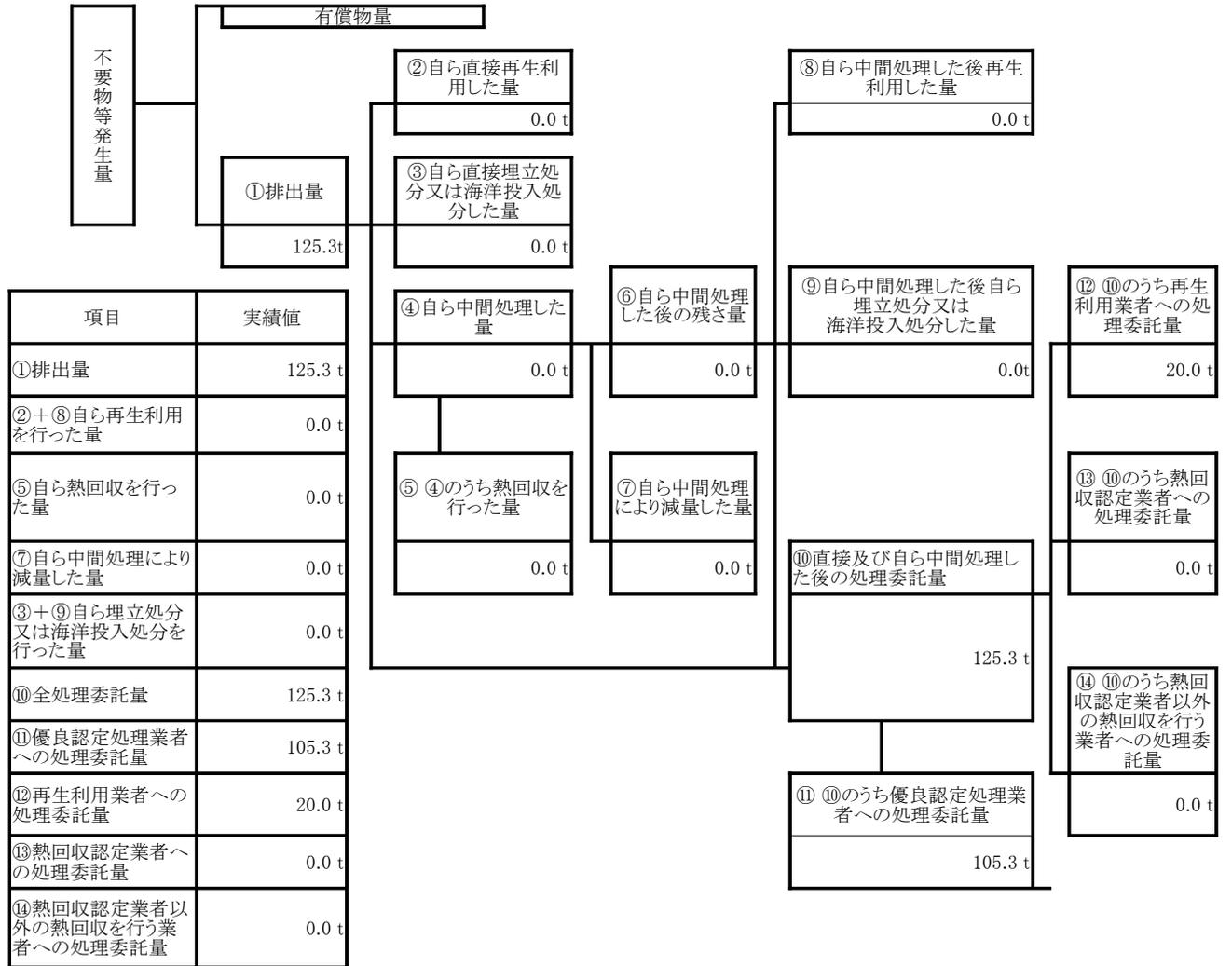
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃油

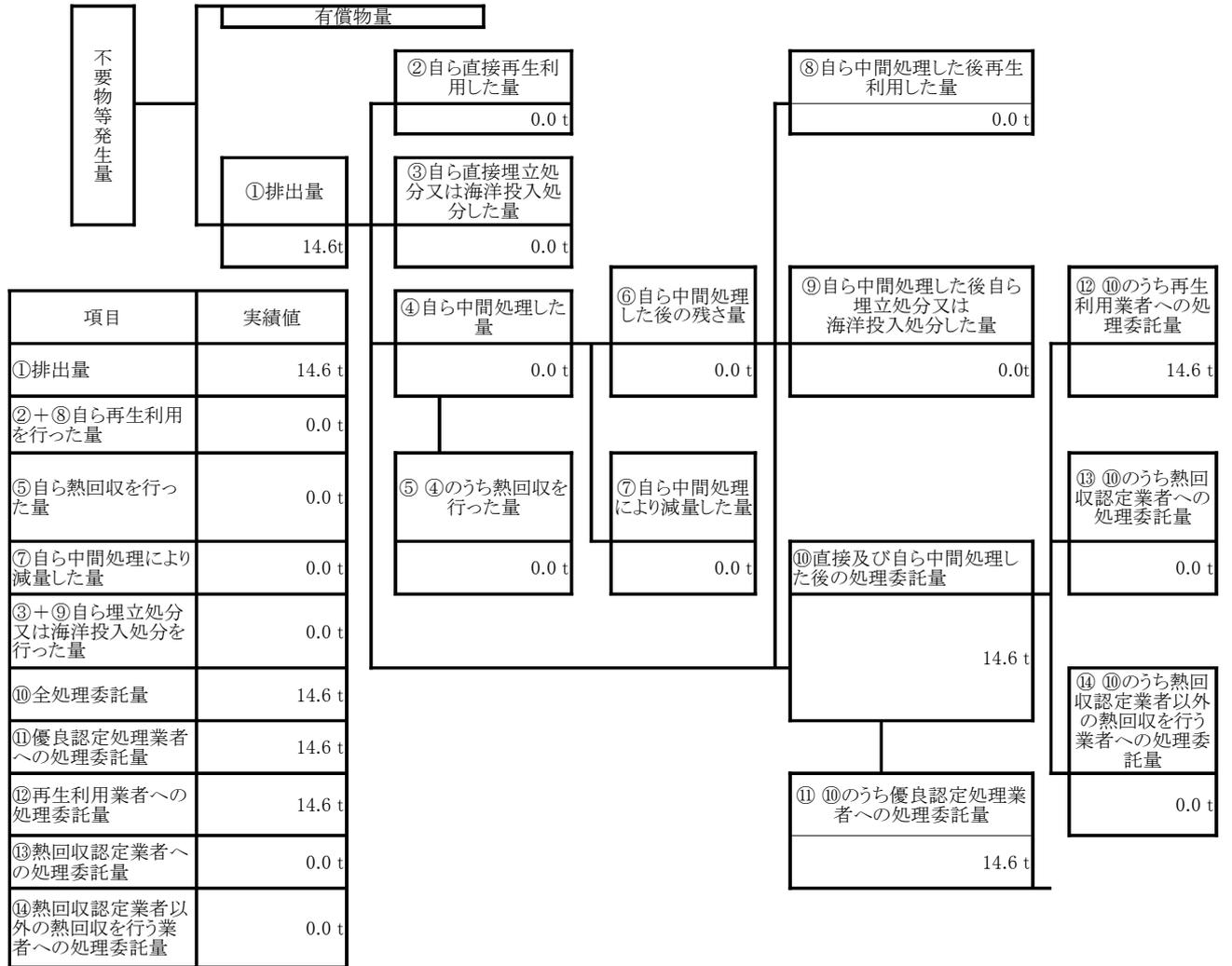
)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず)

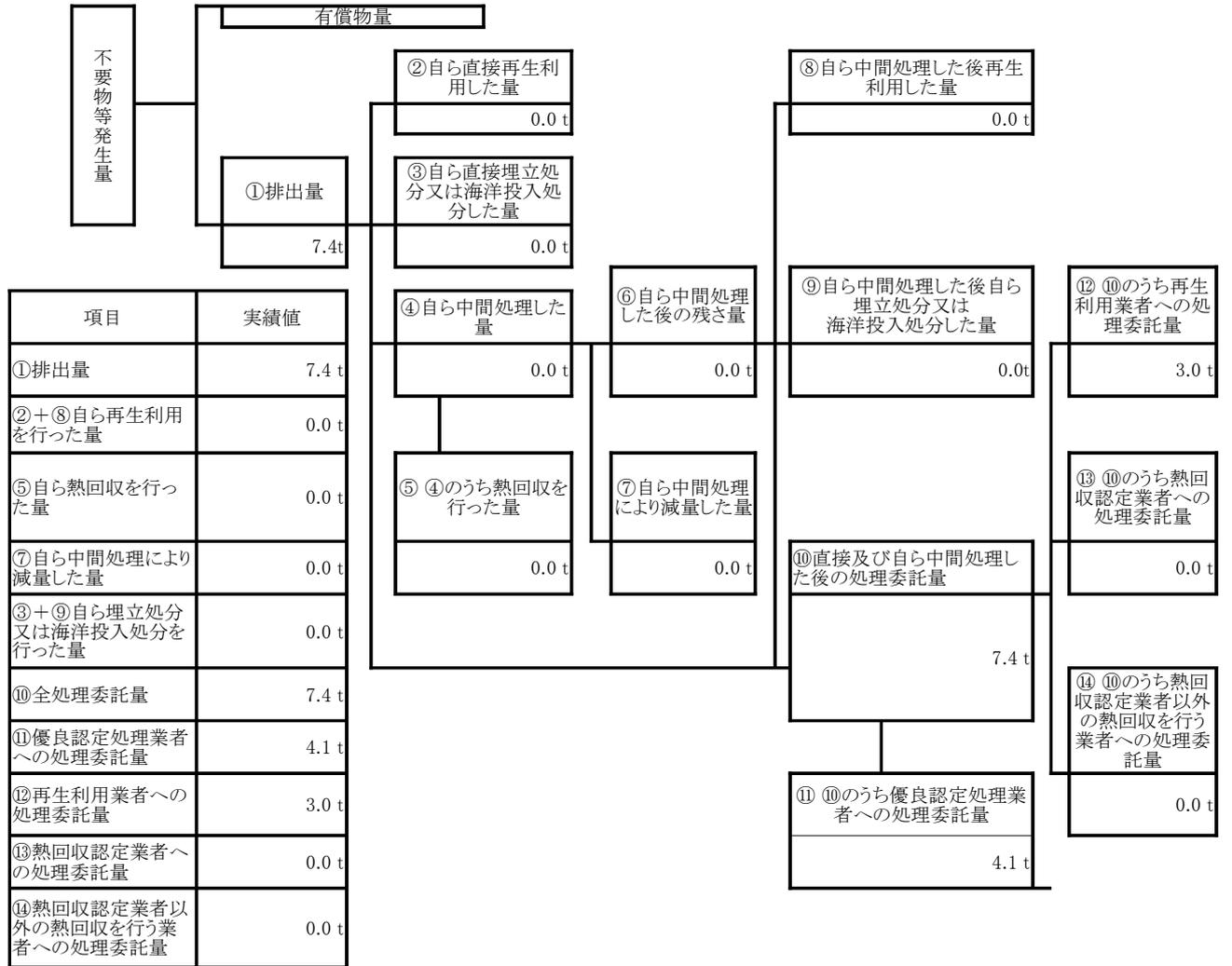
※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況

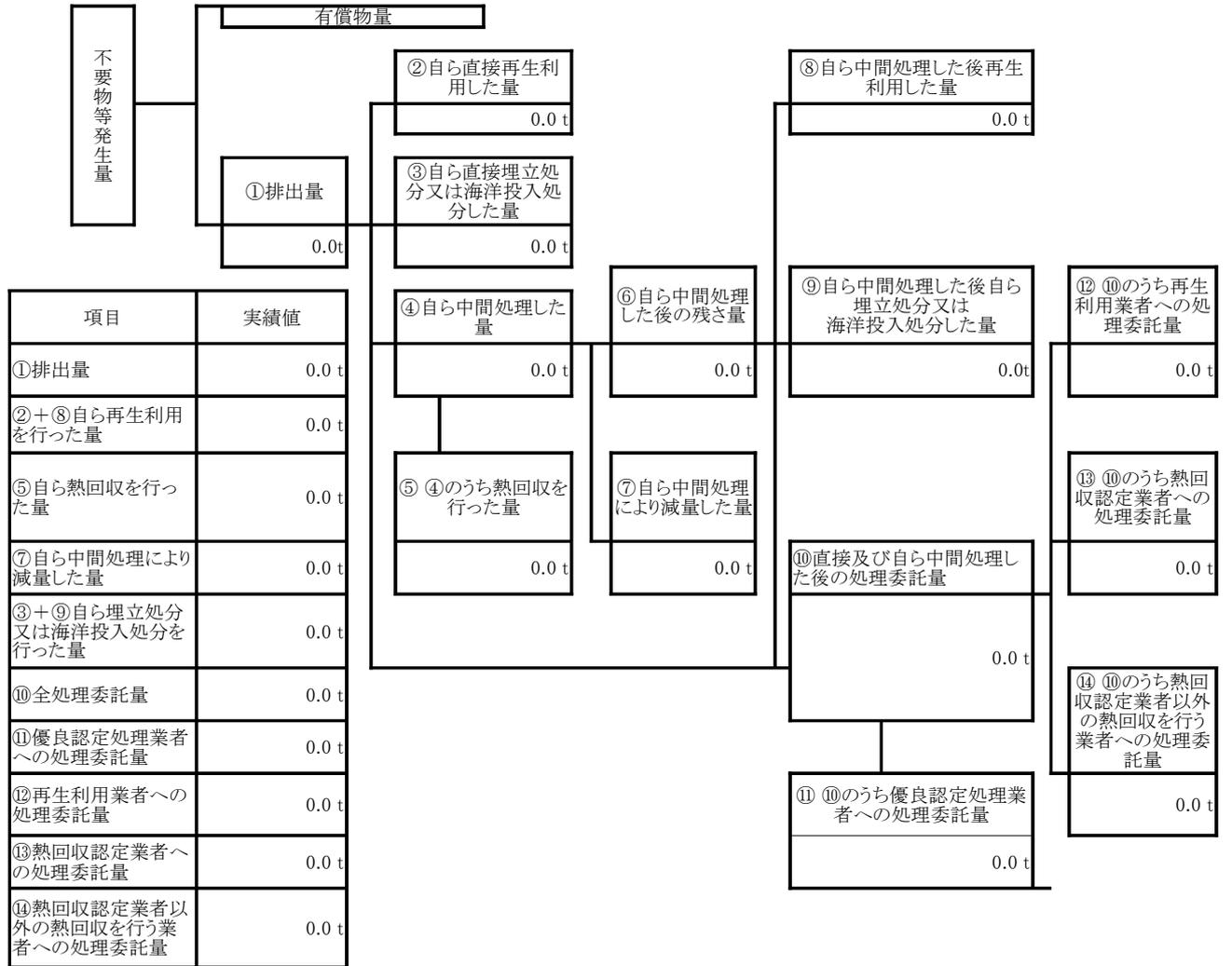
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



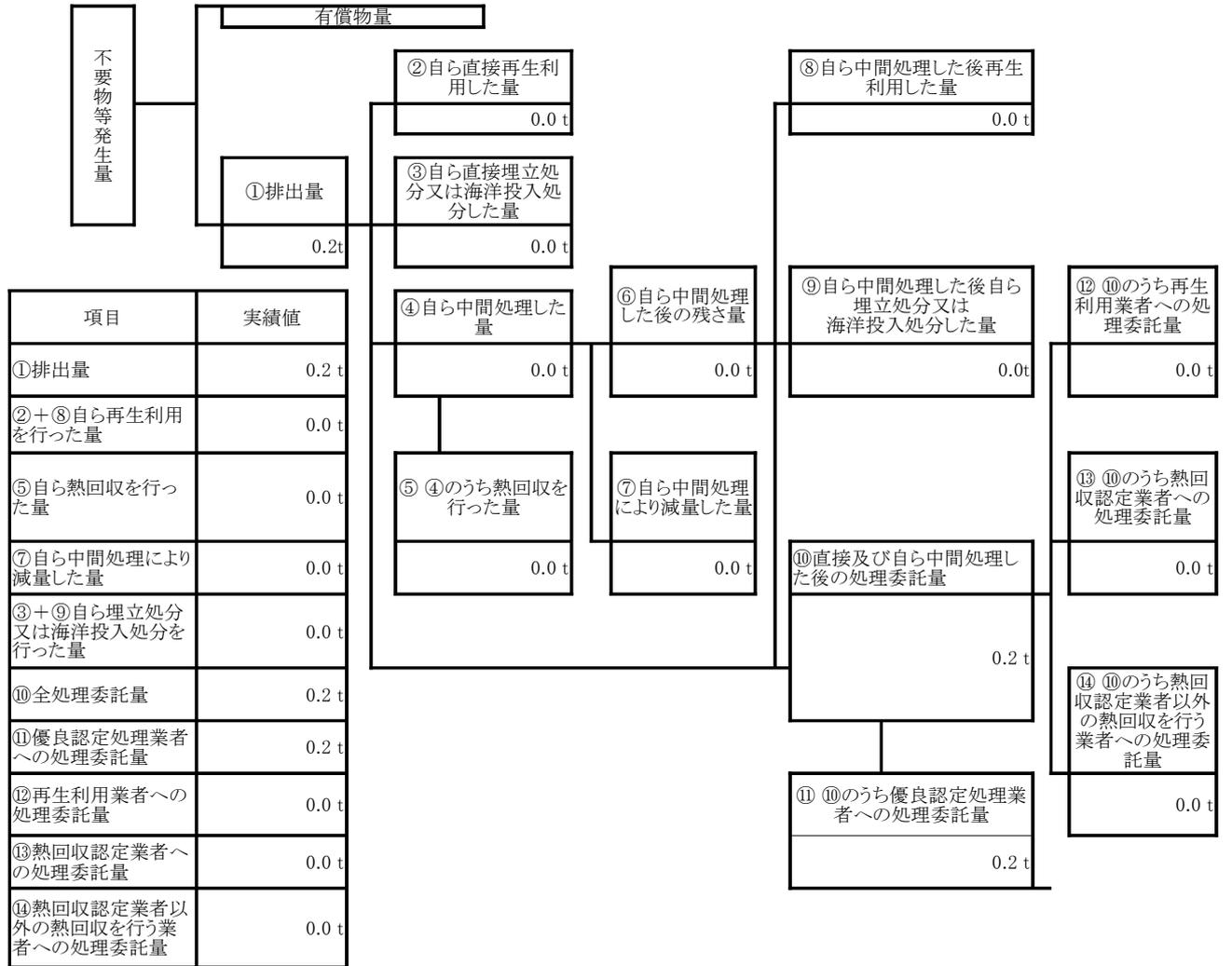
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 水銀使用製品廃棄物)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年5月16日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 272-0011

住 所 千葉県市川市高谷新町5番地

法人名 株式会社淀川製鋼所 市川工場

代表者 久世 徹

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-328-1234

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社淀川製鋼所 市川工場
事業場の所在地	市川市 高谷新町5番地
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： E 製造業 中分類： 22 鉄鋼業
②事業の規模	前年度の製品出荷額 547億円
③従業員数	330人（正社員324人、契約社員4人 派遣社員2人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	排出量	19.9 t	12.9 t
	(これまでに実施した取組) 廃油(引火性)は、塗料各色の生産必要量を見直し、廃塗料を削減する。 廃アルカリ(強アルカリ)は、タンクからの抜取る際に使用する無駄な水の使用量を抑制する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	排出量	20 t	12 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、廃油(引火性)は、塗料各色の生産必要量を見直す。 廃アルカリ(強アルカリ)は、タンクからの抜取る際に使用する無駄な水の使用量を抑制する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別可能な特別管理産業廃棄物はない。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、実施する予定の取り組みはない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） これまでに、自ら特別管理産業廃棄物の再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、自ら特別管理産業廃棄物の再生利用を行う予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） これまでに、実施した取り組みはない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 引き続き、実施する予定の取り組みはない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまでに、自ら埋立処分は行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、自ら埋立処分を行う予定はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	全処理委託量	19.9 t	12.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	19.9 t	12.9 t
	再生利用業者への処理委託量	14.2 t	12.9 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 廃油(引火性)の一部は、再生利用業者へ委託している。		

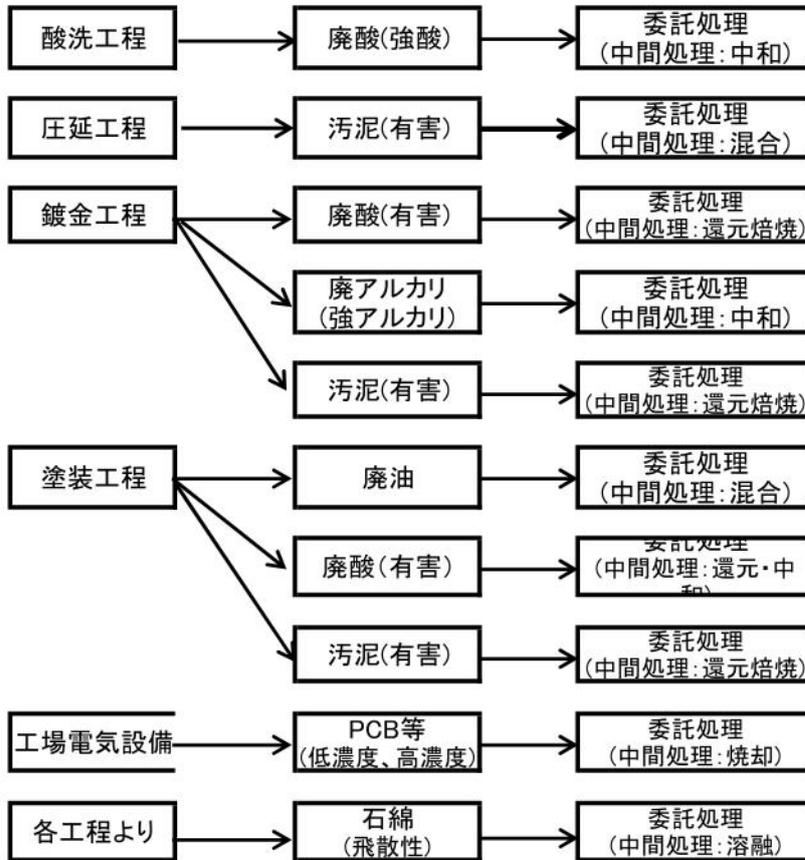
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	全 処 理 委 託 量	20 t	12 t
	優良認定処理業者への処理委託量	20 t	12 t
	再生利用業者への処理委託量	15 t	12 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 引き続き、廃油(引火性)は再生利用業者へも委託する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		159.2 t
	(今後実施する予定の取組等) 特別管理産業廃棄物委託処理について、電子マニフェストでの運用を継続して実施する。		
※事務処理欄			

備考

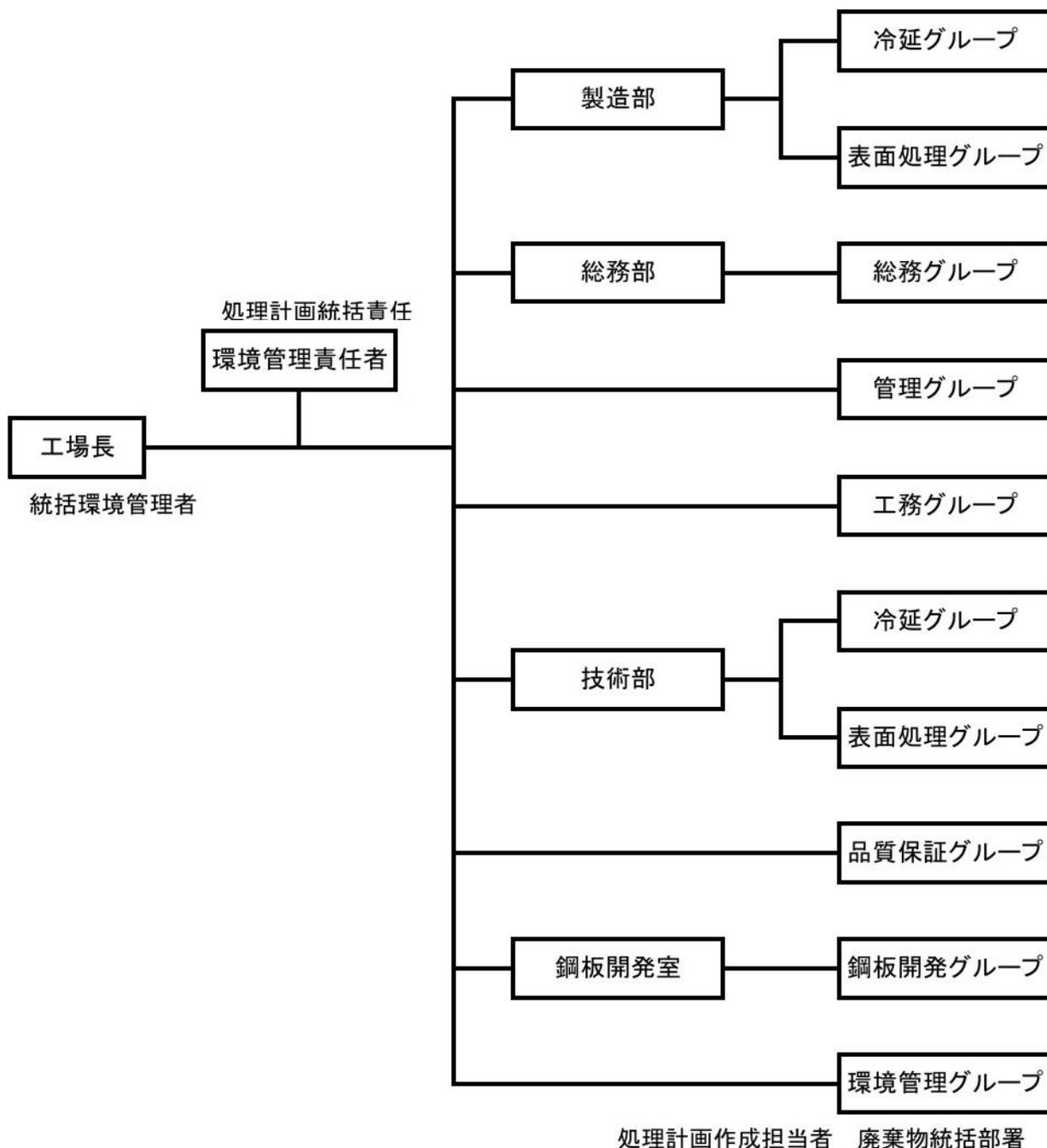
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

別紙

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



市川工場環境管理体制図



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月16日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 272-0011

住所 千葉縣市川市高谷新町5番地

法人名 株式会社淀川製鋼所 市川工場

代表者 久世 徹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-328-1234

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社淀川製鋼所 市川工場		
事業場の所在地	市川市 高谷新町5番地		
事業の種類	大分類	E 製造業	中分類 22 鉄鋼業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	170 t	全処理委託量	170 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	142 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	27 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	89.3 t
	前年度(令和6年度)	159.2 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

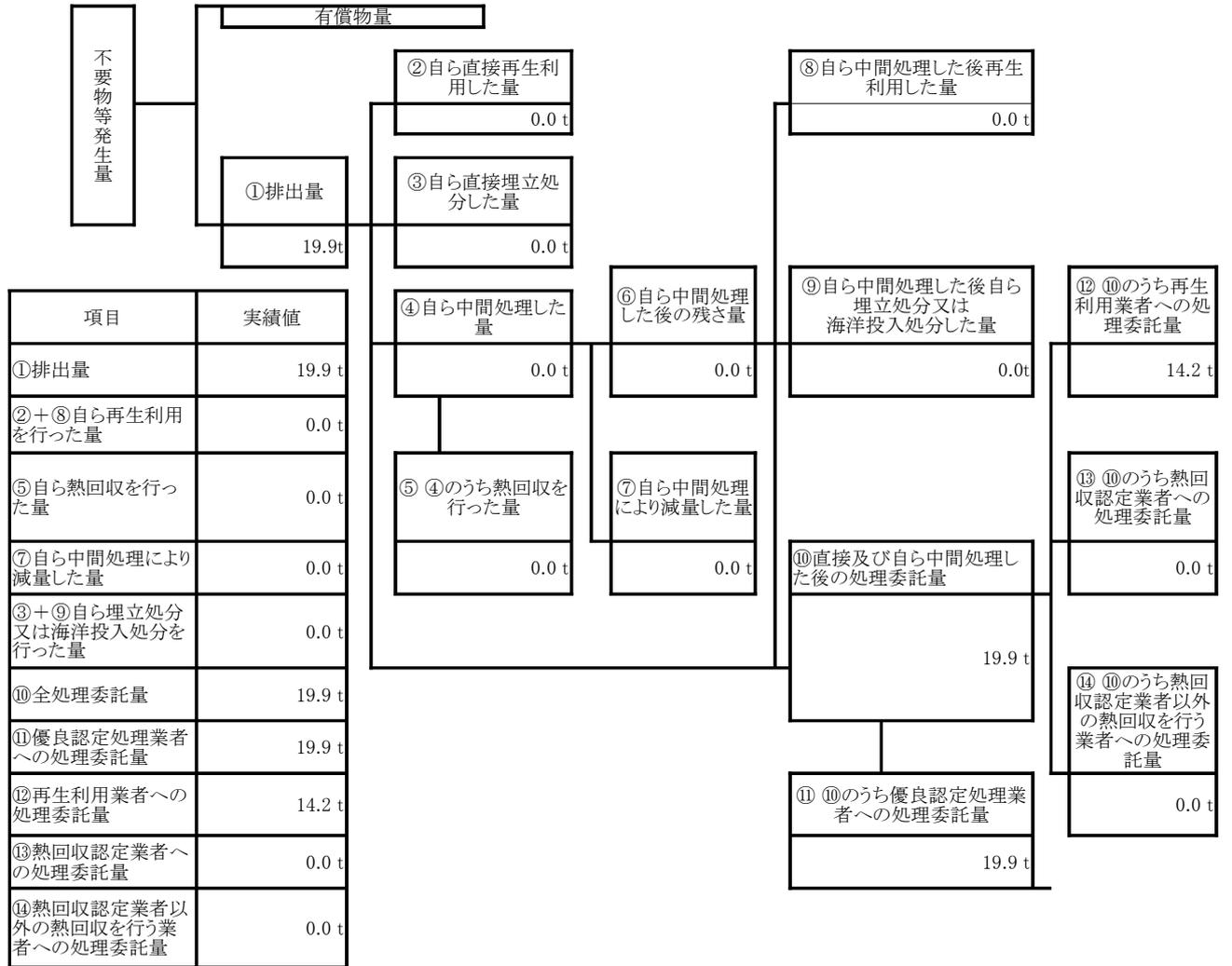
既に全ての特別管理産業廃棄物委託処理について、電子マニフェストを導入済。

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸(有害)

)

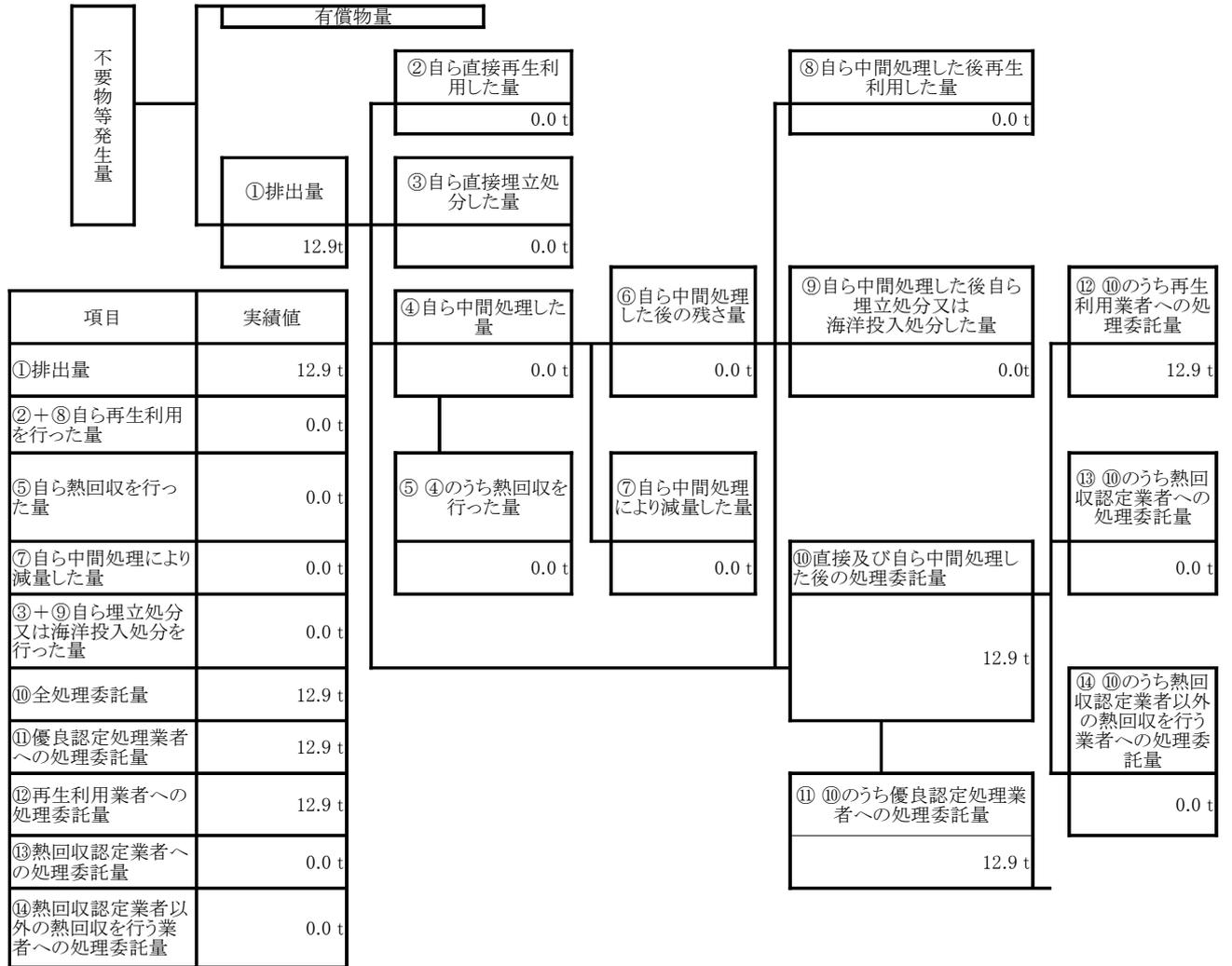


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油(引火性)

)

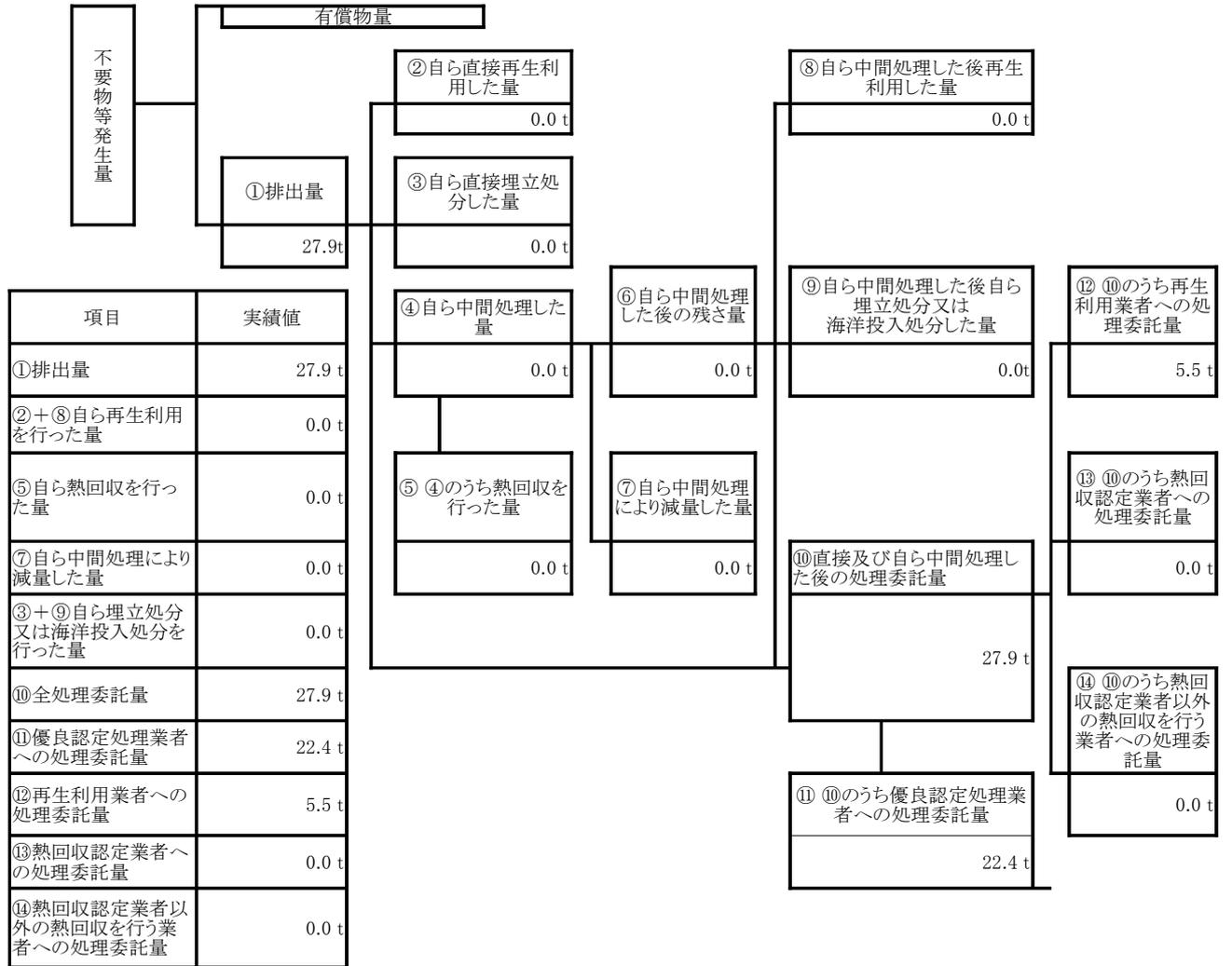


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

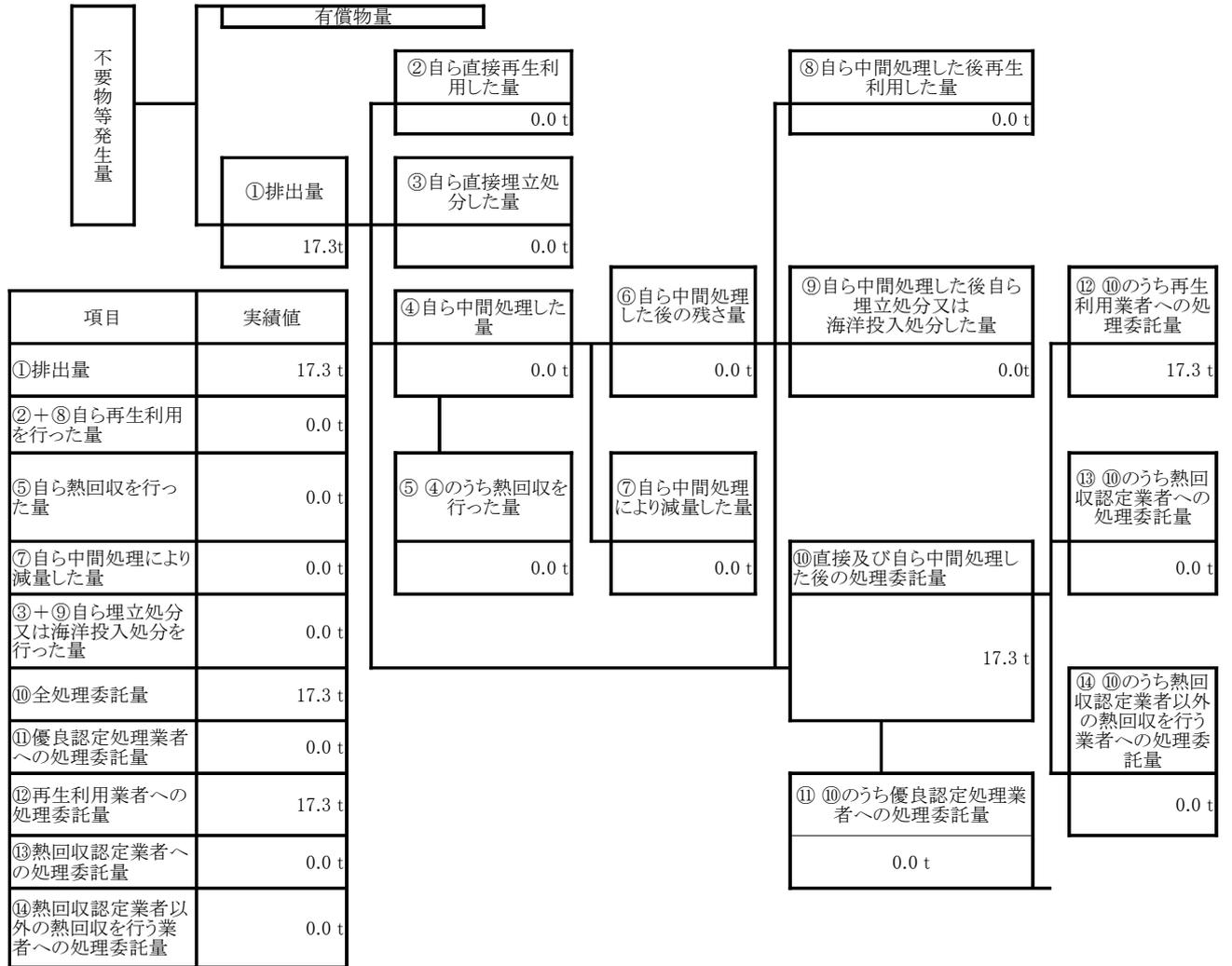
汚泥(有害)

)



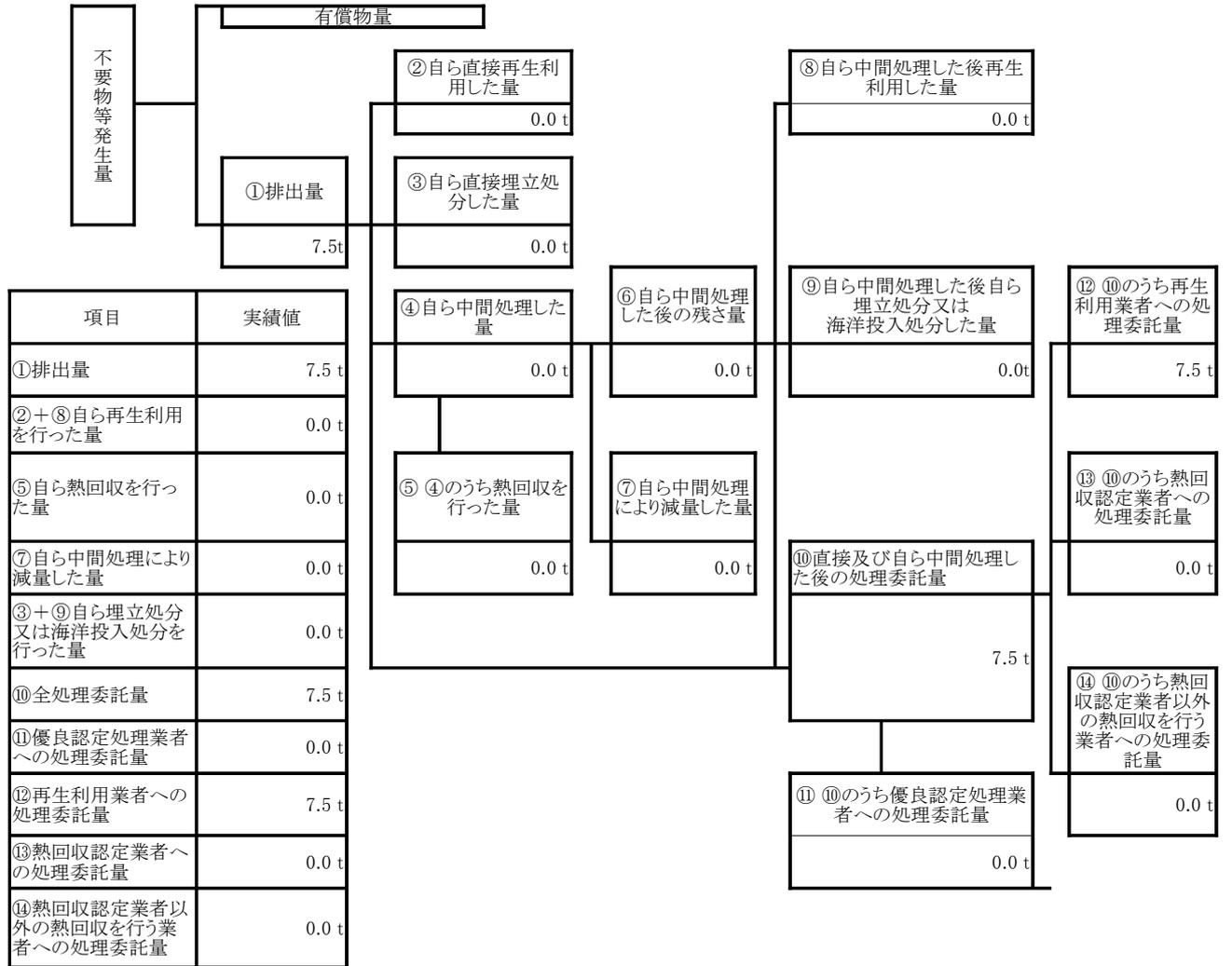
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(強アルカリ))



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃PCB等,汚染物)

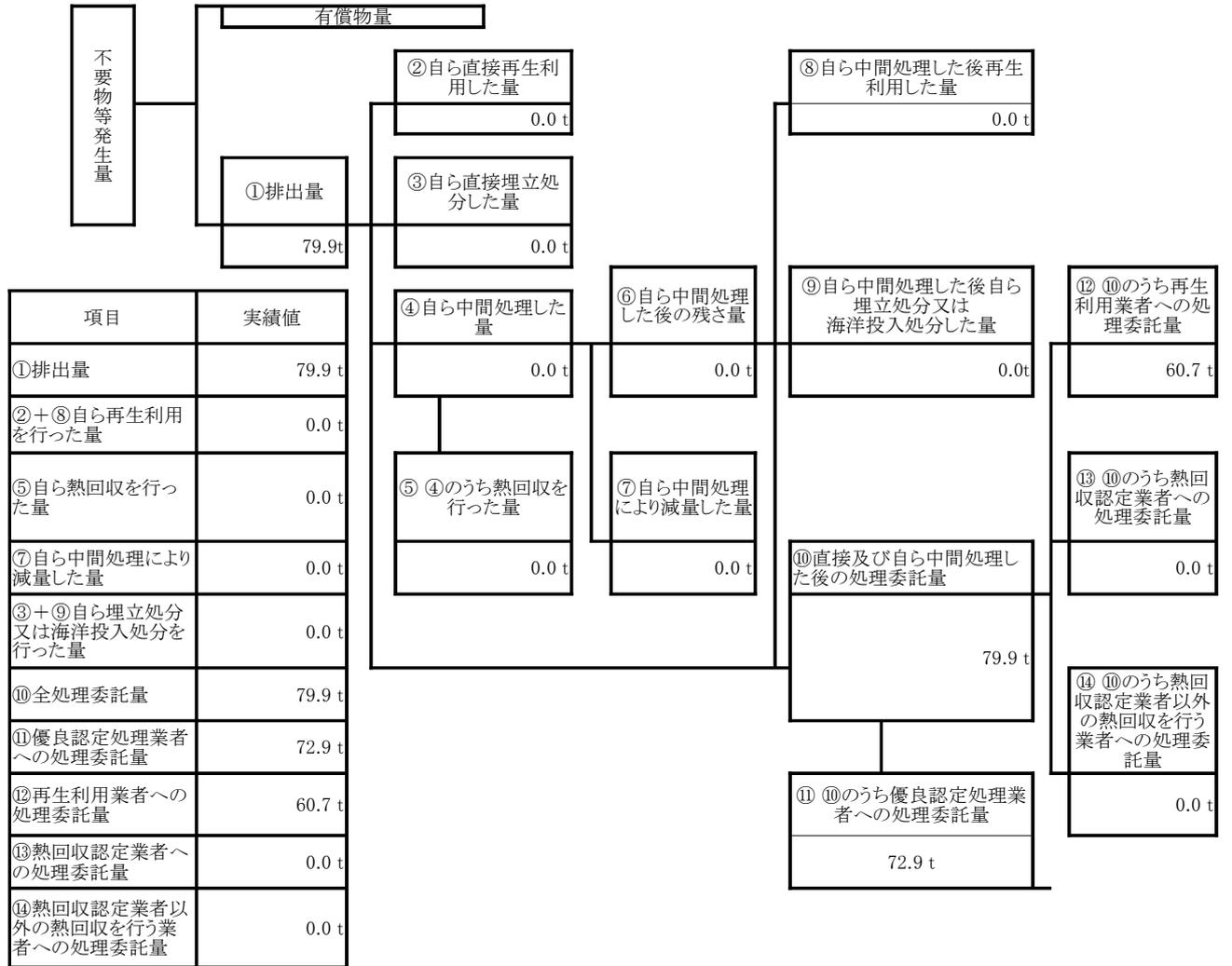


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸(強酸)

)

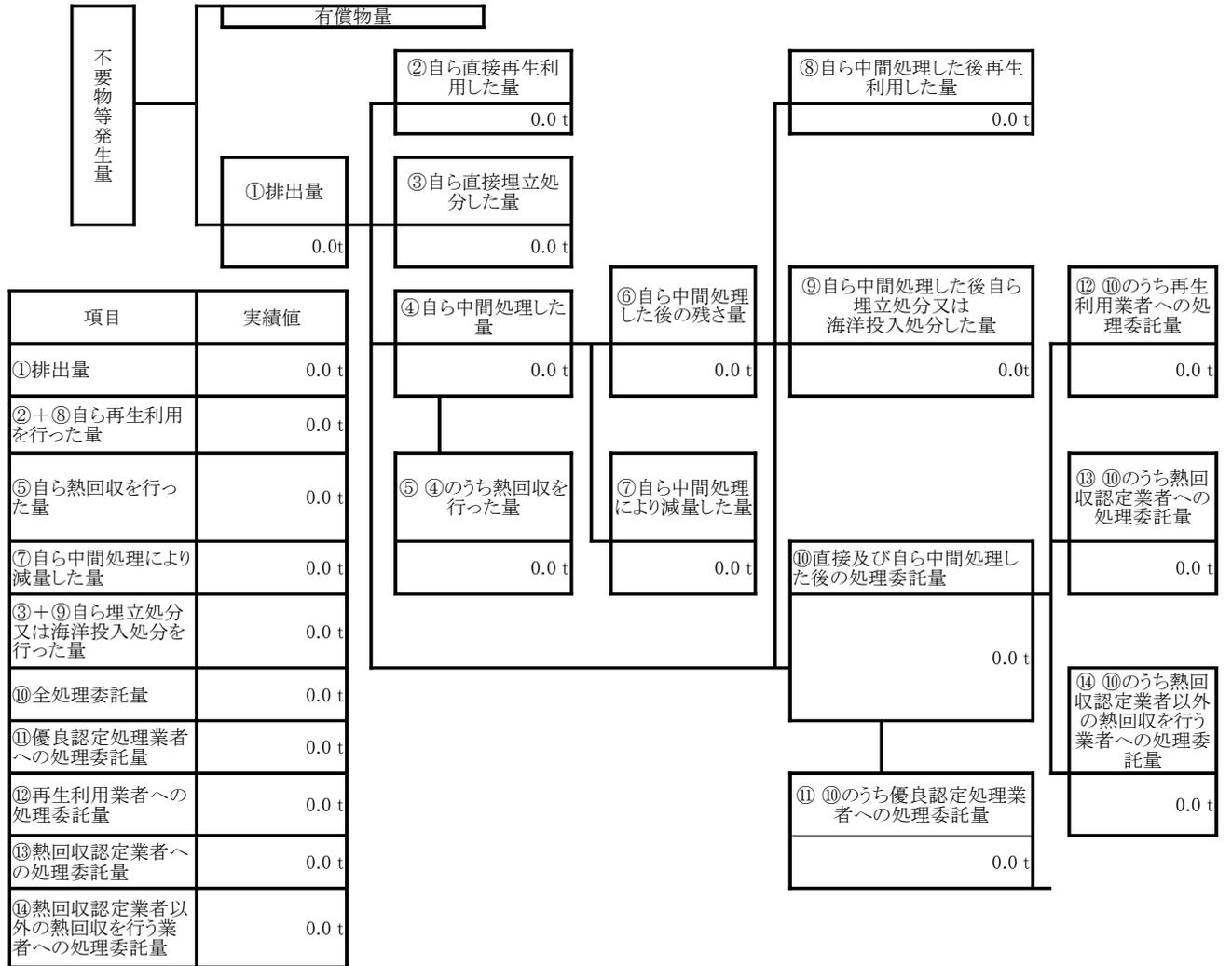


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

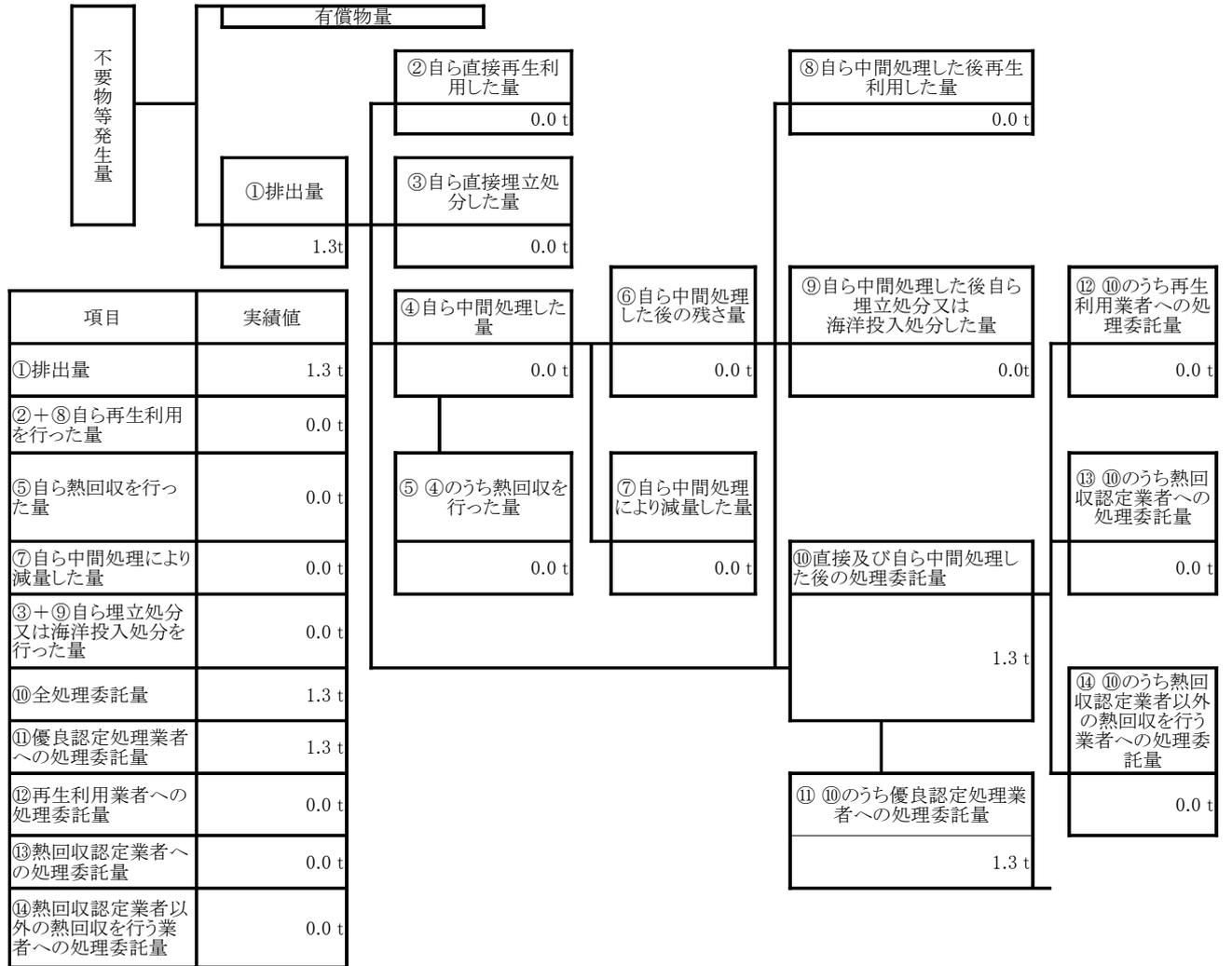
廃石綿等

)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(有害))



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月27日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 290-0067

住 所 千葉県市原市八幡海岸通74-13

法人名 ライオン株式会社 千葉工場

代表者 板倉 健介

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-43-8151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ライオン株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通74-13
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 525億円
③従業員数	375
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 (管理体制)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	1024.13 t	6.52 t
	(これまでに実施した取組) ・界面活性剤製造工程の排ガス処理設備改善により、廃酸の発生量を削減 ・排水汚泥の脱水機運転条件の見直しにより含水率を削減し、排水汚泥の発生量を削減 ・原料容器のフレコンや木製パレットを再利用することにより廃棄物の発生量を削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	1014 t	6 t
	(今後実施する予定の取組) ・液体製品の製造、包装工程において、設備改善、操作見直しなどにより、洗浄水などの発生量を抑制 ・廃油などを再利用する業者に処理委託することにより、廃棄物の発生量を削減 ・生産品種切替洗浄水の取扱方法を見直し、汚泥処理している洗剤洗浄水の		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 原料毎に分別して再生利用を進めている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組を継続する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） これまで自社で産業廃棄物の再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自社で産業廃棄物の再生利用を行う予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 今後も自社で産業廃棄物の中間処理を行う予定はない。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） これまで自社で産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自社で産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

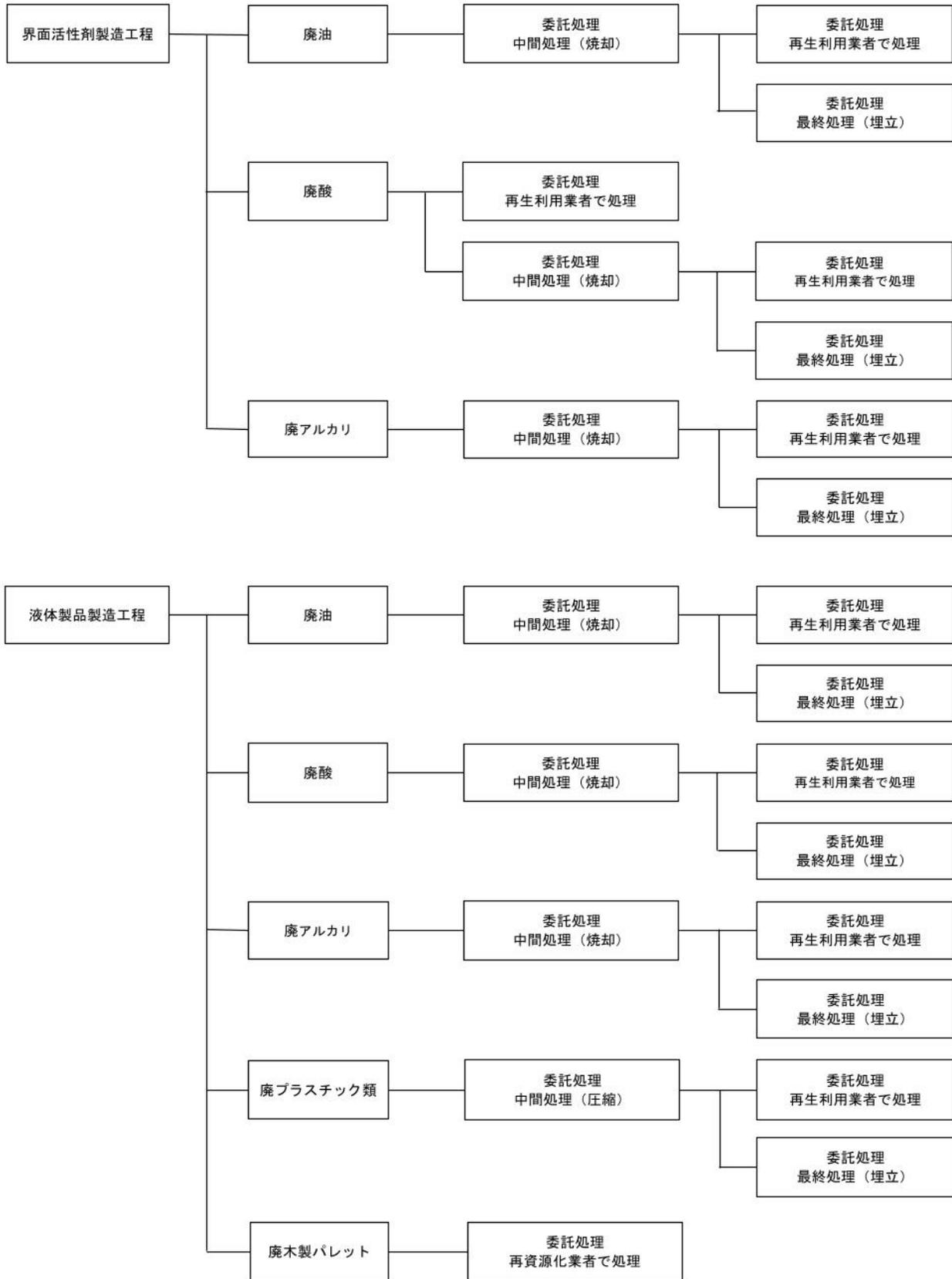
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	1024.13 t	6.52 t
	優良認定処理業者への処理委託量	951.56 t	6.52 t
	再生利用業者への処理委託量	283.36 t	2.25 t
	認定熱回収業者への処理委託量	667.1 t	4.27 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	73.68 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・汚泥、廃油、廃酸などは2次処理業者含め、再資源利用できる業者に処理を委託 ・廃プラスチック類、金属くずは再使用、再生使用できる業者に処理を委託。 できないものは、再資源利用、熱回収できる業者に処理を委託。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	1014 t	6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	942 t	6 t
	再生利用業者への処理委託量	281 t	2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	660 t	4 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	73 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの質の向上を目指し、熱回収より再生利用、再生利用より原材料利用となるように、処理委託業者を見直す。 ・見直しの際は、優良認定処理業者や熱回収認定業者であることを考慮しながら見直しを進める。 			
※事務処理欄			

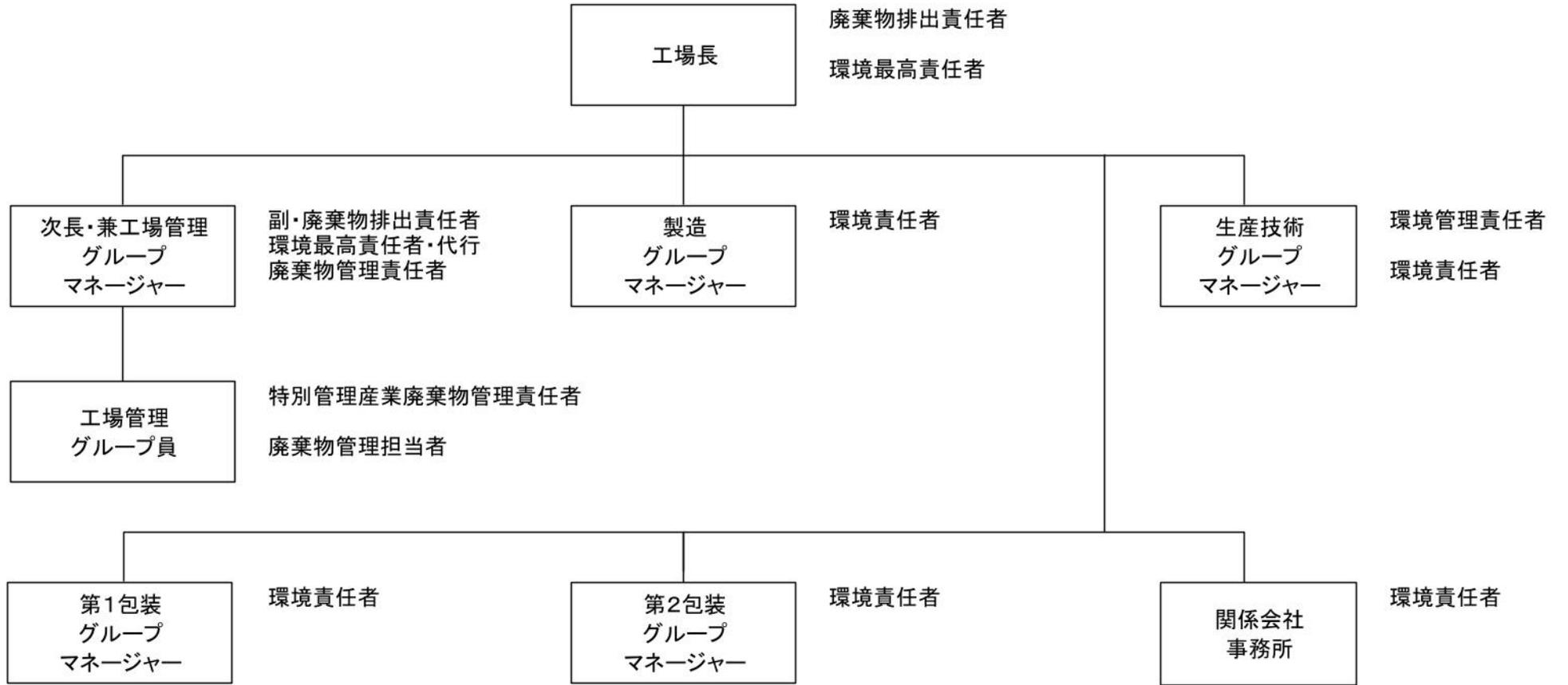
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



(別紙)管理体制図



係長・チームリーダー：環境実施責任者

グループ員・所員：廃棄物担当者

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	ガラスくず	廃プラスチック	木くず	複合材	水銀使用製品	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	ガラスくず	廃プラスチック	木くず	複合材	水銀使用製品	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	ガラスくず	廃プラスチック	木くず	複合材	水銀使用製品	
	全処理委託量	0.403 t	9.299 t	0.771 t	32.425 t	4.61 t	16.74 t	0.261 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.403 t	9.299 t	0.693 t	32.425 t	0 t	16.74 t	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	30.227 t	4.61 t	16.74 t	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.403 t	9.299 t	0.693 t	0.718 t	0 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0.078 t	1.48 t	0 t	0 t	0.261 t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	ガラスくず	廃プラスチック	木くず	複合材	水銀使用製品	
	全処理委託量	0.4 t	9.21 t	0.76 t	32.1 t	4.564 t	16.573 t	0.3 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.4 t	9.2 t	0.7 t	32.1 t	0 t	16.573 t	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	29.9 t	4.564 t	16.573 t	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.4 t	9.2 t	0.7 t	0.7 t	0 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0.077 t	1.47 t	0 t	0 t	0.3 t	t

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月27日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 290-0067

住所 千葉県市原市八幡海岸通74-13

法人名 ライオン株式会社 千葉工場

代表者 板倉 健介

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-43-8151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	ライオン株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通74-13
事業の種類	大分類 製造業 中分類 化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

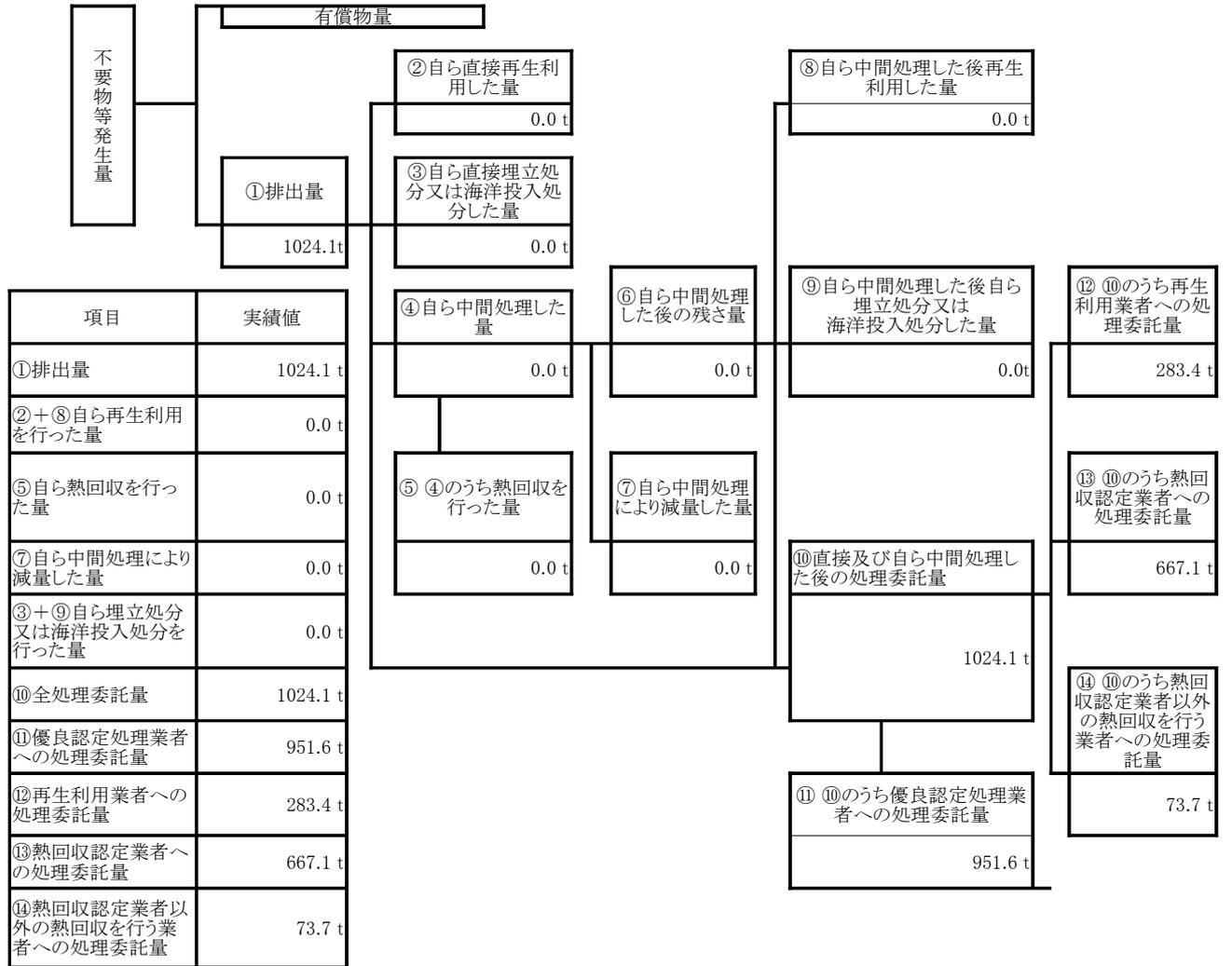
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1114 t	全処理委託量	1114 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	929.5 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	332 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	782 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥)

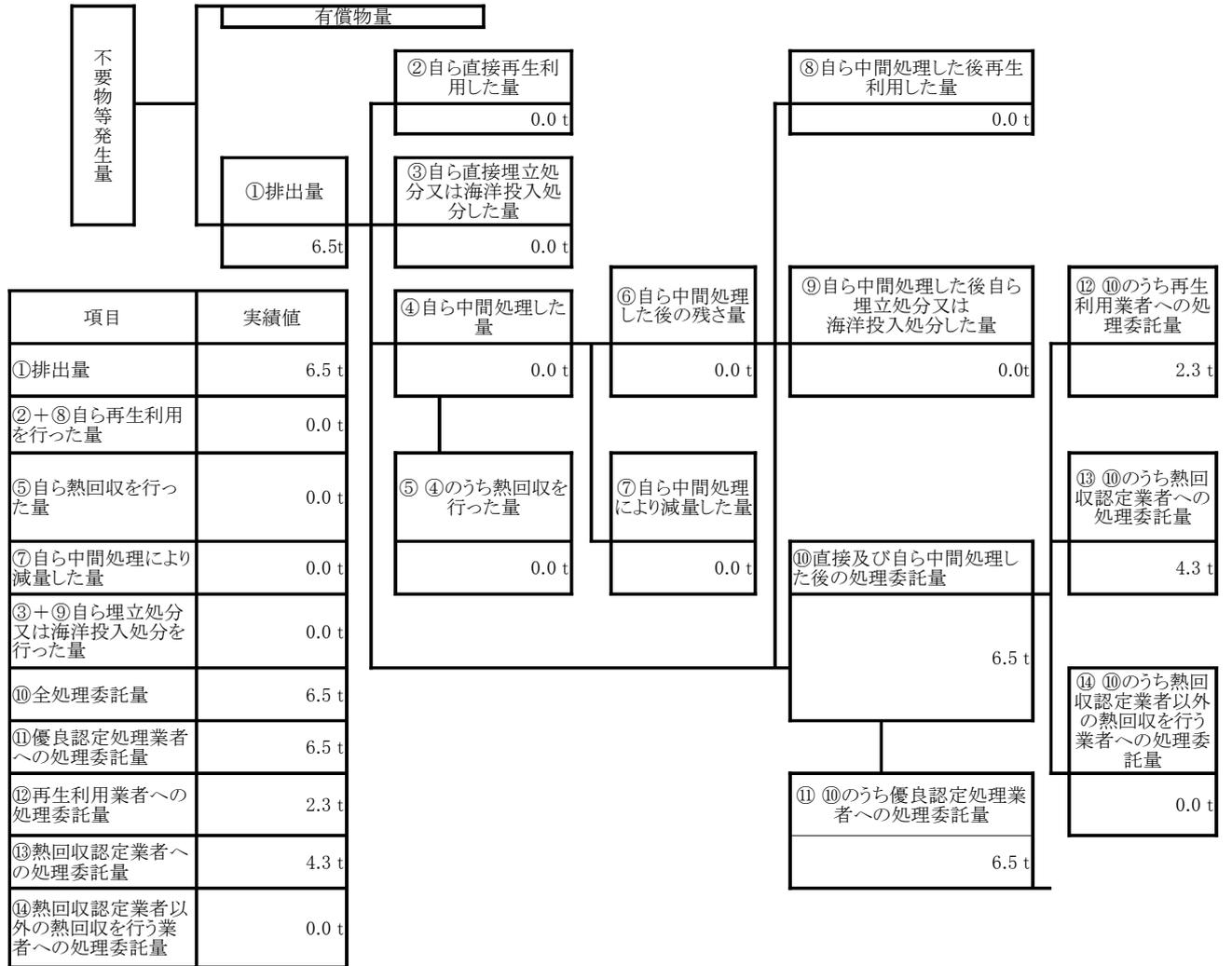
※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



項目	実績値
①排出量	1024.1 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1024.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	951.6 t
⑫再生利用業者への処理委託量	283.4 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	667.1 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	73.7 t

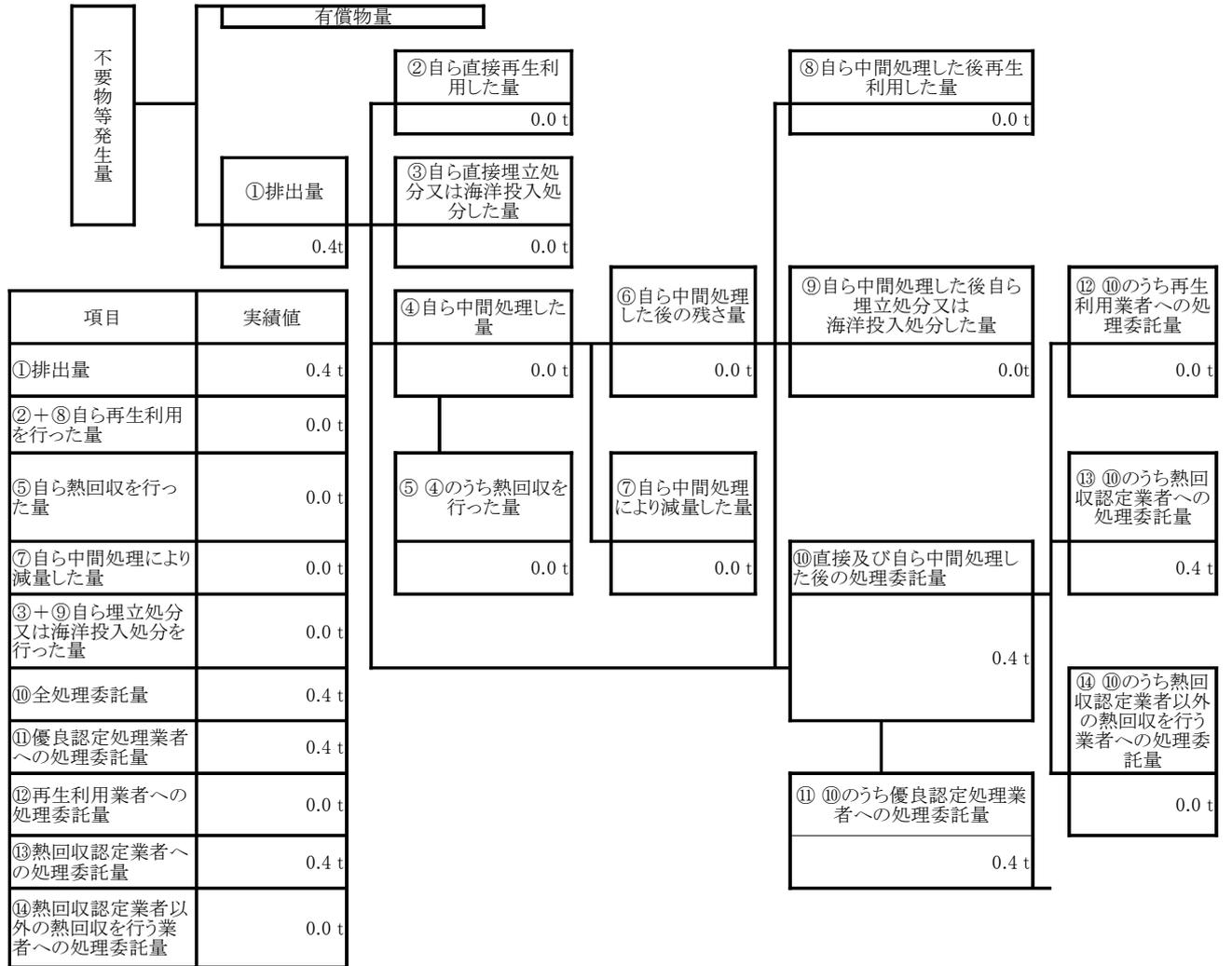
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



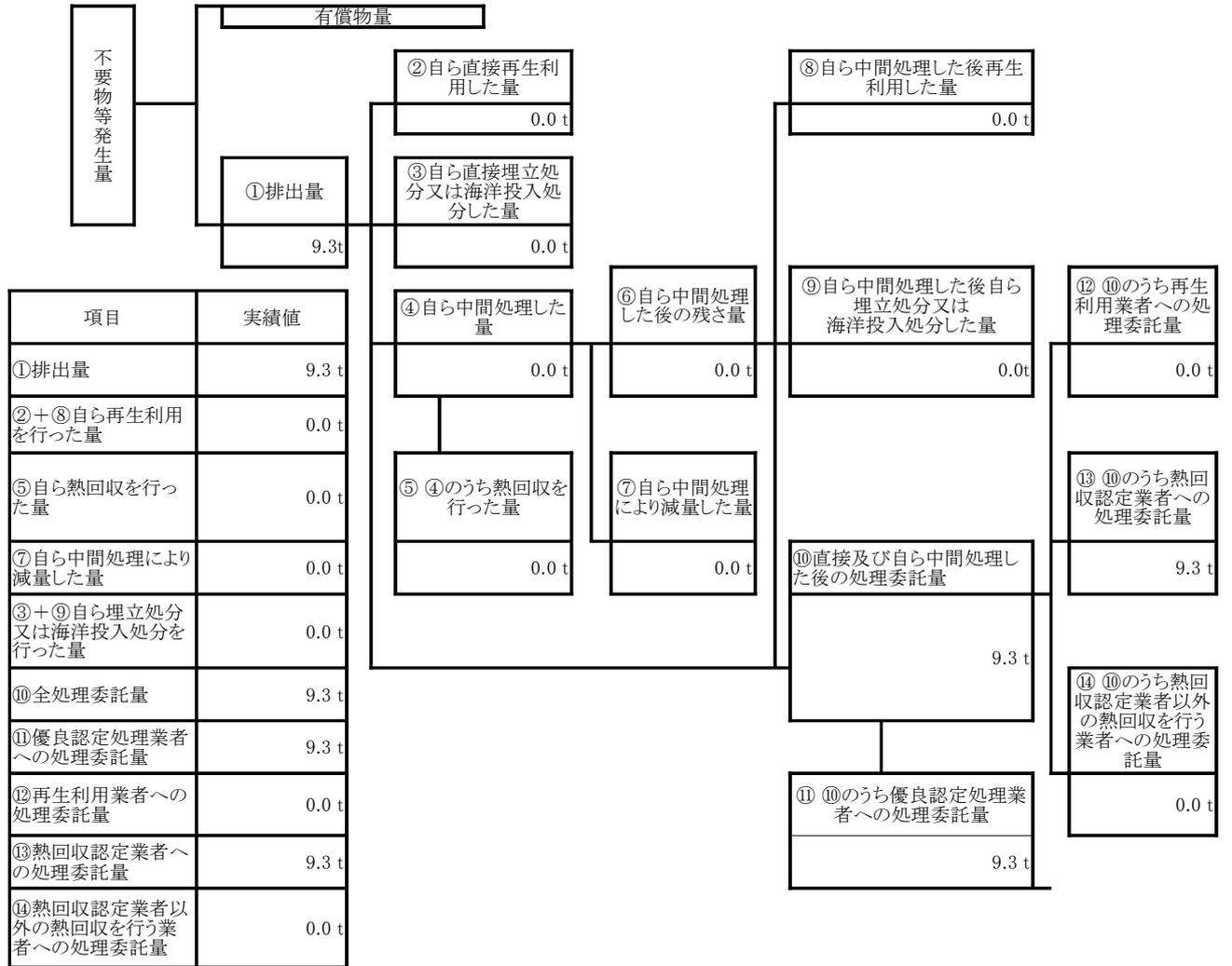
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



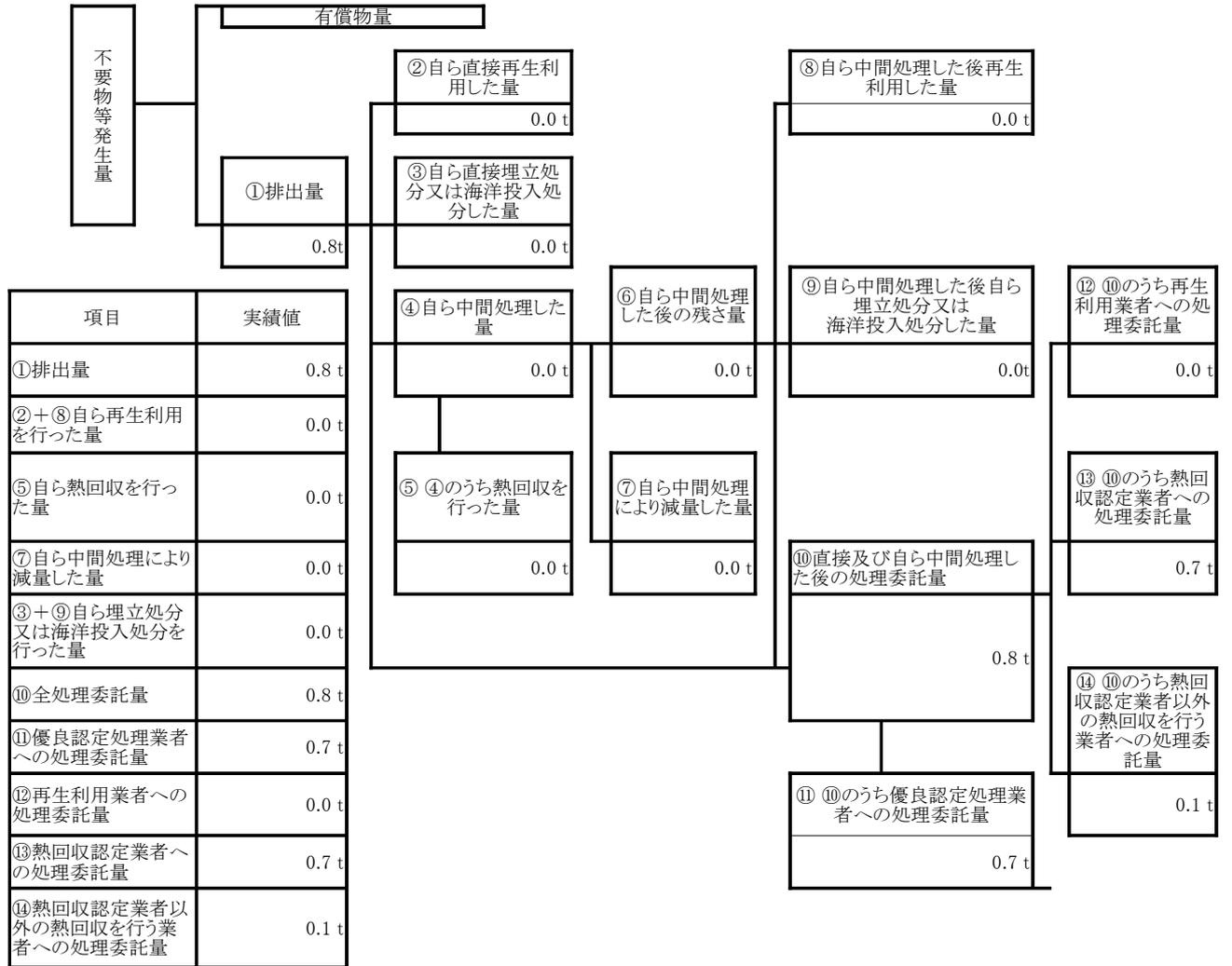
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



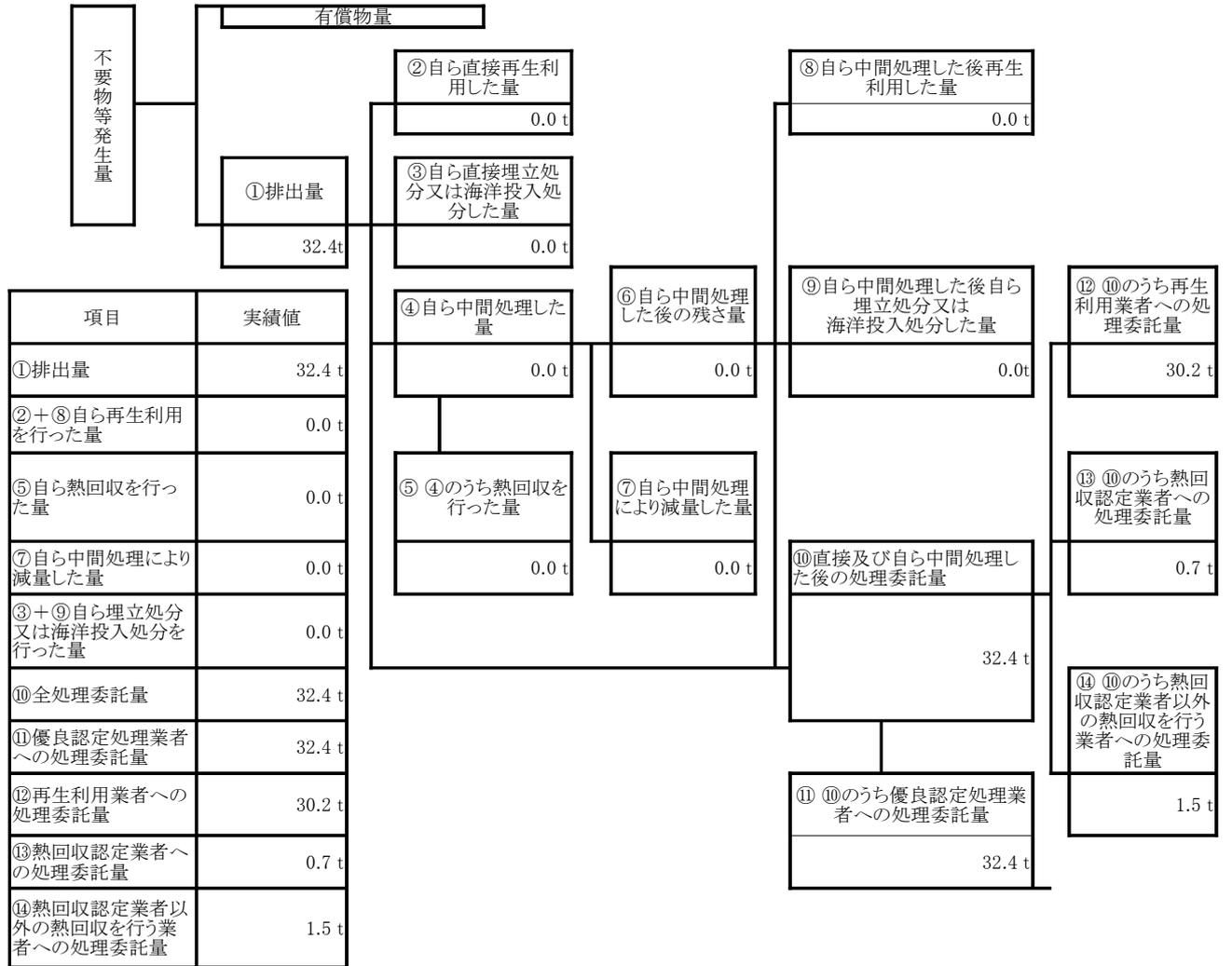
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ガラスくず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



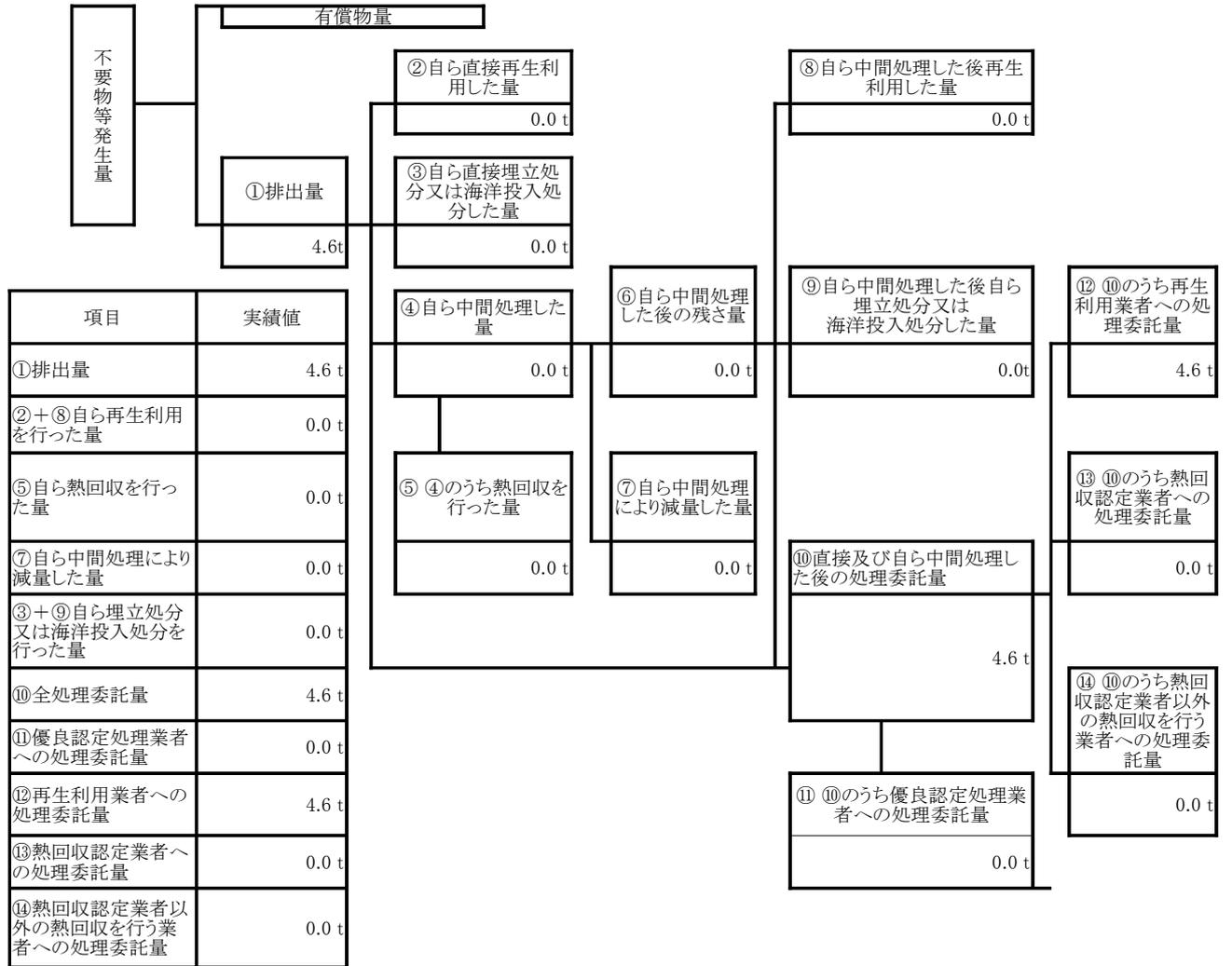
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



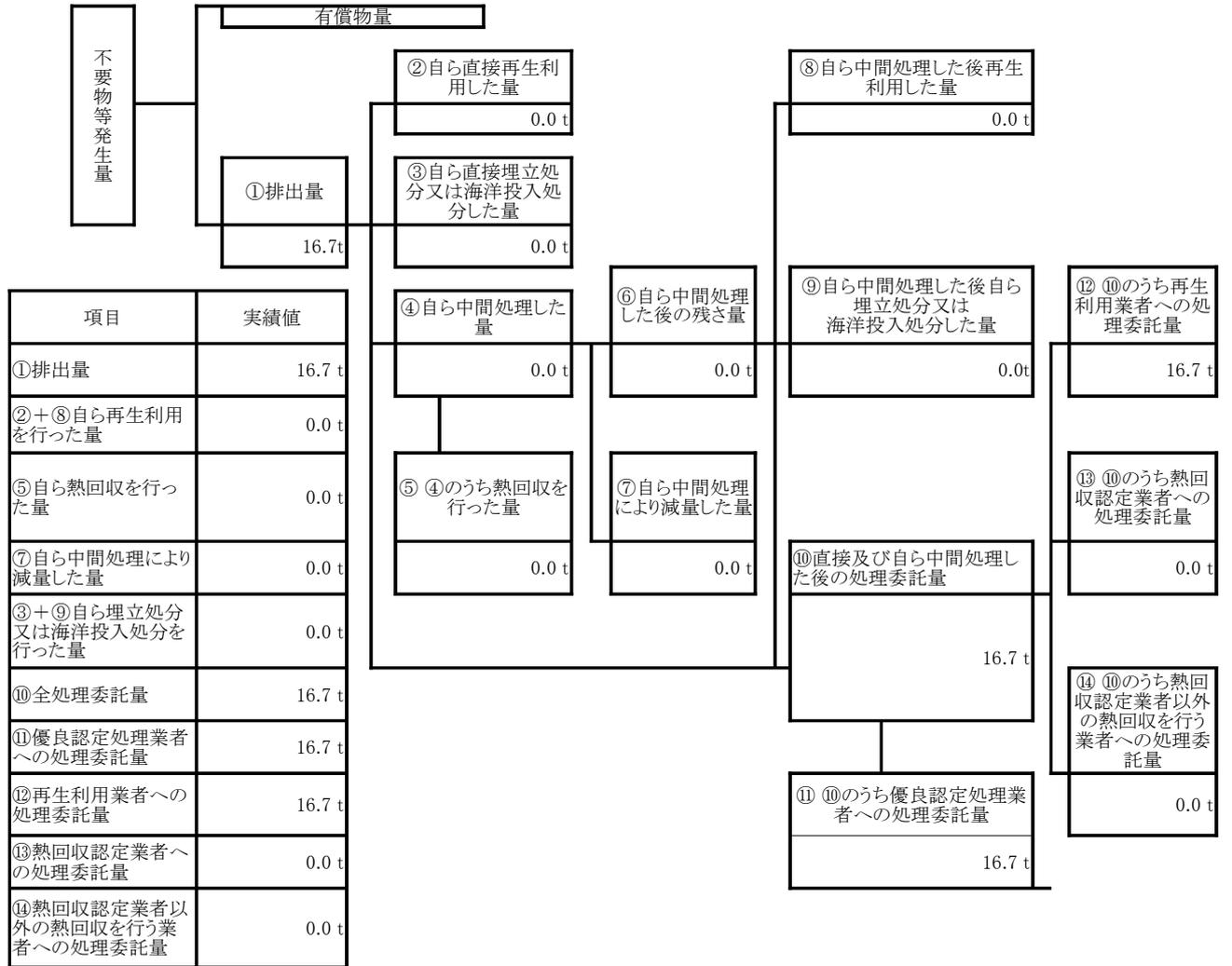
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



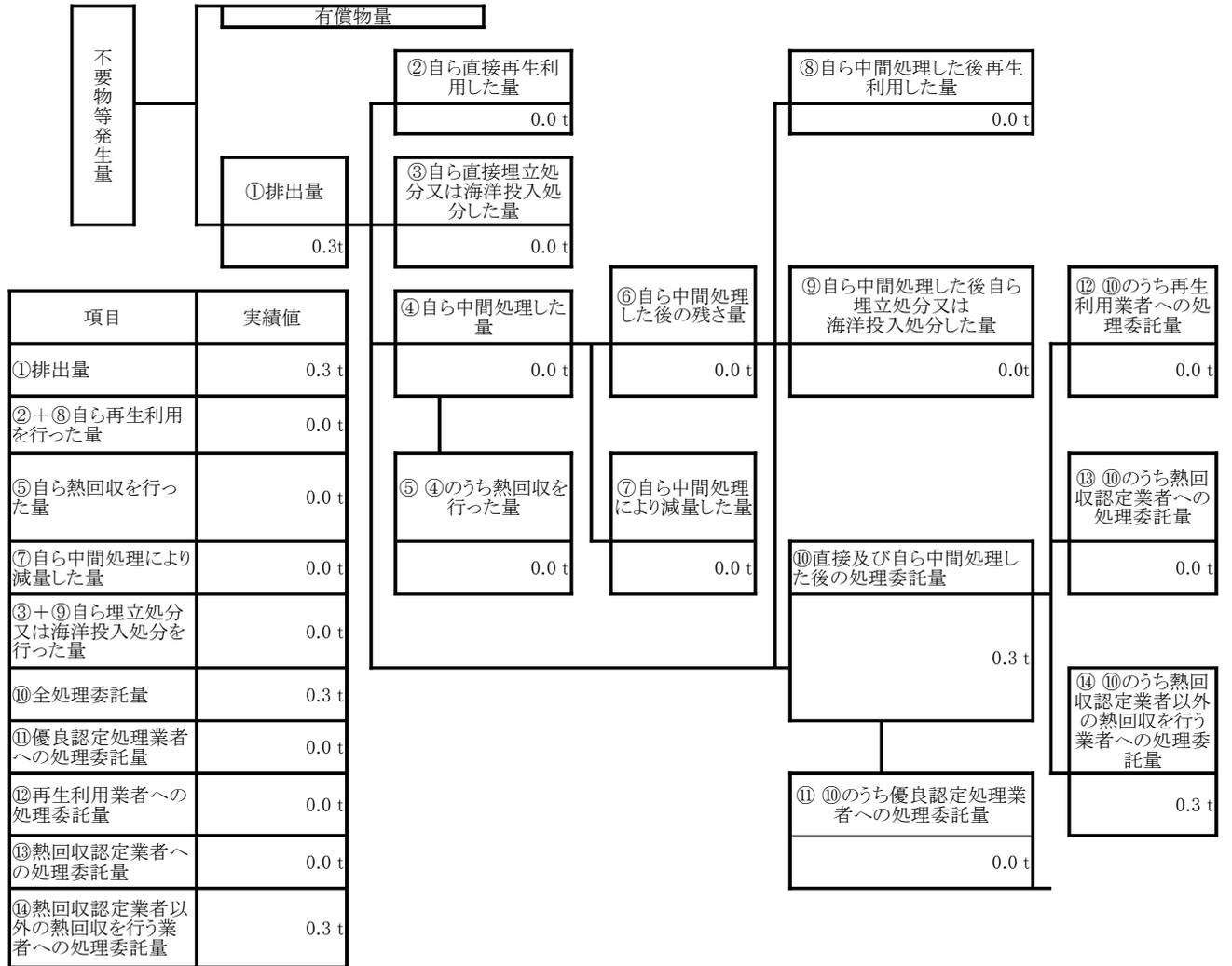
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 複合材)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 水銀使用製品)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月27日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 290-0067

住 所 千葉県市原市八幡海岸通74-13

法人名 ライオン株式会社 千葉工場

代表者 板倉 健介

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-43-8151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ライオン株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通74-13
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 525億円
③従業員数	375
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙 (管理体制)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	0.31 t	73.68 t
	(これまでに実施した取組) 設備改善や運転条件の見直しにより、廃酸の発生量を抑制している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	0.31 t	72.94 t
	(今後実施する予定の取組) これまでの取組を継続する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 原料毎に分別して再生利用を進めている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでの取組を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） これまで自社で特別管理産業廃棄物の再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自社で特別管理産業廃棄物の再生利用を行う予定はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） これまで自社で特別管理産業廃棄物の中間処理は行っていない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 今後も自社で特別管理産業廃棄物の中間処理を行う予定はない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） これまで自社で特別管理産業廃棄物の埋立処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自社で特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う予定はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

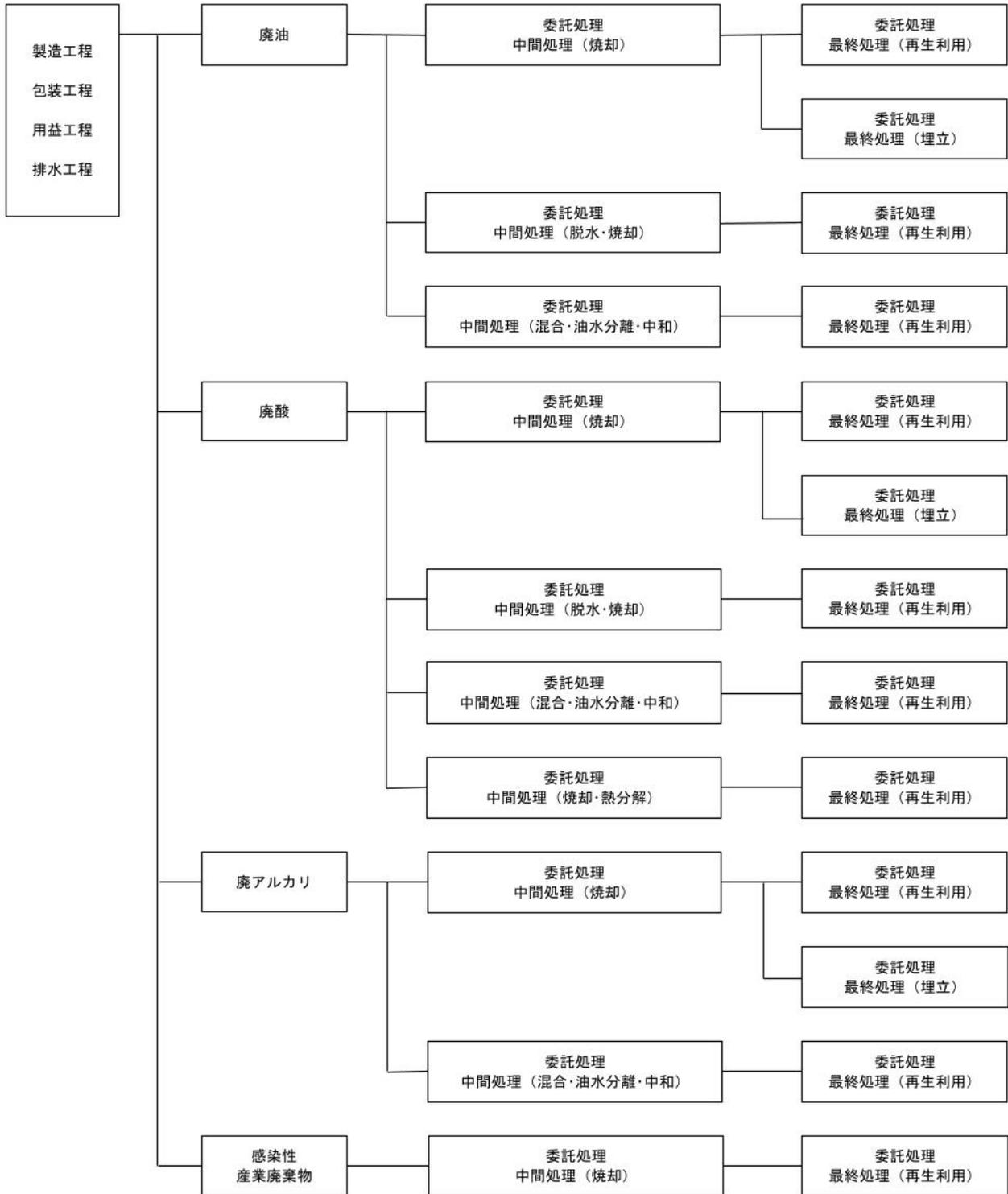
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	0.31 t	73.68 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.31 t	26.81 t
	再生利用業者への処理委託量	0.02 t	22.94 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.3 t	1.67 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	49.07 t
	（これまでに実施した取組） ・再生利用、再資源化、熱回収を行う業者に処理を委託している。 ・焼却処理をしている業者に働きかけ、再資源利用できる2次業者にて処理するよう契約（残渣を極力埋立処理しない方向）		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全 処 理 委 託 量	0.31 t	72.94 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.31 t	26.5 t
	再生利用業者への処理委託量	0.01 t	22.7 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.29 t	1.65 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	48.6 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに処理業者と契約する際は、優良認定処理業者や熱回収認定業者であることを考慮して、処理を委託する業者の選定を進める。 ・引き続き、再生利用、再資源化、熱回収を行う業者に処理を委託する。 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		79.6 t
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>既に電子マニフェストを運用している。</p>			
※事務処理欄			

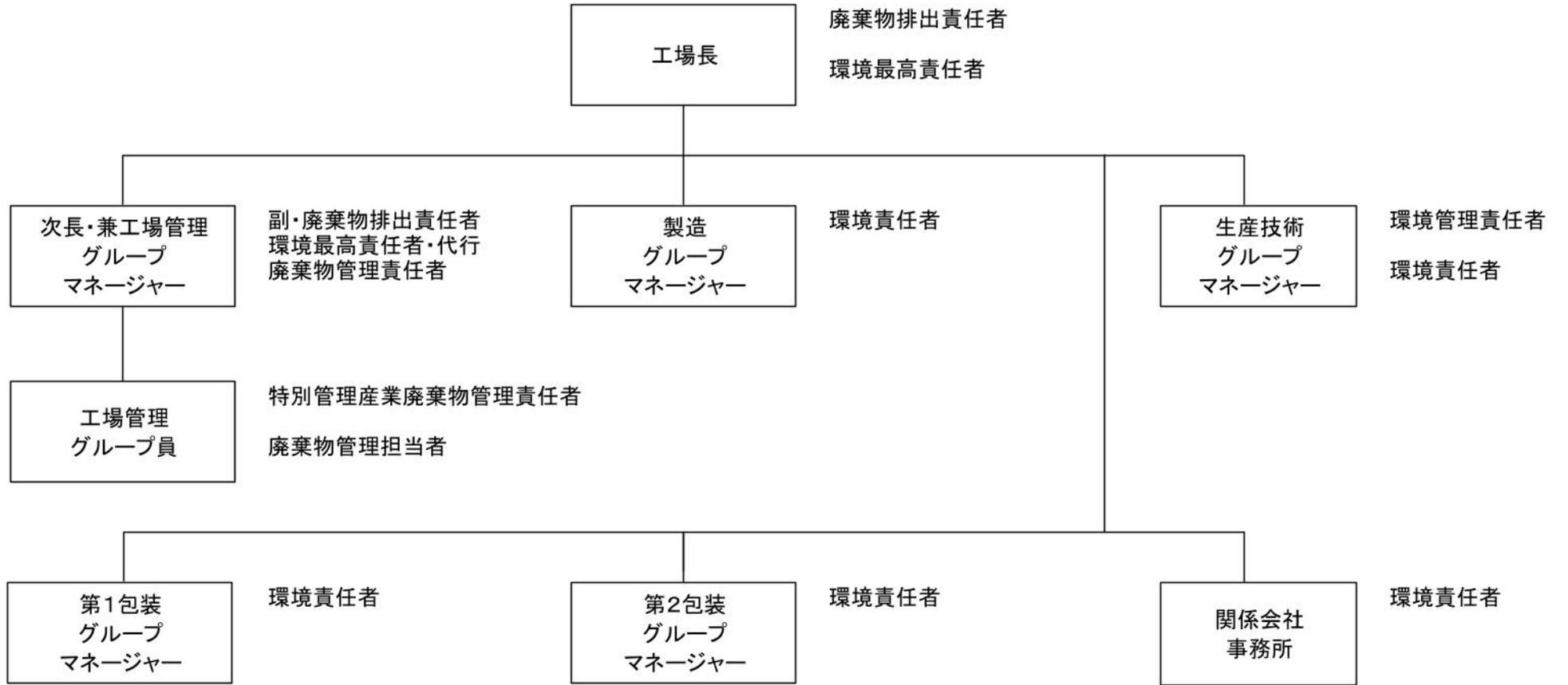
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

(別紙) 特別管理産業廃棄物 処理工程



(別紙)管理体制図



係長・チームリーダー：環境実施責任者

グループ員・所員：廃棄物担当者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	特定有害産業廃棄物					
	排出量	0.216 t	0.005 t	5.35 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	特定有害産業廃棄物					
	排出量	0.21 t	0.005 t	0 t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	特定有害産業廃棄物					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	特定有害産業廃棄物					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	特定有害産業廃棄物					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	特定有害産業廃棄物					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	特定有害産業廃棄物					
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	特定有害産業廃棄物					
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	特定有害産業廃棄物					
	全処理委託量	0.216 t	0.005 t	5.35 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.216 t	0 t	5.35 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	5.35 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.216 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0.005 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	特定有害産業廃棄物					
	全処理委託量	0.21 t	0.005 t	0 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.21 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.21 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0.005 t	0 t	t	t	t	t	t

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月27日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 290-0067

住所 千葉縣市原市八幡海岸通74-13

法人名 ライオン株式会社 千葉工場

代表者 板倉 健介

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-43-8151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	ライオン株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉縣市原市八幡海岸通74-13
事業の種類	大分類 製造業 中分類 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	95 t	全処理委託量	95 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	35 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	89 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	6 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

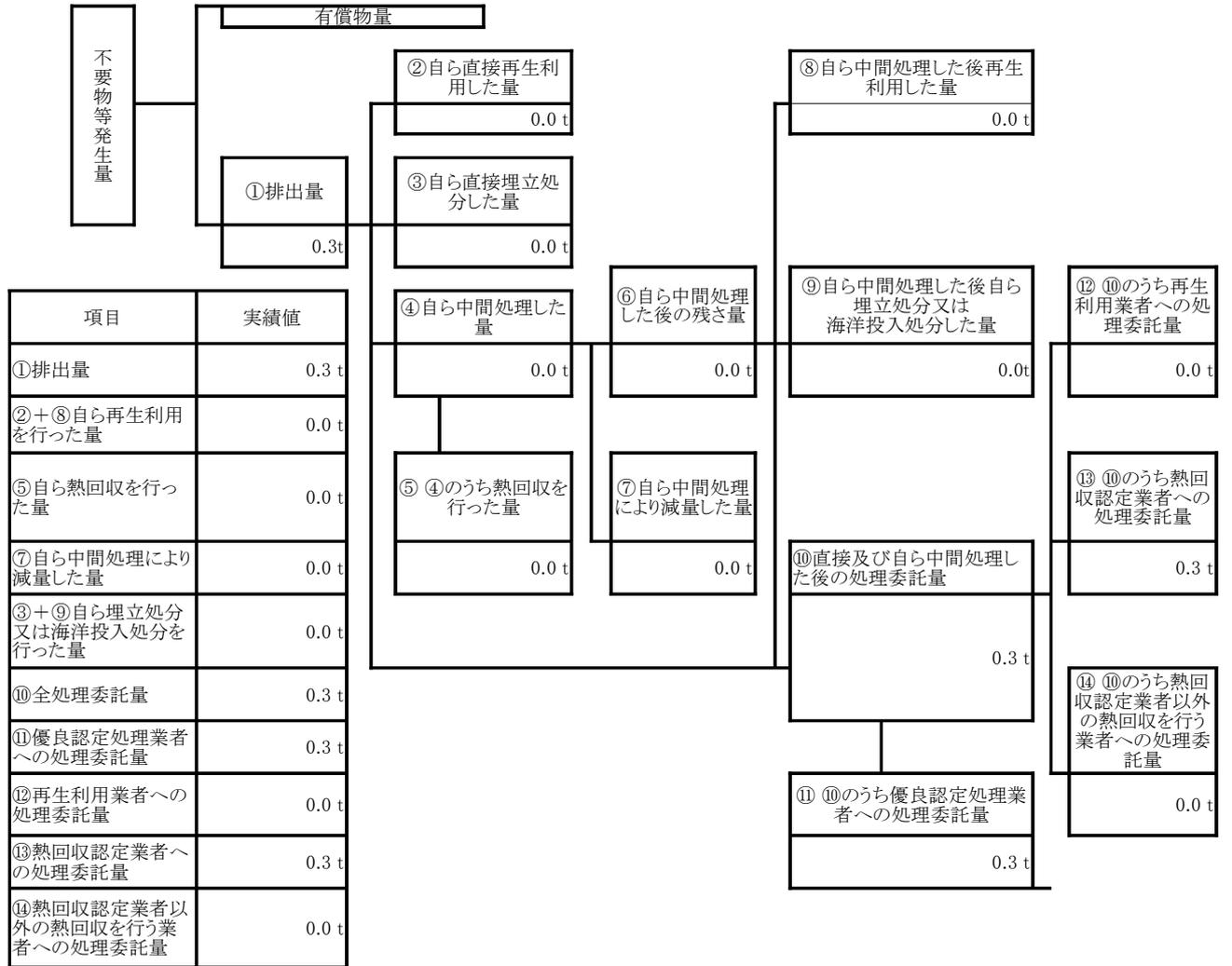
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	91.5 t
	前年度(令和6年度)	79.6 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) すでに電子マニフェストを運用している。		

(日本産業規格 A列4番)

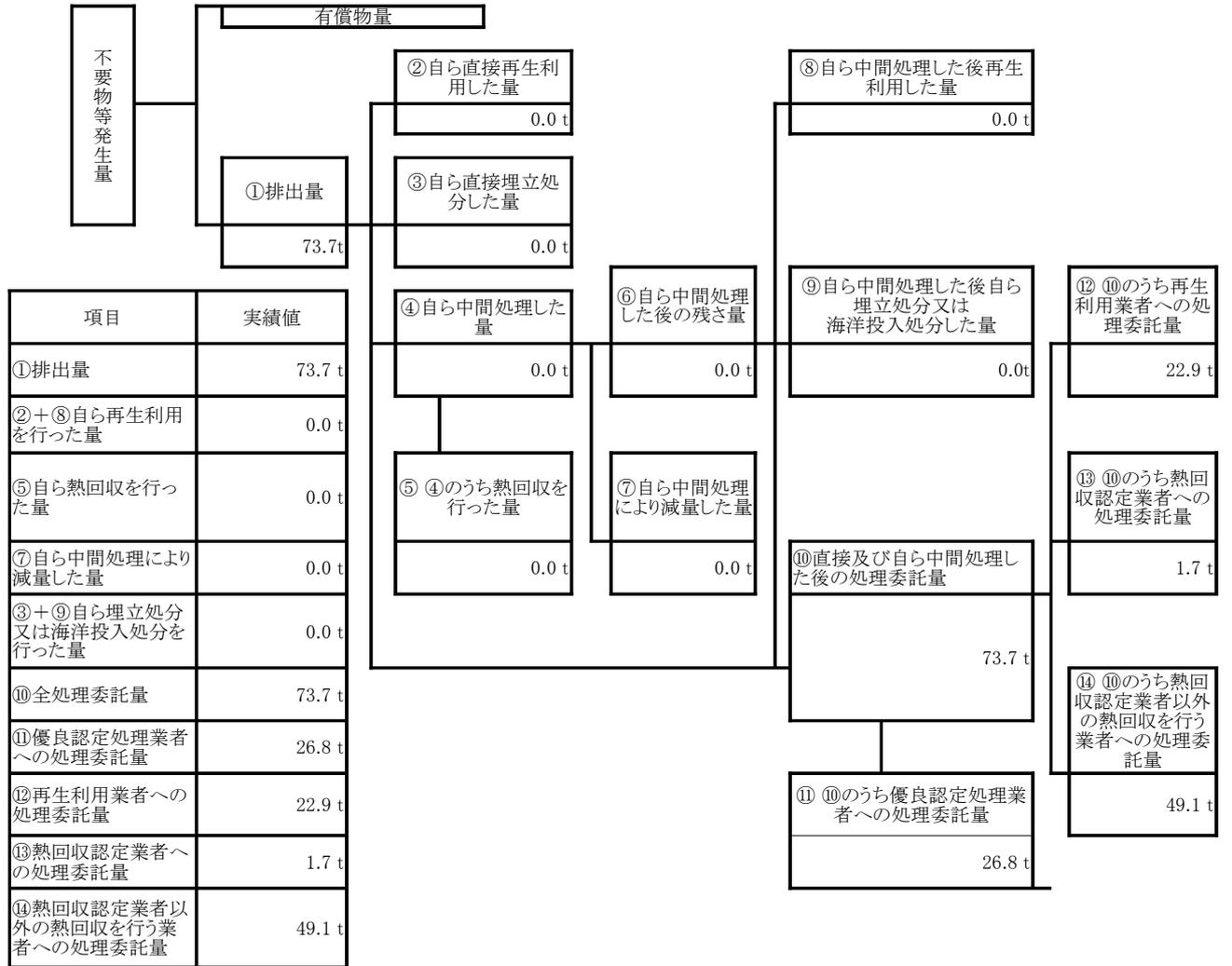
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸)

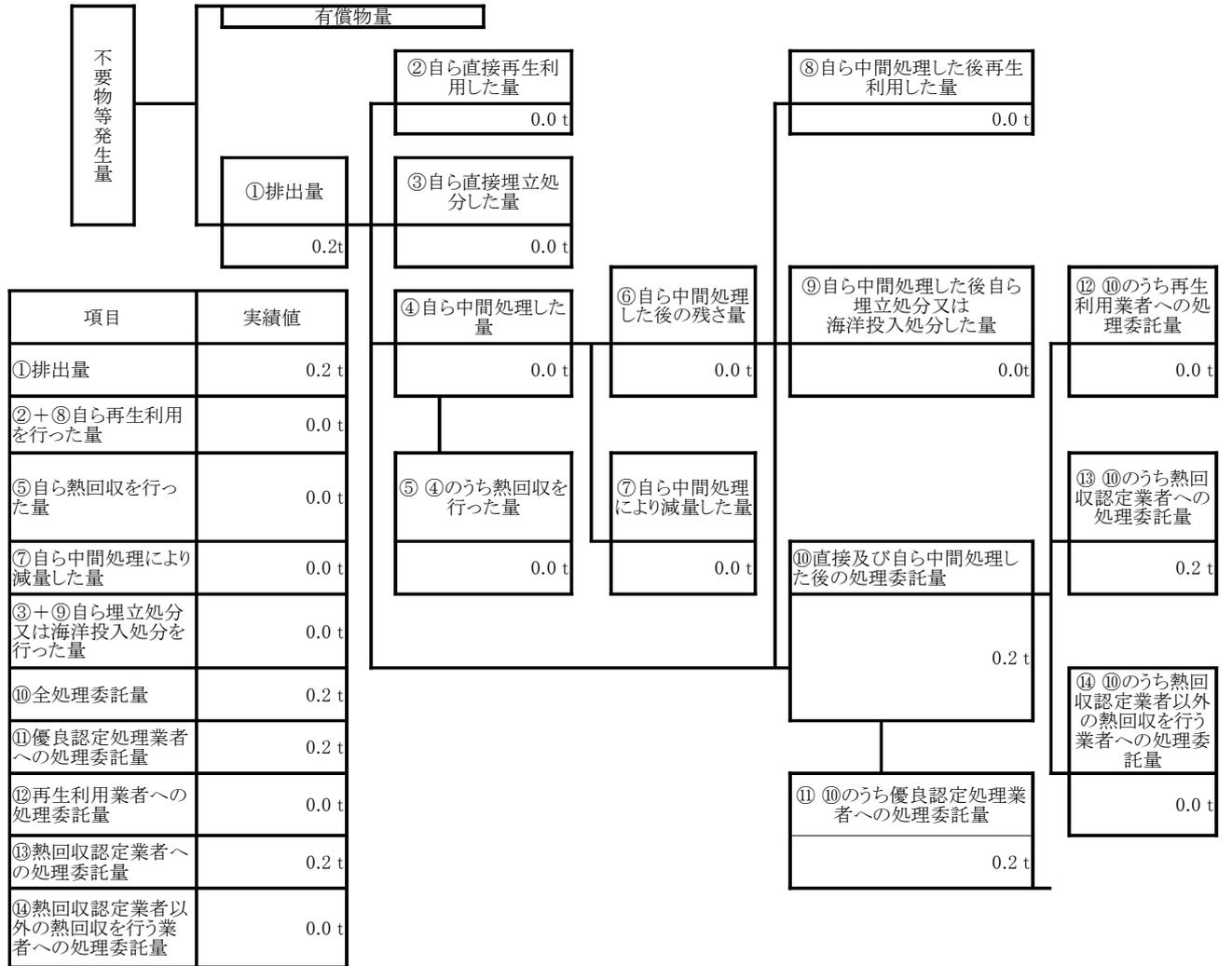


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

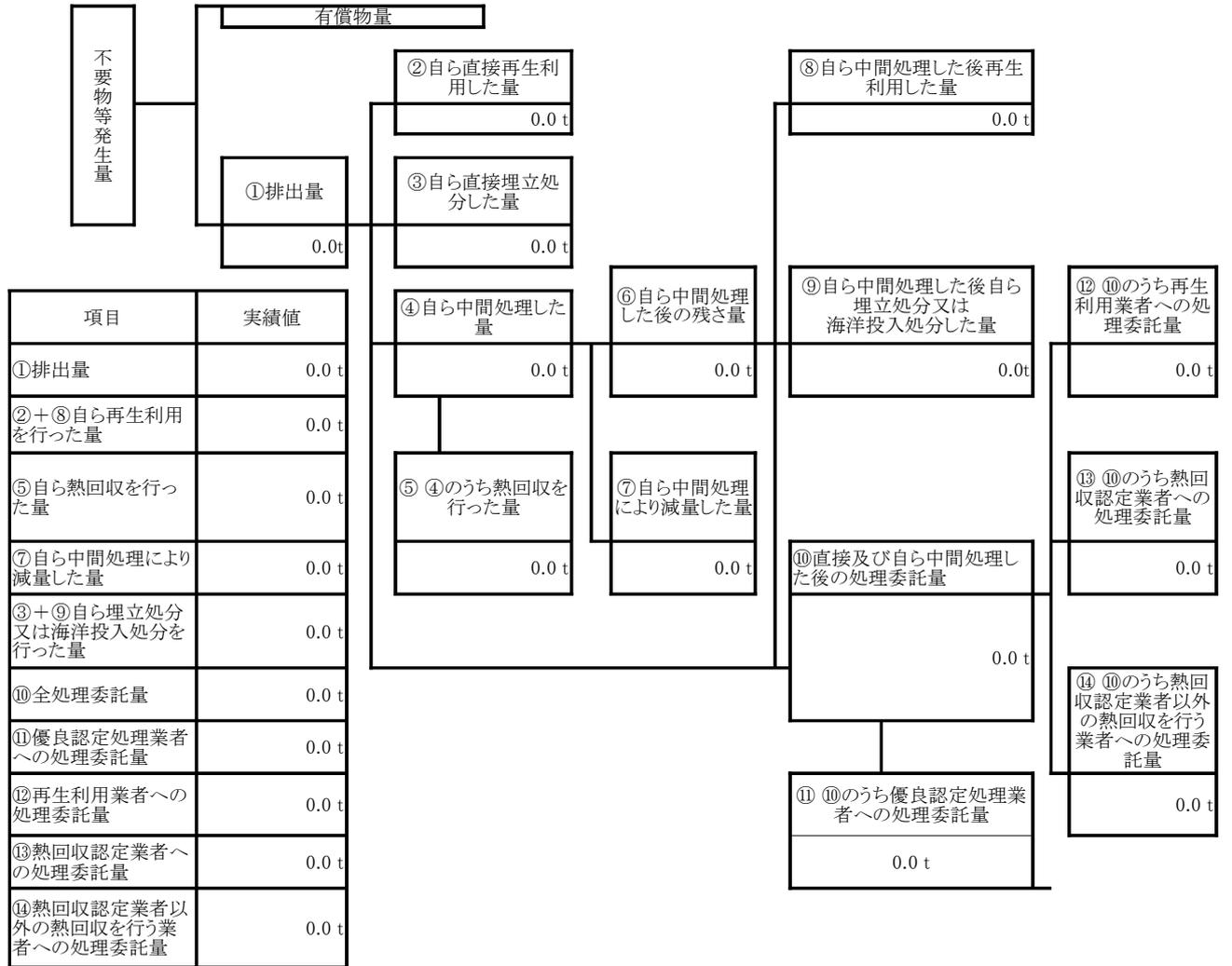
廃アルカリ

)



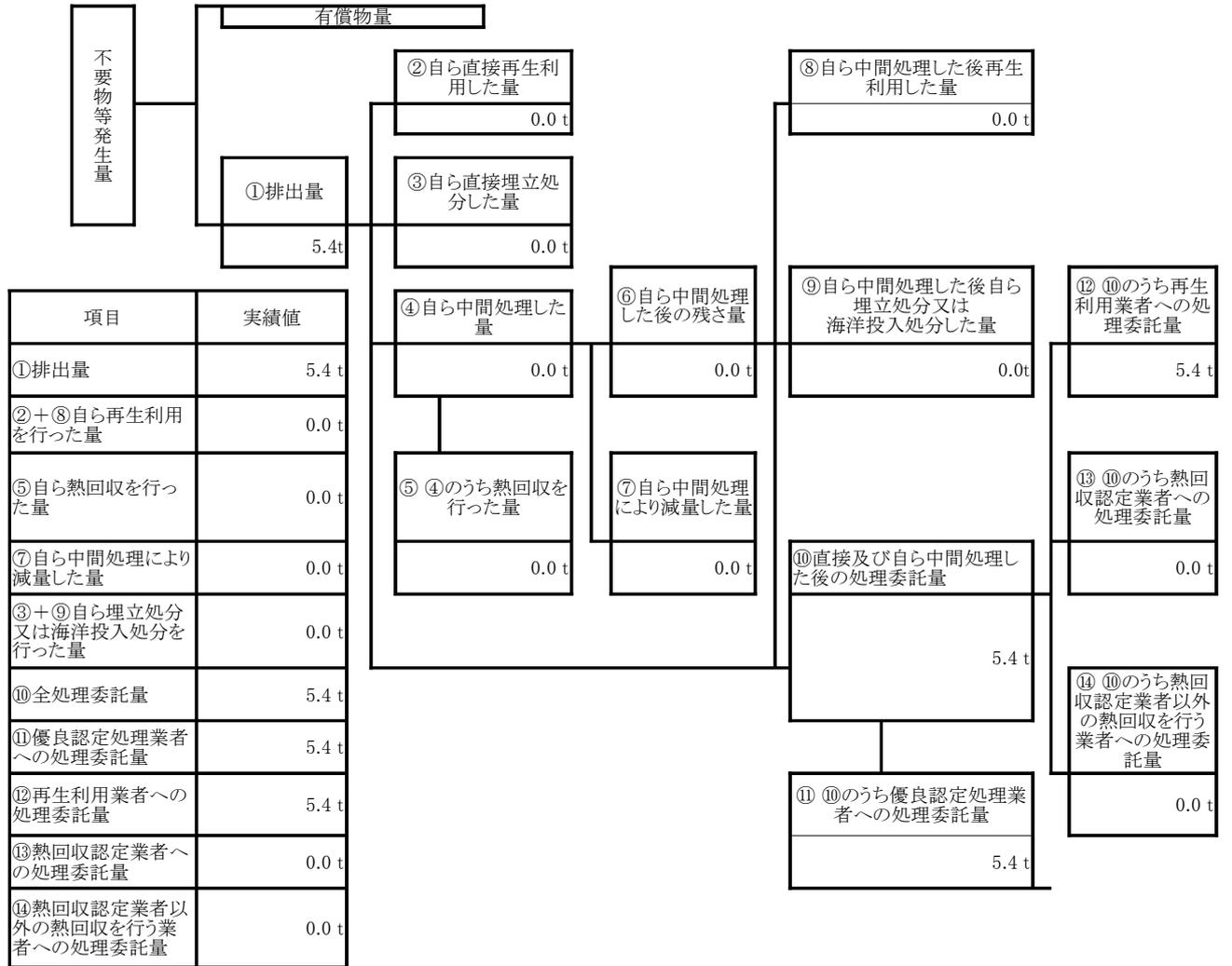
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 感染性産業廃棄物)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: **特定有害産業廃棄物**)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年4月22日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 293-0011

住 所 千葉県富津市新富52-3

法人名 リファインマテリアル株式会社

代表者 越智 晶

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0439-32-1155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	リファインマテリアル株式会社
事業場の所在地	千葉県富津市新富52-3
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： プラスチック製品製造業
②事業の規模	524百万円(税抜)
③従業員数	22名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	添付ファイル-1 参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 添付ファイル-2 参照		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
	排出量	1380 t
	t	
(これまでに実施した取組) 引き続き、製造工程から排出される廃棄物(廃プラ)の量を軽減するためにプラント各所の改良を行っている。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
	排出量	1407 t
	t	
(今後実施する予定の取組) 今後も継続していく。		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類ごとに分別し保管している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別方法は継続。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	348 t	t
	（これまでに実施した取組） 繊維くず(廃プラ)を主原料とした後工程の生産効率を上げるために設備の改良を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	355 t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も継続していく。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
（これまでに実施した取組） 自社で中間処理は行っていない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組） 今後も自社で中間処理を行う予定はない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自社で埋立、海洋投入処分は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自社で埋立、海洋投入処分は行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

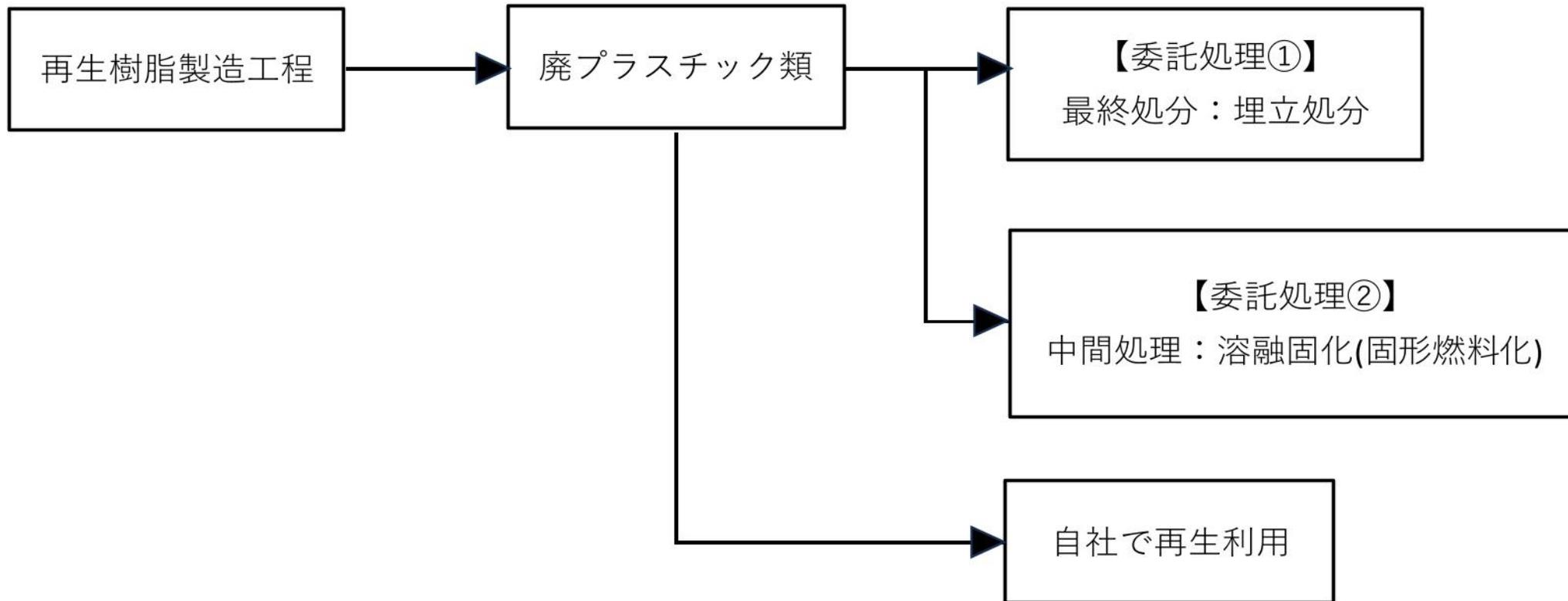
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	全処理委託量	1032 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1032 t	t
	再生利用業者への処理委託量	552 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 引き続き廃棄物の処理先の選定を行い、処理委託を行っていく。		

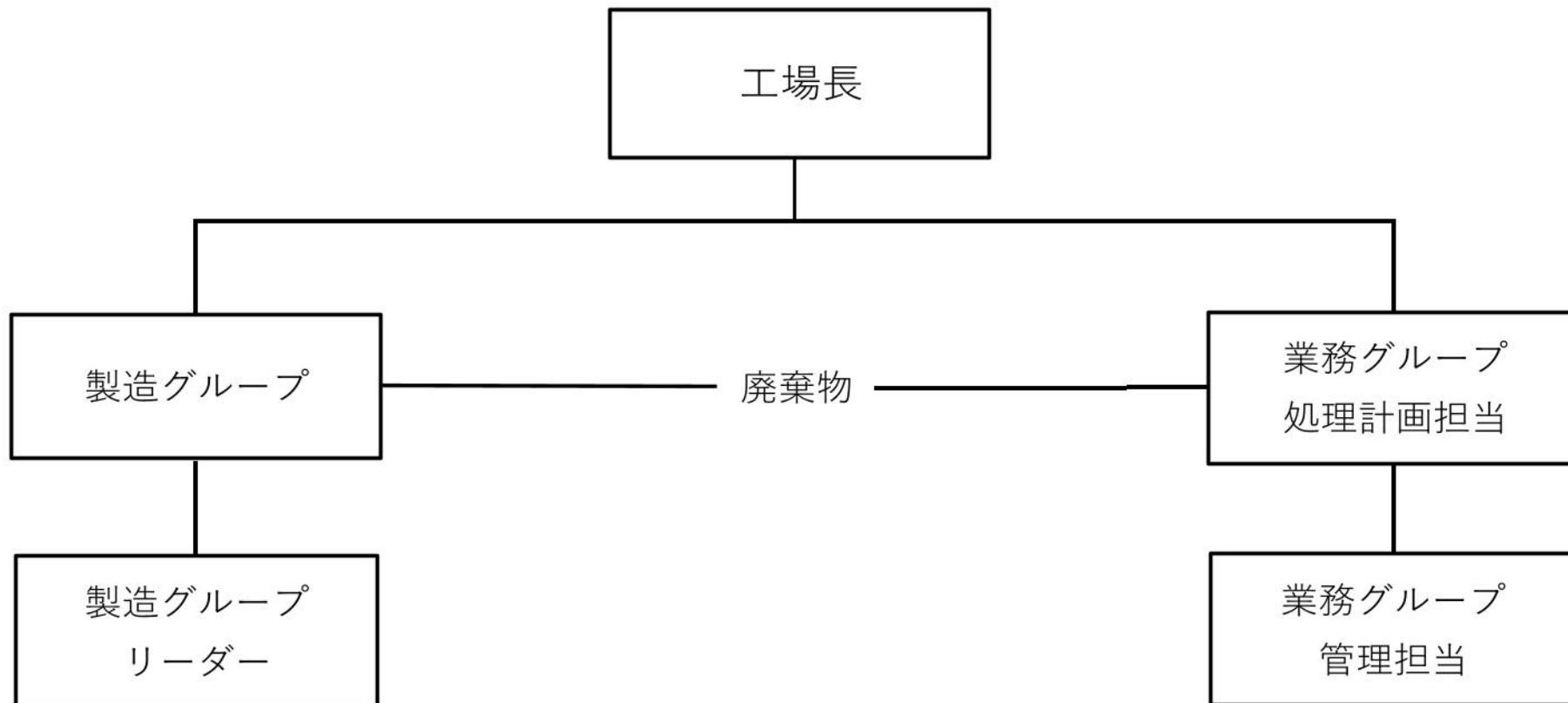
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	全処理委託量	1052 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	563 t	t
	再生利用者への処理委託量	1052 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用者への処理委託を増やす。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。





(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年4月22日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 293-0011

住所 千葉県富津市新富52-3

法人名 リファインマテリアル株式会社

代表者 越智 晶

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0439-32-1155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	リファインマテリアル株式会社		
事業場の所在地	千葉県富津市新富52-3		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 プラスチック製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

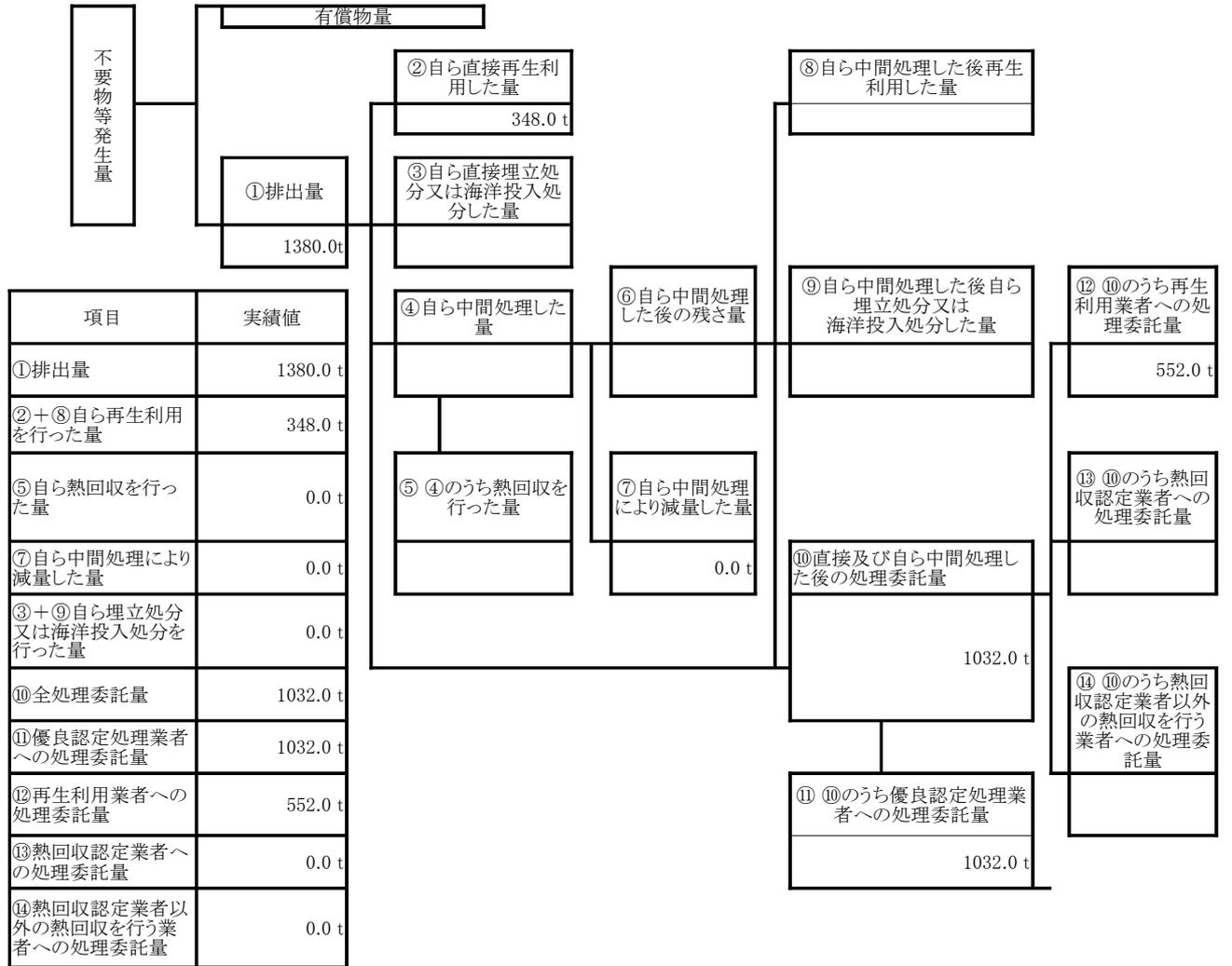
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3932 t	全処理委託量	1683 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2249 t	優良認定処理業者への処理委託量	697 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1683 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年5月13日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 289-0601

住 所 千葉県香取郡東庄町笹川い5552

法人名 株式会社 林長

代表者 林 勝己

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0478-86-0003

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 林長
事業場の所在地	千葉県香取郡東庄町笹川い6659番地
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	前年度の製造出荷額 6.2億円
③従業員数	12人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 (管理体制)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	
	排出量	4384.7 t	t
	(これまでに実施した取組) 戻りコンクリートの発生源は納入先の現場であるため、自社による管理が難しいなか、一部処理費の有料化を行い、戻りコンクリートの減少の協力をお願いしている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	
	排出量	4000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 戻りコンクリートを減少させる。現場で発生する戻りコンクリートの有料化をすすめ、減少への協力をお願いする。 戻りコンクリートを再生路基盤材として再利用する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	
	全処理委託量	4384.7 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	4384.7 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 戻りコンクリートを減少させる。 戻りコンクリートを再生路基盤材とし、再利用する。		

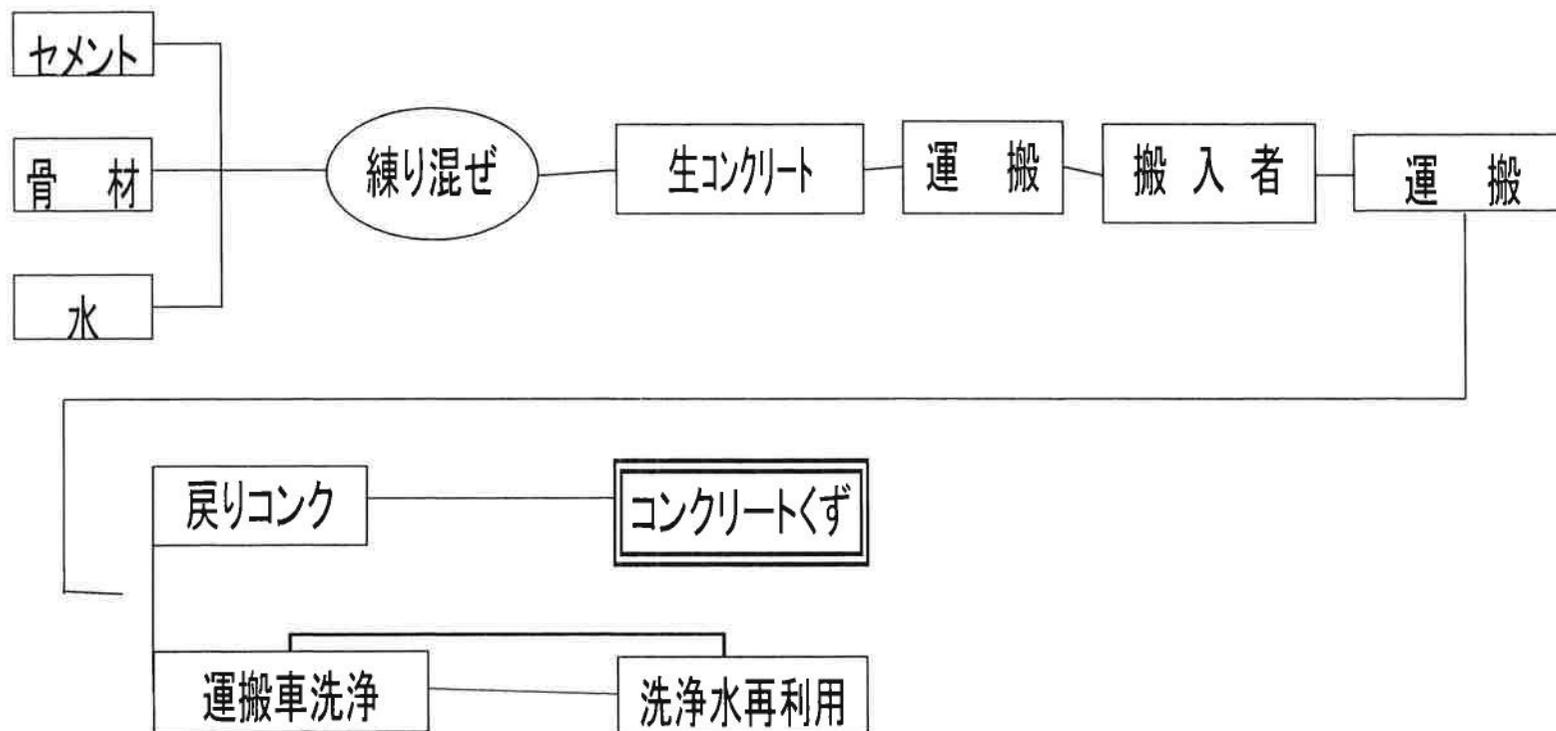
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	
	全処理委託量	4000 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	4000 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 戻りコンクリートを減少させる。 戻りコンクリートを再生路基盤材とし、再利用する。		
※事務処理欄			

(第6面)

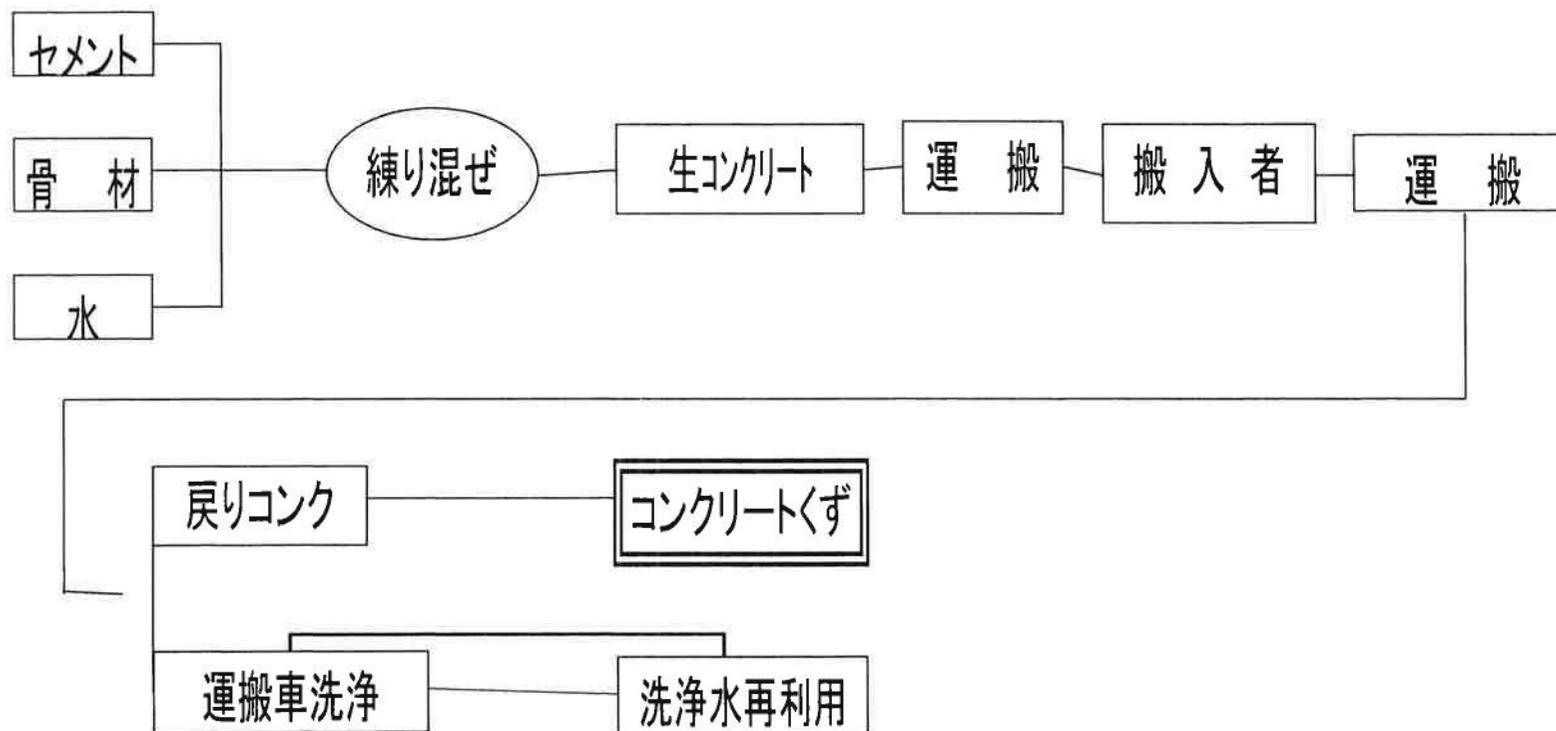
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

事業工程図



事業工程図



(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月13日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 289-0601

住所 千葉県香取郡東庄町笹川い5552

法人名 株式会社 林長

代表者 林 勝己

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0478-86-0003

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 林長		
事業場の所在地	千葉県香取郡東庄町笹川い6659番地		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

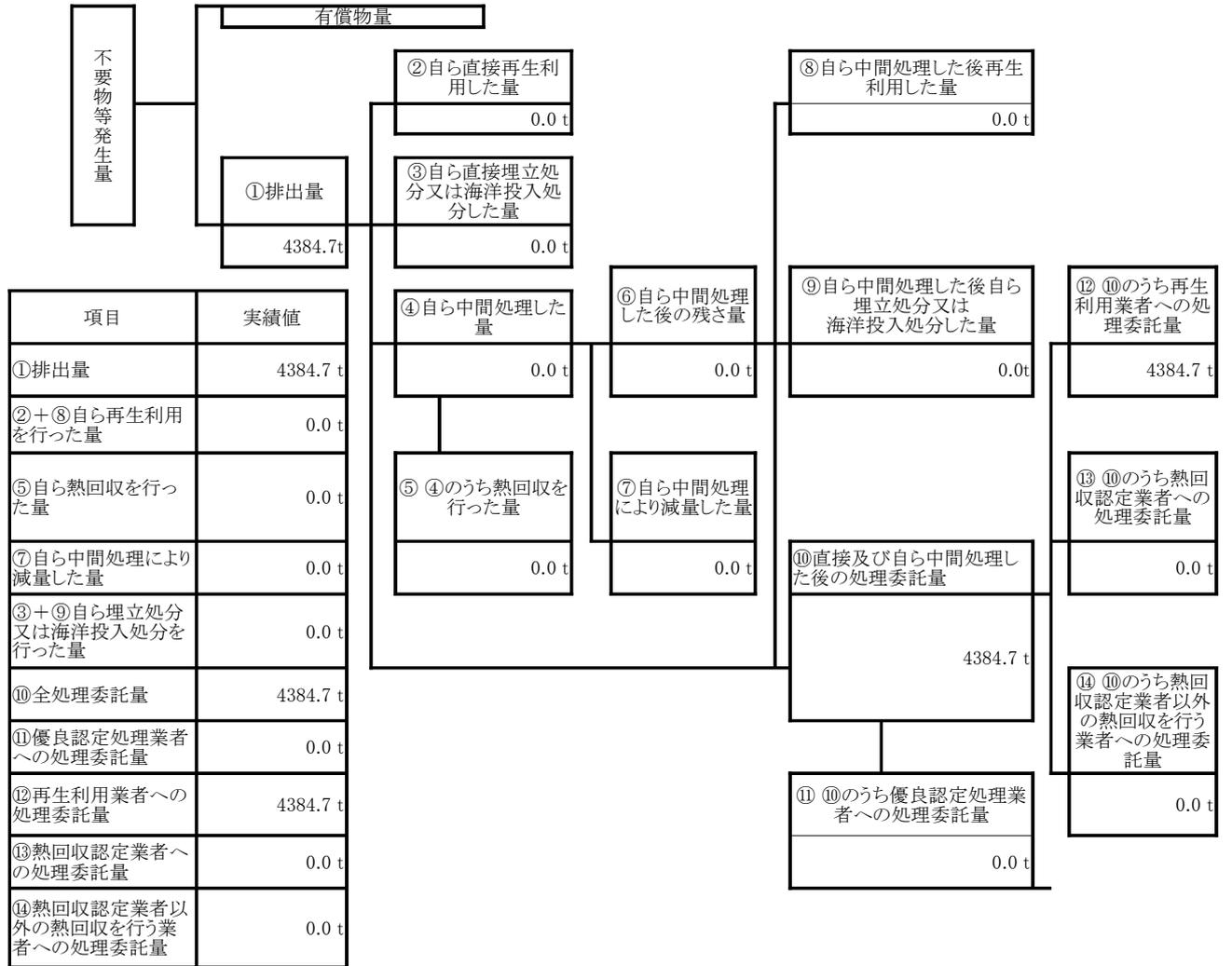
項目	目標値	項目	目標値
排出量	5000 t	全処理委託量	5000 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	5000 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・陶磁器くず・コンクリートくず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月20日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 289-2131

住 所 千葉県匝瑳市みどり平11

法人名 リンテック株式会社 千葉工場

代表者 中村 和喜

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0479-73-0123

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	リンテック株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県匝瑳市みどり平11番地
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： その他の製造業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 94億円
③従業員数	135人（正社員78人、常勤関係職員57人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙 (管理体制)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	排出量	160.1 t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程での希釈溶剤使用量を最適にして削減する ・ 洗浄溶剤使用量を最小にする 		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	排出量	159.3 t	t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程での希釈溶剤使用量を最適にして削減する ・ 洗浄溶剤使用量を最小にする ・ まとめ塗工の計画をし、糊替回数を減らす 		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃油：廃液のみドラム缶に入れ、不純物の除去を行う
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃油：廃液のみドラム缶に入れ、不純物の除去を行う ・ 粘度の低い廃液を分別して、有価売却量を増やす

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	5.8 t	t
(これまでに実施した取組)			
・ 溶剤回収装置（バッチ式）を使用する			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	5.8 t	t
(今後実施する予定の取組)			
・ 溶剤回収装置（バッチ式）を使用する			

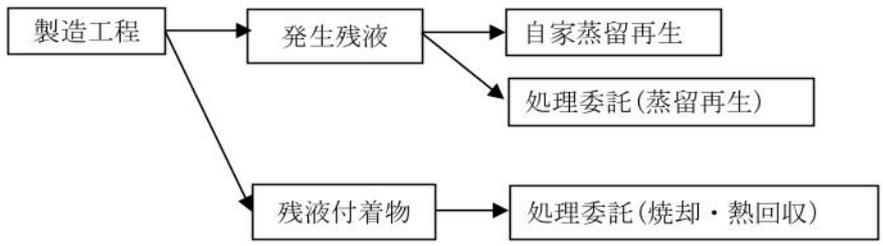
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	154.3 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	46.4 t	t
	再生利用業者への処理委託量	107.9 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	41.1 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	5.3 t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸留回収処理業者に処理委託する ・ 燃料化処理業者に処理委託する 		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全 処 理 委 託 量	153.5 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	46.1 t	t
	再生利用業者への処理委託量	107.3 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	40.9 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	5.3 t	t
(今後実施する予定の取組) ・ 蒸留回収処理業者及び、燃料化処理業者に処理委託する ・ 認定熱回収業者に優先して処理委託する			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		160.1 t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済		
※事務処理欄			

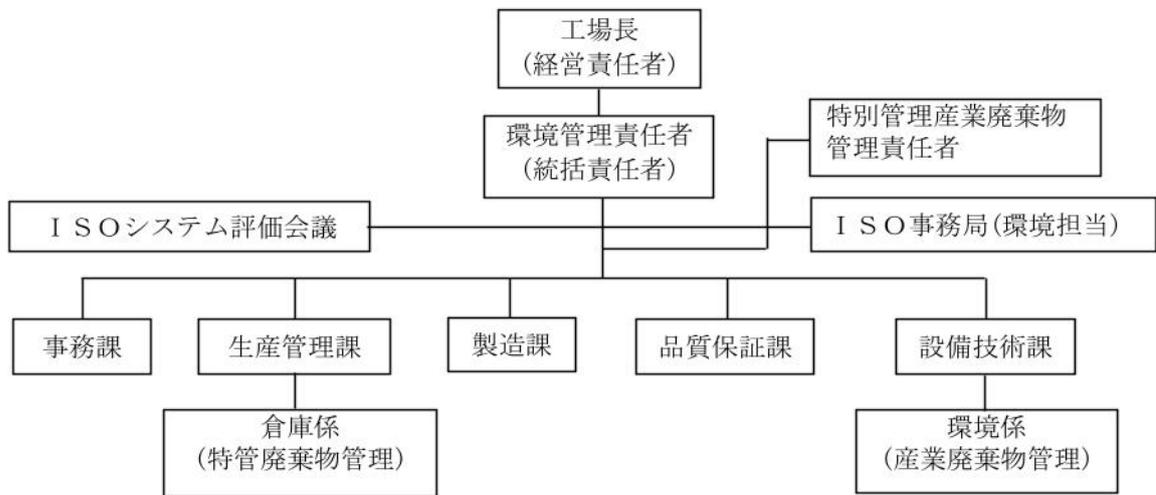
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



特管産業廃棄物処理に係る管理体制



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月20日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 289-2131

住所 千葉県匝瑳市みどり平11

法人名 リンテック株式会社 千葉工場

代表者 中村 和喜

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0479-73-0123

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	リンテック株式会社 千葉工場		
事業場の所在地	千葉県匝瑳市みどり平11番地		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 その他の製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	150.9 t	全処理委託量	144.8 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	45.4 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	99.4 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	6.1 t	認定熱回収業者への処理委託量	41.6 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	3.8 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	151.6 t
	前年度(令和6年度)	160.1 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 電子マニフェスト導入済		

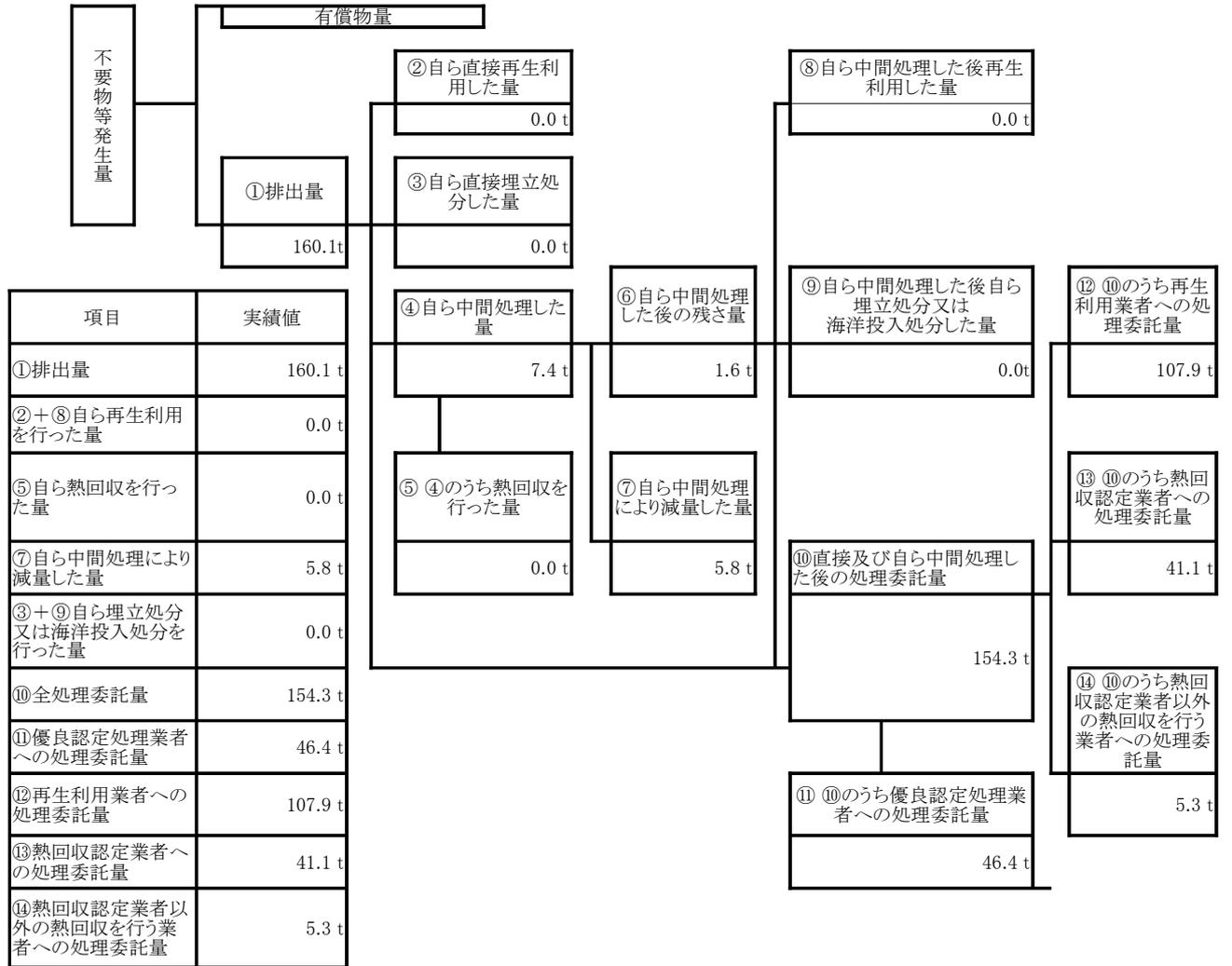
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油

)



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 18日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒290-8567

住 所 千葉県市原市五井南海岸14

氏 名 株式会社レゾナック 五井事業所

事業所長 峯島 雅寛

電話番号 0436-21-6141（代）

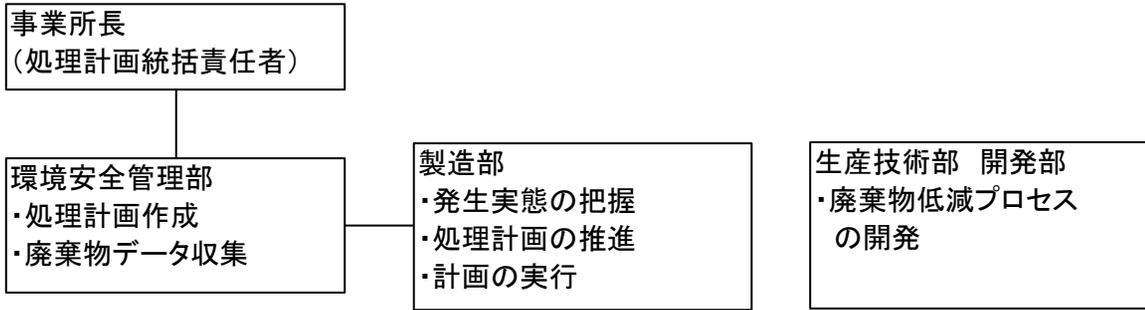
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社レゾナック 五井事業所
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸14
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	令和6年4月～令和7年3月末までの製造品出荷額 366億8千8百万円
③ 従業員数	461名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1に記載

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 任意様式参照		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 製品歩留まり向上による発生量の削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 製品歩留まり向上による発生量の抑制		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再利用のため、異種が混入しないように管理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、異種が混入しないように管理を続ける。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 任意様式参照		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 任意様式参照		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 任意様式参照	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 任意様式参照	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) これまでにゼロエミッションへの取り組みで再生利用業者へ処理委託を行ってきた。	

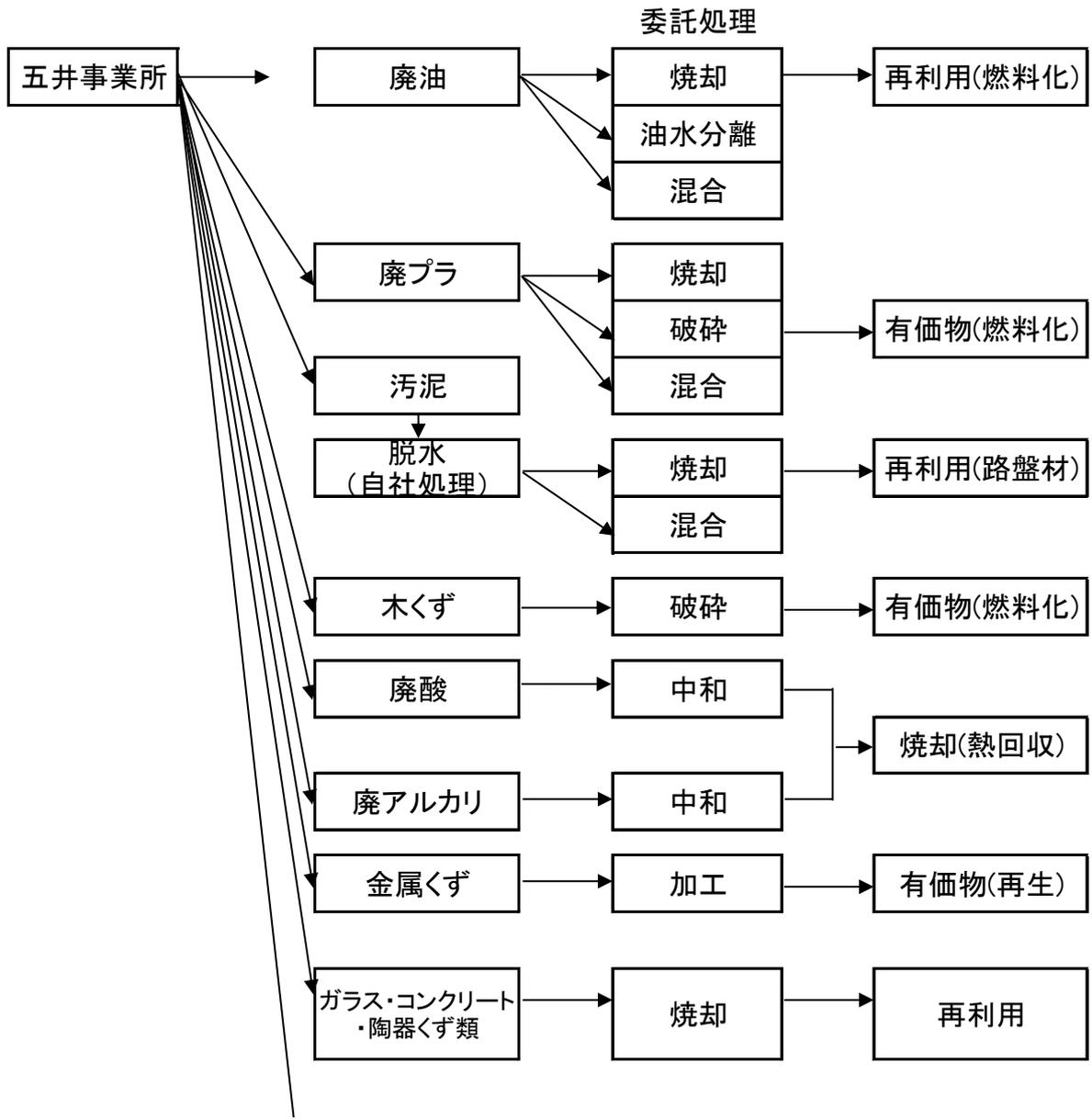
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引続き再生利用業者への処理委託を続ける。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(産業廃棄物の一連の処理の工程)



自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラスチック	廃酸	金属くず	木くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	水銀	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t							
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラスチック	廃酸	金属くず	木くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	水銀	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラスチック	廃酸	金属くず	木くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	水銀	
	全処理委託量	696.211 t	10.962 t	198.718 t	0.552 t	7.796 t	17.270 t	1.840 t	0.026 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	696.211 t	8.632 t	196.718 t	0.552 t	7.786 t	17.270 t	1.410 t	0.026 t	
	再生利用業者への処理委託量	29.320 t	10.020 t	177.848 t	0.552 t	7.790 t	17.270 t	0.640 t	0.026 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	353.381 t	0.942 t	0.890 t	0.000 t	0.006 t	0.000 t	1.200 t	0.000 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	313.510 t	0.000 t	19.980 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラスチック	廃酸	金属くず	木くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	水銀	
	全処理委託量	745.000 t	11.730 t	212.630 t	0.590 t	8.330 t	18.480 t	1.970 t	0.000 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	745.000 t	9.230 t	210.500 t	0.590 t	8.330 t	18.480 t	1.510 t	0.000 t	
	再生利用業者への処理委託量	32.000 t	10.700 t	190.300 t	0.590 t	8.330 t	18.480 t	0.690 t	0.000 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	378.000 t	1.030 t	0.930 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	1.280 t	0.000 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	335.000 t	0.000 t	21.400 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 18日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒290-8567

住 所 千葉県市原市五井南海岸14

氏 名 株式会社レゾナック 五井事業所

事業所長 峯島 雅寛

電話番号 0436-21-6141(代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社レゾナック 五井事業所
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸14
事業の種類	E16-化学工業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

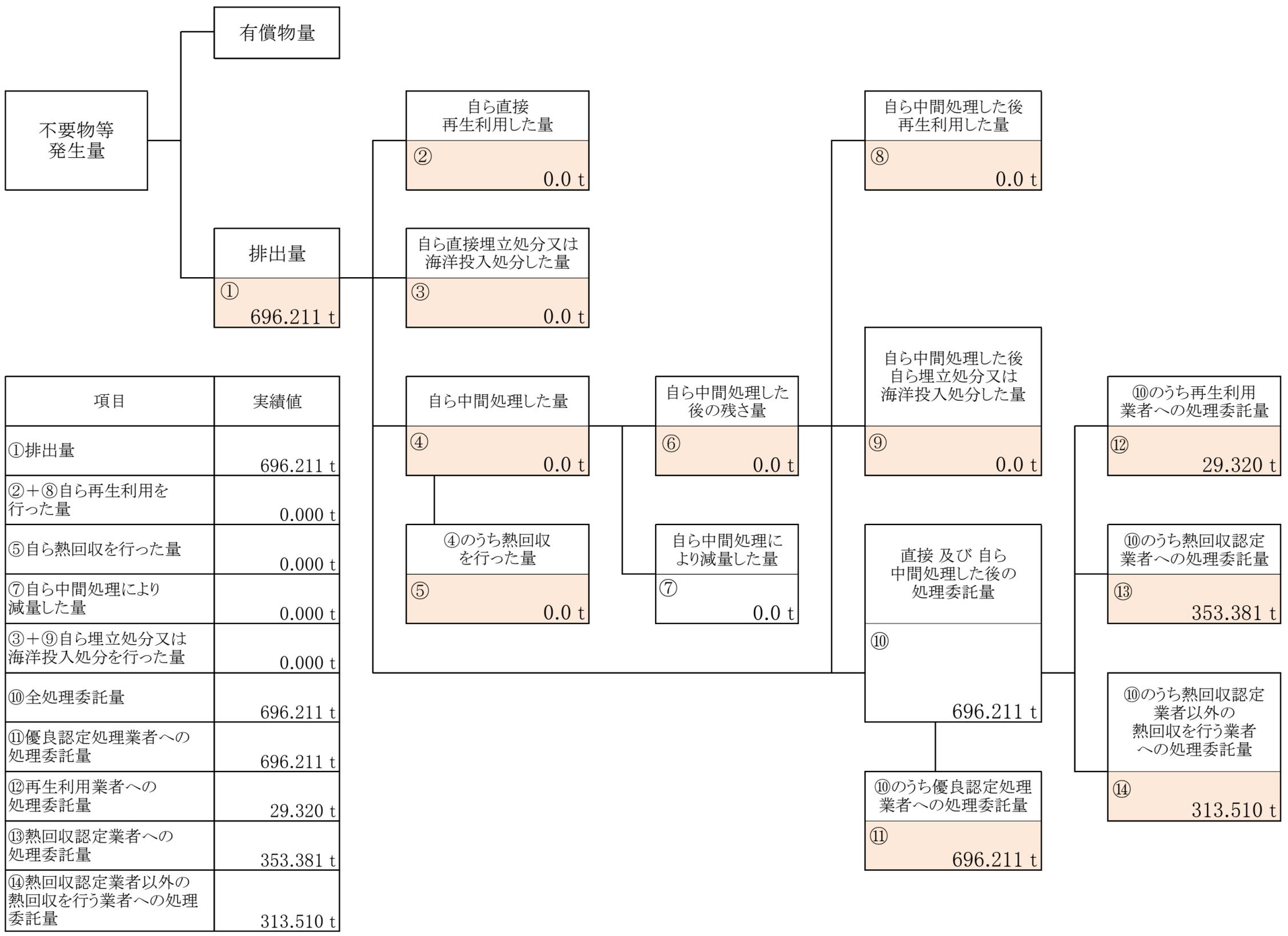
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	1899.0 t	全 処 理 委 託 量	1899.0 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1004.5 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	779.6 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	170.0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	148.4 t

※事務処理欄

計画の実施状況

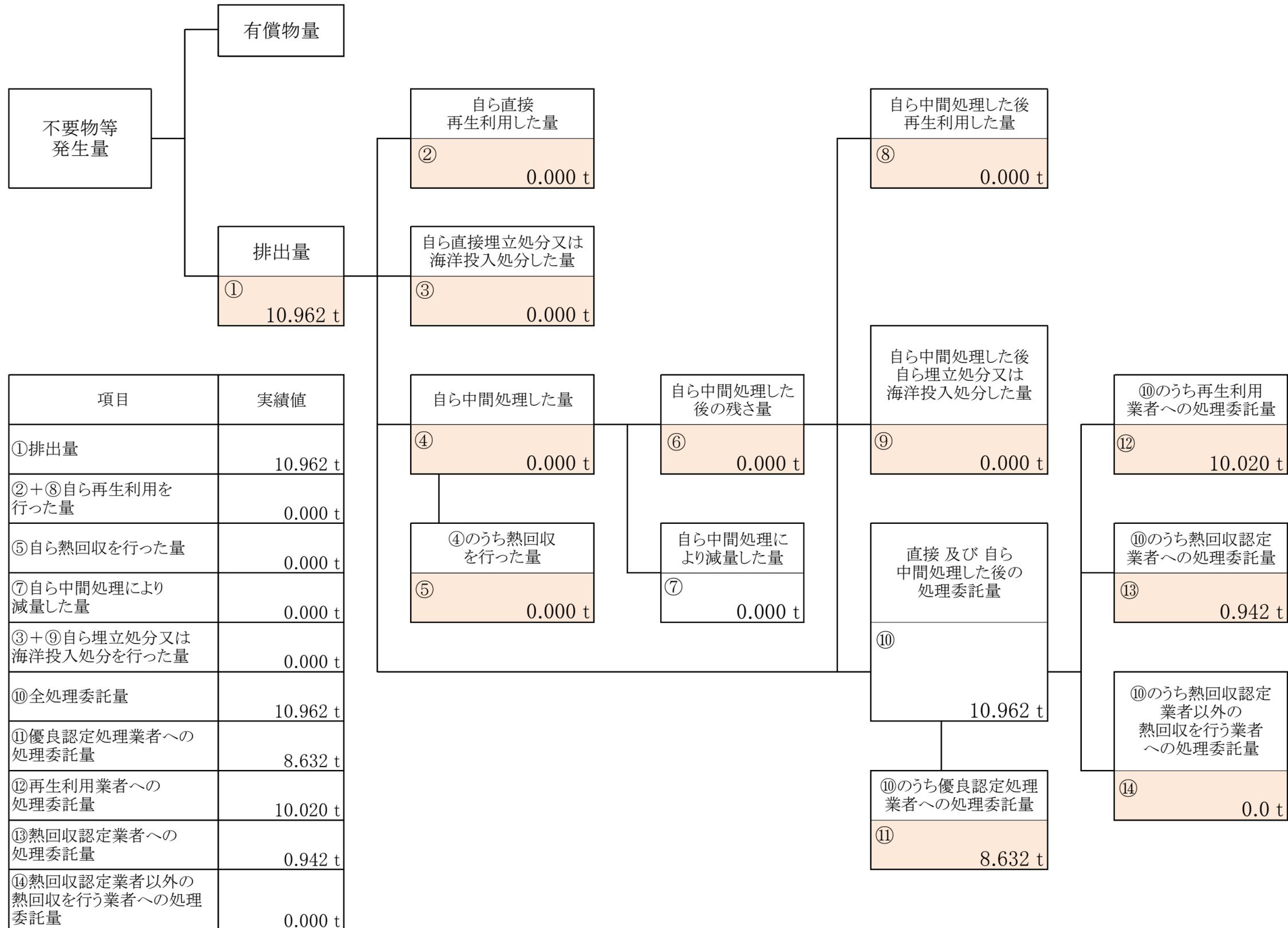
(産業廃棄物の種類: **廃油**)



項目	実績値
①排出量	696.211 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000 t
⑩全処理委託量	696.211 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	696.211 t
⑫再生利用業者への処理委託量	29.320 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	353.381 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	313.510 t

計画の実施状況

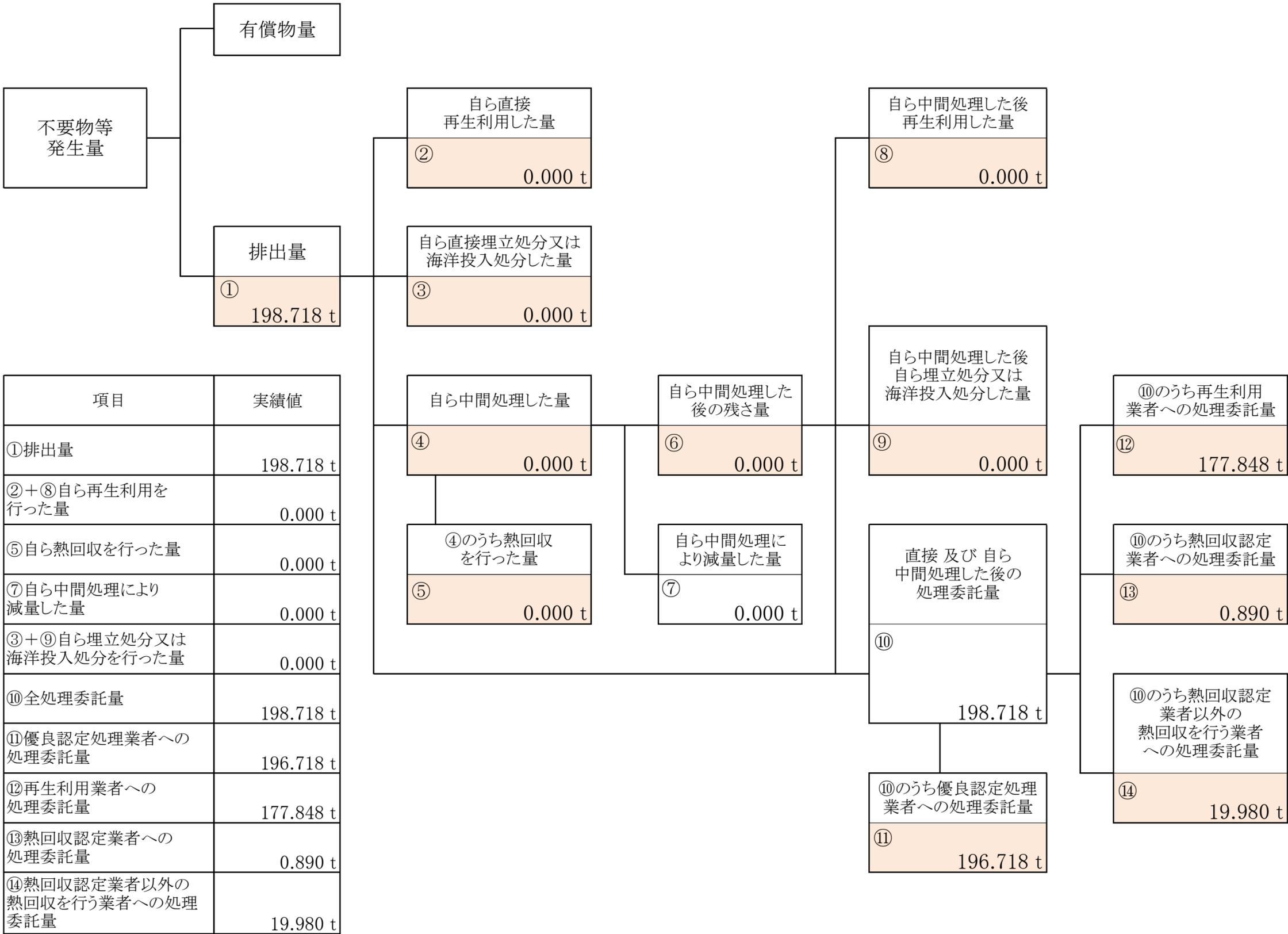
(産業廃棄物の種類: **汚泥**)



項目	実績値
①排出量	10.962 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000 t
⑩全処理委託量	10.962 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	8.632 t
⑫再生利用業者への処理委託量	10.020 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.942 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t

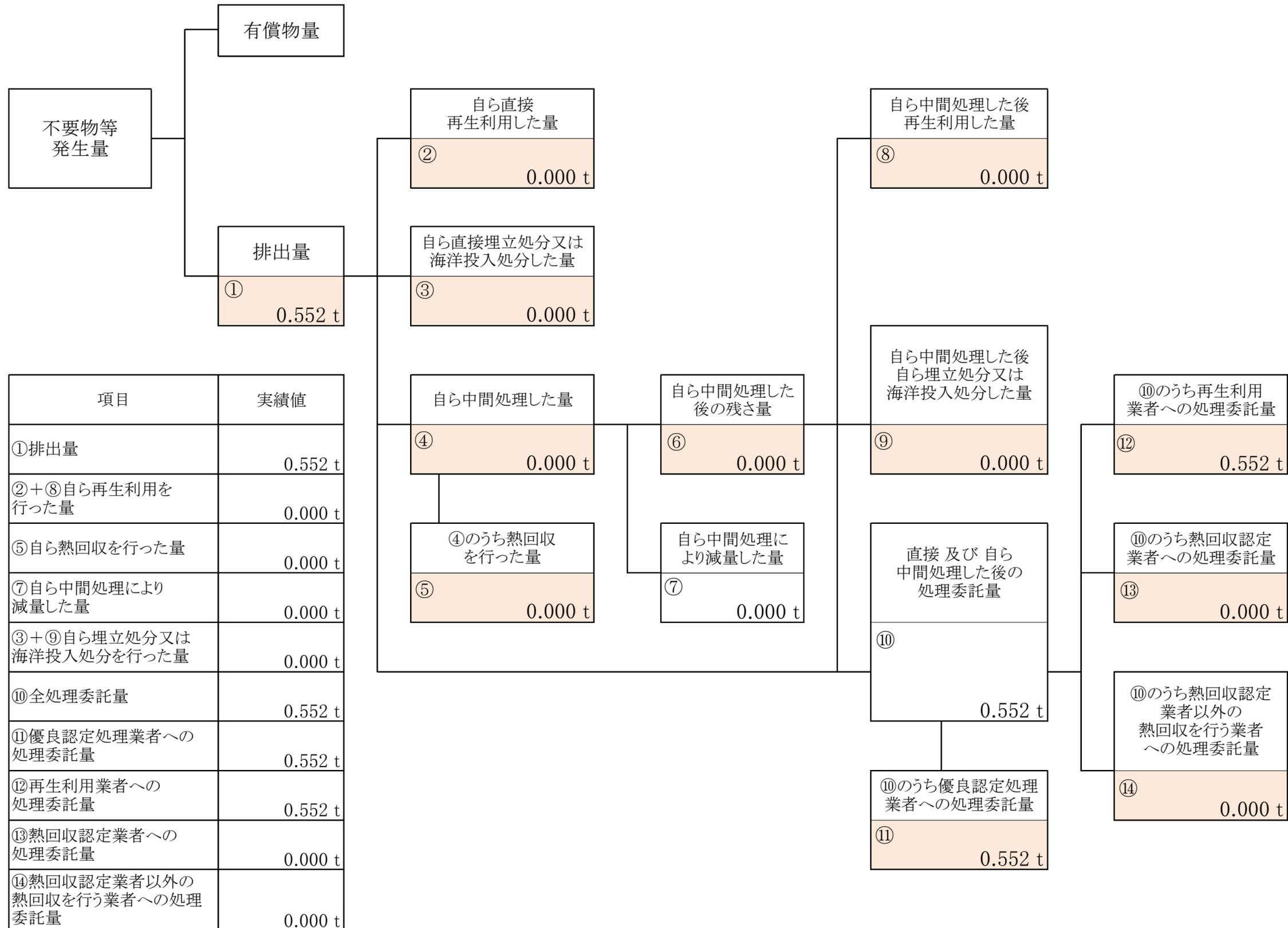
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃プラスチック**)



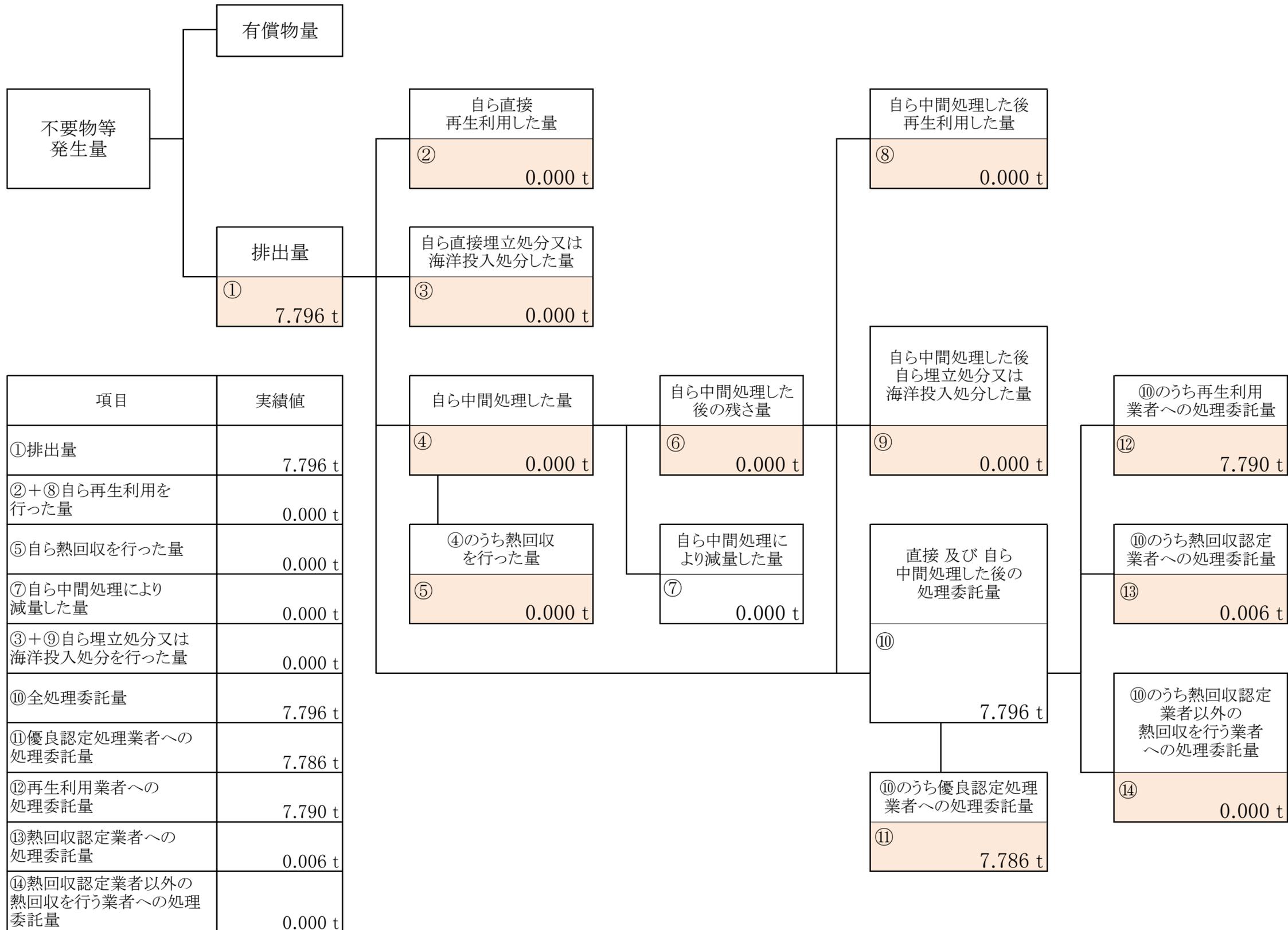
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃酸**)



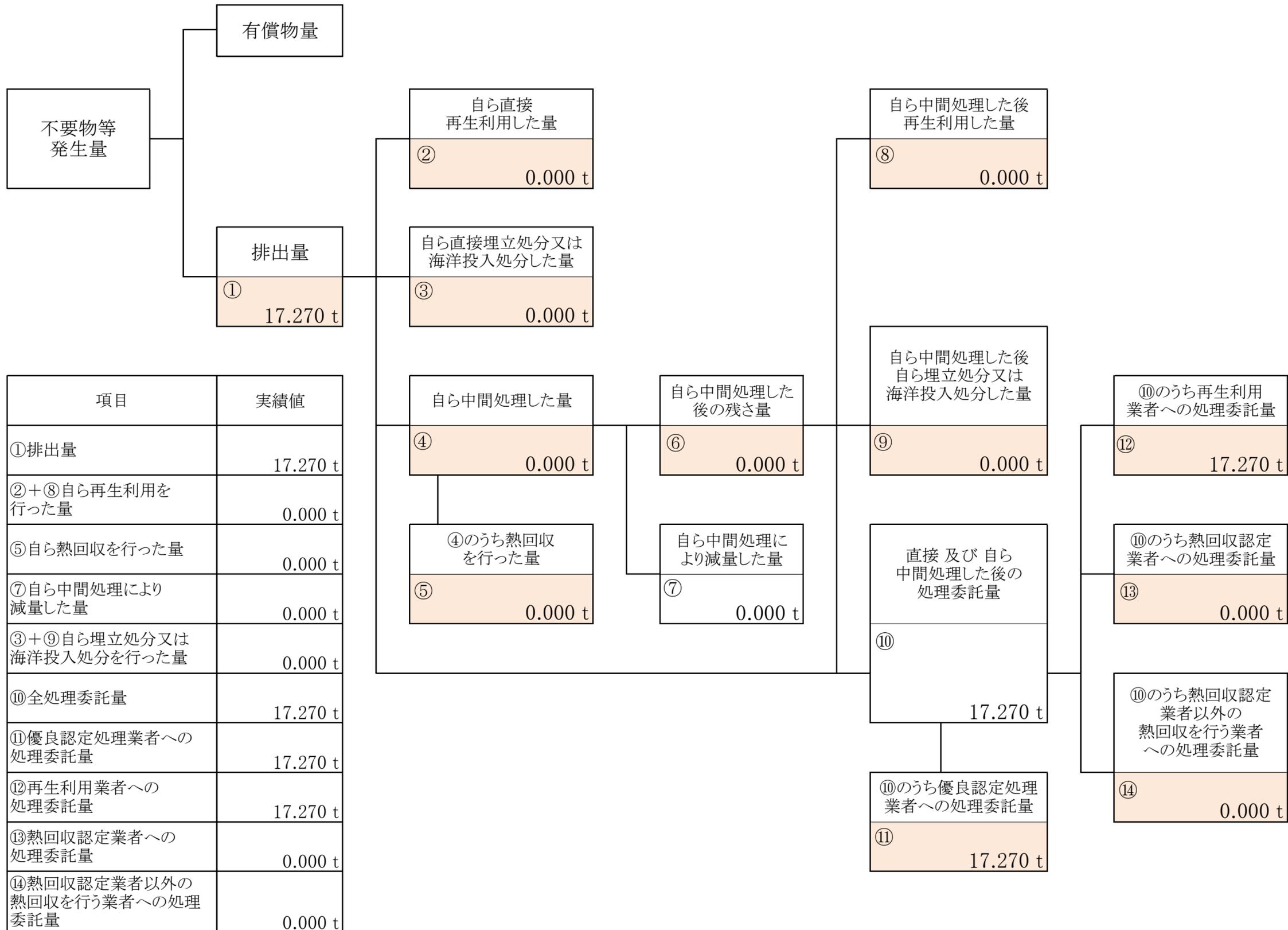
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **金属くず**)



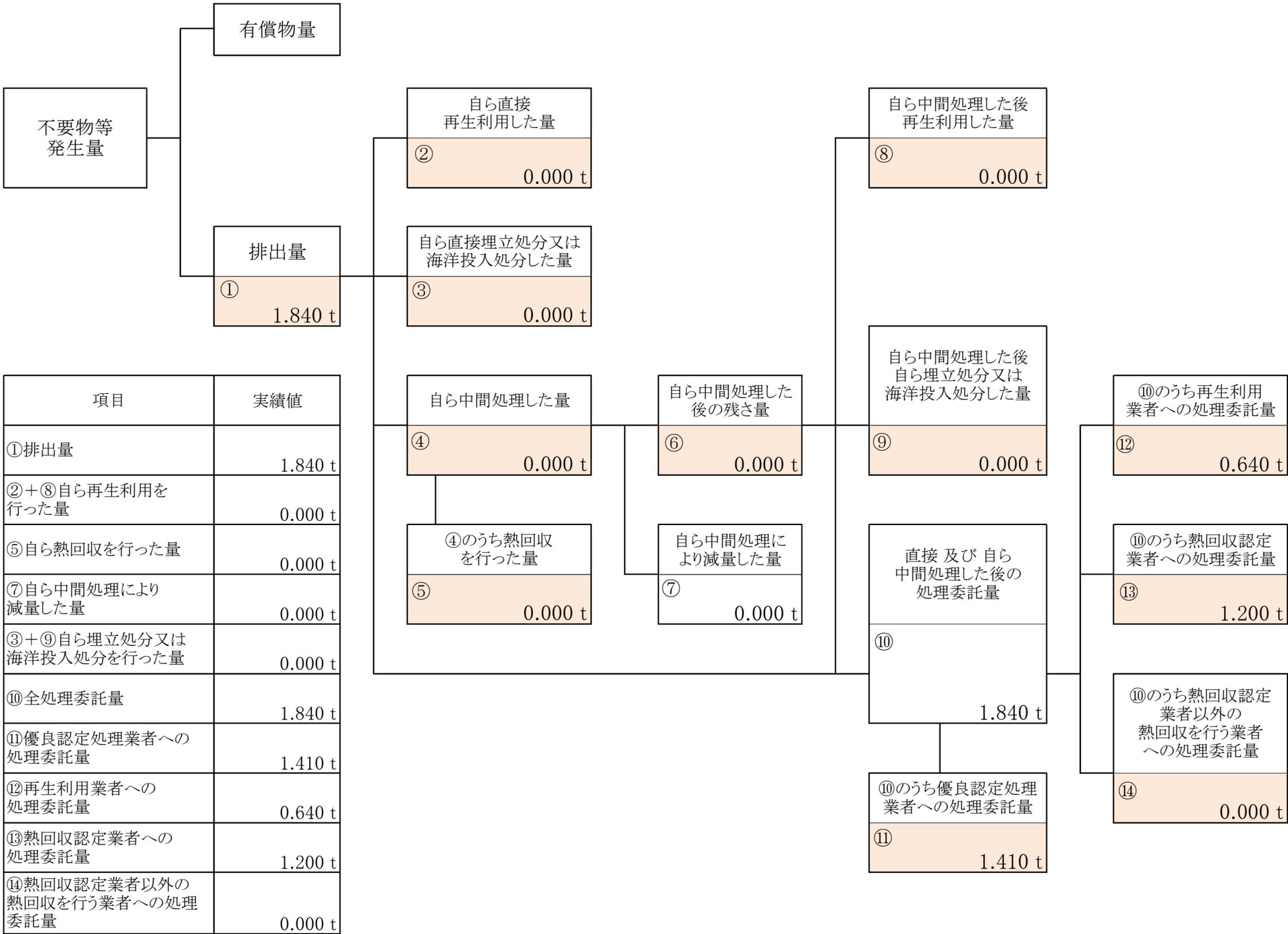
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **木くず**)



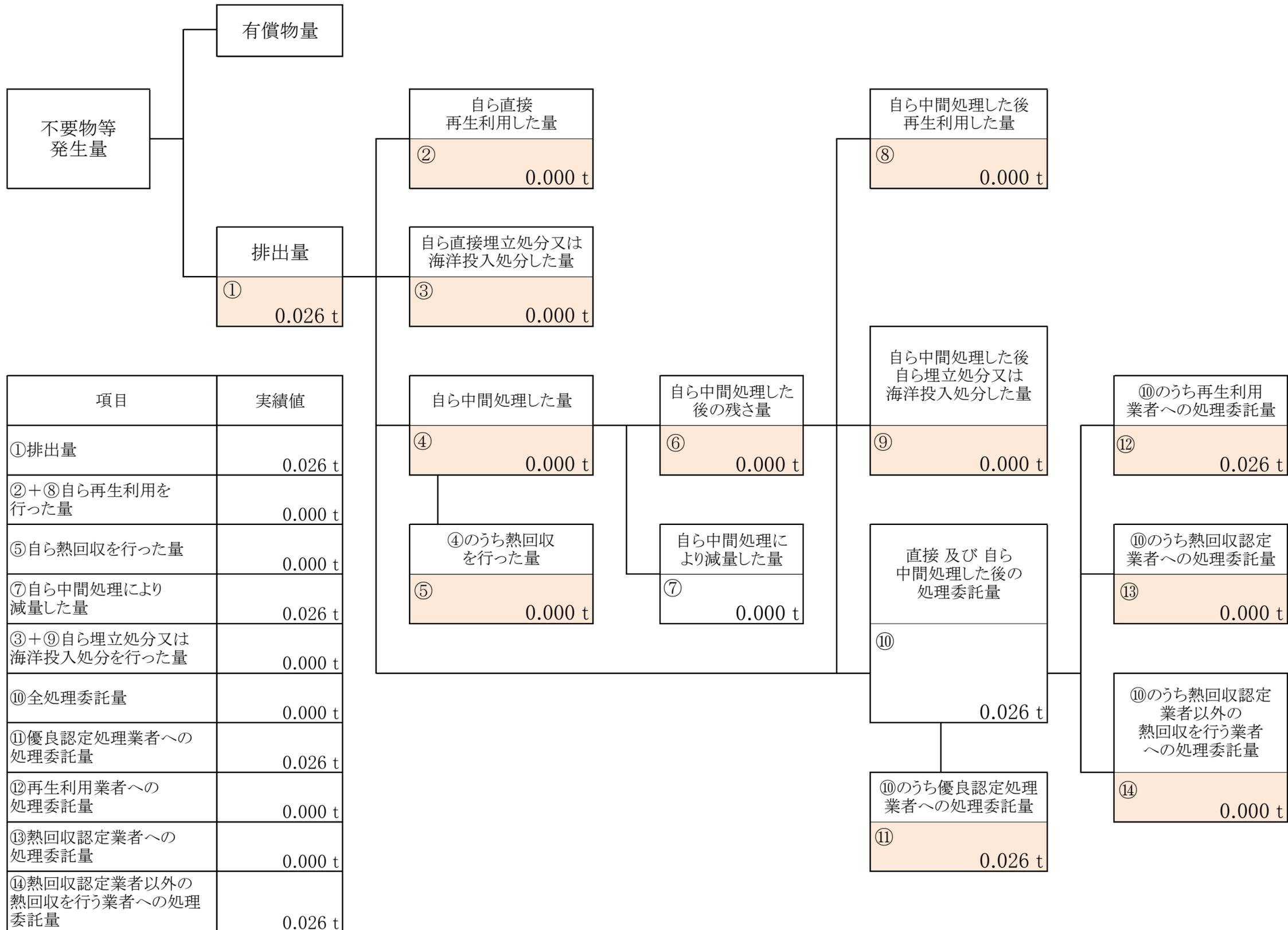
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **水銀**)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 18日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒290-8567

住 所 千葉県市原市五井南海岸14

氏 名 株式会社レゾナック 五井事業所
事業所長 峯島 雅寛

電話番号 0436-21-6141 (代)

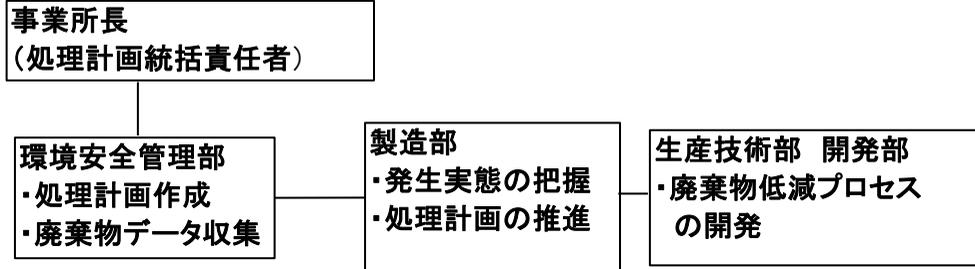
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社レゾナック 五井事業所
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸14
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	令和6年4月～令和7年3月末までの製造品出荷額 366億8千8百万円
③ 従業員数	461名
④ 特別管理 産業廃棄物の 一連の処理の工程	別紙3に記載

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 任意様式参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自社にて製法転換による発生量削減を検討してきた。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、製法転換による発生量削減を検討する予定である。 又、製品設計段階にて、廃油低減製法を検討する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生産工程や生産方法の変化による、異種混入がないよう管理している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の発生量を抑える、運転方法を模索するとともに、 異種混入による事故を防ぐ。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 任意様式参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 任意様式参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 任意様式参照	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 任意様式参照	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) これまで特別管理産業廃棄物の処理は優良認定処理業者への処理委託を優先的に行ってきた。	

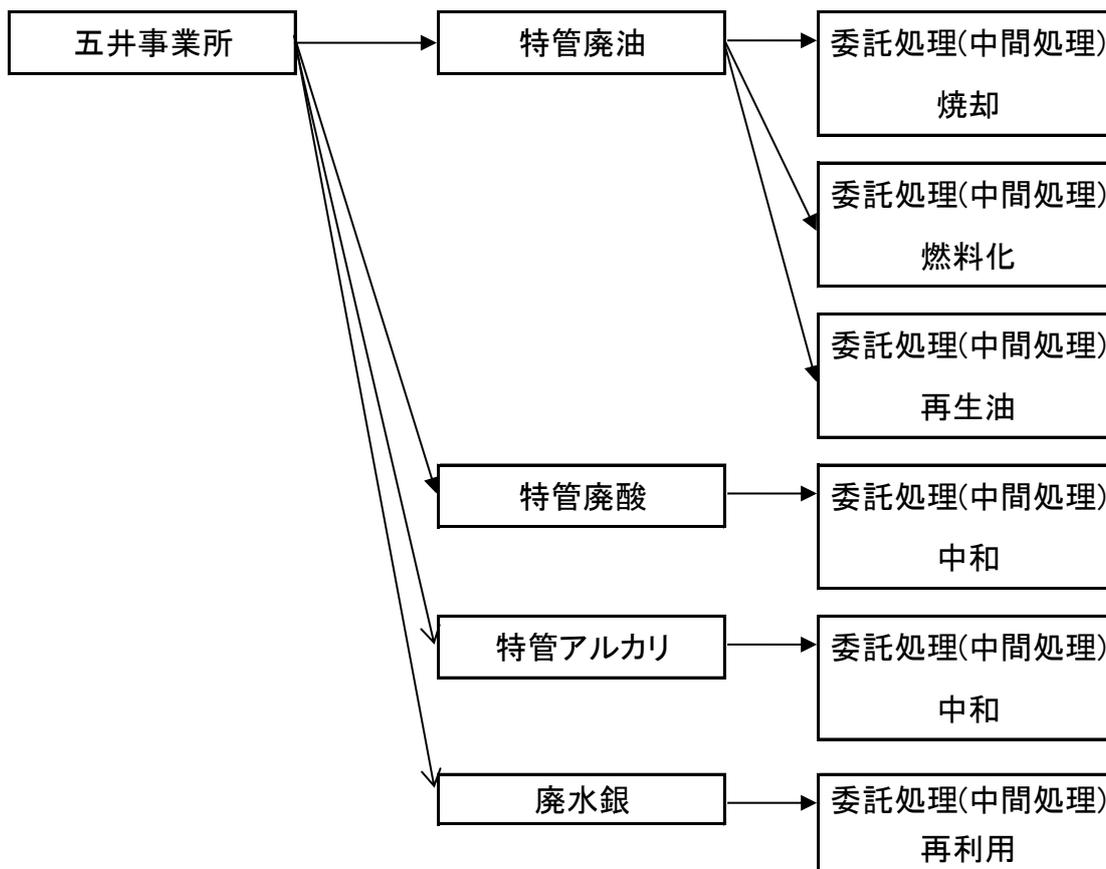
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き特別管理産業廃棄物の処理は優良認定処理業者への処理委託を優先的に行う。</p>			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】 任意様式参照		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	415.125	t
(今後実施する予定の取組等) 導入済			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙3(特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃水銀				
	排出量	414.987 t	0.028 t	0.109 t	0.002 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃水銀				
	排出量	444.000 t	0.030 t	0.116 t	0.000 t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃水銀				
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃水銀				
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃水銀				
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃水銀				
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃水銀				
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃水銀				
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃水銀				
	全処理委託量	414.987 t	0.028 t	0.109 t	0.002 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	414.987 t	0.028 t	0.109 t	0.002 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	361.360 t	0.028 t	0.109 t	0.002 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	53.627 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃水銀				
	全処理委託量	444.000 t	0.030 t	0.116 t	0.000 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	444.000 t	0.030 t	0.116 t	0.000 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	387.000 t	0.030 t	0.116 t	0.000 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	57.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 18日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒290-8567

住所 千葉県市原市五井南海岸14

氏名 株式会社レゾナック 五井事業所

(法人にあ 事業所長 峯島 雅寛

電話番号 0436-21-6141(代)

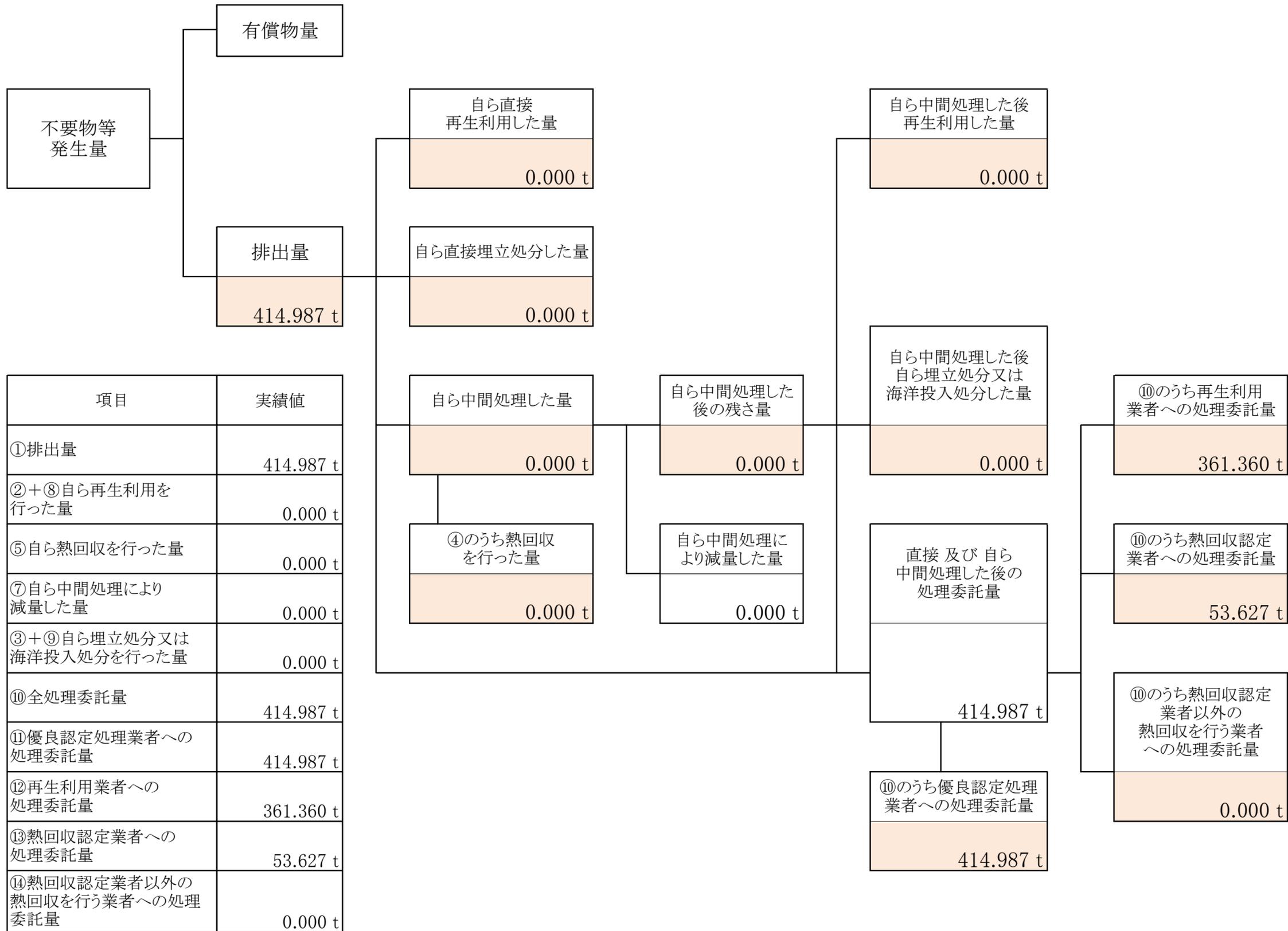
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業
廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社レゾナック 五井事業所		
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸14		
事業の種類	E16-化学工業		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	359.8 t	全処理委託量	359.8 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	359.8 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	282.8 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	74.5 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	2.5 t
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	2023年度	336.277 t
	前年度	2024年度	415.125 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
廃棄物については電子マニフェスト化済み			
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

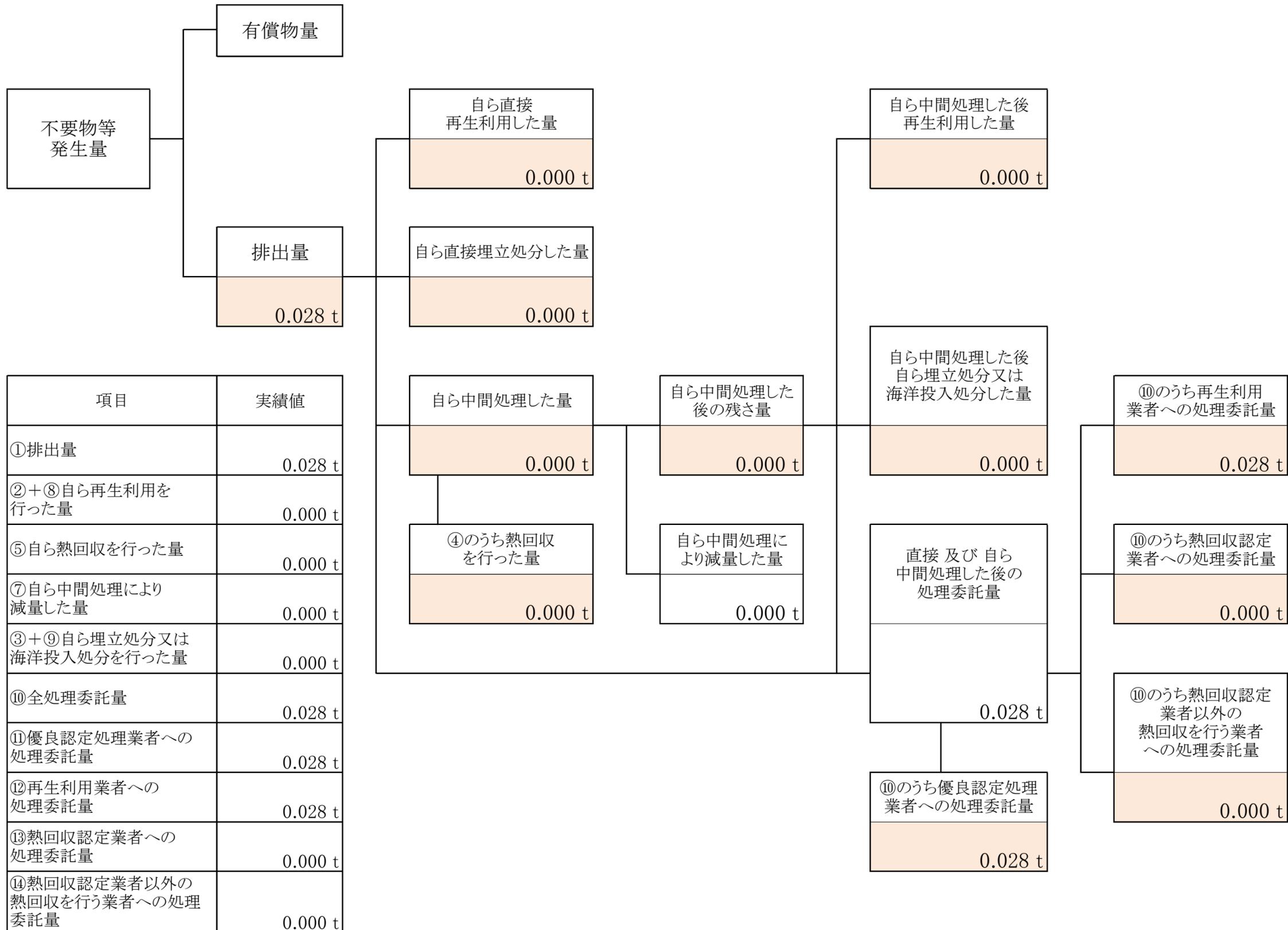
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: **廃油**)



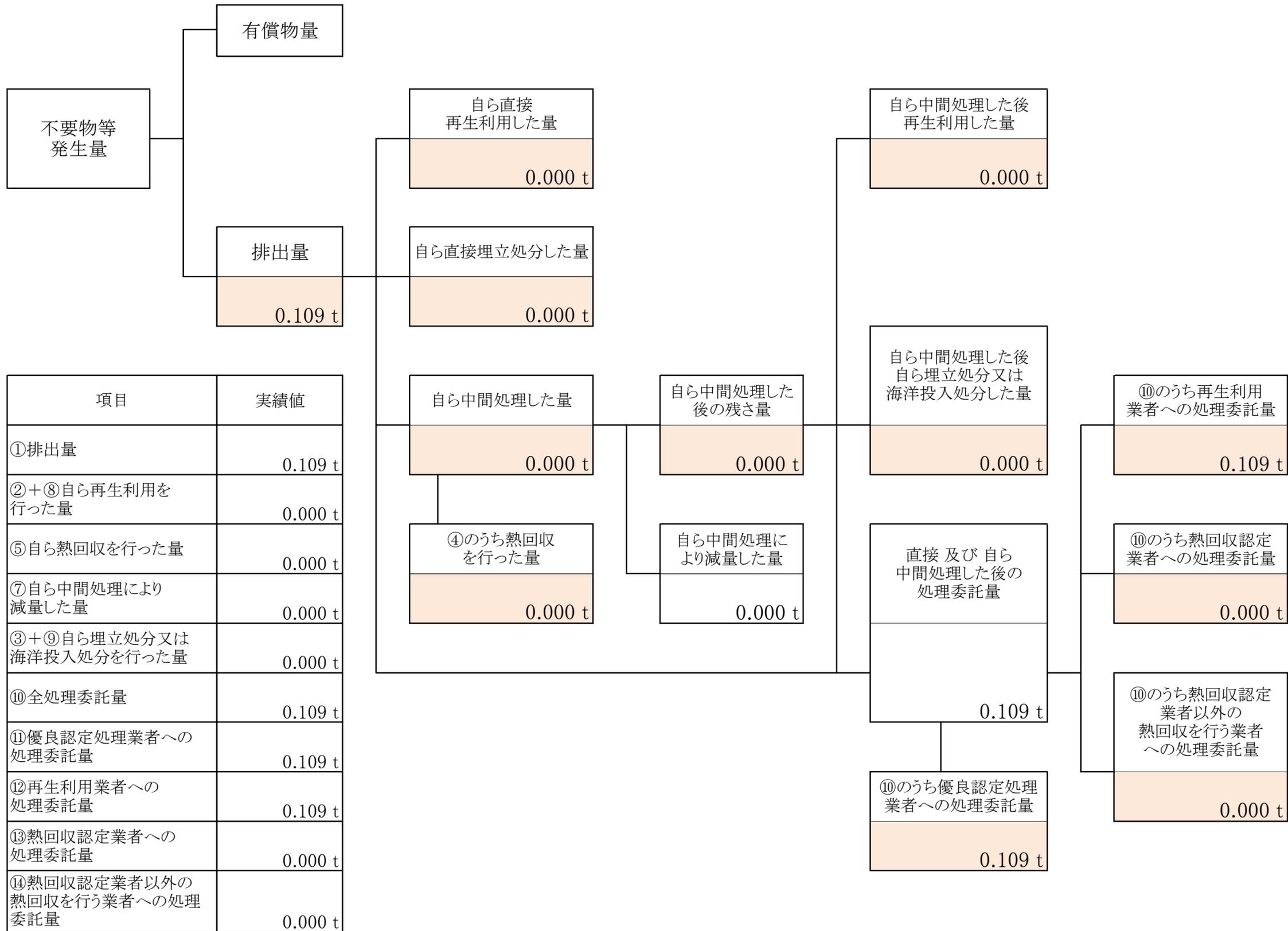
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: **廃酸**)



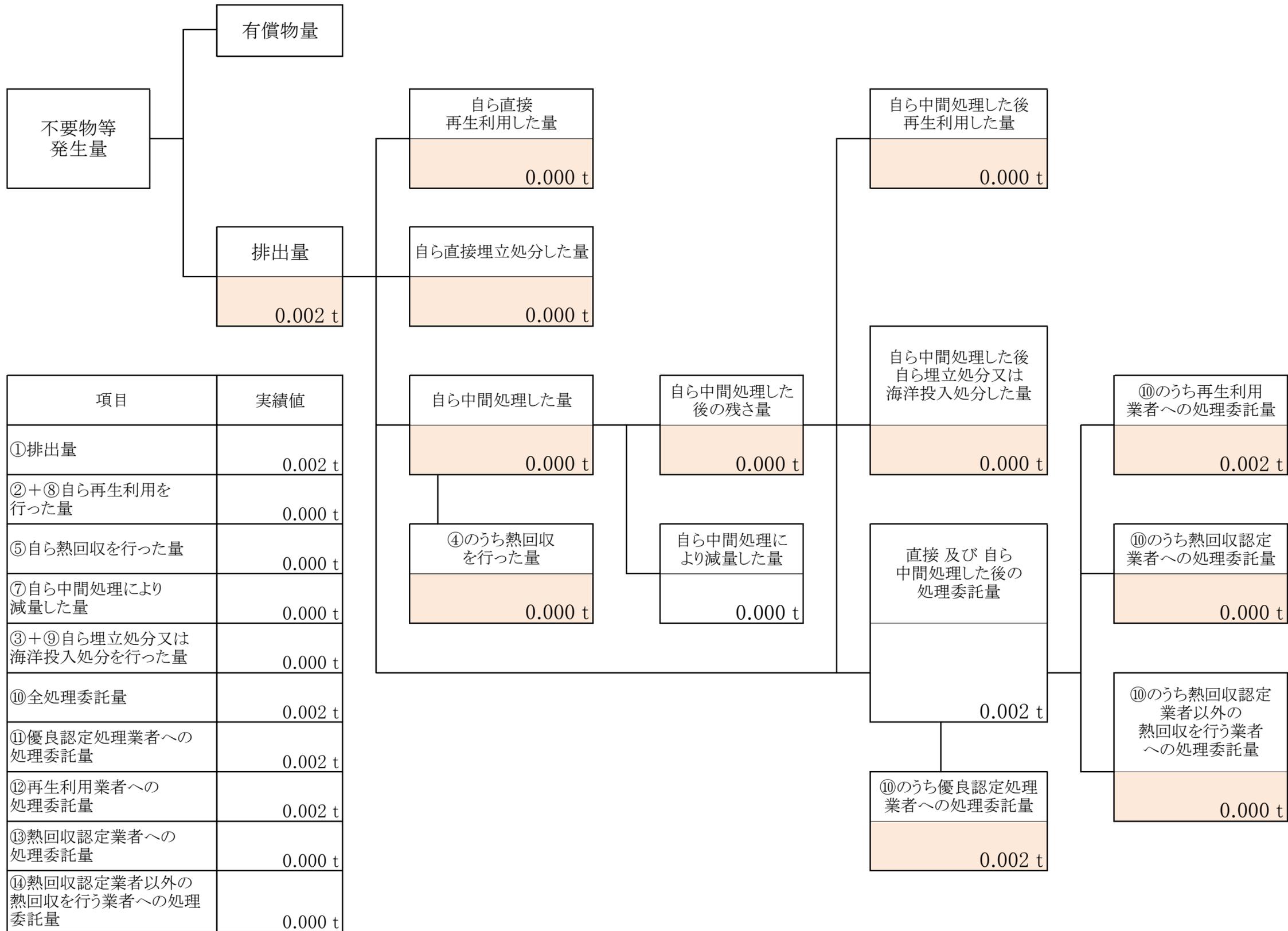
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: **廃水銀**)



項目	実績値
①排出量	0.002 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000 t
⑩全処理委託量	0.002 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.002 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.002 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月17日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 290-0067

住 所 千葉県市原市八幡海岸通3番

法人名 株式会社レゾナック千葉事業所

代表者 黒川 弘章

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-41-5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社レゾナック千葉事業所
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通3番
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 電気機械器具製造業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 97億円
③従業員数	246名（請負企業従事者数36名を含む）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙2参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	排出量	3482.7 t	748.3 t
	(これまでに実施した取組) 廃液濃縮装置により廃アルカリ発生量を抑制をしている。 製造プロセス条件検討により、汚泥発生量の抑制を検討している。 カーボンスクラップの有価物化(リサイクル)を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	排出量	3800 t	860 t
	(今後実施する予定の取組) 製造プロセス条件検討により、加工廃液発生量の抑制を検討する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 金属屑を分別し有価物して売却処理を行っている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現行の取組みを継続する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） これまで自社で産業廃棄物の再生処理を行ったことはない。		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き自社で産業廃棄物の再生処理を行う予定はない。		
	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
①現状	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） これまでに自社で産業廃棄物の中間処理を行ったことはない。		
	【目標】		
	②計画	産業廃棄物の種類	汚泥
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t	t
（今後実施する予定の取組） 引き続き自社で産業廃棄物の中間処理をする予定はない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き自社で埋立処分又は海洋投入処分をする予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

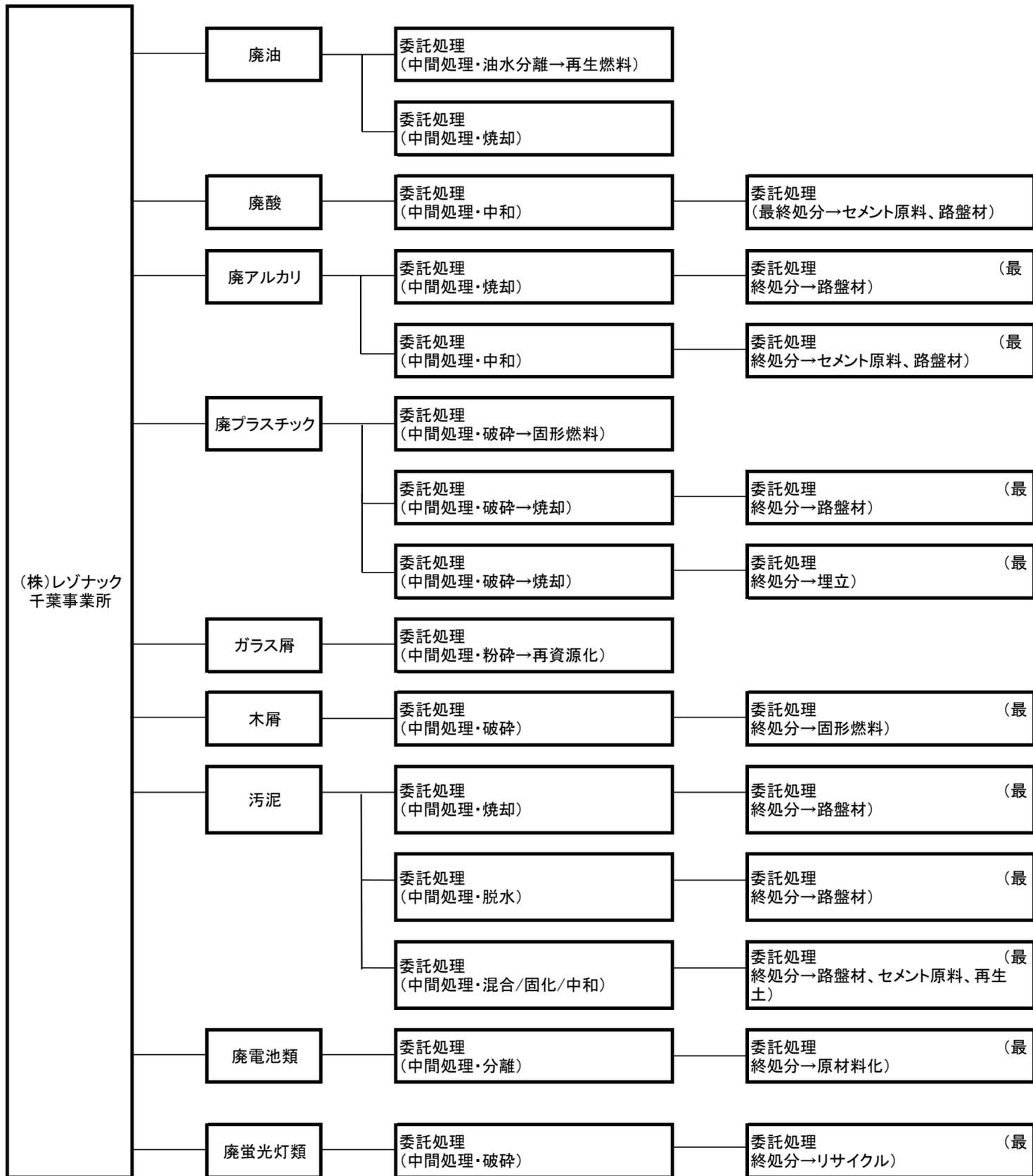
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	全処理委託量	3482.7 t	748.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.5 t	748.3 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 工程から発生する木屑、ガラス屑は100%再生利用出来る委託業者に処理を委託している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	全処理委託量	3800 t	860 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.1 t	860 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.1 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>新規廃棄物処理の契約締結時は、再生利用・熱回収業者を優先とし、埋立処理は極力避ける。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

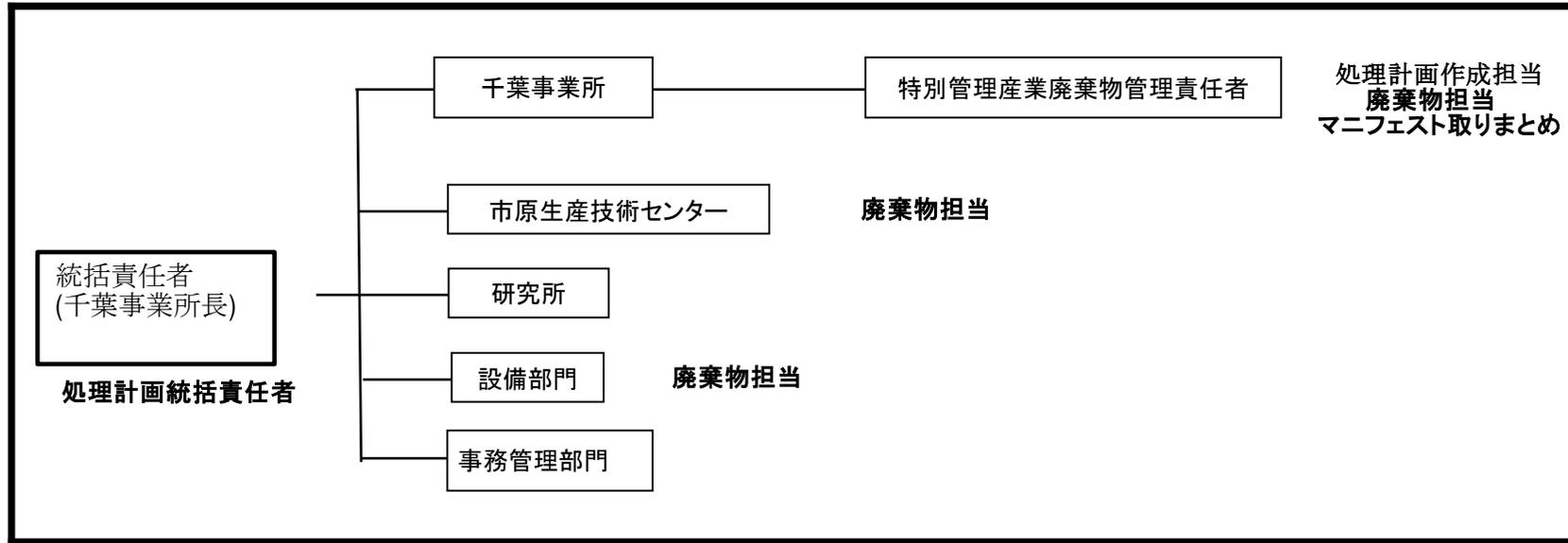
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



別紙2

産業廃棄物管理体制図



自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック	木屑	廃油	ガラス屑	廃蛍光灯類	廃電池類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック	木屑	廃油	ガラス屑	廃蛍光灯類	廃電池類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック	木屑	廃油	ガラス屑	廃蛍光灯類	廃電池類	
	全処理委託量	196.4 t	24.7 t	10.1 t	1.2 t	0.9 t	0.1 t	0.1 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	16.3 t	20.7 t	10.1 t	0.03 t	t	t	t	t
	再生利用者への処理委託量	t	t	10.1 t	t	0.9 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	0.02 t	t	0.03 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック	木屑	廃油	ガラス屑	廃蛍光灯類	廃電池類	
	全処理委託量	196 t	25.0 t	10.0 t	1.00 t	1.00 t	0.10 t	0.10 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	21.0 t	10.0 t	0.03 t	t	t	t	t
	再生利用者への処理委託量	t	t	10.0 t	t	1.00 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	0.02 t	t	0.03 t	t	t	t	t

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 18日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒290-0067

住 所 千葉県市原市八幡海岸通3番

氏 名 株式会社レゾナック千葉事業所
事業所長 黒川弘章

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-41-5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社レゾナック千葉事業所
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通3番
事業の種類	E29-電気機械器具製造業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

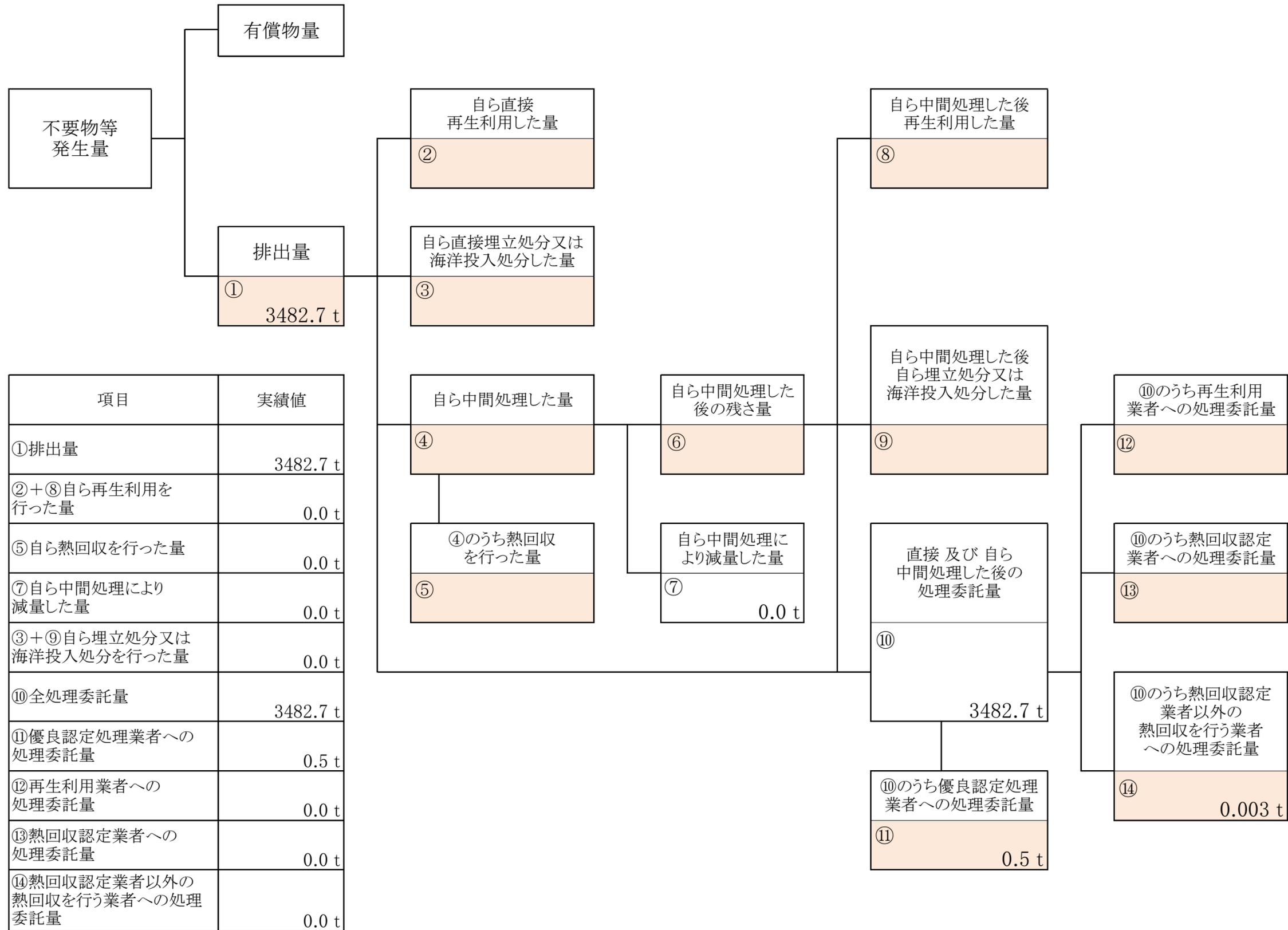
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	3590 t	全 処 理 委 託 量	3590 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	79.2 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		再生利用業者への 処 理 委 託 量	11.4 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.3 t

※事務処理欄

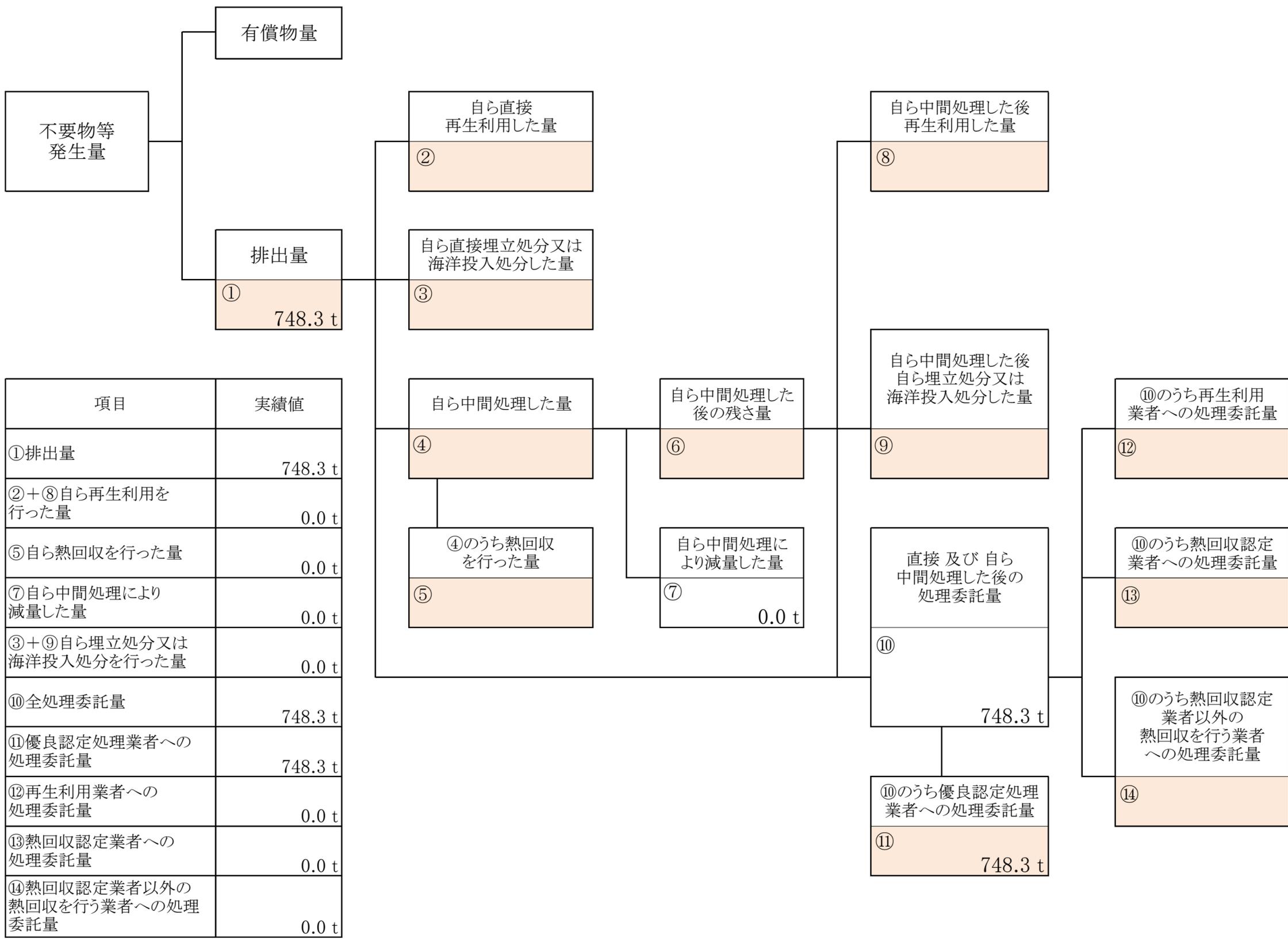
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)



計画の実施状況

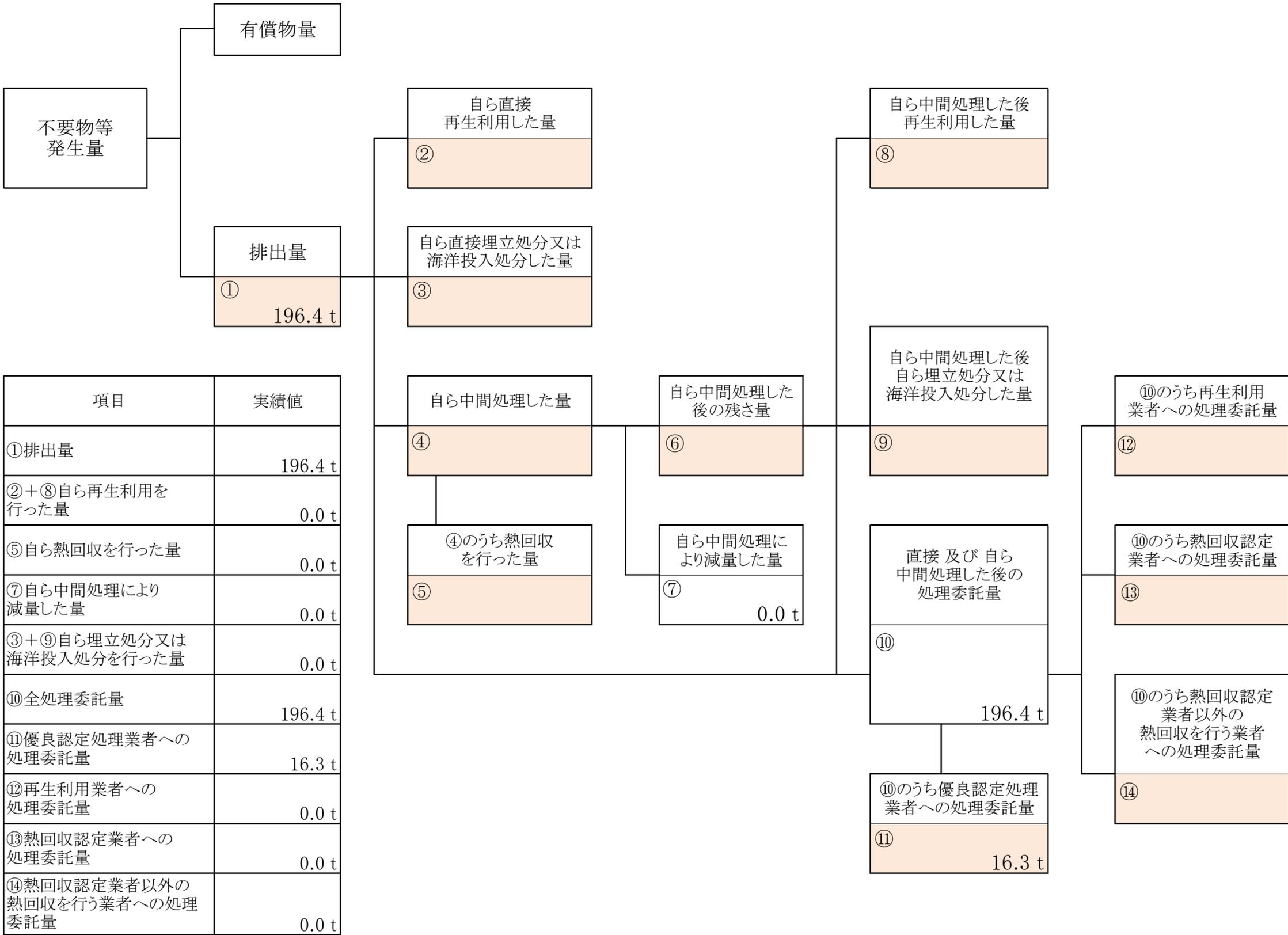
(産業廃棄物の種類: **廃酸**)



項目	実績値
①排出量	748.3 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	748.3 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	748.3 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

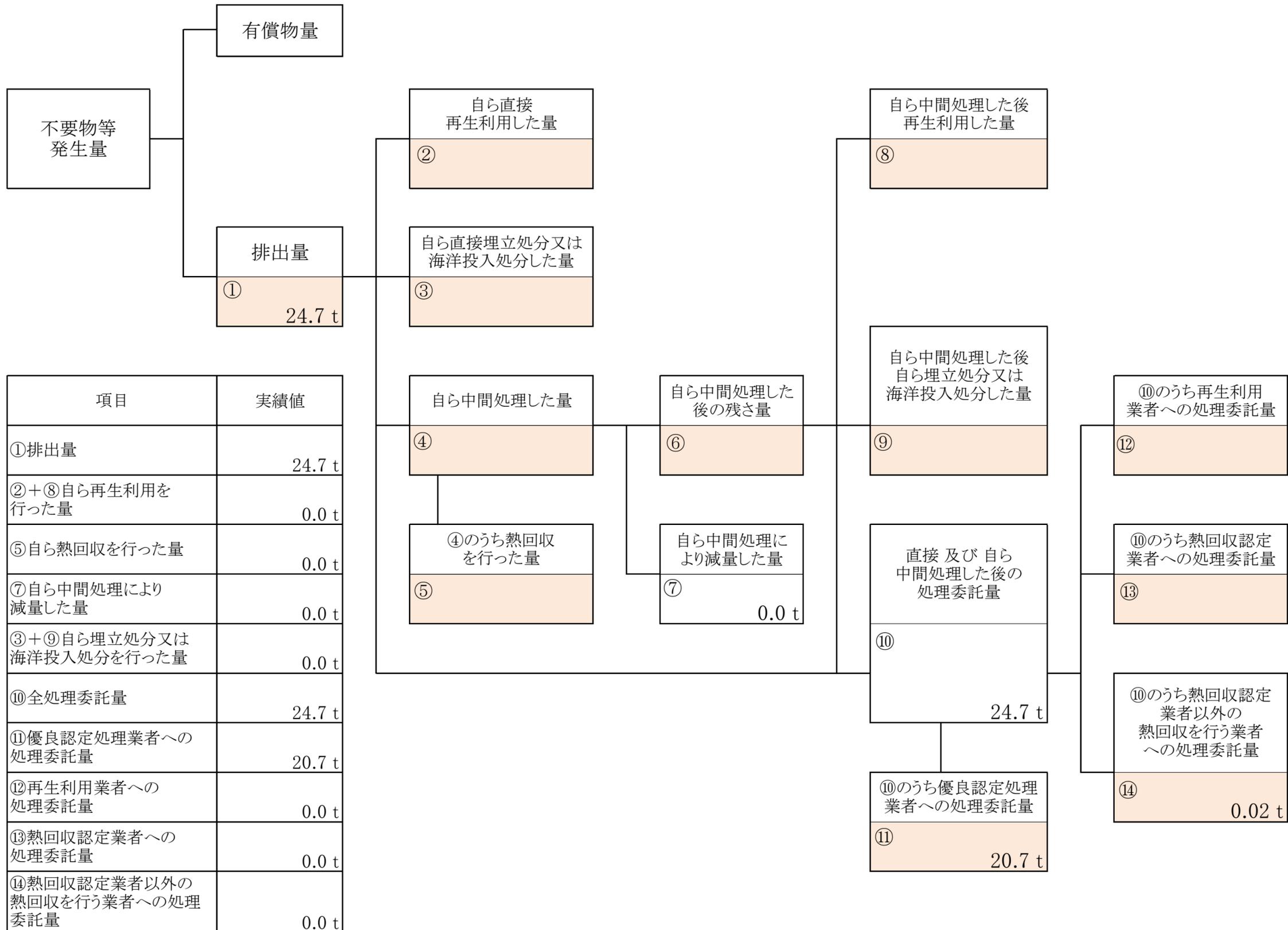
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)



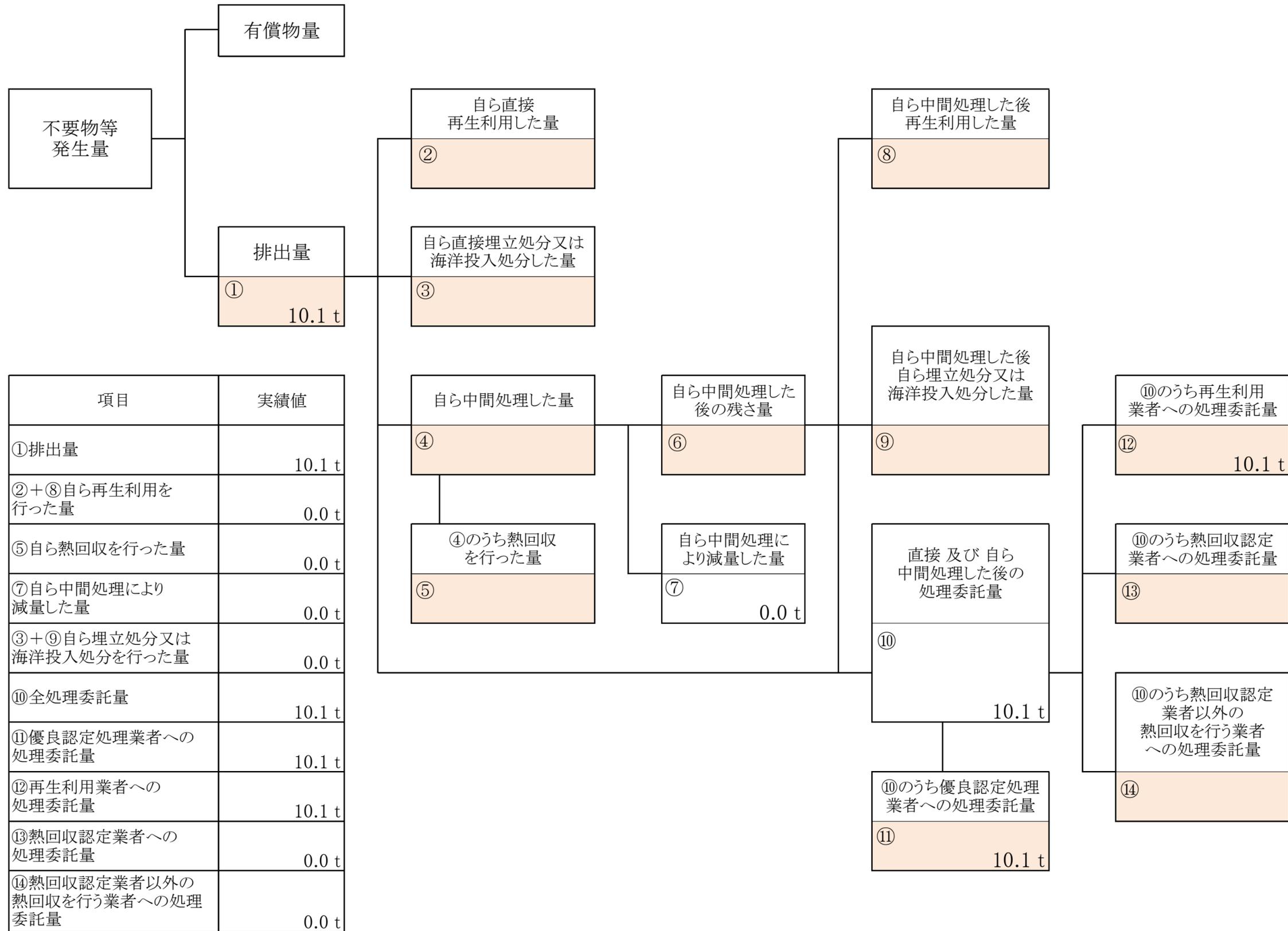
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃プラ**)



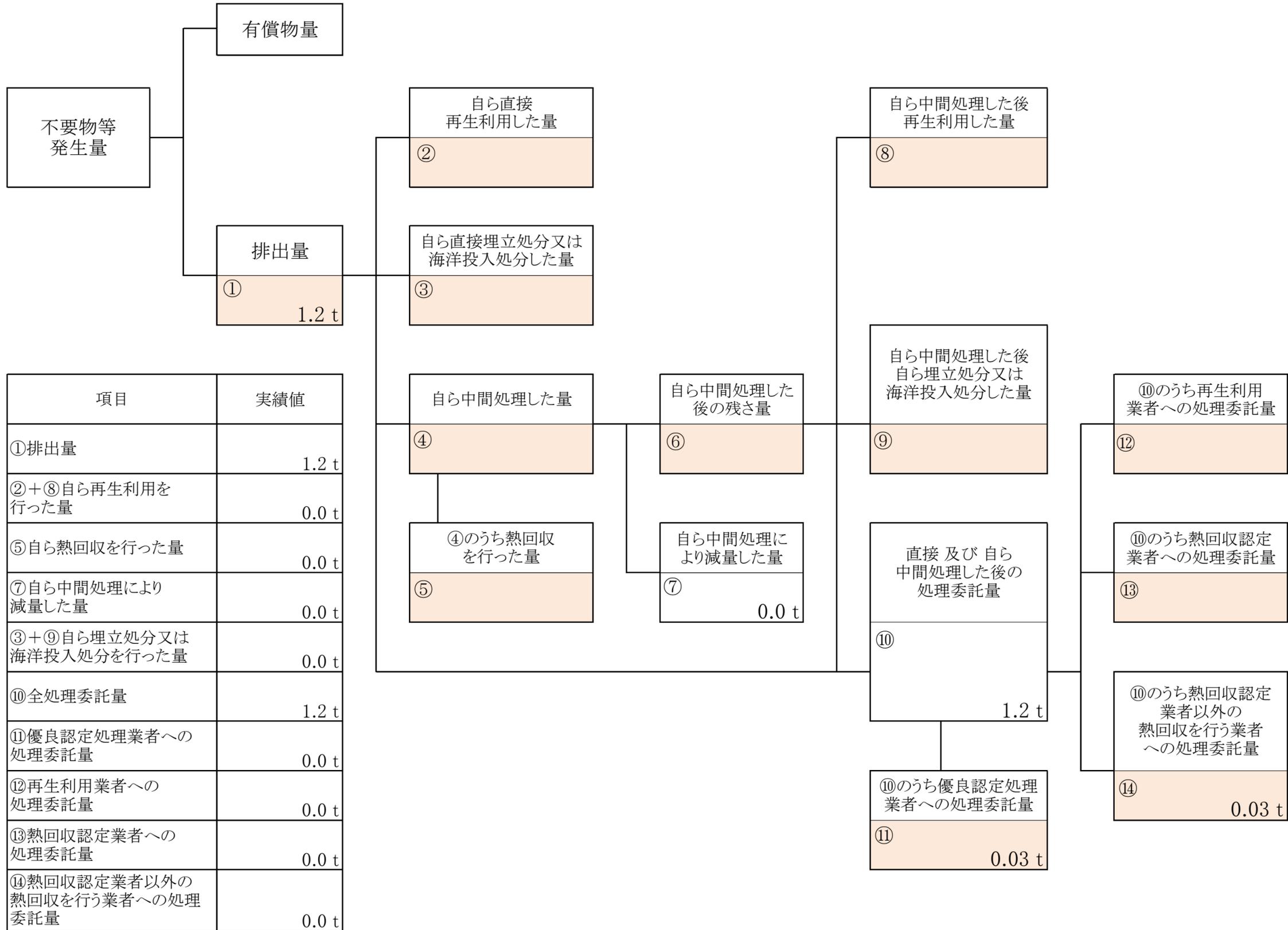
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **木屑**)



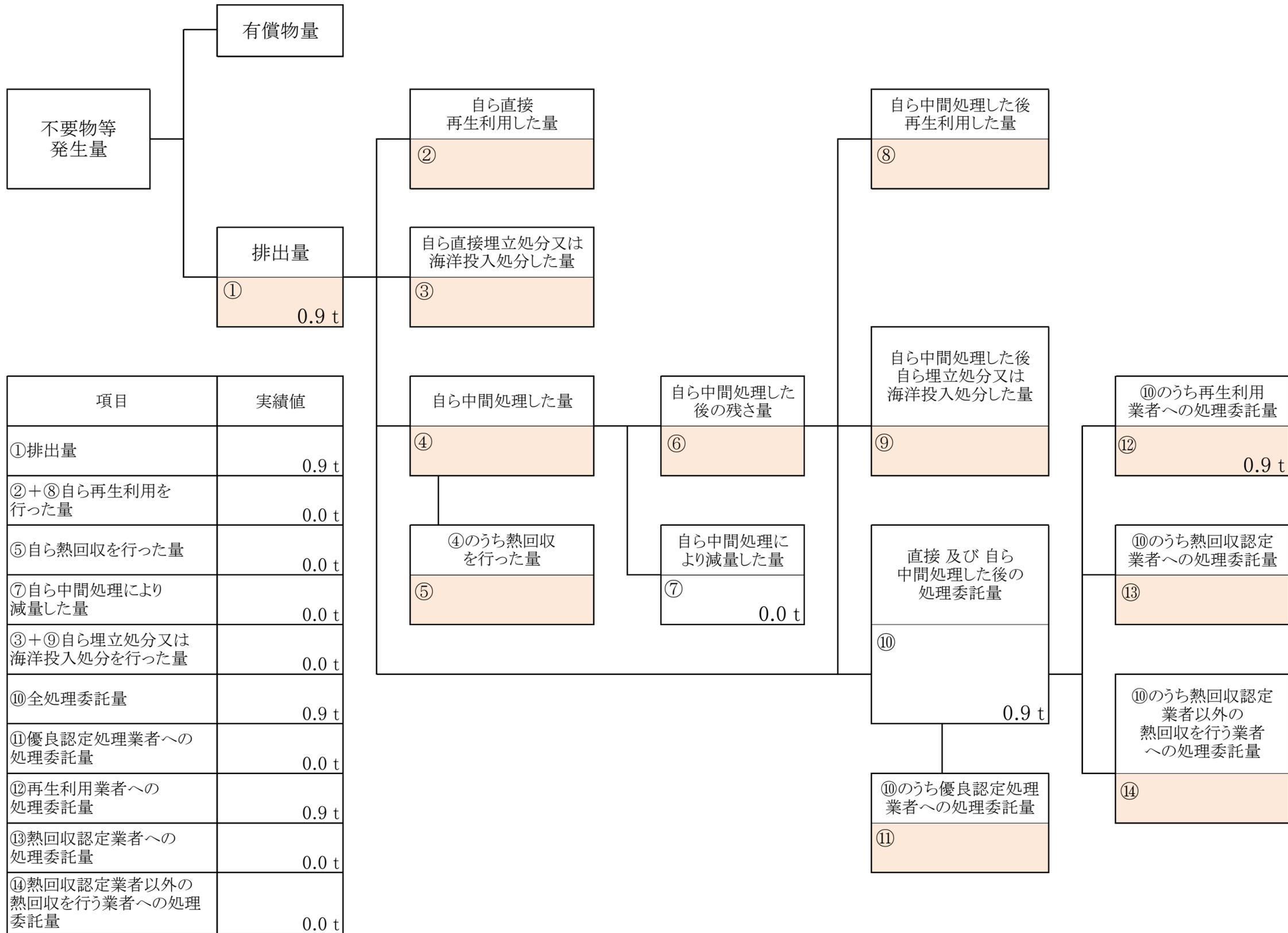
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃油**)



計画の実施状況

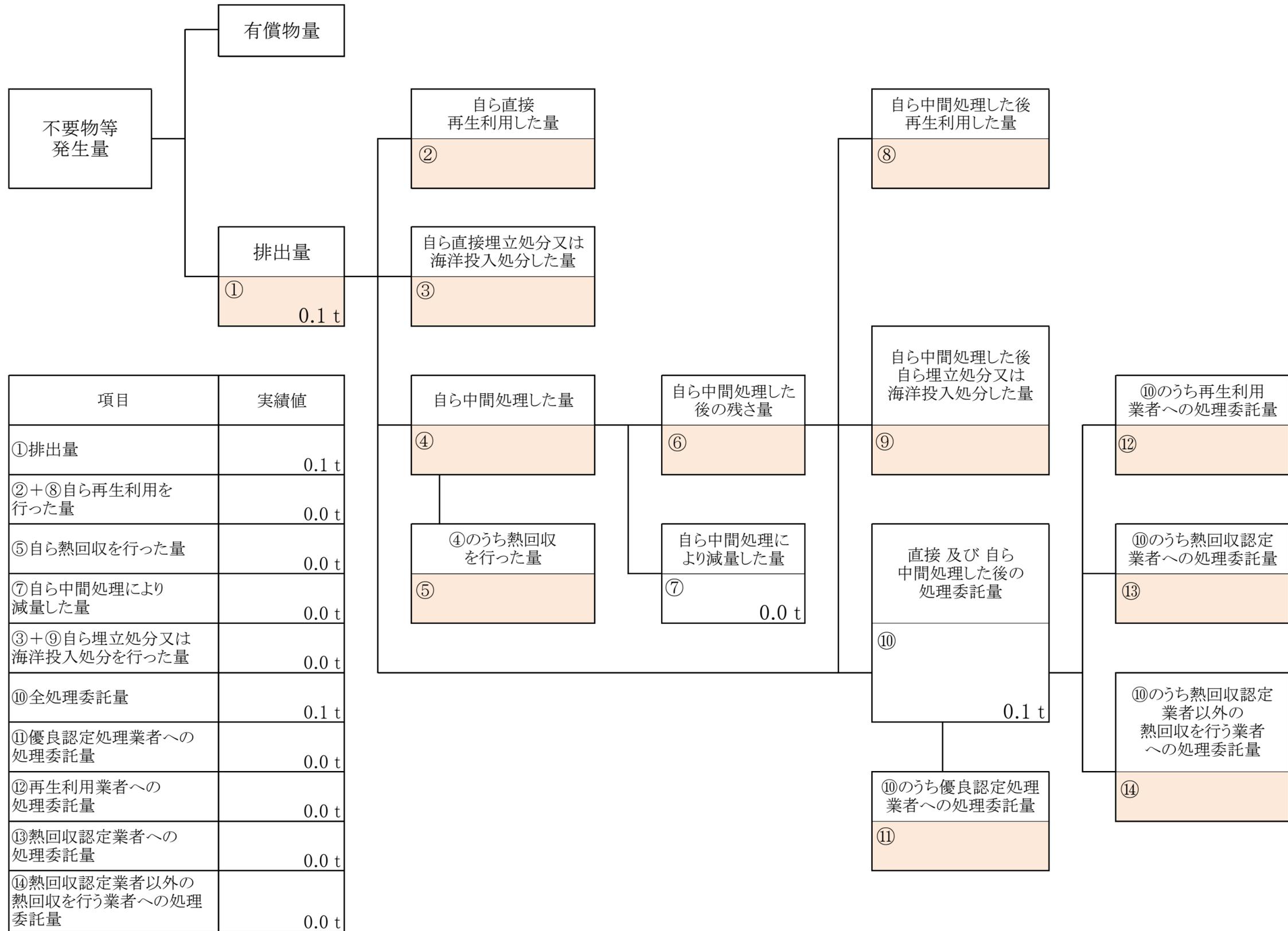
(産業廃棄物の種類: **ガラス屑**)



項目	実績値
①排出量	0.9 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.9 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用者への処理委託量	0.9 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

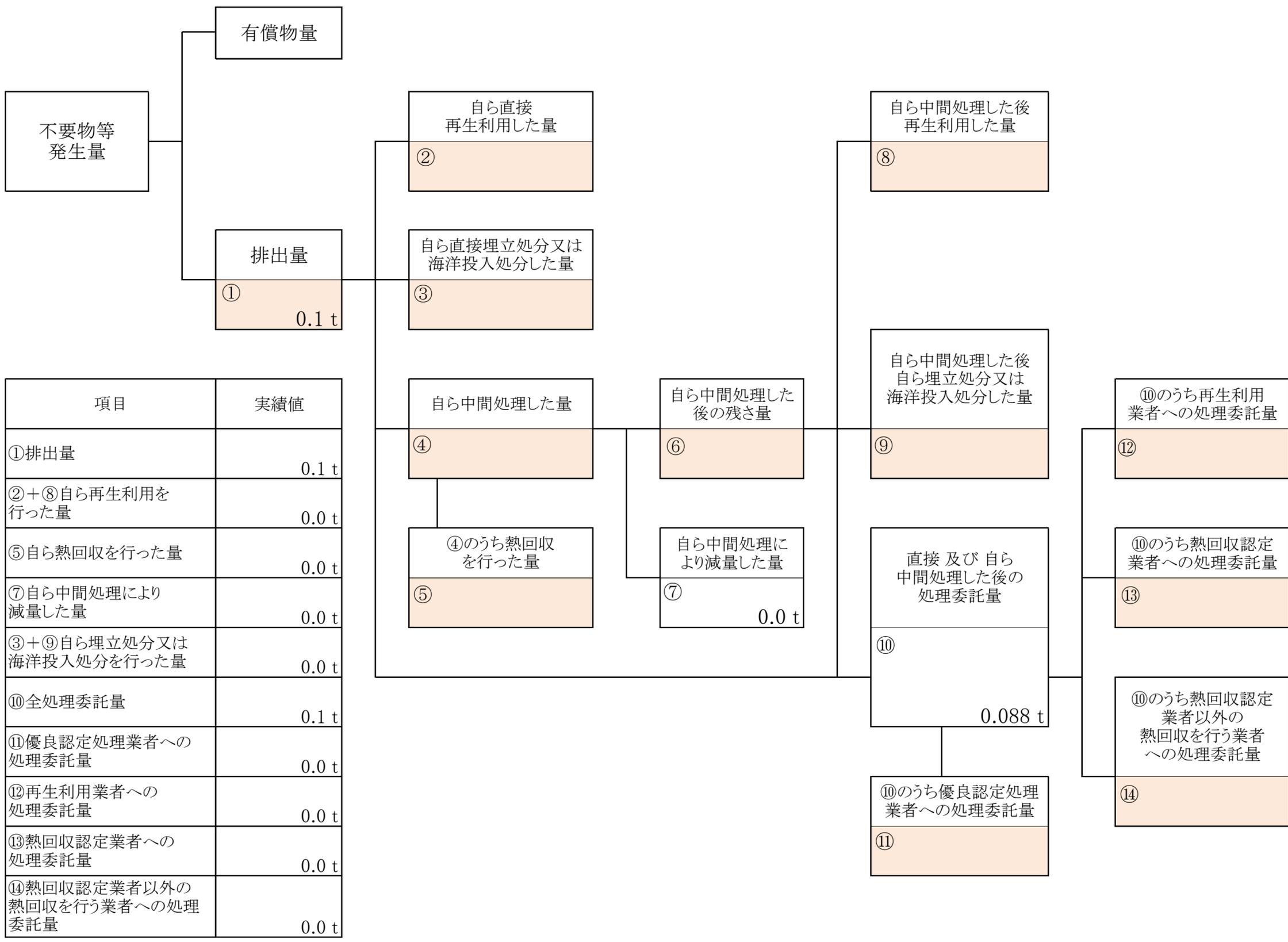
(産業廃棄物の種類: **廃蛍光灯類**)



項目	実績値
①排出量	0.1 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃電池類**)



項目	実績値
①排出量	0.1 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 19日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒〒290-0067

住 所 千葉県市原市八幡海岸通3番

氏 名 株式会社レゾナック千葉事業所
事業所長 黒川弘章

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-41-5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社レゾナック千葉事業所
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通3番
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E29-電気機械器具製造業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 97億円
③ 従業員数	246名(請負企業従事者数36名を含む)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【別紙1参照】

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【別紙2参照】

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	排出量	65.8 t	35.2 t
	(これまでに実施した取組) 生産条件の適正化を検討し廃棄物抑制への取組みを行った。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	排出量	70 t	35 t
	(今後実施する予定の取組) 生産能力の増強により、今後も廃棄物が増加していく中ではあるが、引き続き生産条件の適正化により廃棄物抑制への取組みを行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類ごとに分別保管を実施している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き分別保管を継続する

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに自社で特別管理産業廃棄物の再生処理を行った事はない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き自社で特別管理産業廃棄物の再生処理を行う予定はない		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) これまでに自社で特別管理産業廃棄物の中間処理を行った事はない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 引き続き自社で特別管理産業廃棄物の中間処理を行う予定はない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに自社で特別管理産業廃棄物の埋立処分を行った事はない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き自社で特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う予定はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	全処理委託量	65.8 t	35.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	65.7 t	35.2 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定事業者への処理委託を心掛けている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	全 処 理 委 託 量	70.0 t	35.0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	70.0 t	35.0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組) 引き続き優良認定事業者への処理委託を心掛けていく。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	106.3	t
	<p>(今後実施する予定の取組等) 引き続き電子マニフェスト使用を継続する。</p>		
※事務処理欄			

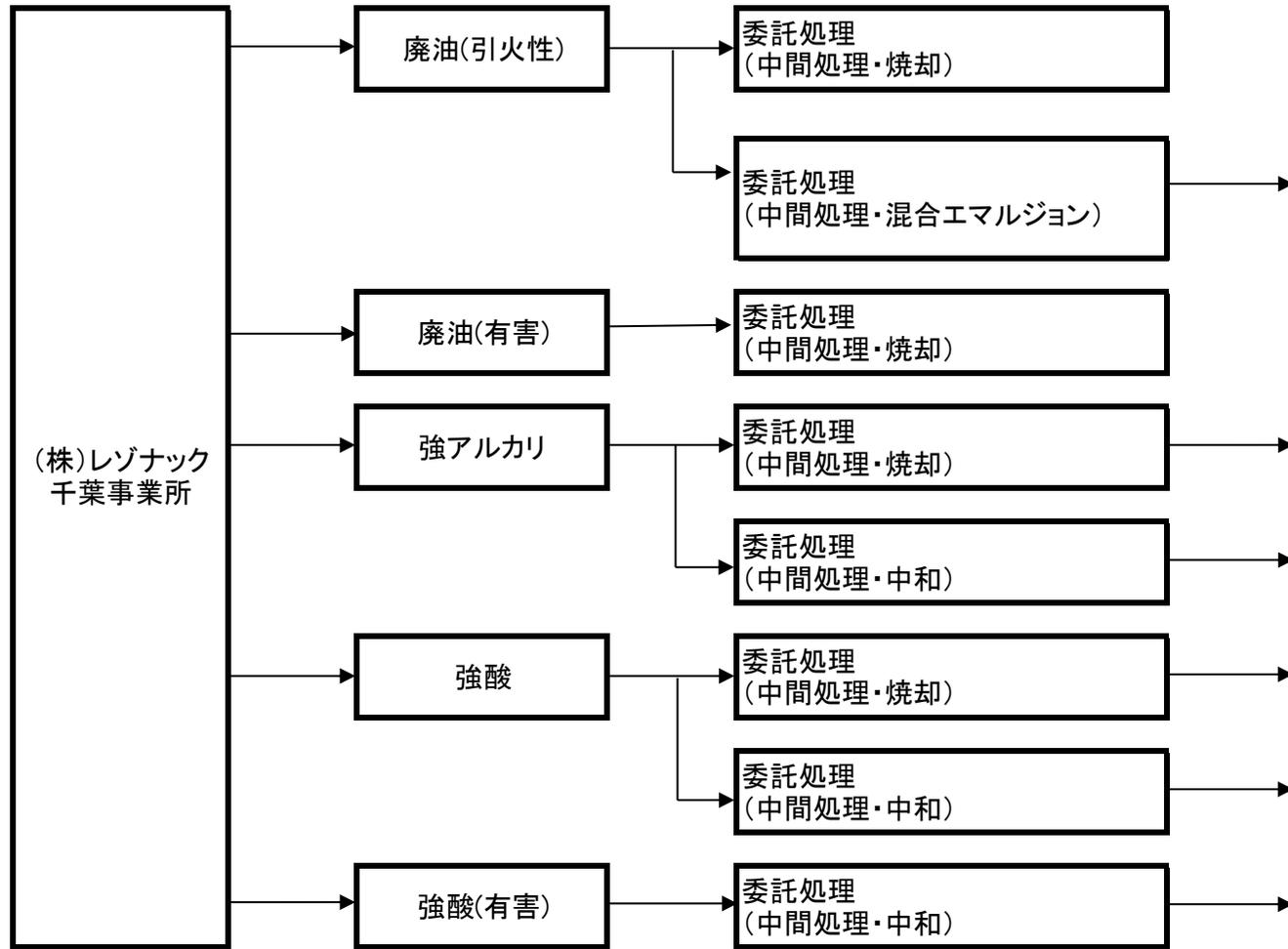
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



燃料化

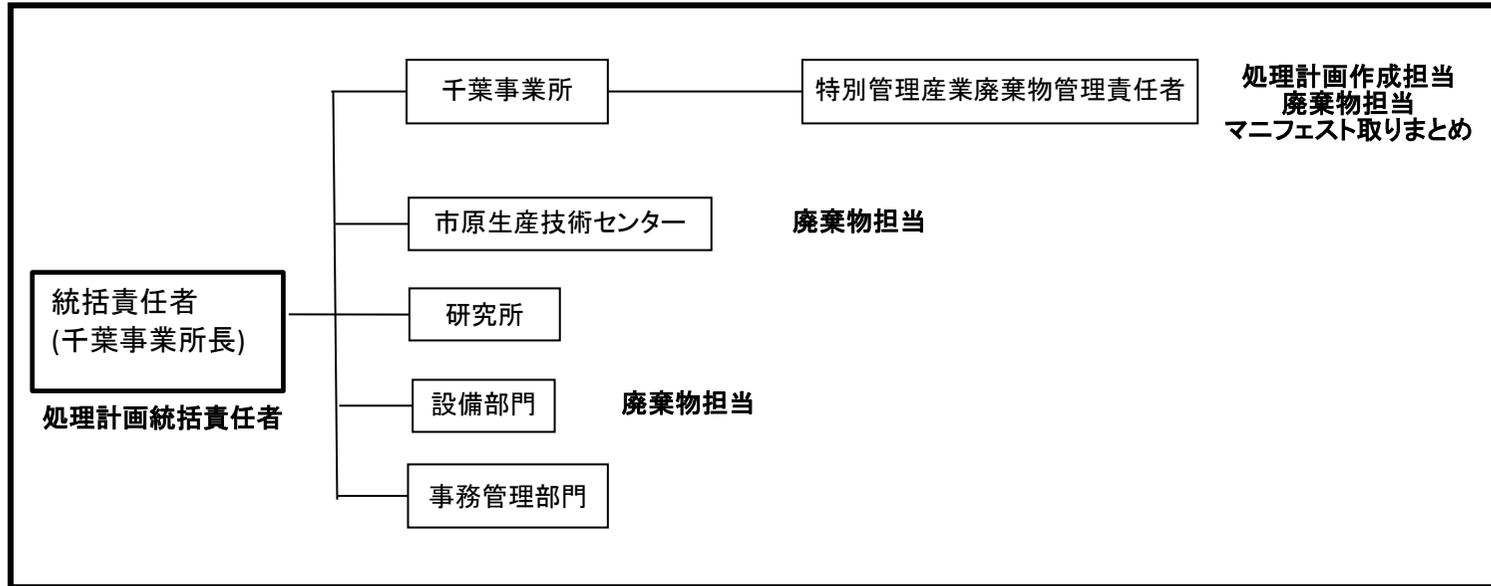
委託処理
(最終処分→路盤材)

委託処理
(最終処分→セメント原料、路盤材)

委託処理
(最終処分→路盤材)

委託処理
(最終処分→セメント原料、路盤材)

委託処理
(最終処分→埋立)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強酸(有害)	廃油(有害)					
	排出量	4.2 t	1.02 t	0.001 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強酸(有害)	廃油(有害)					
	排出量	4.0 t	3.00 t	0.020 t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強酸(有害)	廃油(有害)					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強酸(有害)	廃油(有害)					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強酸(有害)	廃油(有害)					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強酸(有害)	廃油(有害)					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強酸(有害)	廃油(有害)					
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強酸(有害)	廃油(有害)					
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強酸(有害)	廃油(有害)					
	全処理委託量	4.2 t	1.02 t	0.001 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.5 t	1.02 t	0.001 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.02 t	t	0.001 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強酸(有害)	廃油(有害)					
	全処理委託量	4.0 t	3.0 t	0.02 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.0 t	3.0 t	0.02 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	0.02 t	t	t	t	t	t

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年5月23日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒640-8331

住所 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1

氏名 和歌山ノーキョー食品工業株式会社

代表取締役社長 竹中 英起

電話番号 0476-93-8541 (千葉工場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	和歌山ノーキョー食品工業株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県富里市立沢新田字南太木172-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

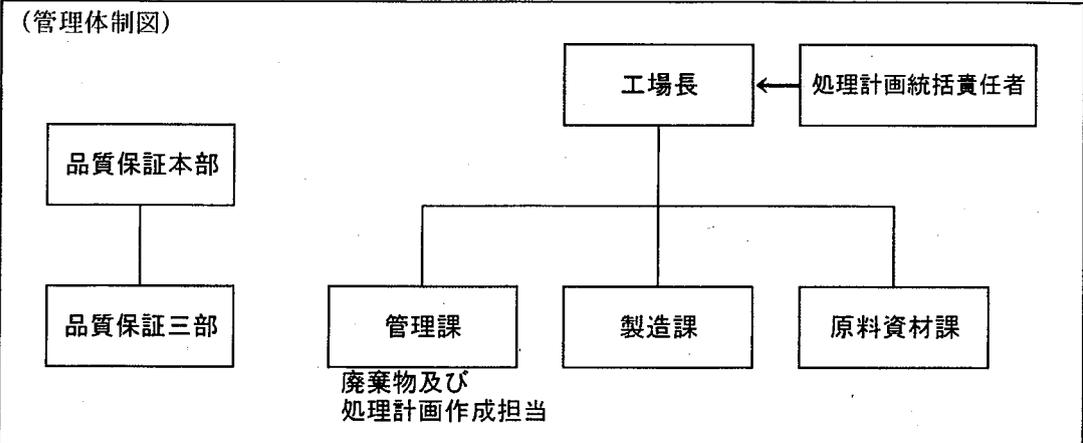
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E10-飲料・たばこ・飼料製造業		
② 事業の規模	令和6年度 販売金額 6,498,748千円		
③ 従業員数	241名（正社員 64名、協力会社・その他 177名）		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	可燃性工場雑芥 (紙屑等々) ↓ 自社中間処理 (自社施設で焼却) ↓ 燃え殻・ばいじん ↓ 委託処理 (最終処分)	工場排水 ↓ 汚泥(工業汚泥) ↓ 自社中間処理 (自社施設にて脱水) (自社施設にて乾燥) ↓ 売却	各製造及び管理工程、 施設管理等 ↓ 廃酸(原料等) 廃プラスチック類 動植物性残さ(茶粕) 廃油・ガラス等 金属屑・がれき等 ↓ 委託処理(最終処分)

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥
	排出量	13.4 t	11757.0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 排出の際に各部署で廃棄物の分別を徹底させた ・ 引き続き、焼却設備や汚泥処理設備の定期的な点検・整備を実施し、適切な運転管理に取り組んだ		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥
	排出量	15.0 t	11800.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 生産計画により廃棄物の増加が懸念されるが引き続きリサイクル品の分別の強化を継続的に実施し、産業廃棄物の排出量削減に取り組む ・ 引き続き、焼却設備や汚泥処理設備の定期的な点検・整備と適切な運転管理に取り組む		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 段ボール、ペットボトル、キャップ、PPフィルム、樹脂容器、樹脂パレットなどのリサイクル品の分別の取組を徹底している ・ 薬品等の容器は、食品安全及び環境に配慮し、専用の容器に入れて管理を徹底している
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 昨年度と同様に社員のリサイクル意識を高めて、引き続き分別の徹底をしていく

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	148.4 t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥を乾燥させ、乾燥汚泥(乾燥菌体)を有価物として売却している		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	200.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、乾燥汚泥の売却を行う		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	11608.6 t
(これまでに実施した取組) ・処理設備(汚泥脱水機・汚泥乾燥機)の定期的な点検・整備を実施し設備の維持管理を行なった ・設備の運転については含水率等に注意しながら適切な運転管理を行なった			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	11600.0 t
(今後実施する予定の取組) ・引き続き、設備の定期的な点検・整備を実施し適切な運転管理を行ない円滑に汚泥の処理を進める			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き埋立処分又は海洋投入処分する予定はない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥
	全処理委託量	13.4 t	0.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物処理業者へ出向き廃棄物処理委託契約を継続して問題ないか現地調査を実施した ・排出の際に各部署で廃棄物の分別を徹底させる			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥
	全処理委託量	15.0 t	0.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・コロナ感染予防施策が緩和され、産業廃棄物処理業者の施設において適切な処理が行われているかの定期的な視察を確認する ・引き続き、排出の際に各部署で廃棄物の分別を徹底させる		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月23日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒640-8331
住所 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1
氏名 和歌山ノーキョー食品工業株式会社
代表取締役社長 竹中 英起
電話番号 0476-93-8541(千葉工場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	和歌山ノーキョー食品工業株式会社千葉工場
事業場の所在地	千葉県富里市立沢新田字南太木172-1
事業の種類	E10-飲料・たばこ・飼料製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	14274.1 t	全処理委託量	2924.1 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	150.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	22.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	0.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	11200.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

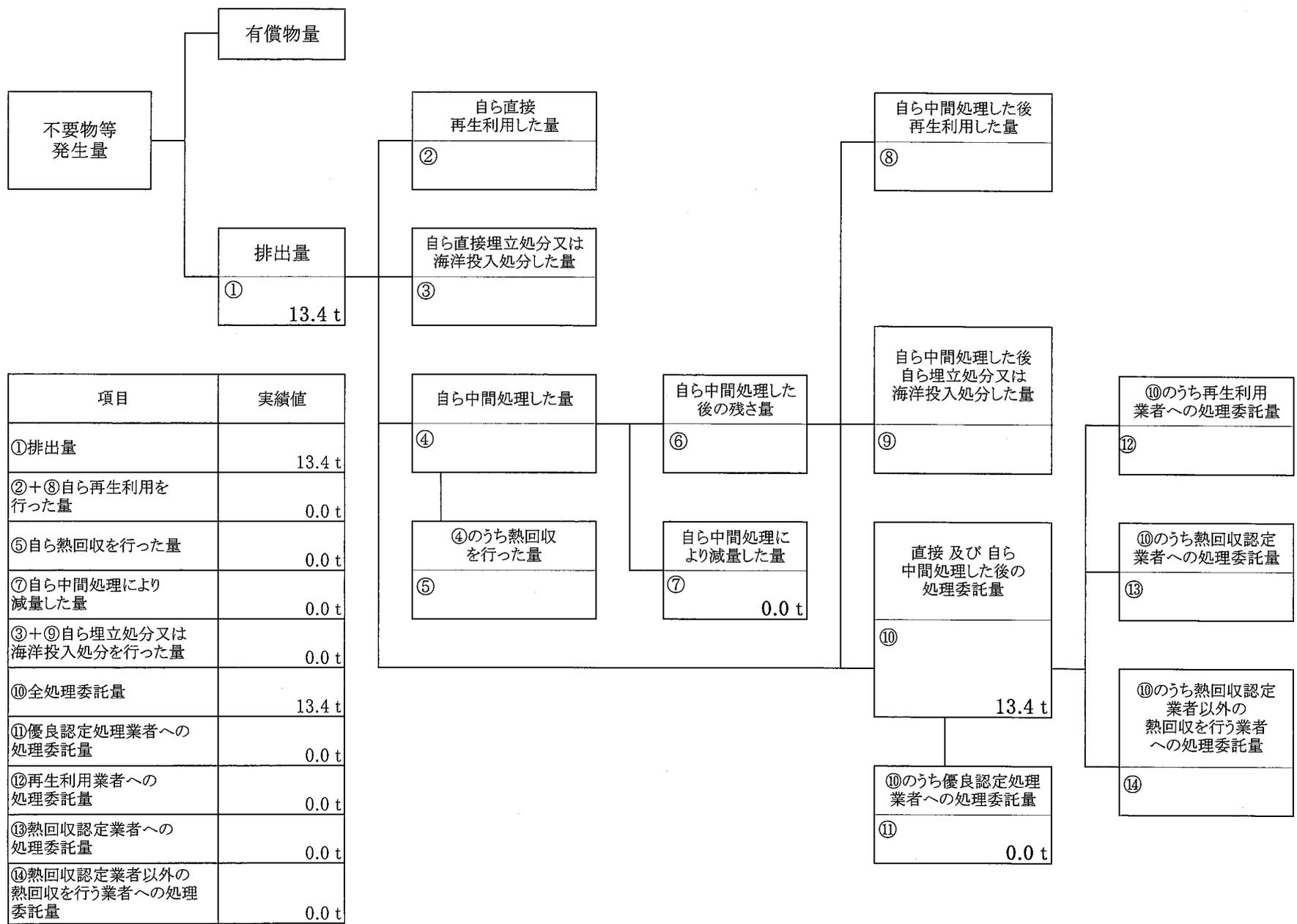
※事務処理欄

(日本工業規格)



計画の実施状況

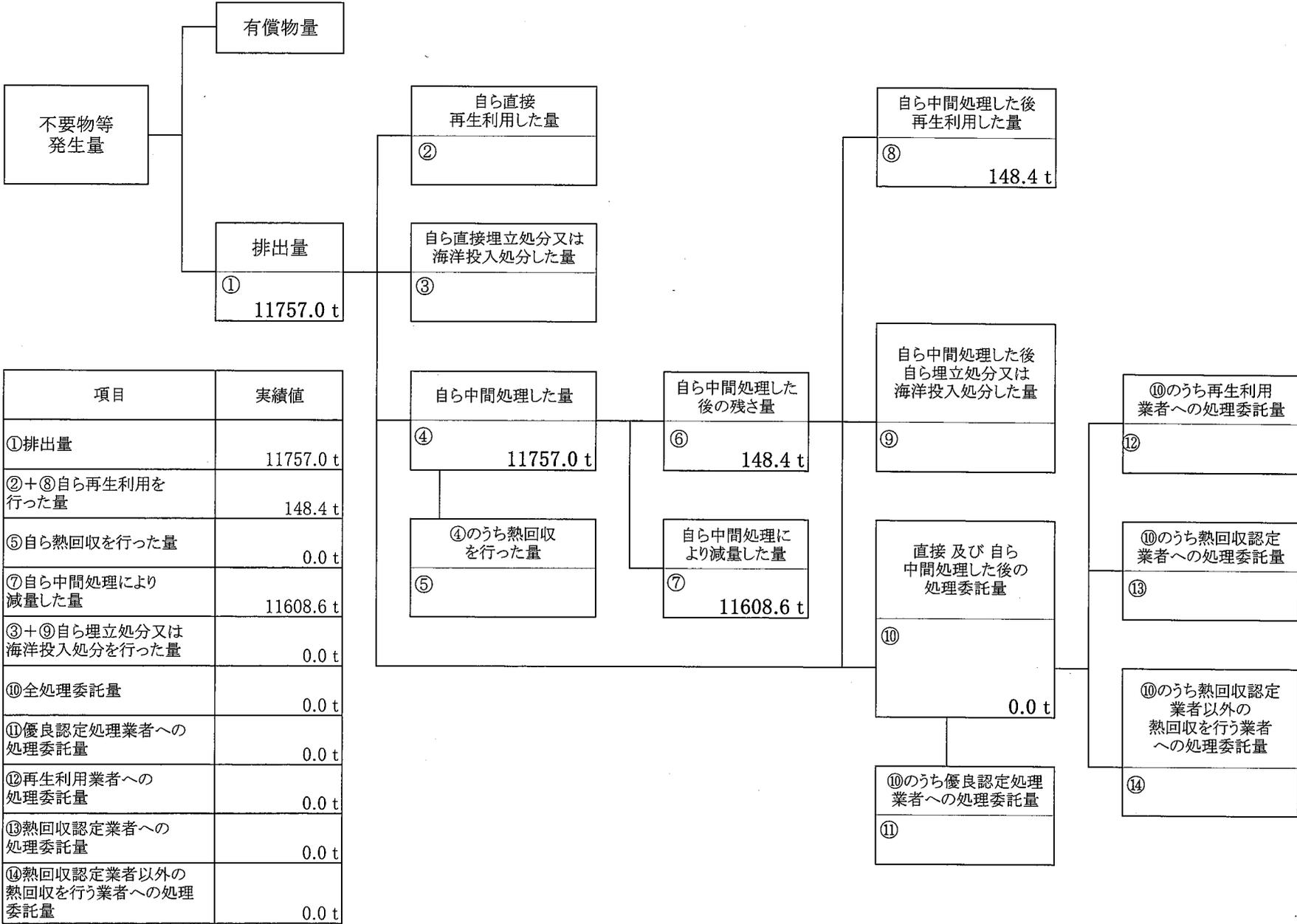
(産業廃棄物の種類: 燃え殻)



項目	実績値
①排出量	13.4 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	13.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

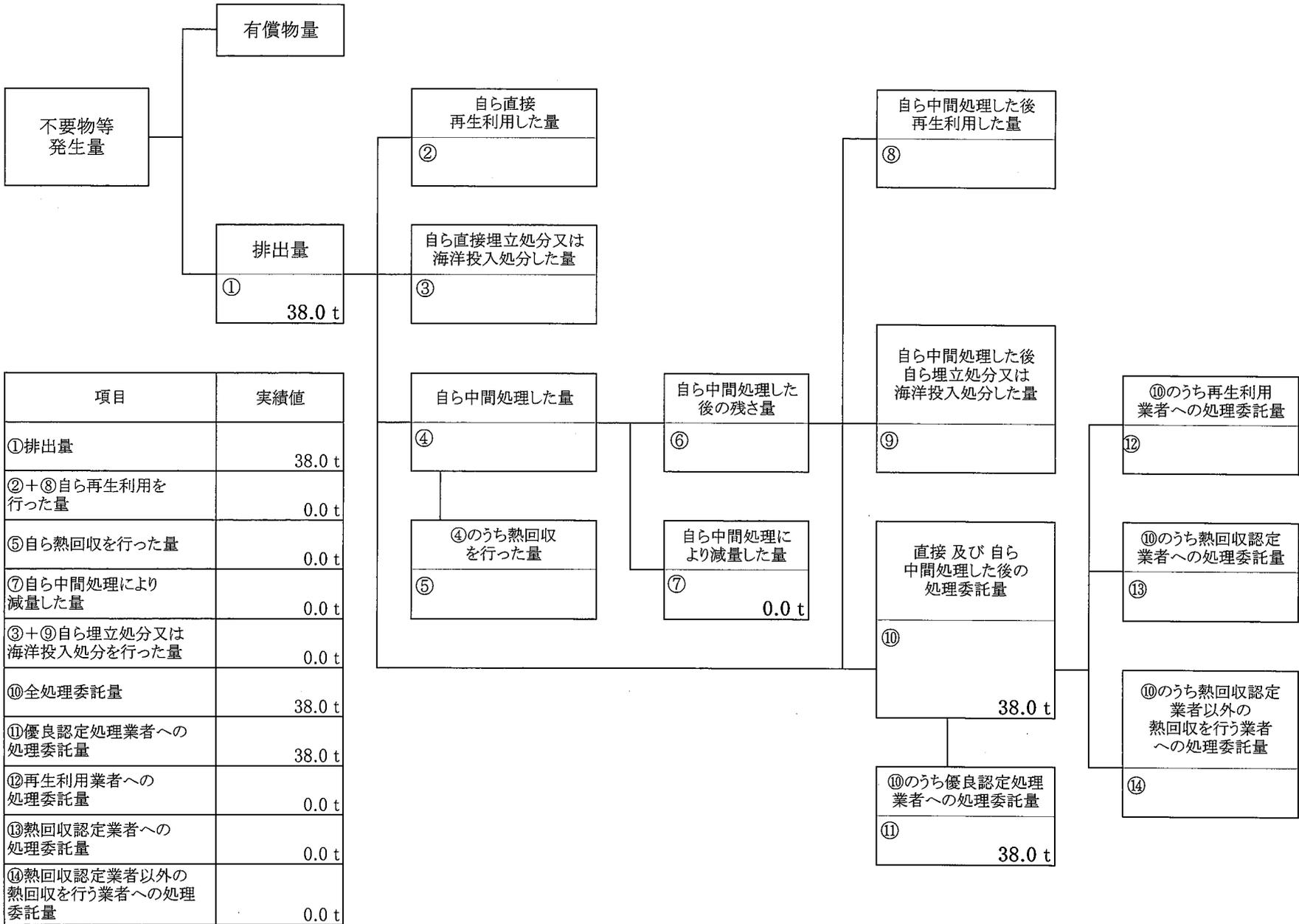
(産業廃棄物の種類: 汚泥)



項目	実績値
①排出量	11757.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	148.4 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	11608.6 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

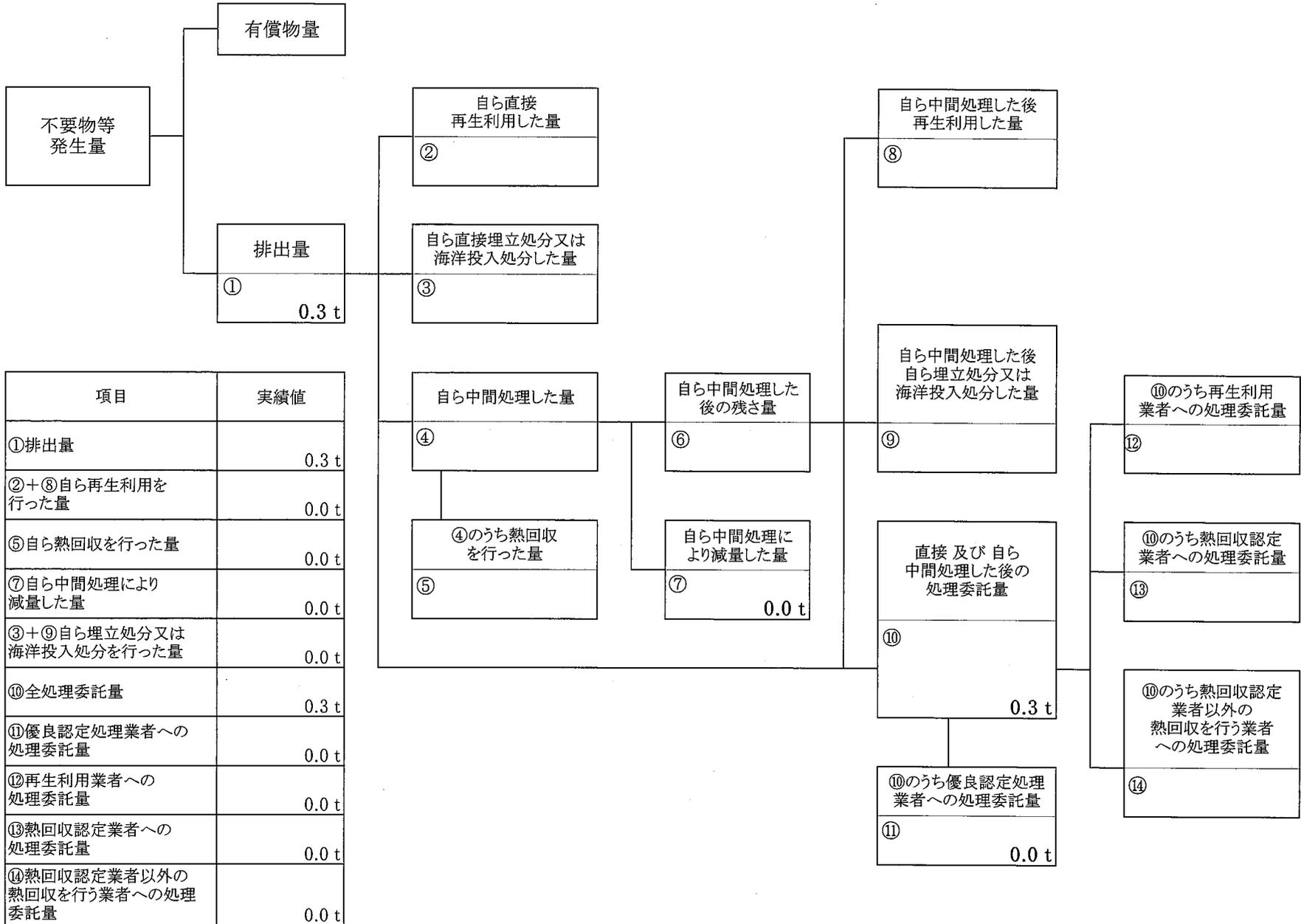
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸)



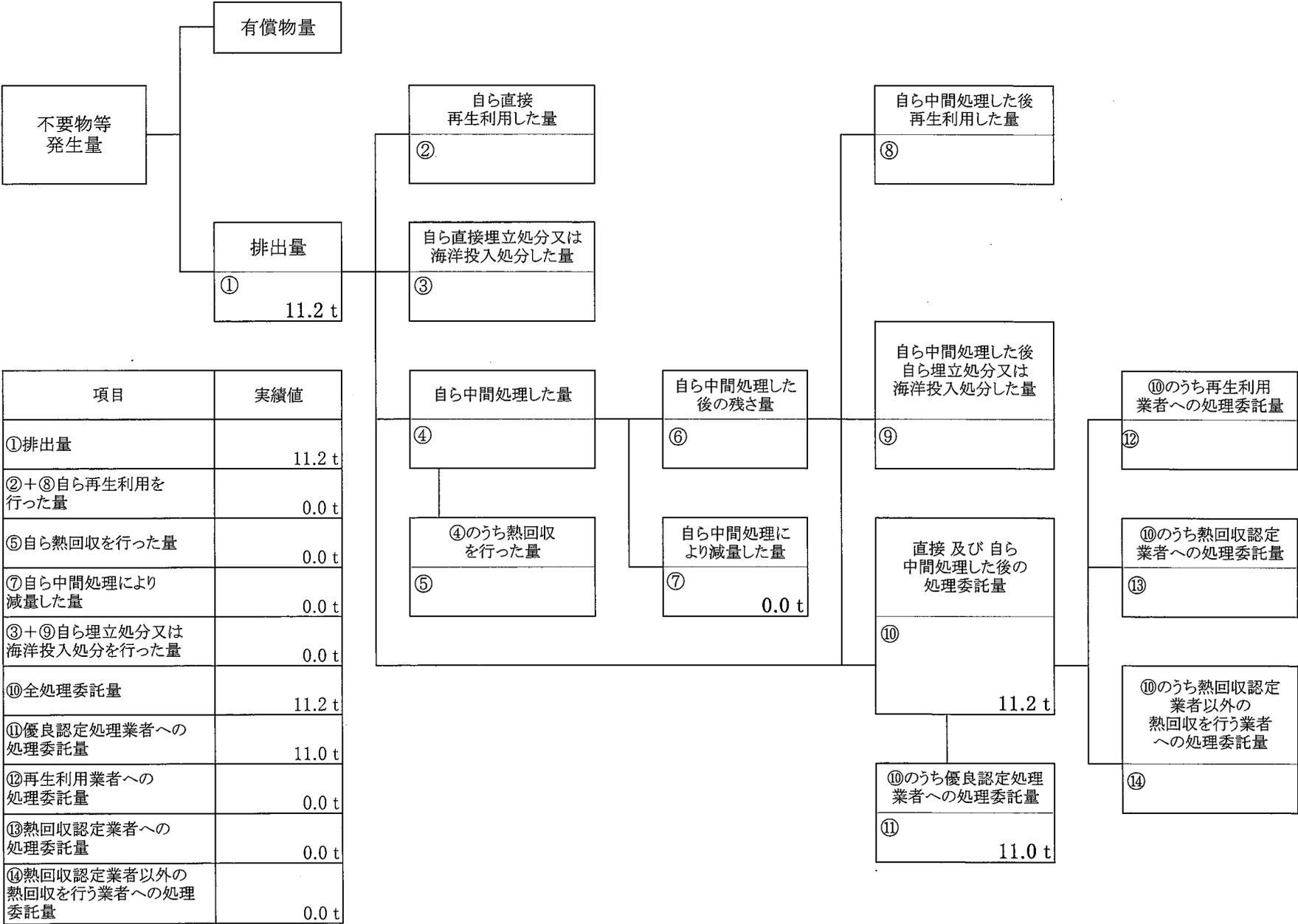
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ばいじん)



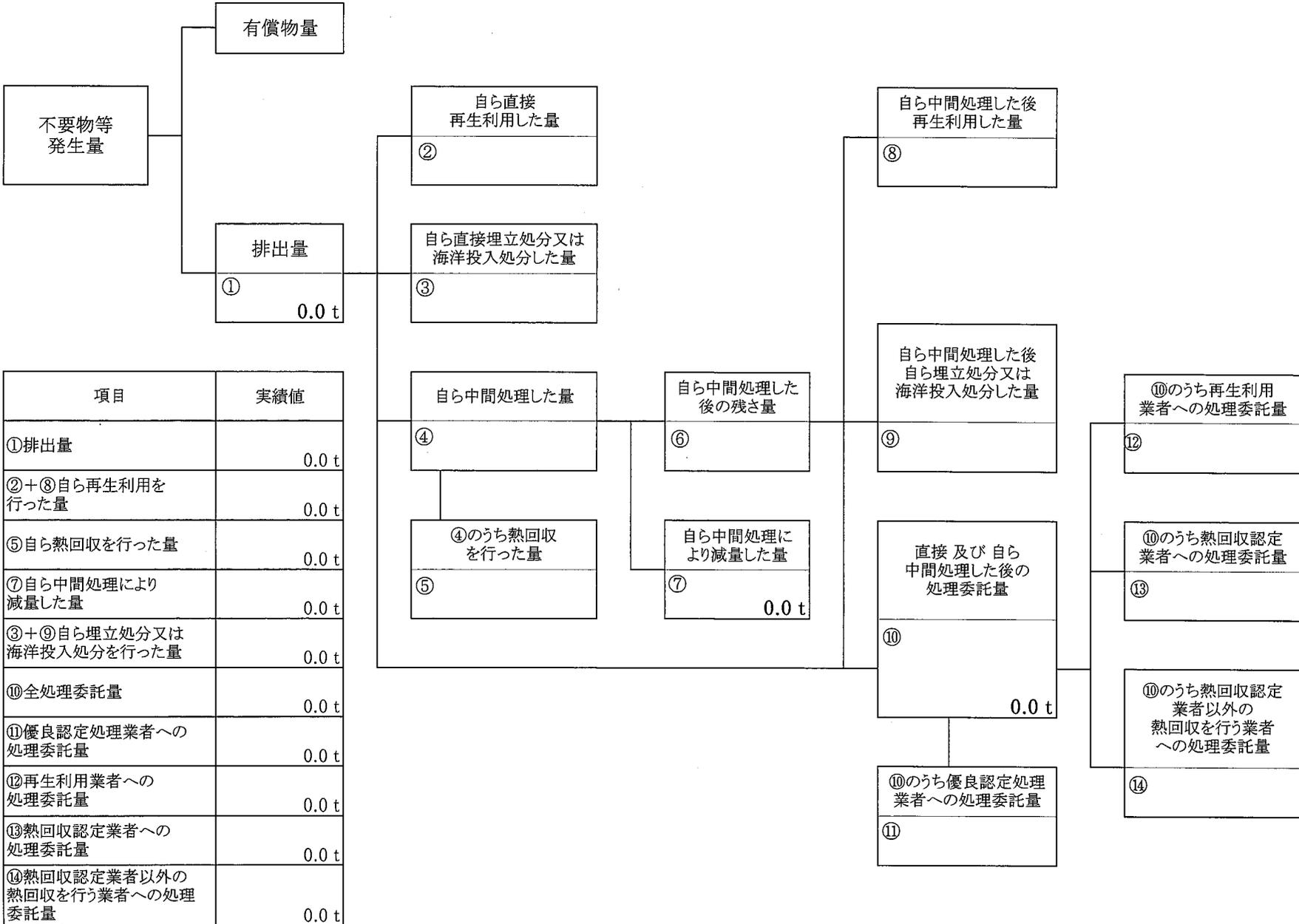
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)



計画の実施状況

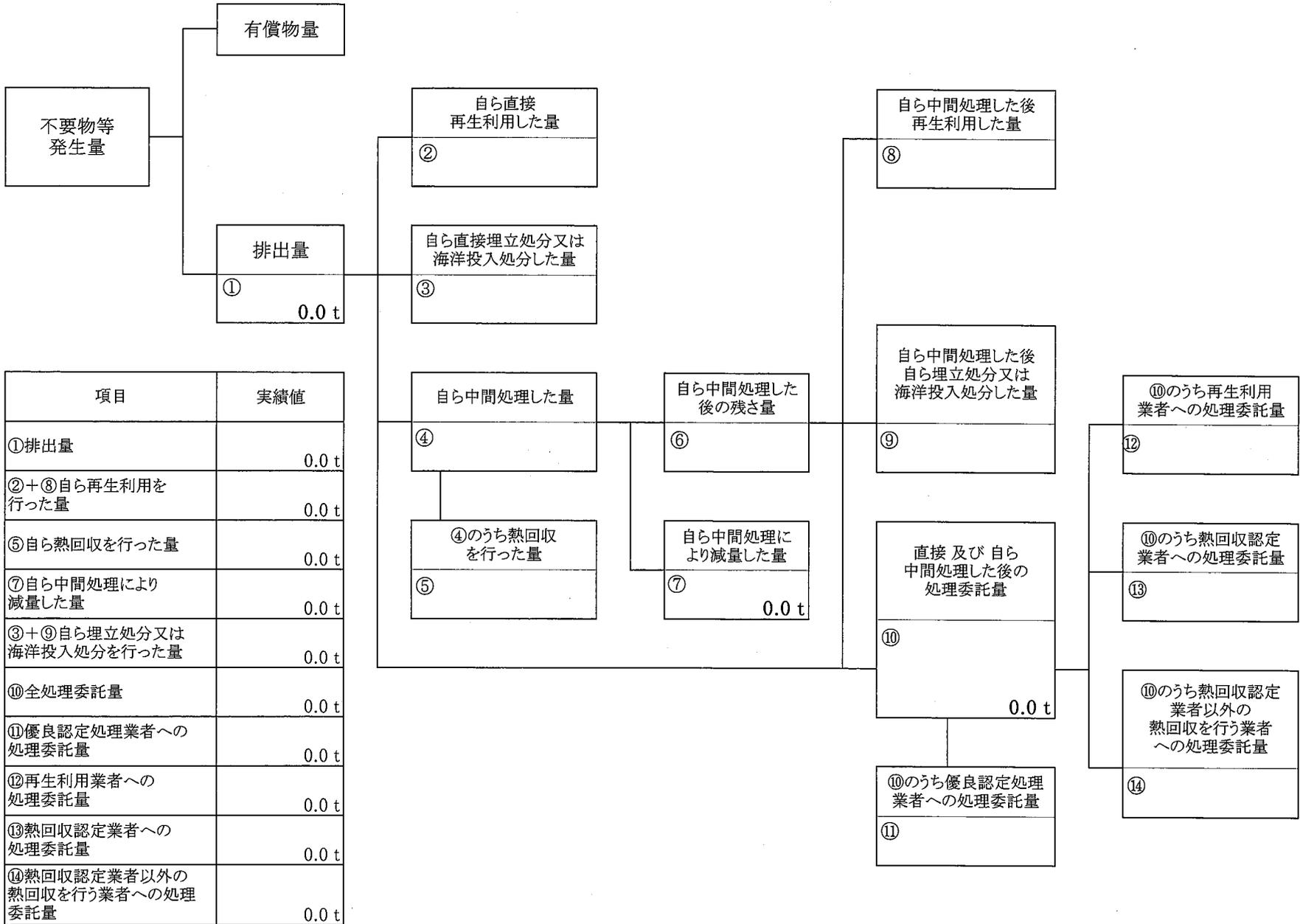
(産業廃棄物の種類: その他混合廃棄物)



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

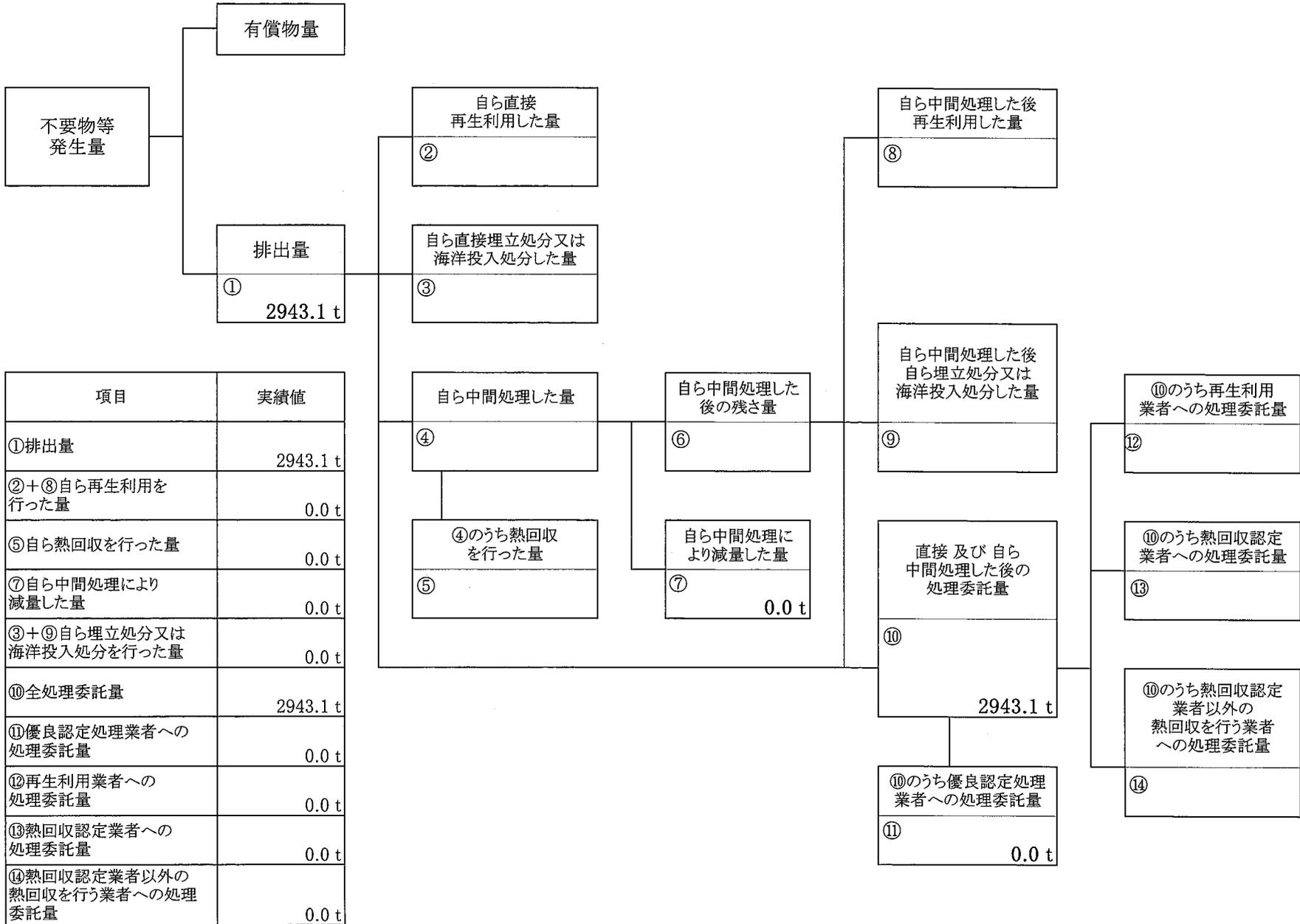
(産業廃棄物の種類: がれき)



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

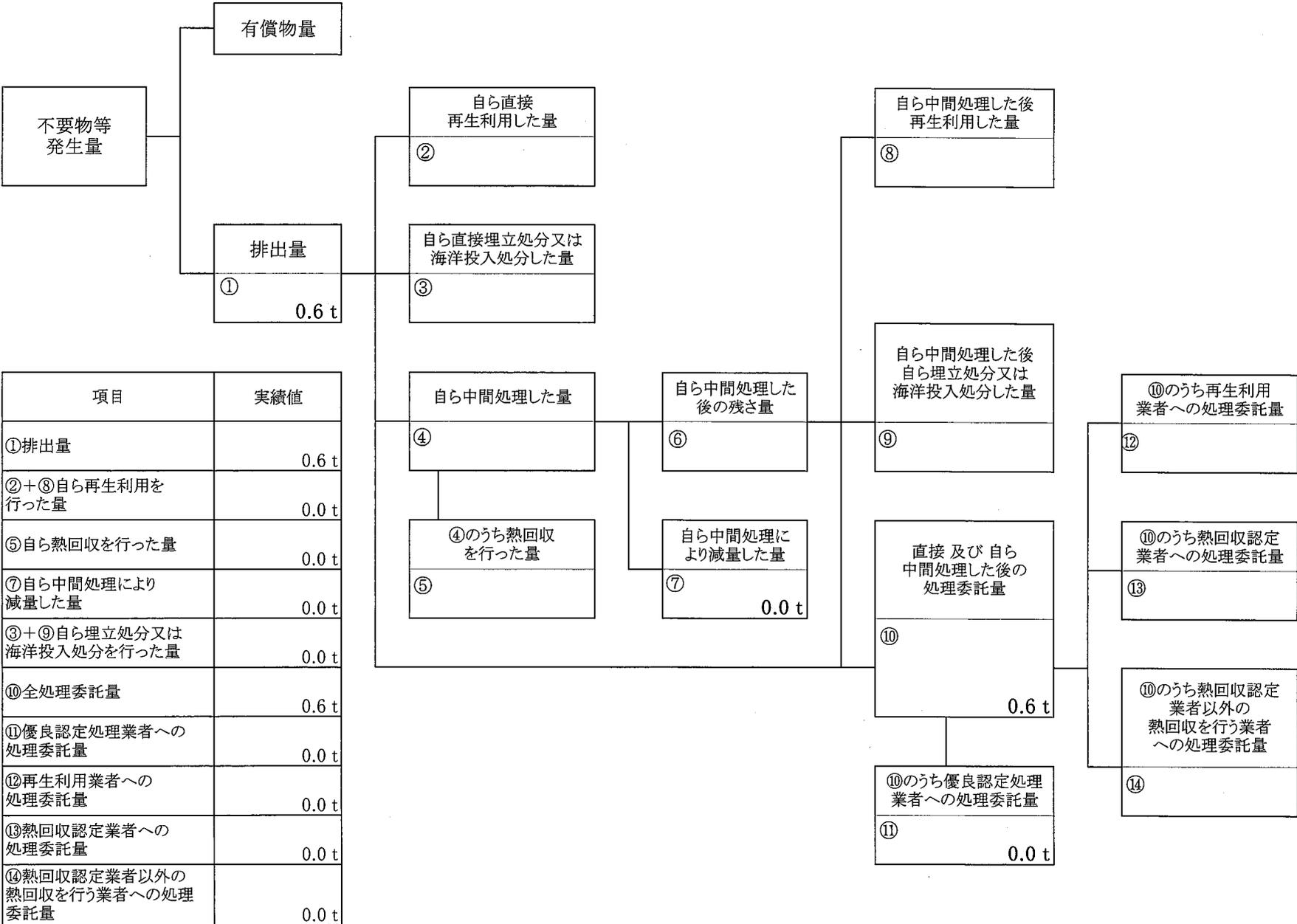
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 動植物性残さ)



計画の実施状況

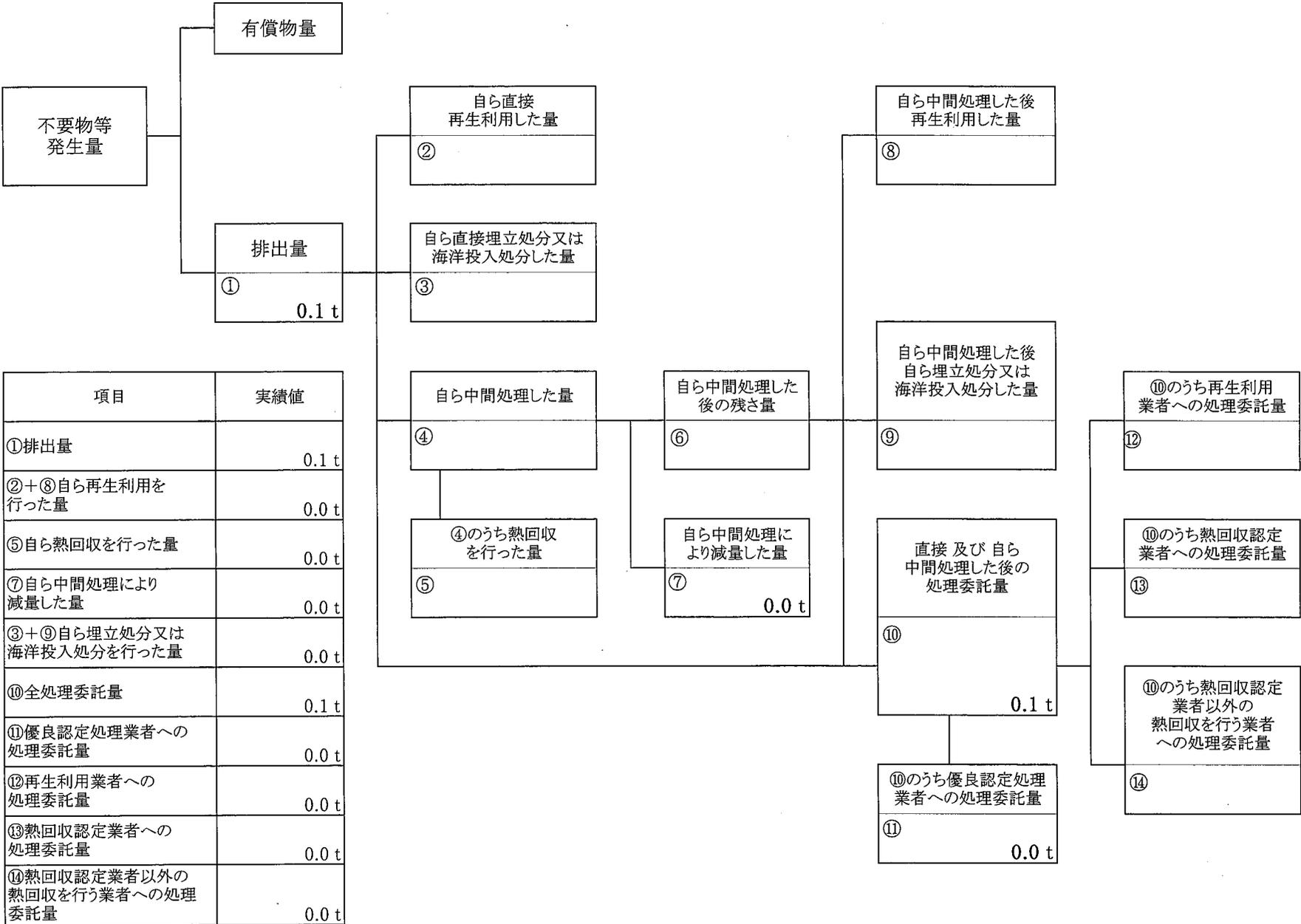
(産業廃棄物の種類: 廃油)



項目	実績値
①排出量	0.6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



項目	実績値
①排出量	0.1 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

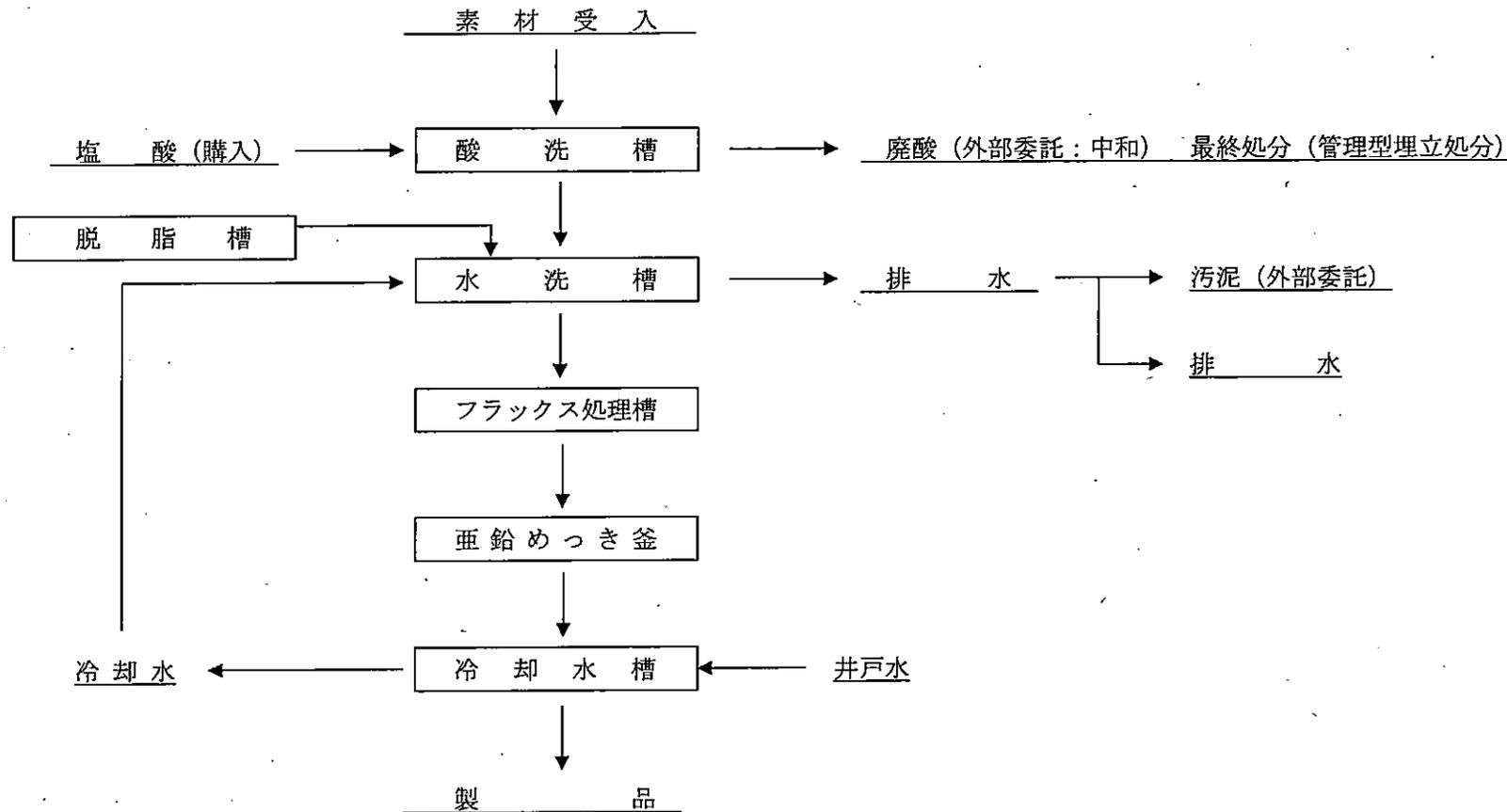
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

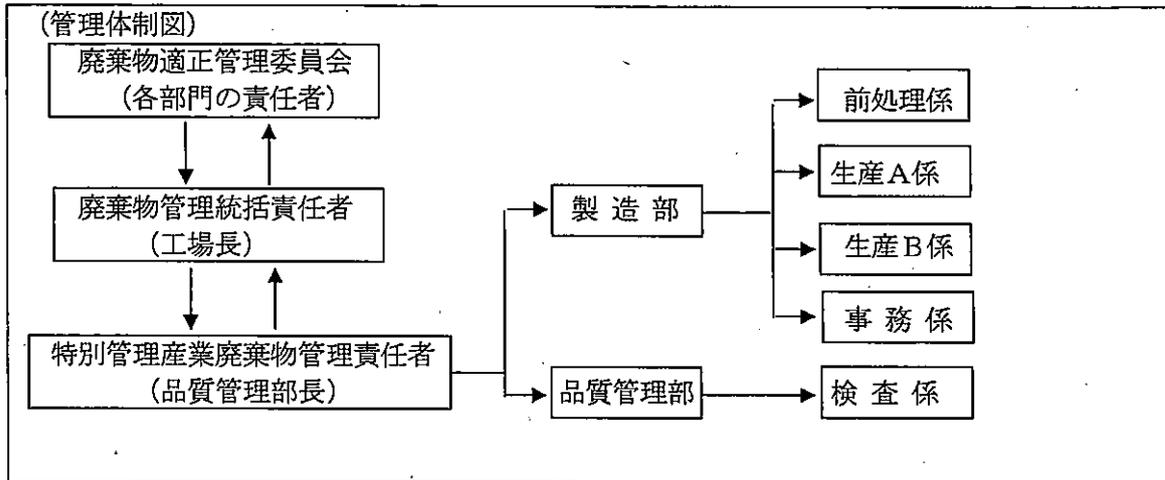
特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 2日	
千葉県知事 熊谷 俊人	殿
提出者 〒132-0033 住 所 東京都江戸川区東小松川4-35-7 氏 名 渡新工業株式会社 代表取締役 渡邊 剛 電話番号 03-3656-5231	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	渡新工業株式会社八千代工場
事業場の所在地	〒276-0047 千葉県八千代市吉橋1085-24
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：金属製品製造業
② 事業の規模	加工賃収入額 618百万円
③ 従業員数	38名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙

(日本工業規格 A列4番)

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (2024年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	排出量	252 t	t
	(これまでに実施した取組) 塩酸の濃度、鉄分の濃度管理を徹底して、排出量の低減に努めております。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	排出量	226 t	t
	(今後実施する予定の取組) インヒビター (反応抑制剤) の添加を検討中。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃酸は、操業に使用している槽、及び廃酸貯槽から、廃酸業者が引き取り実施。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状方式を、継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃酸からの有効成分の分離、回収を模索中。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、有効成分の分離、回収についての調査を継続する。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 中和処理のランニングコストが膨大になるため、産廃業者に引き取りをお願いしている。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 処理設備の増設が必要になり、当面は、現状方式を継続する。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度 (2024 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 外部委託処理後、埋め立て処分。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状方式を、継続する。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度 (2024 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全処理委託量	252 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	252 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定事業者に優先的に処理を委託する。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全処理委託量	226 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	226 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者に、優先的に処理を依頼する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度 (2024 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	252 t	
	(今後実施する予定の取組等) 2019年9月27日より電子マニフェストシステムの運用を開始しました。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年 6月 2日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒132-0033
住 所 東京都江戸川区東小松川4-35-7
氏 名 渡新工業株式会社
代表取締役 渡邊 剛
電話番号 03-3656-5231

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2024年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	渡新工業株式会社八千代工場
事業場の所在地	〒276-0047 千葉県八千代市吉橋1085-24
事業の種類	大分類：製造業 中分類：金属製品製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年4月～2025年3月

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	252 t	全処理委託量	252 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	153 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	280 t
	前年度	252 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)
2019年9月27日より電子マニフェストシステムの運用を開始しました。

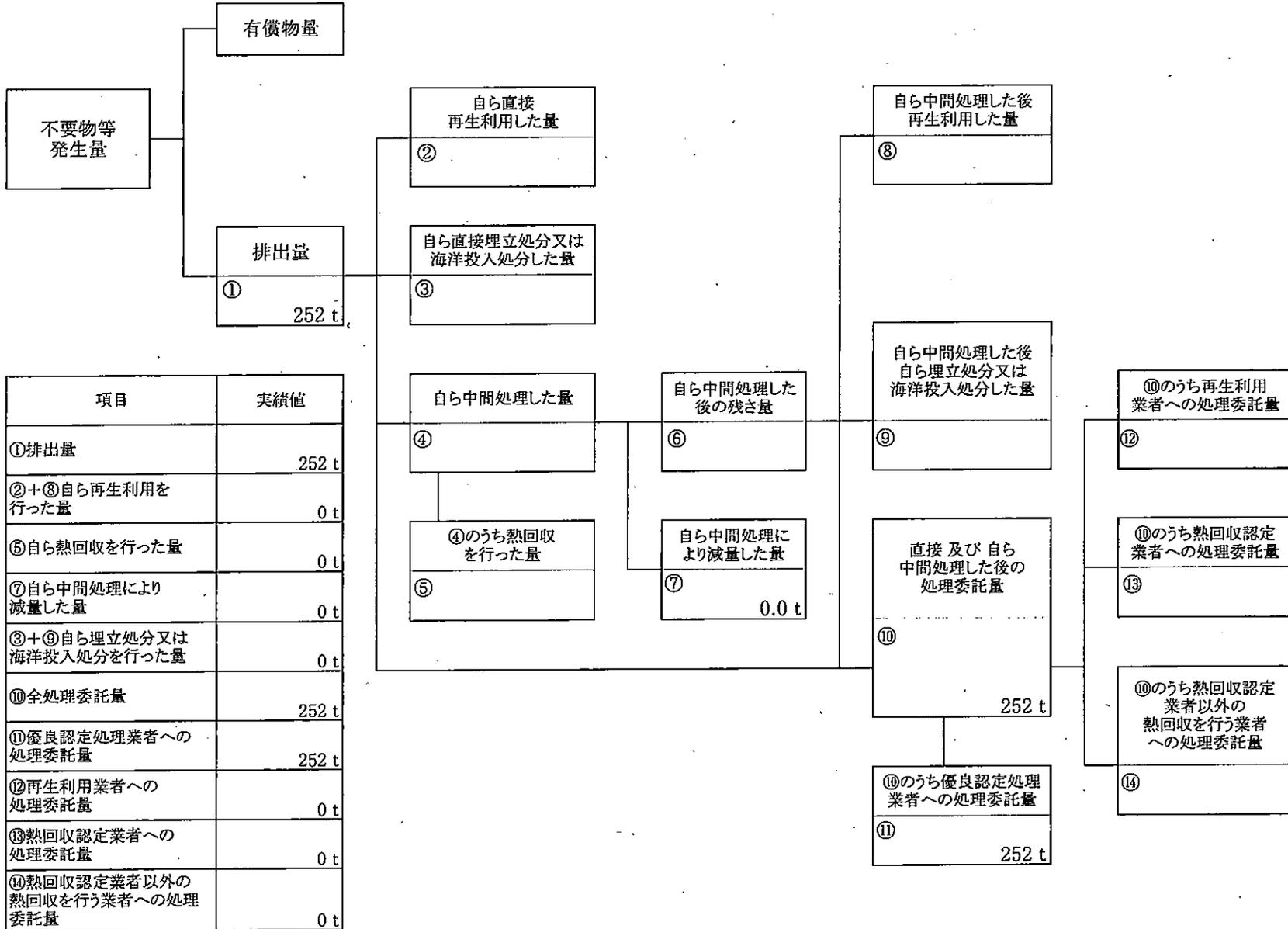
※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸

)



項目	実績値
①排出量	252 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	252 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	252 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。